平 成 30 年

第1回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 30 年 3 月 7 日 閉 会 平成 30 年 3 月 20 日

大 津 町 議 会

平成30年第1回大津町議会定例会 会期日程

月日	曜	開議時刻	区分	日程	備考
3月 7日	水	午前 10 時	本会議	開会、提案理由説明	
3月 8日	木	午前 10 時	本会議	先議議案第1号から 議案第9号まで 質疑、討論、表決 議案第10号から議案 第38号まで質疑、委 員会付託	一般質問締切日 午後2時まで
3月 9日	金	午前 10 時	委員会	各常任委員会	午前9時 議運一般質問順番等
3月10日	土		休 会	議案等検討	各中学校卒業式
3月11日	日		休 会	議案等検討	
3月12日	月	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
3月13日	火	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
3月14日	水	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
3月15日	木		休 会	議案等整理	
3月16日	金	午前 10 時	本会議	一般質問	
3月17日	土		休 会	議案等整理	
3月18日	日		休 会	議案等整理	
3月19日	月	午前 10 時	本会議	一般質問	
3月20日	火	午前 10 時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
É	会	期		14 日	間

本 会 議

提案理由説明

諸般の報告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 平成29年度定期監査報告書
- 平成29年度大津町一般会計・特別会計・事業会計補正予算の概要
- 平成29年12月例月出納検査の結果について
- 平成30年1月例月出納検査の結果について
- 平成30年2月例月出納検査の結果について
- 専決処分の報告について
- 第6次大津町振興総合計画(案)

平成30年第1回大津町議会定例会会議録

平成30年第1回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第1日) 平成30年3月7日(水曜日) 三 宮 美 香 2 番 Щ 部 3 番 山本富二夫 1 番 良 樹 豊 久 金 英 5 番 瀨 和 佐 真 田 省 生 本 田 8 番 府 内 博 源 Ш 貞 夫 隆 出席議員 大塚龍一郎 典 光 10 番 11 番 坂 本 嶋 隆 13 番 田 14 番 津 田 桂 15 番 荒 木俊彦 16番桐 原 則 欠 席 議 員 職務のため 局 長 豊 住 浩 行 出席した 藤 佳 子 佐 事務局職員 町 長 入 勲 総務課行政係長 家 宮崎 俊 也 副 町 長 児 地方自治法第 田 121条第1 大 則 務 部 長 杉 水 辰 項の規定によ り説明のため 教 育 長 吉 良 智恵美

出席した者の 職氏名

住民福祉部長 本 郷 邦 之 済 経 部 長 古 庄 啓 起 土 木 部 長 併 任工業用水道課長 大田黒 郎

> 本 聖

熊

治

継

正

羽

中

総務部総務課長

総務部財政課長

管計

育 部 長 市 原 紀 幸 農業委員会事務局長 上 克 田

会議に付した事件

議案第	1号	大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について			
議案第	2号	平成29年度大津町一般会計補正予算(第6号)について			
議案第	3号	平成29年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について			
議案第	4号	平成29年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算			
		(第2号) について			
議案第	5号	平成29年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第4号)について			
議案第	6号	平成29年度大津町介護保険特別会計補正予算(第4号)について			
議案第	7号	平成29年度大津町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)について			
議案第	8号	平成29年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について			
議案第	9号	平成29年度大津町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について			
議案第1	0 号	大津町振興総合計画基本構想の策定について			
議案第1	1号	大津町振興総合計画基本計画の策定について			
議案第1	2号	平成28年熊本地震大津町復興基金条例の制定について			
議案第1	3号	大津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の			
		制定について			
議案第1	4号	大津町工場立地法地域準則条例の制定について			
議案第1	5号	大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について			
議案第1	6号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について			
議案第1	7号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について			
議案第1	8号	大津町公民館条例の一部を改正する条例について			
議案第1	9号	大津町町民集会所条例の一部を改正する条例について			
議案第 2	: 0 号	大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について			
議案第2	: 1 号	大津町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について			
議案第2	2 号	大津町介護保険条例の一部を改正する条例について			
議案第2	3 号	大津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係			
		る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改			
		正する条例について			
議案第 2	: 4号	大津町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部			
		を改正する条例について			
議案第2	5号	大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め			
		る条例の一部を改正する条例について			

議案第26号	大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効			
	果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す			
	る条例について			
議案第27号	大津町し尿運搬費の補助に関する条例の一部を改正する条例について			
議案第28号	大津町営住宅条例の一部を改正する条例について			
議案第29号	大津町地区集会所設置条例を廃止する条例について			
議案第30号	大津町瀬田地区生活改善センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例につ			
	いて			
議案第31号	平成30年度大津町一般会計予算について			
議案第32号	平成30年度大津町国民健康保険特別会計予算について			
議案第33号	平成30年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算につい			
	て			
議案第34号	平成30年度大津町公共下水道特別会計予算について			
議案第35号	平成30年度大津町介護保険特別会計予算について			
議案第36号	平成30年度大津町農業集落排水特別会計予算について			
議案第37号	平成30年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について			
議案第38号	平成30年度大津町工業用水道事業会計予算について			

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 議案第 1号 大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 2号 平成29年度大津町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第 7 議案第 3号 平成29年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第3 号)について
- 日程第 8 議案第 4号 平成29年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託 特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 9 議案第 5号 平成29年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第4号) について
- 日程第10 議案第 6号 平成29年度大津町介護保険特別会計補正予算(第4号)に ついて
- 日程第11 議案第 7号 平成29年度大津町農業集落排水特別会計補正予算(第3 号)について
- 日程第12 議案第 8号 平成29年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3 号)について
- 日程第13 議案第 9号 平成29年度大津町工業用水道事業会計補正予算(第1号) について
- 日程第14 議案第10号 大津町振興総合計画基本構想の策定について
- 日程第15 議案第11号 大津町振興総合計画基本計画の策定について
- 日程第16 議案第12号 平成28年熊本地震大津町復興基金条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 大津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 大津町工場立地法地域準則条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第16号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 について
- 日程第21 議案第17号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につい

て

日程第22	議案第18号	大津町公民館条例の一部を改正する条例について
日程第23	議案第19号	大津町町民集会所条例の一部を改正する条例について
日程第24	議案第20号	大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第25	議案第21号	大津町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
日程第26	議案第22号	大津町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第27	議案第23号	大津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
		介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
		に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
日程第28	議案第24号	大津町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準
		を定める条例の一部を改正する条例について
日程第29	議案第25号	大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
		に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第30	議案第26号	大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに
		介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に
		関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第31	議案第27号	大津町し尿運搬費の補助に関する条例の一部を改正する条例
		について
日程第32	議案第28号	大津町営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第33	議案第29号	大津町地区集会所設置条例を廃止する条例について
日程第34	議案第30号	大津町瀬田地区生活改善センター設置及び管理に関する条例
		を廃止する条例について
日程第35	議案第31号	平成30年度大津町一般会計予算について
日程第36	議案第32号	平成30年度大津町国民健康保険特別会計予算について
日程第37	議案第33号	平成30年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託
		特別会計予算について
日程第38	議案第34号	平成30年度大津町公共下水道特別会計予算について
日程第39	議案第35号	平成30年度大津町介護保険特別会計予算について
日程第40	議案第36号	平成30年度大津町農業集落排水特別会計予算について
日程第41	議案第37号	平成30年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第42	議案第38号	平成30年度大津町工業用水道事業会計予算について
		一括上程、提案理由の説明

午前10時12分 開会

開議

○議 長(桐原則雄君) ただいまから、平成30年第1回大津町議会定例会を開会します。 本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長(桐原則雄君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番坂本典光君、12番手嶋靖隆君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議 長(桐原則雄君) 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長津田桂伸君。

〇議会運営委員会委員長(津田桂伸君) おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、2月26日午前9時から町民交流施設集会室において、議会運営委員全員出席のもと、 また桐原議長に出席を願い、平成30年第1回大津町議会定例会について審議しました。

まず、町長提出議案について執行部から説明を求め、取り扱いについて協議しました。また、議事 日程、会期日程、その他議会運営全般について協議いたしました。なお、町長提出議案については、 議案第1号から議案第9号までの9議案については、先に専決すべき案件でありますので、8日の本 会議において、質疑、討論のあと、表決することに決しました。

一般質問については、本日の町長の施政方針を聞いたあと、8日の午後2時までの提出といたしま した。したがって、9日の午前9時から議会運営委員会を開催し、一般質問等の順番を決することに なりました。

会期日程については議席に配付のとおりです。本日から3月20日までの14日間といたしました。 なお、最終日に人事案件など追加提案される予定です。以上、桐原議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議 長(桐原則雄君) お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から3月20日までの14日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月20日までの14日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議 長(桐原則雄君) 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について

- O議 長(桐原則雄君) 日程第4 文教厚生常任委員会所管事務調査報告についてを議題とします。 文教厚生常任委員長から所管事務調査報告の申し出があっておりますので、この際これを許します。 文教厚生常任委員会委員長佐藤真二君。
- **○文教厚生常任委員会委員長(佐藤真二君)** おはようございます。ただいまから、平成29年度大津 町議会文教厚生常任委員会行政調査研修の報告を行います。

当委員会は、今年1月17日から19日にかけ、大阪府大東市、滋賀県大津市及び大阪市の大阪ATCグリーンエコプラザを訪問し、研修を行いました。

大東市、大津市の概況については、お手元に配付の資料のとおりです。

はじめに、大東市、1月17日、13時30分から大東市役所第3庁舎において、研修テーマは、 家庭教育支援事業についてということです。まず、同市議会の寺坂議長から歓迎のご挨拶をいただき、 引き続き、同市教育委員会学校教育部教育政策室からの説明を受け、質疑を行いました。

家庭教育支援事業の概要を申し上げます。この事業は、平成28年度から始まっております。趣旨 としては、子どもの健やかな育ちの基盤である家庭において、保護者が安心して子育てを行うための 支援を行います。また、家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たしながら連携し、子どもの健やか な成長のための教育環境の充実を図りますとなっております。

この事業の背景には、学力調査の結果がかんばしくないということがあったとのことで、学力向上のためには、学校の役割と家庭の役割をしっかりと分ける担い分けにより、家庭への意識付けと学校が教育に集中できる環境をつくることが必要との考えに基づいているということです。

施策の具体的な内容としましては、12の小学校校区ごとに相談訪問チームを設置し、1年生の家庭を対象に訪問チームが家庭訪問を行うというものです。実施体制といたしましては、全体を統括する地域協議会を置き、ここが全体の活動方針を定めます。協議会のもとには、基幹チームが置かれ、ここが訪問チームの支援活動についての助言・指導を行います。その下にあります相談訪問チームは、民生児童委員や青少年指導員、市民サポーター等で構成されているとのことでした。この訪問で期待できる効果としましては、幼児教育から学校教育へ環境が大きく変わる時期に不安や困りごとがある保護者が多いため、この解消を図ることができる。それから、義務教育課程の早い段階で学校と地域と保護者のつながりをつくり、家庭の孤立の防止を図るということなどです。

また、成果としても期待した効果が得られたとのことで、全国学力テストの結果も過去最高だった とのことでした。

事業の特徴としまして、家庭教育について所管課が学校教育課であること。これは縦割りを廃止し、 福祉部門や学校との連携を強めるということを目指したということです。それから、事業は文科省の モデル事業ともなっておりますが、これはあとからそうなったということで、当初は市長のトップダウンの意思から始まっているということです。現在は国の補助も幾らかあるようですけれども、もしそれがなくとも単費でもやる予定だったとのことでした。ちなみに、予算早く1千100万円とのことです。

また、この事業とセットになった家庭教育支援子育で講演会や保護者が子育でについて話すことができる育カフェというものも継続的に開催しているとのことでした。

事業の実施にあたっての課題への対策としましては、個人情報の取り扱いという問題がありましたけれども、これは個人情報保護審査会からの特例の答申を受け、例外事項を規定したとのことです。初年度は、民児協、民児協からの積極的な協力という感じではなかったということですが、2年目には民児協への団体補助を行ったことや初年度の成果が民生児童委員さんにとっても意味深いものだったとのことで、2年目には積極的に協力していただいているということです。また、この事業のほかに、学力向上のために市の施設でゼミを開催したり、市独自の学習到達度確認テストを行うなど、学力向上推進事業や英語教育推進事業など6つの事業を行っているとのことでした。

続きまして、滋賀県大津市です。大津市では、1月18日、13時30分より、同市議会の教育厚生委員会との意見交換会とラインを活用したいじめについての研修を行いました。大津市を研修先とした意図についてですが、ご承知のように、熊本地震後、大津市とは災害時相互応援協定を結んでおり、町長部局のほかにも消防団など、様々な団体レベルでも相互訪問等により交流を広げています。このため、行政調査に加え、先方の議会との教育厚生委員会とも意見交換を通した交流の機会としたところでした。

意見交換会には、河井委員長、岸本副委員長が出席されました。先方からの質問が、熊本地震の経験を踏まえたものがほとんどということもありましたが、できるだけ委員会の所掌を越えない範囲で、学校施設の避難所としての活用や災害時要援護者への支援等についての意見を交わしたところです。

次に、ラインを活用したいじめ相談についてです。ご承知のように、大津市では、2011年にいじめによる中学生の自死事件が起きています。その際の学校、教育委員会の対応が厳しい批判を受け、全国的にも大きな問題となり、大津市長は事件への対応を学校、教育委員会から市長部局に移し対応に当たったという経緯があります。この事件をきっかけに、2013年にはいじめ防止対策推進法が整備、施行され、これに基づき各市町村がいじめ対策基本計画を策定しています。昨年9月の議会でいじめ問題対策連絡協議会設置条例が可決されましたが、今後、そのさらなる見直しやライン等のSNSの活用を検討する等の意見もあったことから、今回の先進事例の研修につながったところです。

本件については、大津市市民部文化青少年課のいじめ対策推進室の芝原室長、見立主任から説明を受けました。まず、大津市のいじめ相談の体制ですが、各学校には、いじめ対策担当教員を配置し、いじめ対策委員会を置いています。また、教育委員会には、指導主事を中心にしたいじめ等事案対策検討委員会を置き、さらに市民部文化青少年課のいじめ対策推進室には相談調査専門員を中心に、大津の子どもをいじめから守る委員会を置いています。特徴的なのは、通常、学校、教育委員会、市長部局の順に事案への対応がエスカレーションしていくという仕組みなのですが、大津市では、教育委

員会の組織と市長部局の組織が並列になっているということです。

相談の窓口の種類としては、以前から電話や面談、着払い郵便、メールなどのチャンネルがありましたけれども、今回は新たにラインを導入したということです。これは小中学生を対象としたアンケートで、中学生が最も相談しやすい窓口がラインやチャットであるという結果を受けたものです。ラインによる相談は、サービスを提供しているライン株式会社と連携協定を結び、技術的な支援を受け、また、相談の受付は公営財団法人関西カウンセリングセンターへ委託しています。事業実施までにはそもそもテキストチャットでの相談対応が可能なのか、自殺予告などが発生するのではないか、いたずらが多発するのではないかなどと懸念事項もあったため、そうした事象への対応等についても警察との連携や委託先との十分な打合せなどを行い、周知の時期を段階的にするなど、慎重に事業を開始したとのことでした。実質的な事業開始は昨年11月からと、まだ開始間もない時期ではありましたけれども、短期間で既存の窓口より多くの相談、これにはいじめ以外の相談も含まれるとのことですが、相談件数も多く、事前に懸念されたいたずらや自殺予告などもないとのことです。これはラインのサービスの性質がいい方向に作用しているという面もあるようです。

成果としては、相談件数や内容を分析すると、中学生にとってはより相談しやすい窓口となっており、いじめ以外の人間関係や勉強、生き方、家族や先生に関するものなど、幅広い内容に対応できているとのことで、中学生にとってはよい相談窓口になっているのではないかと感じたところでした。

3日目は、10時30分より大阪市環境学習施設大阪ATCグリーンエコプラザで、スーパーバイザーの山野氏から説明を受け、また、施設の見学を行いました。まず、施設のあるアジア太平洋トレードセンター、これがATCです。トレードセンターですが、大阪市や金融、小売、情報、インフラ等の民間企業が共同で設立した会社が運営する大規模な複合施設です。この建物の11階にATCグリーンエコプラザがあり、面積は4千500平方メートルとかなり広い施設です。グリーンエコプラザは、環境ビジネスに関する常設展示場で、循環型社会づくりを目指す環境ビジネスのサービスや製品を紹介するほか、環境に関する学習施設として運営されています。はじめに、循環型社会形成のための法体系についての説明を受け、その後、ごみの減量や環境負荷軽減のための取り組みを推進する小型充電式電池のリサイクルやシステムなど、多くの製品や制度を見学しました。

また、施設の一つのコーナーにマンホールトイレや手動式浄水器等も展示されている防災製品もありましたので、そちらも見学をいたしました。

以上、文教厚生常任委員会の行政調査の概要を報告いたします。 以上です。

日程第5 議案第1号から日程第42 議案第38まで一括上程・提案理由の説明

○議 長(桐原則雄君) 日程第5 議案第1号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第42 議案第38号、平成30年度大津町工業用水道事業会計予算についてまでの38件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提出しております議案の説明 に先立ちまして、町政の基本姿勢について、所信の一端を申し述べさせていただきます。

未曾有の被害をもたらしました熊本震災から間もなく2年を迎えようとし、これからも被災された 方々の一日も早い生活再建と、早期復旧・復興を目指し、町民の皆さんとともに一歩一歩、着実に歩 みを進めてまいります。

生活再建に関わる災害公営住宅の建設や、庁舎建設などを計画しているところですが、国や県にバックアップをいただき、活力ある町の未来に結びつくよう事業を進めてまいりたいと考えております。今後、8年間のまちづくりの羅針盤となる「第6次振興総合計画基本構想・基本計画策定」つきましては、本議会においてご審議をいただくこととなっておりますが、少子・高齢化社会に向けた子育て支援、介護・医療等の総合的な取り組み、効率的・効果的な行財政運営、熊本地震からの復旧・復興を踏まえ、未来を担う子どもたちを育み、豊かな自然を次世代へ継承するため「夢と希望がかなう元気大津」を目指すこととしております。将来ビジョンへの一歩として、生活環境基盤への活力を支える機能性の高いまちとして、都市計画マスタープランの見直し、農工商併進で企業も地域も元気なまちづくりを進めてまいります。

それでは、「住民主体のまちづくり」基本理念のもと、熊本地震からの復旧・復興の実現のための 重点施策である「くらしの再建」、「命を守り、災害に強いまちづくり」、「社会基盤の復旧と経済再 生」に関する私の基本的な考え方を申し上げます。

まず、「くらしの再建」ついてでございます。

「住民の生活再建、再生」と「災害に強いまちづくり」には、住宅再建の早期実現が不可欠であります。そのため、本町では、平成30年度より災害公営住宅の建設に着工することとしております。 建設戸数は現在74戸を予定しており、被災者の方々へ順次提供してまいります。

ふるさとを愛する心を育てるために、地域の住民同士が支え、助け合う共助と地域力が重要であり、 その地域力を育むためにも、「守ろう、磨こう、創ろう」を掲げ、新たなコミュニティづくりを支援 してまいります。

次に、「命を守り、災害に強いまちづくり」についてでございます。

災害は、いつ、どこで、どのように起こるかわかりません。突然の災害から身を守るため、平時からの備えが重要であります。防災体制のさらなる強化のため、消防団を中核とした地域防災力の充実に取り組み、地域の実情に応じた対応、避難所への整備及び地域との連携強化への人材育成に引き続き取り組み、町民の皆さんとともに安心できるまちづくりを進めてまいります。

役場庁舎は、「行政機能の中枢」、「防災拠点」として大変重要なものであります。行政事務と管理 運営を効率的に行うことができ、町民に親しまれ、温かく利用される庁舎として、基本計画に基づき 庁舎建設に取り組んでまいります。

熊本地震で被災した、小中学校の体育館など多くの指定避難所は復旧しておりますが、災害発生から避難所解消までのプロセスを踏まえ、避難所として必要な機能を確保するとともに、地域の中核と

なる指定避難所について、新たな施設整備を検討してまいります。

地域の防災指導員や防災士連絡協議会等の連携強化を図り、各地域における自主防災組織や地域防 災リーダーの人材育成に引き続き力を入れ、被害を最小限に止めるための方策も強化してまいります。 グローバル社会に対応できる人材育成のため、子どもたちが夢を持ち、夢を育み、夢をかなえるた めの視野を広げる教育にも力を入れていきます。その一環として、台湾高雄市との教育、文化、観光 などの交流を深めてまいりたいと考えております。

次に「社会基盤の復旧と経済再生」についてでございます。

農工商併進と観光産業育成への取り組みですが、農業については、被災農業者向け経営体育成支援事業等の活用により、経営再建が着実に進みつつあります。農業用施設等の復旧は、町の経済再生に欠かせないもので、「強い農業」、「稼げる農業」としての本町農業の強化支援に努力してまいります。本町は、自然豊かで、空港、JR、国道等が走り、交通利便性がよく、企業や生活に適した所です。これまでどおり、地域の活力を維持するとともに、豊かな自然との調和が図られたメリハリのある土地利用の誘導を図り、少子高齢化など変化する社会情勢に対応した都市づくりを進めるため、都市計画マスタープランを見直し、企業、商業施設、福祉施設などの連携した地域公共交通ネットワーク再編によって高齢者や若者が安心して暮らせるよう、コンパクトなまちづくりを推進します。

また、「第7期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を基本に、高齢者福祉については、 人生の最期まで住み慣れた地域で暮らすことができる「地域包括ケアシステムの構築」を目指し、効 果的な介護予防事業や生活支援サービスの充実に取り組みます。

さらに、町総合運動公園等を町民の皆様の健康増進に活用していくとともに、スポーツ競技大会などで大津町の魅力を最大限に生かしたスポーツコンベンションの誘致を実現し、地域経済の活性化を促進してまいります。

以上、町政全般の運営に関する基本的な考え方と、今後のまちづくりにおける私の考えの一端を申 し上げましたが、引き続き、議会または町民の皆様のご協力をいただき、「夢と希望がかなう元気大 津」の実現を目指し、町民の皆さんとともに、全力をあげてまちづくりに取り組んでまいります。

町議会をはじめ、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、平成30年度の当初予算編成につきまして述べさせていただきます。

平成30年度の当初予算におきましては、引き続き、熊本地震からの復旧・復興に関する事業を最優先としながら、その他の事業につきましても、優先度の高いものを選択し、予算編成を行っております。

前年度の当初予算と比較しますと、熊本地震に係る、災害廃棄物処理事業等の大幅な減額が影響しまして、約33億3千万円の減額となっております。

基金につきましては、平成29年度末、現残高見込みは、熊本地震復興基金も含めまして、総額4 8億6千万円となります。うち、財政調整基金は21億5千100万円となる見込みです。

なお、平成30年度の当初予算編成時において、9億4千万円の財政調整基金繰入を予定していますので、繰入後の財政調整基金は12億1千100万円となる見込みです。

また、平成29年度末、起債残高は、平成28年度からの繰越事業や、熊本地震に係る地方債発行が大きく影響し、174億3千964万円となる見込みで、前年度比35億1千758万円の増となっております。

今後も災害復旧を最優先としながらも、次にくる災害への備え、さらには人口増に伴う行政需要への対応等もございますので、より一層の経費削減を行うとともに、引き続き効率的な行政運営をしていかなければならないと考えております。

続きまして、予算関係の提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号「平成29年度大津町一般会計補正予算について」から、議案第9号「平成29年度大 津町工業用水道事業会計補正予算について」までの8議案の各会計の補正予算につきまして、提案理 由の説明を申し上げます。

主なものとしては、国の補正予算成立に伴い、災害公営住宅建設事業や、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、室小学校増築事業等の増額補正、また、熊本地震関連事業の事業費確定に伴う補正で、災害廃棄物処理、公費解体などの減額補正などでございます。そのほか、各事業の確定に伴う補正を計上しております。

平成29年度の一般会計補正予算案及び各特別会計合わせて、補正予算案として、歳入歳出予算総額に7億4千620万2千円を増額補正するものであり、地方自治法第218条、第1項の規定により、議会の議決を求めるのです。

次に、議案第31号「平成30年度大津町一般会計予算について」から、議案第38号「平成30年度大津町工業用水道事業会計予算について」までの8議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案しております予算の総額は、各特別会計あわせまして211億2千267万4千円で、前年は骨格予算でありましたが、前年度比12.7%の減となっております。その内、一般会計は135億3千596万1千円で19.7%の減となっております。

一般会計の主な財源の構成比は、町税が33.2%、地方交付税が12.6%、国・県支出金が25.8%、町債8.6%となっております。

歳出で主なものは、熊本地震関連では、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業3億4千万円や住宅応 急修理事業6千393万6千円、熊本地震復興基金事業など、また、新規事業として、住宅補修費の 利子助成事業を計上しております。その他、地震以外では、社会資本整備総合交付金事業や、学校給 食センター改修事業等を計上しております。

このほか、お手元に一般会計予算等の概要を配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

平成30年度の一般会計予算案、135億3千596万1千円、各特別会計予算案及び事業会計予算案75億8千671万3千円を地方自治法第96条第1項第2項及び地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

続きまして、そのほかの案件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号「大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて、職員の給与を改定し、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第10号「大津町振興総合計画基本構想の策定について」及び議案第11号「大津町振興総合計画基本計画の策定について」でございます。町政の基本となるべき計画として、平成30年度から平成37年度の8カ年間の基本構想、平成30年度から平成33年度の前期4カ年間の基本計画を大津町振興総合計画策定審議会に諮問し、その答申をいただきましたので、大津町議会の議決すべき事項を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第12号「平成28年熊本地震大津町復興基金条例の制定について」でございますが、 平成28年発生の熊本地震からの早期復旧・復興を図るために、交付された熊本地震復興基金につい て、基金を創設して受け入れ、今後の復旧・復興事業に活用するため、条例を制定しようとするもの です。

議案第13号「大津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めた条例の制定について」でございますが、介護保険法が改正されたことに伴い、条例を制定しようとするものです。

議案第14号「大津町工場立地法地域準則条例の制定について」でございますが、工場立地法の改正に伴い、緑地面積率等について適用すべき準則を定めるため、条例を制定しようとするものです。

次に、議案第15号「大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、一般職の職員における給与形態を6級制から7級制に移行するに当たり、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第16号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、児童福祉法の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第17号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、 児童福祉法及び雇用保険法の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第18号「大津町公民館条例の一部を改正する条例について」でございますが、熊本地震により被災しました瀬田地区公民館分館の解体に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第19号「大津町町民集会所条例の一部を改正する条例について」でございますが、町民集会 所の付属設備備品の廃棄に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第20号「大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」及び、議案第21号「大津町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について」でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第22号「大津町介護保険条例の一部を改正する条例について」でございますが、第7期大津町介護保険事業計画を策定するために当たり、介護保険料額を変更することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第23号「大津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」 でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する 省令の制定に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第24号「大津町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例について」でございますが、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部 を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の制定に 伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第25号「大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」及び、議案第26号「大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効率的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の制定に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第27号「大津町し尿運搬費の補助に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、町内の汲取り世帯の減少に伴い、安定的なし尿収集運搬業務のため、運搬費の単価改正をするもので、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第28号「大津町営住宅条例の一部を改正する条例について」ございますが、公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第29号「大津町地区集会所設置条例を廃止する条例について」ございますが、各地区集会所の各地縁認可団体や各地域への移譲完了に伴い、条例の廃止をしようとするものです。

議案第30号「大津町瀬田地区生活改善センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」ございますが、大津町瀬田地区生活改善センターが熊本地震により、使用不能となり解体したため、条例の廃止をしようとするものです。

議案第1号及び議案第12号から議案第30号までは、条例の制定及び条例の改正並びに条例の廃止ですので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、所管部長より詳細説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。

11時より再開します。

午前10時52分 休憩

 \wedge

午前11時00分 再開

○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、念のため申し上げます。各部長の説明は、議案第1号から議案第9号まで、議案第10号

から議案第30号まで、議案第31号から議案第38号まで分けて説明を求めます。 総務部長杉水辰則君。

○総務部長(杉水辰則君) おはようございます。議案第1号、大津町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案集は1ページから5ページ、説明資料集は1ページから17ページになります。

説明資料集の1ページをお願いいたします。改正の内容としましては、人事院及び熊本県人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴い、大津町の一般職の職員についても給料、勤勉手当等の額を改定しようとするものです。熊本県人事委員会の勧告は、従業員数が50人以上の688事業所から無作為抽出した県内218事業所を対象に民間給与の調査を実施し、支給実績を把握した上で格差を解消しようとすることを基本に勧告が行われております。勧告の内容は、第一に、平成29年の給与改定として、民間給与との格差1千203円、率にして0.33%を解消するため、給料表の水準を引き上げることや、勤勉手当については、0.2カ月分を引き上げること。2番目としまして、給与制度の総合的見直し期間を2年間延長し、平成28年4月から実施していた給与の総合的見直しについては、影響額が2千500円以下の場合を除き、差額の3分の2を保障する。3番目に、扶養手当を段階的に見直すとして、平成31年度以降は配偶者に対しては6千500円、子に対しては1万円とするよう勧告しております。

説明資料集の2ページをお願いいたします。大津町の給与改定の内容でございますが、月例給については、行政職給料表の引き上げ額は国に準拠し、初任給は2千500円、若年層も同程度、その他は800円引き上げを基本に、若年層に重点を置いた改定となっております。今回の給料改定により、職員の給料は月額平均1千206円引き上げられ、総額では年間で301万5千円の増額となります。次に、勤勉手当については、平成28年度と比較し、平成29年度においては、12月期の勤勉手当を0.8カ月から1.0カ月分に、0.2カ月分引き上げ、平成30年度からは6月期を0.8カ月から0.9カ月に、12月期を0.8カ月から0.9カ月に、それぞれ0.1カ月分引き上げ、年間支給率を0.2カ月分引き上げるものとなっております。

次に、給与制度の総合的見直しの期間延長でございますが、平成28年4月に実施された新たな給料表は、国の表等に準じた給料表に切り替えることや、給料については0.3%から4.2%、平均で2%引き上げるという内容で、給料引き下げに伴う生活への影響を考慮し、2年間の経過措置を講じることとされ、大津町においても平成30年3月まで経過措置を講じてきたところでございます。平成30年4月からこの経過措置がなくなることにより、影響を受ける職員がいることから、熊本県人事委員会においても、この保障の期間を2年間延長することとし、影響額が2千500円以下の場合を除き、差額の3分の2を保障するというもので、大津町においても、熊本県の取り扱いに準じることとしております。

大津町における影響でございますが、対象者は30人で、影響額としては給料が70万1千円、期 末勤勉手当が27万9千円、合計98万円となっております。

説明資料集の3ページをお願いいたします。次に、扶養手当の段階的見直しでございますが、人事

院勧告等に基づき、配偶者に対しては、現在1万3千円の扶養手当を段階的に減額し、30年度に1万円に、31年度以降は6千500円に減額し、子に対する扶養手当は現在の扶養手当6千500円を29年度は7千円に、30年度は8千円に、31年度以降は1万円に増額しようとするものです。

大津町における影響は、平成29年度においては対象者が83人で、影響額は78万6千円、平成30年度は対象者が100人で影響額は60万6千円となっております。

条例の改正分についてご説明申し上げます。

説明資料集の4ページをお願いいたします。改正条例は3条からなっており、まず、改正条例第1条の内容ですが、この条文は、平成29年度支給分についての改正内容となっております。給与条例第8条第2項で、子と孫を明確に分け、第3項で子に対する扶養手当を6千500円から7千円とするものです。

説明資料集の5ページをお願いいたします。第9条の改正は、条ずれや文言等を整理したものです。 説明資料集の7ページをお願いいたします。第19条第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員に対する支給する勤勉手当を12月に支給する場合においては、100分80から100分0100に改定し、0.2カ月分を引き上げるものです。第2号は、再任用職員に対する勤勉手当を12月に支給する場合においては100分037.5から100分047.5に改定し、0.1カ月分を引き上げるものです。

説明資料集の8ページをお願いいたします。別表第1行政職給料表を国に準拠して改正しております。

続きまして、説明資料集の14ページをお願いしたいと思います。改正条例第2条でございますけども、この改正は、人事院勧告等に対する経過措置後の改正内容となっております。給与条例第8条は、子に対する扶養手当を1万円、その他の扶養親族に対する扶養手当を6千500円とするものです。第9条第1項から第3項までの改正は、扶養手当が単純化されたことに伴い、不要な手続き等について削除するものです。

説明資料集の16ページをお願いいたします。第19条第1項は、再任用職員以外の職員に対する 勤勉手当の支給率を100分の90とするものです。第2項は、再任用職員に対する勤勉手当の支給 率を100分の42.5とするものです。

説明資料集の17ページをお願いいたします。改正条例第3条は、平成28年に改正された給与条例の不足を改正するもので、給与支給の特例を2年間延長し、差額が2千500円を超える職員に対し、差額の3分の1を減じた額を支給するというものです。

議案集の7ページをお願いいたします。附則第1条第1項で、この条例は、公布の日から施行するとし、第1条を除く規定は、平成30年4月1日から、第2項、第3項で、第1条の規定中、給与条例第19条は、平成29年12月1日から、その他の規定は平成29年4月1日から適用することとしております。第2条で、改正前の給与条例に基づいて支給された給与については、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすこととしております。第3条で、扶養手当について平成30年度は配偶者に対し1万円、子に対しては8千円、その他の扶養親族に対しては6千500円とするなど、

段階的な見直しに関する規定を行っております。

議案集の9ページをお願いいたします。第4条の規定で、今回の改正で変更上、必要と認められる場合においては、必要な調整を行うことができるようにしております。第5条の規定は。期末手当基礎額を給料月額と改正条例第3条の規定に基づいた調整額との合算額としたものです。

以上、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第2号、平成29年度大津町一般会計補正予算(第6号)についてご説明申し上げます。

補正予算書をお願いしたいと思います。

今回の補正は、熊本地震関連に伴う災害公営住宅建設事業、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、また、児童数の増に伴う室小増築建設費関連の補正と、平成29年度の人事院勧告並びに県人事委員会勧告で、そのほかは、各事業の確定や執行見込みに伴う不用額の減額補正などが主なものとなっております。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せまして、別紙補正予算の概要をお願いしたいと思います。

第1条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ9億2千943万6千円を追加し、予算の総額を219億3千46万9千円とするものです。

第2条で、翌年度に繰り越して使用することができる経費を「第2表繰越明許費」のとおりとして おります。

第3条で、債務負担行為の変更を「第3表債務負担行為補正」のとおりとしております。

第4条で、地方債の追加及び変更を「第4表地方債補正」のとおりとしております。

8ページ、9ページをお願いいたします。繰越明許費の追加及び変更ですが、熊本地震関係事業を中心に追加で25本の事業で、合計23億4千621万4千円の追加と、災害公営住宅建設事業1本を変更し、16億4千840万円の増額をお願いしております。

10ページをお願いいたします。債務負担行為の補正ですが、変更で畜産経営体質強化支援資金利子補給を期間が平成30年度から38年度までを1年間延長して39年度まで、限度額を87万5千円から232万3千円へ変更をお願いするものです。

11ページをお願いいたします。地方債の補正ですが、追加で、国の補正予算に伴い、熊本地震関連の3本と児童数の増加に伴う室小増築工事の事業で、合計9億9千940万円の起債を新たにお願いするものです。

12ページをお願いいたします。変更では、熊本地震の関係で事業を見直したことや災害復旧関係で実績に基づき事業費が減少したものなど、12本の事業で7億3千420万円を減額し、補正後の限度額の合計を20億3千700万円とするものです。

歳出から主なものについてご説明申し上げます。

歳出につきましては、国の補正予算に伴います大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、災害公営住宅 建設事業、室小増築工事などの増額分と、先ほど申し上げました人事院勧告等の給与改定が主なもの でございます。そのほか、各事業の確定や執行見込みによる不用額の減額補正が主なものです。説明 は、増額したものを中心にさせていただきます。

39ページをお願いいたします。款2、項1、目6企画費の節8報償費と節14使用料及び賃借料は、ふるさと納税をされた方への返礼品の謝礼と、ふるさと納税システムのさとふるの使用料については、昨年の12月補正でも増額させていただきましたが、12月の駆け込みによるふるさと納税が950件、1千51万円で、見込みより大幅に増加したため、2月分の返礼品とシステム使用料の支払い分については不足額が生じたため、予備費充用で対応させていただきましたが、今後は3月分の支払いについても不足しますので、3月補正で増額をお願いするものでございます。3月分までのふるさと納税の総見込額は1千765万3千円を見込んでおります。

41ページをお願いいたします。目11地域づくり推進費の節19補助金で、1、地域づくり活動 支援事業補助金は、地域で取り組む行政区が増加したことに伴い、増額をお願いするものです。

49ページをお願いいたします。款3、項1、目1社会福祉総務費の節28介護保険特別会計繰出金は、介護給付費の居宅サービスや地域密着型サービスの増に伴い、町負担分の増額をお願いするものです。

50ページをお願いいたします。目2障害者福祉費の節20扶助費で、障害福祉サービス事業と障害児支援費事業は、利用額の増により不足額分を見込み増額をお願いするものです。節23は、いずれも平成28年度事業の確定に伴う負担金の返還金です。

55ページをお願いいたします。目10臨時福祉給付金費で、節23は、いずれも事業の確定に伴 う給付金等の返還金をお願いするものです。

59ページをお願いいたします。項2、目4保育給付費で、節19施設型給付費・地域型保育給付費は、保育園等の処遇改善加算の追加による増額補正をお願いするものです。

61ページをお願いいたします。項3、目2熊本地震関係費で、節23は、平成28年度災害救助 費負担金の額の確定に伴う返還金です。

66ページをお願いいたします。款6、項1、目1農業委員会費、節1報酬は、新制度に移行し、 農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、活動成果と実績に応じて交付されるもので、 実績見込みにより増額補正をお願いするものです。

68ページをお願いいたします。目3農業振興費、節23過年度補助金返還金は、経営体育成支援 事業補助金と青年就農給付金事業補助金、経営所得安定対策推進事業補助金の額の確定に伴い、不用 額を返還するものです。

80ページをお願いいたします。款8、項3、目6熊本地震関係費で、節15工事請負費は、熊本 地震で被災した町内の大規模盛土造成地で吹田団地3カ所と美咲野団地1カ所、計4カ所の滑動崩落 防止事業ですが、国の補正予算が付きましたので、増額補正をお願いするものです。次年度に繰り越 して事業を実施するものでございます。

81ページをお願いいたします。款8、項4、目4熊本地震関係費です。節13と節15は、災害 公営住宅建設に伴う委託費と工事費です。立石、引水、吹田の3団地分です。これも国の補正予算に 伴い、増額補正をお願いするものです。

83ページをお願いいたします。款9、項1、目7社会資本整備総合交付金事業の節13委託費は、 瀬田地区避難所建築に係る設計と業務委託費でございます。その下が楽善防災倉庫に非常用発電設備 を設置するための設計業務委託分でございます。その下、節15は、ただいま説明いたしました楽善 防災倉庫非常用発電設備の工事費をお願いするものです。

86ページをお願いいたします。款10、項1、目2、節14使用料及び賃借料の校務支援システム使用料(過年度分)13万円は、小中学校で使用している事務支援システムの使用料で、平成27年度、28年度分の2カ月分の未支払い分が判明いたしましたので、今回補正をお願いするものです。このことは、支払い事務の際の確認漏れが要因であり、それを確認するチェック体制が甘かったためと十分反省をいたしております。今後再びこのような事案が発生しないように再発防止に努めてまいりたいと存じております。

88ページをお願いいたします。 款10、項2、目1学校管理費で、節11光熱水費は、小学校の電気・水道代が長引く寒波による影響で不足額が見込まれるため増額補正をお願いするものです。

89ページをお願いいたします。節15小学校施設改修工事は、美咲野小学校で4月から支援学級のクラス増に伴い施設整備をお願いするものです。

90ページをお願いいたします。目3学校建設費で、節12役務費から節15工事請負費は、室小 増築工事に伴い、建築確認申請に伴う証紙代と建設工事に伴う監理業務委託費、増築分の工事費をお 願いするものです。これも国の補正予算で補助が付くものです。

91ページをお願いいたします。項3、目1学校管理費で、節11光熱水費は、小学校と同様、電気・水道代の不足額が見込まれるため増額補正をお願いするものです。

97ページをお願いいたします。項5、目4文化振興費で、節19は、江藤屋敷の復旧工事の実績 に伴い、増額補正をお願いするものです。

104ページをお願いいたします。項6、目4社会資本整備総合交付金事業費で、節13、節15 は、運動公園の井水ポンプを停電時にも使用できるように非常用発電設備の整備を行うための設計業 務委託費と工事費です。国の補正予算が付き増額補正をお願いするものです。

107ページをお願いいたします。予備費で財源の調整をしております。ただし、この予備費には、あとで歳入のところでもご説明いたしますが、県の復興基金の創意工夫分2億7千803万2千円が含まれております。これは県の復興基金から各市町村の被害状況に応じて交付されるもので、平成29年度の事業で事業費の確定する3月末で充当可能な額を差し引き、残りを復興基金として積み立て、後年度の対象とする事業の財源とするものです。

次に、歳入をご説明申し上げます。

16ページをお願いいたします。 款 1、項 1 町民税、目 1 個人から 1 7ページの項 3、目 1 軽自動車税までは、いずれも税収見込みによる増額補正でございます。

款9、項1、目1地方特例交付金と款11、項1、目1交通安全対策特別交付金は、いずれも交付金の額の確定に伴うものです。

18ページをお願いいたします。款12分担金及び負担金については、それぞれ事業の確定に伴う ものですが、目2民生費負担金の節1現年分私立保育所分については、私立保育園の保育料の実績見 込みによる増額分でございます。

19ページをお願いいたします。款13、項1使用料は、公共施設の使用料の実績に伴う補正ですが、特に運動公園多目的広場、文化ホールの利用増により増額補正となっております。

20ページをお願いいたします。款14国庫支出金から款15県支出金については、それぞれの事業の確定見込みに伴うものですが、増額補正をしたものを中心にご説明申し上げます。款14、項1、目1、節1児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金は、歳出でもご説明しました保育園等の処遇改善加算の追加による国庫負担金分で、国が2分の1を負担するものです。節3社会福祉負担金の国民健康保険基盤安定負担金は、額の決定に基づく補正です。

21ページをお願いいたします。目3災害復旧費国庫負担金は、公共土木災害関連の激甚災害指定に伴い、補助率嵩上げにより国庫負担金が増額される分です。目4教育費国庫負担金で、節2小学校費負担金は、歳出でもご説明しました、室小学校増築工事に係る国庫負担金です。補助対象経費の2分の1を国が負担するものです。

22ページをお願いいたします。項2、目1、節3の地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業補助金は、社会福祉協議会への委託に充てているもので、補助基本額の嵩上げにより増額補正するものです。目2、節2衛生費補助金で、がん検診推進事業他補助金は、実績見込みによる増額補正でございます。目2、節2都市計画費補助金で、社会資本整備総合交付金(都市防災)は、歳出でご説明しました、国の補正予算関連で運動公園の井水ポンプ非常用電源設備と楽善地区防災倉庫の非常用発電設備並びに瀬田地区避難所の実施設計分の国庫補助金分でございます。その下、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業補助金は、同じく歳出でご説明しました、吹田団地3カ所、美咲野団地1カ所の国庫補助金分でございます。その下の災害公営住宅整備等補助金は、これも歳出でご説明しました、立石、引水、吹田の3カ所に建設予定の災害公営住宅分の補助金です。

23ページをお願いいたします。目4、節3幼稚園奨励費補助金は、私立幼稚園就園奨励費は、国の補助交付額の決定による増額分でございます。

24ページをお願いいたします。款15、項1、目2、節1社会福祉負担金で、国民健康保険基盤 安定負担金は、国と同じく額の決定に基づく県負担分の増額補正です。節2児童福祉費負担金の子ど ものための教育・保育給付費県費負担金は、保育園等の処遇改善加算の追加による県負担分で、県が 4分の1を負担するものです。

25ページをお願いいたします。項2、目1、節1総務費補助金は、消費者行政推進事業の実績見込みによる補正分です。目2熊本地震復興基金交付金で、市町村創意工夫事業は、歳出の予備費のところでご説明しました熊本地震の被災状況に応じて県復興基金から交付されるものです。それぞれの市町村で通常の補助事業や復興基金メニュー分以外で被災者支援等に使用できる財源となっております。平成29年度の事業確定後に充当し、その残りを町の復興基金として積み立てて、後年度の事業の財源として使用することとなっております。

26ページをお願いいたします。目2、節3児童福祉費補助金で、多子世帯子育て支援事業補助金は、入所児童数の実績見込みによる増額分でございます。節4人権啓発福祉センター費補助金は、隣保館運営費補助金の交付額の決定に基づく増額分です。

27ページをお願いいたします。目4、節1農業委員会費補助金で、農地利用最適化交付金は、歳 出でもご説明しましたとおり、新制度に移行し、農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進する ため、活動成果と実績に応じて交付されるもので、実績見込みにより県から交付される分です。

28ページをお願いいたします。目8、節1農業用施設災害復旧費補助金は、激甚災害指定による 補助率増高により、補助金が増額されるものです。

29ページをお願いいたします。款16、項2、目1、節1土地建物売払収入の法定外公共物売払収入は、里道水路の売り払い実績による増額補正です。その下、普通財産売払収入は、町の普通財産3件分の売り払い実績による増額補正でございます。節2町有林立木売払収入は、今年度の実績見込みによる補正です。

30ページをお願いいたします。款17、項1、目1、節1一般寄附金は、歳出でご説明しました、 ふるさと納税分の寄附額の見込みにより増額補正をするものです。

32ページをお願いいたします。款20、項3、目2、節1災害援護資金返還金は、熊本地震に伴 う災害援護資金の返還金で、一括繰上償還された実績による増額補正です。

34ページをお願いいたします。款21、項1、目2、節2都市計画債で、補正予算債(都市防災総合推進事業)は、前にも説明しました運動公園の井水ポンプと楽善防災倉庫の非常用発電設備整備、瀬田地区避難所の実施設計に伴う起債分でございます。次の補正予算債(災害公営住宅建設事業)は、災害公営住宅建設3カ所分の起債分でございます。節4災害関連事業債で、補正予算債(大規模盛土造成地滑動崩落防止事業)は、これも前にご説明しました、吹田団地3カ所、美咲野団地1カ所分の起債分でございます。

35ページをお願いいたします。款 21、項 1、目 8 教育費は、室小学校増築分に係る補正予算債の起債分でございます。

108ページから110ページをお願いいたします。給与費明細でございます。

110ページをお願いします。(2) 給料及び職員手当の増減額の明細でございますが、第1号議案でご説明しました人事院勧告等に基づく給料の改定額は287万6千円、扶養手当が75万6千円、期末勤勉手当が1千351万5千円、その他の増減は給料で育児休業、病気休職による減額などにより3千269万6千円の減額、期末勤勉手当も同様の理由により1千508万1千円の減額となっております。その他の増減は本人の申請等に基づくものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長本郷邦之君。
- **〇住民福祉部長(本郷邦之君)** こんにちは。議案第3号からご説明申し上げます。平成29年度大津 町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いします。補正予算の概要は36ページからになります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9千522万5千円を減額し、歳入歳 出予算の総額をそれぞれ36億4千131万3千円とするものです。

今回の補正では、高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金の額の確定による減額補正が主なもので、歳入につきましては、国保税の地震減免分と保険財政共同安定事業交付金の減額と国費の財政調整交付金の増額が主なものとなります。

歳出からご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。款 1、項 1、目 1 一般管理費は、法改正システム改修委託料の実績によるものでございます。款 2、項 1、目 1 一般被保険者療養給付費と、款 3、項 1、目 1 後期高齢者支援金は、財源の組み替えでございます。

14ページをお願いいたします。款 4、項 1、目 1 前期高齢者納付金と款 5、項 1、目 2 老人保健事務費拠出金は、これも財源の組み替えでございます。款 6、項 1、目 1 介護納付金は、額の確定に伴う補正でございます。

15ページをお願いいたします。款7、項1、目1高額医療費共同事業医療費拠出金と目3保険財 政共同安定化事業拠出金は、事業費の確定に伴い、減額補正をするものです。

16ページをお願いいたします。款8、項1、目1特定健康審査等事業費は、保健事業に伴う臨時職員賃金の実績見込みによる減額補正でございます。款11、項1、目3償還金は、過年度分国費の療養給付費負担金と調整交付金の精算による補正でございます。款12予備費で、財源の調整を行っております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

予算書の9ページをお願いいたします。款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税は、熊本地 震による保険税の減免と被保険者数の減少に伴う減額補正でございます。目2退職者被保険者等国民 健康保険税も同様でございます。

10ページをお願いいたします。款3、項1、目1療養給付費等負担金は、国からの負担金の見込みによる増、目2の共同事業負担金と目3特定健康診査等負担金は、額の確定に伴う補正でございます。款3、項2、目1財政調整交付金は、額の交付見込みによる補正でございます。目2システム開発費等補助金は、システム改修に対する補助で、額の確定による補正でございます。

11ページをお願いいたします。款4、項1、目1共同事業負担金、目2特定健康診査等負担金は、 県からの負担金額の確定に伴う補正でございます。款5、項1、目1療養給付費等交付金は、退職者 医療交付金の額の変更に伴う減額でございます。款7、項1、目1共同事業交付金は、月額80万円 以上の医療費を対象に交付されるもので、目2保険財政共同安定化事業交付金は、月額80万円未満 の対象に交付されるもので、いずれも額の確定による補正でございます。

12ページをお願いいたします。款9、項1、目1一般会計繰入金の節1保険基盤安定繰入金、節4財政安定化支援事業繰入金のいずれも額の決定によるものでございます。款12、項3、目3雑入は、保険給付費の返還金で、被保険者の労災が認められたことによる保険者への返還金が主なものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第6号、平成29年度大津町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきまして ご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、歳入では、国や県等の負担金及び補助金等の実績見込みによるもの。歳 出では、介護給付費の増額や各種事業の実績見込みに伴うものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千197万6千円を追加し、歳入歳出 それぞれ26億8千499万2千円とするものでございます。

歳出についてご説明申し上げます。主なものについてご説明申し上げます。

予算書12ページをお願いいたします。補正予算の概要は41ページからになります。款1、項1、目1一般管理費、節13委託料は、介護保険制度改正対応介護認定システム改修委託に伴う増額でございます。款1、項4、目1計画策定等委員会費、節13委託料は、介護保険事業計画策定業務委託の実績見込みによる減額でございます。

予算書の13ページをお願いいたします。款2、項1、目1介護サービス等諸費は、介護給付費を それぞれの実績により説明欄のとおり増減を行うものでございます。

予算書14ページをお願いいたします。款3、項1、目1介護予防・生活支援サービス事業費、節13委託料につきましては、訪問型サービス事業及び通所型サービス事業の実績見込みによる減額でございます。節19負担金補助及び交付金は、介護予防・生活支援サービス事業費の実績見込みによる減額でございます。

予算書の15ページをお願いします。款3、項1、目2介護予防ケアマネジメント事業費は、節13委託料で、介護予防ケアマネジメント委託の実績見込みによる減額でございます。款3、項3、目1包括的支援事業費、節1報酬は、地域包括支援センター非常勤職員の実績見込みによる減額です。内訳は、補正の概要に記載のとおりでございます。

16ページをお願いいたします。節13委託料は、介護予防プラン作成委託の実績による減額や地域包括支援システム改修等対応委託の増額が主なものでございます。

17ページをお願いいたします。節20扶助費は、家族介護用品支給事業の実績見込みによる減額 でございます。款6、項1、目1予備費で、財源調整をいたしております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

予算書の8ページをお願いします。概要は40ページからになります。款3、項1、目1介護給付費負担金、節1現年度分は、介護給付費の実績見込みによる国負担分の増額でございます。款3、項2、目1調整交付金、節1現年度分調整交付金は、国からの調整交付金の実績見込みによる減額でございます。節2総合事業調整交付金も総合事業調整交付金の実績見込みによる減額でございます。目2地域支援事業交付金も実績見込みによるものでございます。

予算書の9ページをお願いいたします。款3、項2、目4介護保険事業費補助金、節4介護職員処 遇改善加算取得促進特別支援事業補助金は、実績見込みによる国補助金の減額でございます。款4、 項1、目1介護給付費交付金、現年度分は、これも実績見込みによる支払い基金からの交付金の増額 でございます。目2地域支援事業支援交付金につきましては、実績見込みによる交付金の減額でござ います。

予算書10ページをお願いいたします。款5、項1、目1介護給付費負担金は、実績見込みによる 県負担金の増額でございます。款6、項1、目1介護給付費繰入金、現年度分は、実績見込みによる 増額でございます。

予算書11ページをお願いいたします。款6、項1、目2地域支援事業交付金、目3低所得者保険料軽減負担金繰入金、目4その他一般会計繰入金もそれぞれ実績見込みの増減でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第8号、平成29年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成29年度の保険料の熊本地震減免に伴う収納見込み及び歳出の後期 高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴うものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は44ページになります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千190万6千円を減額し、歳入歳 出それぞれ2億8千684万3千円とするものでございます。

まず、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金、節19の現年分保険料負担金は、熊本地震に伴う減免により保険料が減少し、額の確定通知に基づき減額補正となるものです。また、3.保険基盤安定負担金も額の確定による減額補正でございます。款3、項1、目1健康診査費は、節13委託料の健康診断及び歯科口腔健診の受診者の実績により減額するものでございます。款5、項1予備費で財源を調整いたしております。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。款1、項1後期高齢者医療保険料の各目の補正につきましては、主 に熊本地震に伴う減免を行ったことによるものと、それぞれの収納見込額による補正でございます。 款4、項1、目2保険基盤安定繰入金の減額は、額の確定による減額でございます。

8ページをお願いいたします。款6、項1、目1延滞金と款6、項2、目1保険料還付金は、収納 見込みによる補正でございます。款6、項4、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、健康診 査の受託分で、実績見込みによる減額でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

- ○議 長(桐原則雄君) 経済部長古庄啓起君。

議案集は13ページ、予算の概要は38ページです。

予算書の1ページをお願いします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ55万5千円を追加し、予算の総額を4千528万3千円とします。

歳入からご説明申し上げます。

予算書の7ページをお願いします。款2、項1、目1、節1財産収入です。分収林収益分収金、これは森林整備センターへ分収している山林を間伐により売却した木材の分収金でございます。携帯電話無線基地局貸付料、これは携帯電話会社へ基地局のための土地の貸付料でございます。

歳出をご説明申し上げます。

予算書の8ページをお願いします。款1、項1、目1一般管理費です。節28繰出金、一般会計繰出金です。真木団地の造林事業の確定による減額補正でございます。款2、項1、目1予備費、歳入増による予備費の補正の予備費の増額の補正でございます。

以上で説明を終わります。

- 〇議 長(桐原則雄君) 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** こんにちは。議案第5号、平成29年度大津町公共 下水道特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書をお願いいたします。補正予算の概要については38ページになります。

今回の補正の主なものは、事業費の減額確定及び地方公営企業災害復旧事業債の減額によるものです。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8千862万1千円を減額し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6千9万7千円とするものです。

第2条で、繰越明許を計上し、第3条で、地方債の補正を記載のとおりといたします。

4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費であります。今回、公共下水道事業で繰り越しを 予定している事業は、浄化センター等改築工事業務委託と引水汚水枝線ほか管渠築造工事によるもの です。

5ページをお願いいたします。第3表地方債補正については、事業の確定に伴い、限度額を1億3 千180万円に変更するものです。地方公営企業災害復旧事業限度額5千万円については、限度額を ゼロにするもので、財務局との協議によるものです。

歳出の主なものから説明いたします。

予算書の11ページをお願いいたします。款1、項1、目1総務管理費につきましては、職員給与の確定による減額と、消費税額の確定による増額が主なものです。目2事業費につきましては、節15工事請負費、節22補償、補填及び賠償金につきましては、額の確定に伴い減額したものです。目3維持管理費の節13委託料の減額は、浄化センター等包括民間委託の消化槽の改築工事における消化槽内の沈砂処分を30年度で行うためのものです。

12ページをお願いいたします。款1、項1、目5熊本地震関係費、節13委託料及び節15工事 請負費は、熊本地震による補修工事を財務局との協議の結果、道路管理者が実施することとなったた めの減額でございます。 款 2 、項 1 、目 1 元利、目 2 利子につきましては、額の確定によるものです。 次に、歳入につきましてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。 款 1、項 1、目 1 負担金、節 1 受益者負担金につきましては、受益地の面積増に伴う増額分です。 款 2、項 1、目 1 使用料、節 1 下水道使用料につきましては、確定見込みに伴う分です。 款 3、項 1、目 1、節 1 公共下水道事業費事業補助金の減額は、事業費の確定によるものです。

10ページをお願いいたします。款4、項1、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金の減額は、受益者負担金及び使用料の増額、また事業費の確定見込みにより一般会計からの繰入金を減額するものです。款7、項1、目1、節1公共下水道事業債の減額は、事業の確定により減額するものです。款7、項1、目3、節1地方公営企業災害復旧事業債の減額は、先ほど申しました財務局との協議によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第7号、平成29年度大津町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)について ご説明いたします。

別冊の補正予算書をお開きください。補正予算の概要につきましては43ページになります。

今回の補正につきましては、熊本地震による地震関係費の減額です。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千686万8千円とするものです。

第2条、地方債の補正は4ページに記載をしております。

歳出からご説明いたします。

9ページをお開きください。款1、項1、目5熊本地震関係費、節15工事請負費は、先ほど申しましたように、財務局等の協議により減額するものでございます。

歳入について説明いたします。

予算書の8ページをお開きください。款9、項1、目2地方公営企業災害復旧事業債、節1の地方 公営企業災害復旧事業債につきましては、財務局との協議によるもので、起債を減額するものでござ います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議案第9号、平成29年度大津町工業用水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

補正の概要45ページをお願いいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正の主なものは、使用料の収入の増額見込みに伴うものです。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条で、予算に含めた収益的収入及び支出の予定額について、収入を821万8千円増額し、支出を1万3千円減額するものです。

2ページをお願いいたします。第3条で、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、

職員給与費を1万3千円減額するものです。

説明書により詳細を説明いたします。

1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出のうち、款 1、項 1、目 1 給水収益を使用水量の増額に伴い、8 2 1 万 8 千円増額するものです。

2ページをお願いいたします。 款 1 、項 1 、目 3 総係費の 1 万 3 千円の減額は、職員給与の確定に伴う減額です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。

午後1時より再開します。

午前11時58分 休憩

 \wedge

午後 1時00分 再開

○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第10号から議案30号までの説明を求めます。

総務部長杉水辰則君。

○総務部長(杉水辰則君) 議案第10号、大津町振興総合計画基本構想の策定についてご説明申し上げます。

議案書は10ページになります。別冊の第6次大津町振興総合計画(案)についてご説明申し上げます。こちらの振興計画の総合計画(案)です。

2ページから4ページをお願いいたします。まず、序章において、計画策定の背景、計画の位置づけ、計画の構成と特徴についてまとめております。

振興総合計画は、大津町まちづくり基本条例を根拠とする町政の方向性を定めた町の最上位の計画でございます。現在の第5次振興総合計画が平成29年度で終了することから、次期計画として平成30年度からの第6次振興総合計画を策定したところでございます。計画は、計画期間8年間の基本構想と前期・後期4年ごとの基本計画、そして毎年見直しを行う3年間の実施計画により構成しております。

5ページから7ページをお願いいたします。第1章、総合計画策定の前提でございますが、ここでは総合計画策定の前提としまして、少子高齢化など社会経済状況の見通しなどの現況をまとめ、8ページ、9ページで産業の活性化や持続可能な社会形成など、大津町の課題についてまとめております。

10ページをお願いいたします。第2章、基本構想でございますが、計画策定に当たり、まちづく りの基本理念3項目について記載しております。

11ページをお願いいたします。次に、大津町が目指すべき将来ビジョンを、「夢と希望がかなう元気大津」とし、13ページをお願いいたします。その将来ビジョンを達成するための取り組み姿勢として、守ろう大津の宝、磨こう大津の宝、創ろう大津の宝としております。

14ページをお願いいたします。8年後の町の人口を推計しております。しばらくの間は住宅開発

などで人口の増加傾向が続く見込みであり、平成37年の人口を約3万6千人と予測しております。

16ページをお願いいたします。第3章で施策の大綱(政策分野別方針)の施策を施策の大綱としてまとめております。町の施策を5つの分野に分け、町民参加と持続可能なまちを全ての分野に横断的に関わる基本方針として設定するとともに、熊本地震からの復旧・復興関連の施策につきましては、各分野が連携し、優先的に取り組む事項として表記しております。

17ページ以降は、各分野の基本方針を掲載しているところでございます。

以上、基本構想の要点を申し上げました。

議案集の19ページをお願いいたします。提案理由としましては、大津町議会の議決すべき事項を 定める条例の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号、大津町振興総合計画基本計画の策定についてご説明申し上げます。

議案集は20ページ、別冊の第6次振興総合計画(案)の22ページをお願いいたします。基本計画は、先ほどの第6次振興総合計画基本構想を具現化するための必要な施策について体系的にまとめたものとなります。今回策定するのは前期4年間の計画です。

25ページをお願いいたします。5つの分野における基本施策と具体的な25の施策の体系を示しております。体系図の一番下に重点戦略とありますが、これは前期4年間で特に重点的に取り組む施策を示したもので、人材育成や子育て支援など5項目を重点施策としております。

29ページをお願いいたします。産業分野の基本方針を「ひと・もの・情報が行き交う 農工商併 進のまち」とし、農業振興など5つの分野ごとに施策の方針を定めております。

41ページをお願いいたします。福祉・保健分野の基本方針を「笑顔でつなぐ 元気で健やかなまち」とし、地域福祉など4つの分野ごとに施策の方針を定めております。

51ページをお願いいたします。教育・文化分野の基本方針を「ふるさとを愛し、未来に夢が膨らむまち」とし、家庭教育など3つの分野ごとに施策の方針を定めております。

63ページをお願いいたします。生活環境基盤分野の基本方針を「町の活力 (にぎわい) を支える機能性の高いまち」とし、土地利用政策の推進など6つの分野ごとに施策の方針を定めております。

79ページをお願いいたします。町政運営分野の基本方針を「"つながり"と"安心"の持てるまち」とし、参加の場づくりなど4つの分野ごとに施策の方針を定めております。

91ページをお願いいたします。復旧・復興に関する施策をまとめておりますけれども、これは昨年の3月に策定しました、平成28年熊本地震大津町復旧・復興計画に掲げているものを再度記載し、前期基本計画の各分野において優先的に取り組む施策としてまとめております。

100ページをお願いいたします。ここでは計画の進行管理と評価について説明をしているところです。資料編としまして、振興総合計画策定審議会の答申や財政計画、アンケート結果など関係資料を掲載しておりますので参考にしていただければと思います。

以上、簡単でございますけども、前期基本計画の要点を申し上げました。

議案集の20ページをお願いしたいと思います。提案理由としまして、先ほどと同じく、大津町議

会の議決すべき事項を定める条例の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。 以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第12号、平成28年熊本地震大津町復興基金条例の制定についてご説明申し上げます。

議案集のほうをよろしくお願いしたいと思います。議案集は21ページから22ページをお願いいたします。平成28年熊本地震におきましては、国・県等の支援により、早期の復旧・復興を目標に現在鋭意取り組んでいるところでございます。このたび、大津町復興基金の新設につきましては、先日開催されました議会全員協議会の中でご説明を申し上げたところでございますが、その中で、現在、復興基金の基本事業ルール分で市町村36事業、県が17事業を実施しているところです。今回の創意工夫分として、県宝くじ交付金分と併せて100億円を県内の市町村の被災状況に応じて交付されるもので、大津町には、そのうち2億7千803万2千803円が交付されるものです。その使途としましては、復興基金ルール分以外で各市町村の状況に応じて被災者のきめ細かな支援等に使用できるもの。国の補助事業や、これは交付税措置のある起債事業、また復興基金ルール分の裏負担や補助の嵩上げには充当できないこととなっております。現在、県との協議や周辺市町村の状況を見据えながら充当可能な事業を検討しているところでございます。

そこで、今回3月補正で交付金の歳入を補正で計上させていただきました。一旦予備費に組ませていただきましたが、3月末で平成29年度の充当可能な事業の額の確定により、その分を除いた創意工夫分を3月31日専決処分により、基金に積み立て、後年度の事業に使用しようとするものでございます。

議案集の22ページをお願いいたします。第1条の設置で、熊本地震による災害からの早期復興を 図るため、平成28年熊本地震復興基金を設置するとしております。第2条で積立額、第3条で管理、 第4条で運用益金の処理、第5条で繰替運用、第6条で処分、第7条で委任を規定しております。

附則で、この条例は、公布の日から施行するといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第15号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集は46ページから50ページ、説明資料集は23ページから30ページになります。

改正の内容としましては、給料制度を6級制から7級制へ移行しようとするものです。7級制移行の経緯でございますが、大津町は平成20年度から部制を導入しておりますが、この間、権限委譲や熊本震災などの影響により、行政需要は大幅に増加しており、職務職責に応じた給与体系の整備が必要になってきたため、今回7級制を導入しようとするものです。7級制移行に伴う影響についてでございますけれども、7級制移行に伴い、影響する職員数は課長補佐以上の職員43人が該当します。影響額については、給料総額で480万3千円、期末勤勉手当で212万2千円、共済費で31万2千円、合計723万7千円となっております。九州内には3万以上の町が15ございますが、このうち7級制を導入しているまちが9町ございます。大津町は、隣の菊陽町と同様に、全国的にも人口が

増加している数少ない町の一つでございまして、行政需要も年々増加しており、部制での職務職責も増していることから、現在の職務、職責に応じた給与体制として菊陽町と同時期に7級制の移行をお願いするものです。今回、7級制を導入するに当たりまして、大津町職員の給与のあり方に関する懇話会を開催し、町内各会の代表の方や有識者の方にご意見をお伺いしたところでございますが、ご意見としましては、7級制へ移行することは適当であり、優秀な人材を確保するためにも早急な移行が望まれる。また、7級制へ移行するに当たり、町の予算に対する人件費の影響について考慮する必要があるとともに、町民への説明責任を果たし、健全な財政運営を心掛けてくださいとの意見をいただいたところでございます。

説明資料集の24ページをお願いいたします。別表第1行政職給料表を改め、7級の表を加えるものです。

説明資料集の29ページをお願いします。7級制を導入するに当たりまして、別表2等級別基準職務表を改正するものですが、職務の級1、2では、現在使用していない職務の介助員及び児童指導員の職務を削除し、4級の教育指導主事については、規則で定めている職務となっており、今回削除しております。また、課長補佐については、7級制の導入により、5級への位置づけとしております。6級については、課長の職務及びその職務がこれと同程度の職務とし、7級につきましては、部長の職務及びその職務がこれと同程度の職務としております。

議案集の50ページをお願いいたします。附則第1条で、この条例は、平成30年4月1日から施行することとしております。第2条で、今回の改正で健康上必要と認められる場合においては、必要な調整を行うことができるようにしております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第16号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について ご説明申し上げます。

議案集は51ページから52ページ、説明資料集は31ページから34ページになります。

説明資料集の31ページをお願いいたします。改正の内容としましては、児童福祉法等の一部が改正されたことによる条文等の整理を行うものです。

説明資料集の32ページから34ページをお願いいたします。第8条の2第1項及び第4項の改正は、児童福祉法の改正に伴い、里親の根拠規定の整理及び養子縁組によって両親となることを希望する者が養子縁組里親と法定化されたことにより改正を行っております。

議案集の52ページをお願いいたします。附則で、この条例は、平成30年4月1日から施行する こととしております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第17号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明 申し上げます。

議案集は53ページから55ページ、説明資料集は31ページ及び35ページから39ページになります。

説明資料集の31ページをお願いいたします。今回の改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律及び雇用保険法等の一部を改正する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。法律の主な改正内容は、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて地方公務員の育児支援に係る規定の改正が行われております。児童福祉法につきましては、議案第16号でご説明申し上げたとおり、雇用保険法等のとおりで、雇用保険法等の一部を改正する法律は非常勤職員が保育所に入れない等の理由で、やむなく離職すると雇用継続に支障が出る事態を防ぐため、保育所に入るまでは育児休業を取得できるよう法改正されたことに伴い、育児休業期間を最長2歳まで延長できるよう条例を改正するものでございます。

説明資料集の35ページをお願いいたします。第2条第3号の改正は、児童福祉法の改正に伴い、 第2条第4項に該当する場合は、養育する子が2歳に達する日までの職員としております。

36ページをお願いいたします。第2条の2の改正は、養子縁組里親が法定化されたことに伴い、 本条文等を整理したものです。

37ページから38ページをお願いいたします。第2条の4は、新たに追加されたもので、1年以上雇用が継続する非常勤職員が養育する子が2歳に達する日までの期間で育児休業できる要件を定めており、地方等育児休業をしている場合で、継続的勤務のため、特に必要と認める場合として、規則で定める場合に該当する場合としております。第3条の改正規定は、非常勤職員以外の一般の職員の特別の事情における育児休業について、第6号で保育所に入れない等の理由がある場合、第7号で第2条の4の規定に該当する場合としております。

39ページをお願いいたします。第4条の改正規定は、育児休業の期間の延長の要件として、保育 所に入れない等の理由がある場合を追加したものです。

議案集の55ページをお願いいたします。附則で、この条例は、平成30年4月1日から施行する こととしております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

- ○議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長本郷邦之君。
- **〇住民福祉部長(本郷邦之君)** それでは、議案第13号、大津町指定居宅介護支援等の事業の人員及 び運営に関する基準等を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

議案集の23ページから42ページ、説明資料集は18ページから20ページになります。

議案集のまずは23ページを願いいたします。介護保険法の改正で、これまで県が所管してまいりました、指定居宅介護支援事業所の指定権限が30年4月1日から町に移管されます。これにより、現在、県が定めている基準に関する条例を踏襲する形で大津町が条例を制定する必要がございます。また、県条例は、国が定める基準に基づいて定められておりますので、今回、国の基準省令が改正されたことに伴い、その改正内容を盛り込んだ形で今回制定をしようとするものでございます。条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

中身につきましては、説明資料のほうで説明を申し上げます。

18ページをお願いいたします。まず、はじめに、指定居宅介護支援、この用語についてご説明申し上げます。これは、在宅で生活する高齢者が要介護 $1\sim 5$ の認定を受け介護保険サービスを利用する前に、介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーさんですけれども、がサービスの利用計画書を作成する業務でございます。また、このケアマネージャーが所属する事業所を指定居宅介護支援事業所といい、人員や運営に関する基準を本条例で定めるものになります。

説明に入ります。条例制定の背景については、先ほど申し上げたとおりでございますので割愛させていただきます。

条例内容の(2)全体の構成についてご説明申し上げます。第1章の第1条及び第2条において、本条例の趣旨及び基本方針を規定しております。第2章の第3条及び第4条において、人員に関する基準、第5条から第31条までの第3章において、運営に関する基準、第32条において、基準該当居宅介護支援に関する基準、第33条において、指定に関わる指定者の要件を規定しております。

次に、今回の国の基準省令の改正がありました主要部分につきまして説明を申し上げます。

- (3) 基準省令の改正点の(ア) 障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携のためにをお願いいたします。第2条第4項において、65歳になった障害者が障害福祉制度から円滑に介護保険制度に移行できますよう、ケアマネージャーと障害福祉制度の相談支援専門員との連携を強める必要があることを明記いたしております。
- (イ)の質の高いケアマネジメントの推進のためにをお願いいたします。第4条第2項におきまして、居宅介護支援事業所における人材育成の取り組みを推進するため、事業所の管理者の要件をこれまでのケアマネージャーから主任ケアマネージャーに変更しております。
- (ウ)公正中立なケアマネジメントの確保のためにをお願いします。第5条第2項において、利用者の希望に基づいてサービス事業者が選択できるよう、また、サービス付高齢者向け住宅等の集合住宅に入居する場合の、いわゆる囲い込みを防止するために、利用者が複数のサービス事業所の紹介を求めることが可能である。この説明を義務付けております。
- (エ) 医療と介護の連携の強化のためにをお願いします。①の入院時における医療機関との連携促進として、第5条第3項において、入院時には、担当ケアマネージャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関に情報提供するよう予め利用者に依頼していくことを義務づけております。また、②の末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメントとして、第14条第9項において、著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、迅速にサービスの利用が提供できるように、通常は開催すべきサービス担当者会議を主治医の意見のもとに省略することができるように期待をしているものでございます。③の平時からの医療機関との連携促進として、第14条第14項において、利用者の口腔に関する問題や服薬状況等を利用者の同意を得た上で、主治医、歯科医師、薬剤師に情報を提供することを義務づけております。また、同条第22項においては、利用者が訪問看護や通所リハビリ等の医療系のサービスを希望している場合は、利用者の同意を得て、主治医等の意見を求めることとされていますが、この意見を求めた主治医等に対して、ケアプランを交付することを義務づけており

ます。

次に、(オ) 訪問回数が多い利用者への対応をお願いします。第14条第20項において、利用者の自立支援と重度化防止や限られる訪問介護員の人員を有効活用する観点から、統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護が位置づけられている場合については、町にケアプランを届け出ることを義務づけております。

なお、この規定については、平成30年10月1日から施行することとしています。

議案集41ページをお願いします。附則第1条において、第14条第20項を除き、施行期日を平成30年4月1日としています。また、第2条におきまして、第4条第2項の規定については、経過措置を3年間設けております。

以上でございます。

続きまして、議案第20号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。 議案集の60ページをお願いいたします。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険 等の一部を改正する法律が平成27年5月27日に成立し、平成30年4月1日に施行されます。これにより、国民健康保険を都道府県と市町村が共同運営する都道府県単位化が平成30年度からスタートいたします。条例改正につきましては、法改正に伴い、国保運営協議会の名称変更等の所要の改正のほか、適用除外の規定を新たに追加するものでございます。条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明資料の42ページ、新旧対照表をお願いいたします。国民健康保険法の改正により、目次並びに第1章、第2章で、町が行う国民健康保険を、町が行う健康保険の事務に、また、国民健康保険運営協議会を、大津町国民健康保険事業の運営に関する協議会とするものでございます。また、国民健康保険法第6条第1号から第10号に具体的に列記されている適用除外の対象となるもの以外で、同条第11号で規定されているその他特別の事情があるものについて、適用除外を適用する場合、国民健康保険法施行規則第1条第5号において、条例で定めると規定されております。平成30年度からの都道府県単位化への移行に伴い、熊本県では、その他特別の事情があるものの対象として、児童福祉施設に入所している児童、または小規模住居型児童養育事業を行うもの。もしくは、里親に委託されている児童であって、民法に規定する扶養義務者のないものは、被保険者としないとする内容を県内全市町村統一ですることになったため、第4条として条文を追加するものでございます。

議案集の61ページをお願いいたします。附則におきまして、施行期日を、法の施行期日と同じ平成30年4月1日といたしております。

以上でございます。

続きまして、議案第21号、大津町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案集の62ページをお願いいたします。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険 法等の一部を改正する法律の施行が平成27年5月27日に成立し、30年4月1日に施行されます。 これにより、国民健康保険は、共同運営となり、市町村は毎年度都道府県に国民健康保険事業費納付 金を新たに納付することになりました。条例改正につきましては、国民健康保険事業納付金について 財源に不足が生じた際に、大津町国民健康保険基金の全部または一部を処分、運用することができる よう関係条文の改正を行おうとするものでございます。条例の改正につきましては、地方自治法第9 6条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明資料の43ページ、新旧対照表をお願いいたします。第1条で、大津町国民健康保険基金の設置目的として保険給付に要する費用、老人保健拠出金、保健施設事業の3つの歳出科目が規定されておりましましたが、老人保健拠出金につきましては、経過措置の終了により、平成29年度で廃止になることから、この老人福祉拠出金を削除して、国民健康保険事業費納付金に置き換える改正内容としております。また、第6条の処遇に関しましても、同様に老人保健拠出金を削除し、国民健康保険事業納付金に置き換える改正内容であります。

議案集の63ページを願いいたします。附則1では、施行期日を平成30年4月1日としております。また、附則2では、経過措置としまして、改正前の規定により当該条例の施行期日の前日までに積み立てられた現金は、この条例の規定により積み立てられた基金とみなすこととしております。

以上でございます。

続きまして、議案第22号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。 議案集の64ページから66ページ、説明資料集は44ページから48ページになります。

議案集の64ページをお願いいたします。第7期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定するに当たり、介護保険料額を第6期の額から変更することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明資料の44ページをお願いいたします。平成30年度から32年度までの第7期保険料について一覧表にしたものでございます。3年間で必要な介護サービス等に係る給付費を推計し、第1号被保険者の負担割合である23%を乗じて、第1号被保険者の人数で割り戻した結果、保険料の基準額を1千150円増額し、月額6千750円とするものです。

次の新旧対照表のページをお願いします。第2条第1項において、保険料率を11段階に分け規定しております。第5号、(5)ですけれども、の8万1千円が基準額です。6千750円の12カ月分の年額となっております。第6号のアをお願いします。平成29年3月議会で介護保険条例の一部を改正し、附則において、合計取得金額から土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る特別控除を差し引くものとした特例措置を設けておりましたが、今回は本則において同様に規定をするものでございます。第7号をお願いします。介護保険法施行規則の一部改正により、段階を区分する合計所得金額を190万円未満から200万円未満に変更しています。第8号をお願いします。同じく、段階を区分する合計所得金額を290万円未満から300万円未満に変更しています。

次に、48ページの同条第2項をお願いします。これまで同様、一段階については保険料率をさらに5%軽減しております。

次に、第13条をお願いします。介護保険法の改正により、市町村の質問調査権に関する規定につ

いて、第2号被保険者の配偶者もしくは第2号被保険者の属する世帯の世帯主、その他その世帯に属するもの、またはこれらであったものについて、その対象となるよう範囲が拡大しています。これまでは65歳以上の第1号保被験者について規定していましたが、全国的に40歳以上64歳未満の第2号被保険者の介護サービスの利用が増加したことと等に鑑み改正されたものでございます。

最後に、附則において、施行期日を平成30年4月1日としております。

以上でございます。

続きまして、議案第23号、大津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条 例についてでございます。

議案集の67ページから69ページ、説明資料集は49ページから50ページになります。

議案集の67ページをお願いいたします。国の定める基準である指定介護予防支援等の事業の人員 及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正 されたことに伴い、町の基準条例を同様に改正しようとするものです。

条例の改正につきましては、自治法96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるもので ございます。

説明資料49ページをお願いいたします。まず、はじめに指定介護予防支援の用語についてご説明申し上げます。これは在宅で生活する高齢者が要支援1または2の認定を受け、介護保険サービスを利用する前に指定介護予防支援事業所の職員が利用計画書を作成するものです。また、この指定介護予防支援事業所は、地域包括支援センターが町から指定を受けて運営をする事業所であり、大津町においては、地域包括支援センターに在籍するケアマネージャー、保健師、社会福祉士、看護師等の担当職員が指定介護予防支援を実施しております。ただし、一部指定居宅介護支援事業所に委託することが可能となっております。

主な改正点について説明申し上げます。この条例の主な改正点の5点は、すべて議案第13号の指定居宅介護支援に関する基準条例において説明したものと同様となります。

(3) 主な改正点、(ア) の障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携のためににつきましては、第2条第4項において、議案第13号と同様の改正をしております。

次のページをお願いいたします。(イ)の公正中立なケアマネジメントの確保のためににつきましても、第5条第2項において同様の改正をしております。(ウ)の医療と介護の連携の強化のためににつきましても、第5条第3項、第32条第14号の2、同条第21号の2において同様の改正をしております。

議案集69ページをお願いします。附則において、施行期日を平成30年4月1日としております。 以上でございます。

続きまして、議案第24号、大津町指定地域密着型サービス事業所等の指定に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案集の70ページから71ページ、説明資料集は59ページから61ページになります。

議案集の70ページをお願いいたします。介護保険法施行規則が改正されたことに伴い、町の基準 条例を同様に改正しようとするものでございます。条例の改正につきましては、自治法96条第1項 第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明資料の59ページをお願いします。この条例は、地域密着型サービス事業所の指定に関して介護保険法において市町村が条例で定めることとしている事項について定めるものでございます。

(2)の改正点をお願いします。現行では、地域密着型サービス事業の指定に係る申請者の要件として、法人であるものと規定しておりますが、看護小規模多機能型居宅介護については、法人でない場合でも病床を有する診療所を開設している者であれば申請できると改正しております。看護小規模多機能型居宅介護とは、通いのサービスを中心に、利用者の選択に応じて訪問介護や訪問看護と宿泊のサービスを組み合わせて一体的な介護や医療・看護が受けられるサービスで、人生の最後まで在宅で暮らすことを目指すサービスです。大津町にはまだ事業所がなく、全国的にも数が少ないため、サービス供給量を増やす観点から基準を緩和をしたところでございます。

議案集の71ページをお願いします。最後に、附則におきまして、施行期日を平成30年4月1日 としております。

以上でございます。

次に、議案第25号、大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案集の72ページから84ページ、議案資料集は62ページから120ページになります。

議案集の72ページをお願いします。国の定める基準である指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、町の基準条例を同様に改正しようとするもので す。条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求め るものでございます。

説明資料の62ページをお願いします。改正の趣旨としまして、医療と介護の連携の強化、共生型サービスの創設等による地域包括ケアシステムの推進、不足する介護職員を確保するための人員基準の緩和、質の高い介護サービスの提供、介護保険制度の安定性、持続可能性を確保することを目的に改正が行われております。

説明資料66ページ、67ページをお願いします。目次中、第5節、第1条、第2条、第6号において、共生型地域密着型サービスに関する規定を追加しています。共生型サービスとは、高齢者だけでなく、障害者、障害児も同じサービスを利用できるもので、訪問介護、通所介護、短期入所が創設されております。町の条例で規定しますのは、利用定員18人以下の地域密着型通所介護のみとなります。それ以外は県の条例で規定される予定でございます。

説明資料78ページをお願いします。基準については、78ページから82ページにかけて規定しております。

説明資料62、63ページをお願いします。条例の主な改正点をごらんください。町内には事業所がありませんが、(ア)の定期巡回・随時対応型訪問看護、(イ)の夜間対応型訪問介護では、利用者

からの電話を受けるオペレーターの資格や配置基準の緩和により人材の確保を図るよう改正しています。(エ)の療養通所介護、(オ)の共用型指定認知症対応型通所介護では、利用定員数を引き上げることにより、サービスの供給量の増大を図るよう改正しております。

説明資料64ページをお願いします。次は、町内に4施設あります認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームですが、ここにつきましては、身体的拘束等のさらなる適正化を図るため、基準を厳格化しています。これまでは、身体的拘束を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務づけておりましたが、今回の改正では、これに加え3点を義務づけるものとしています。1点目は、検討委員会を3カ月に1回以上開催し、結果を職員に周知・徹底すること。2点目は、指針を整備すること。3点目は、定期的に研修を実施することとなっております。3点の追加規定によりまして、質の高い介護サービスの実現を目指すものであります。

次に、(キ)特定施設入所者生活介護・地域密着型特定施設入所者生活介護につきましては、庁内には事業所はございませんが、①でグループホームの基準と同じく、身体的拘束等の厳格化を規定しています。②の療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例として、人員基準、設備基準ともに緩和する改正となっております。これは町内ですと勝久病院がございますが、介護療養型医療施設から介護医療院をはじめとする他の施設への転換を平成36年3月末までに行う必要があります。転換先の一つとして、医療機関併設型の有料老人ホームに転換する場合の特例として規定をしております。

次に、(ク)の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につきましては、町内では29人以下の特別養護老人ホームである喜寿園がございますが、ここでも①で身体的拘束等の厳格化を規定しています。また、②では、入所者医療ニーズへ対応するため、急変等に備える対応方針を整備することを義務づけるものとしています。

最後に、(ケ)では、看護小規模多機能型居宅介護について、町内には事業所がございませんが、 議案第24号の改正の趣旨と同じくサービス供給量を増やす観点と効率化を図る観点から、いわゆる 出張所としての機能を果たすサテライト型の創設を規定しています。また、②では、診療所からの参 入を促進するため、宿泊サービスで使う宿泊室を診療所の病床と兼用することができるものとし、そ の場合でも少なくとも1病床は利用者専用として確保しておくこととしています。

議案集の84ページをお願いします。附則において、施行期日を平成30年4月1日としております。

以上でございます。

次に、議案第26号、大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案集の85ページから87ページ、説明資料集は121ページから134ページになります。 議案集の85ページをお願いいたします。国の定める基準でございます指定地域密着型介護予防サ ービスの事業の人員・設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、町の基準条例を同様に改正しようとするものです。条例の改正につきましては、自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明資料の121ページをお願いします。この条例につきましては、主な改正点は2点で、議案第25号で説明しました改正案と同様となっております。ただし、この条例は、要支援1、2の方が使う介護予防サービスについて定めるものになっております。

議案集の87ページをお願いします。附則において、施行期日を平成30年4月1日としております。

また、議案集第25号と26号において、介護医療院の規定を追加する改正が22カ所あります。 介護医療院は、介護療養型医療施設が平成36年3月末までに他の施設に転換する際の一つの転換先 として新たに創設された施設です。長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施 設で、その基準に関しては県が条例を定めることになっています。町では、現行の規定に関係する箇 所についてのみ追加をしたもので、基準等の詳細を規定するものではございません。

以上、説明を終わります。

続きまして、議案第27号、大津町し尿運搬費の補助に関する条例の一部を改正する条例について でございます。

議案集は88ページをお願いいたします。町内のし尿収集運搬業務は、町の許可業者が行っており、その運搬費用を町が補助しておりますが、下水道の普及に伴う汲み取り件数の減少に加えて、熊本地震による下水道未整備地域の家屋解体が急速に進み、汲み取り手数料、運搬費補助金ともに大幅に減収し、収集運搬業務に支障が出る恐れがあります。大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例第7条で、町の責務として、廃棄物の適正な処理を図らなければならないと定めており、恒久性の高い本業務を安定的に実施するために補助額を引き上げる条文の改正を行うものでございます。条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明資料135ページ、新旧対照表をごらんください。改正内容は、第1条に、し尿の収集運搬が 安定的に実施できることを明記し、第2条の運搬費の額をし尿10リットルにつき10円から12円 に引き上げるものでございます。

議案集89ページをお願いします。附則において、施行期日を平成30年4月1日としております。 以上でございます。

最後に、議案第28号、大津町営住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案集の90ページ、説明資料集は136ページをお願いいたします。地方分権改革の一環として、公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、これを引用する町条例を改正しようとするものです。条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決

を求めるものでございます。

資料集136ページの新旧対照表をお願いいたします。公営住宅法施行規則の改正前の第9条から第11条までが、第10条から第12条までに1条ずつ繰り下げられ、同規則の改正前の第8条が第7条に繰り上げられましたので、これらを引用する大津町営住宅条例の第11条、第12条、第14条をそれぞれ改正するものでございます。

議案集91ページをお願いいたします。附則において、施行期日を平成30年4月1日としております。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 経済部長古庄啓起君。
- ○経済部長(古庄啓起君) 議案第14号、大津町工場立地法地域準則条例の制定についてご説明申し上げます。

議案集は43ページ、説明資料集は21ページから22ページになります。昭和49年に施行されました工場立地法は、一定規模以上の工場を対象に緑地等の整備を義務づけております。平成29年4月の工場立地法の一部改正により、工場敷地の緑地等の面積率に関する準則の策定に係る権限が都道府県及び市からすべての市町村に移譲されました。これにより地域の実情にあった緑地等の面積率を地域準則として町が定めることができるようになりました。

そこで、緑地等の面積率を緩和した大津町工場立地法地域準則条例を制定し、企業誘致の促進と企業の事業拡大の支援を図ろうとするものです。条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものです。

まず、第1条の趣旨では、工場立地法第4条第1項の規定の準則による緑地等の面積率にかえて、 法第4条の2第1項により、町の条例で定めるものです。

第2条では、使用する用語は、工場立地法で定義されております。

第3条では、緑地等面積率の割合を区分ごとに表示しております。なお、ここにあります緑地とは、 工場敷地のうち、木や芝生等により緑化された部分で、環境施設とは、緑地のほかに噴水、池、グラウンドなどを言います。第一種は、住居や商業等用に供されている区域の環境施設面積及び緑地面積に対する割合をそれぞれ25%超、20%超としております。第二種は、準工業の用に供されておる区域の環境施設面積及び緑地面積に対する割合をそれぞれ15%以上、10%以上としております。 第三種は、主として工業の用に供されている区域の環境施設面積及び緑地面積に対する割合をそれぞれ10%以上、5%以上としております。第四種は、上記以外の区域で、環境施設面積及び緑地面積に対する割合をそれぞれ10%以上、5%以上としております。なお、それぞれの割合は、法第4条の2により、国が定めた基準をもとに設定しております。

第4条では、第3条の区分が2以上にわたる場合、緑地等の面積率は最も高いものを適用するとしております。

第5条では、屋外緑地等の重複する緑地の面積の算入割合を50%までできるとしております。 第6条では、工場の敷地が隣接する他の市町村の区域にわたる場合は、緑地等の割合については市 町村間で協議することにしております。

附則で、平成30年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いします。

続きまして、議案第30号、大津町瀬田地区生活改善センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

議案集の94ページをお願いします。当施設は、昭和57年に農林水産省の山村地域農林漁業特別対策事業により建設されました。建設から30年以上経った平成28年4月の熊本地震により大規模に被災し、危険施設となったため、昨年取り壊し、今回条例の廃止をするものです。条例の廃止につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、よろしくお願いします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 議案第18号、大津町公民館条例の一部を改正する条例について説明いた します。

議案書は56ページ、57ページ、説明資料集は40ページをお願いいたします。今回の改正は、一昨年に発生した熊本地震により、被災した瀬田地区公民館分館を解体したことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。この施設は、昭和57年度に農林水産省の山村地域農林漁業特別対策事業により、町が建設したもので、瀬田地区生活改善センターとして、当時の所管である耕地課が設置条例を制定したものでございます。生涯学習課公民館では、瀬田地区生活改善センターを瀬田地区公民館分館として位置づけ、大津町公民館条例の一部を改正し、条例第2条で施設名称並びに所在地を追加し、生涯学習課公民館で管理してきたものでございます。今回、熊本地震により被災した瀬田地区公民館分館を昨年9月に解体したことに伴い、条例第2条の瀬田地区公民館分館の名称及び所在地を削除するために条例を改正するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第19号、大津町町民集会所条例の一部を改正する条例について説明いたします。 議案集は58ページから59ページ、説明資料集は41ページをお願いいたします。大津町町民集 会所は、通称大津町文化ホールと呼んでおりますけども、文化ホールの付属設備備品の廃棄に伴い、 条例の一部を改正するものでございます。文化ホールで貸し出しする付属設備備品につきましては、 条例の別表第2で、その品名や使用料を規定しています。今回、条例から削除するスライドプロジェクターとオーバーヘッドプロジェクターは、昭和58年の建設当時からあった備品ですが、経年劣化により使用できなくなったため廃棄処分としたものでございます。2つの備品につきましては、現在、 利用者からの利用申し込みもなく、新たに整備する予定もないため、今回、スライドプロジェクターとオーバーヘッドプロジェクターについては付属設備備品から削除するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第29号、大津町地区集会所設置条例を廃止する条例について説明いたします。 議案集は92ページから93ページ、説明資料集は137ページをお願いいたします。地区集会所 の各地縁認可団体や各地域への移譲完了に伴い。条例を廃止しようとするものでございます。今回廃止する大津地区集会所設置条例にある5つの集会所は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、有利な起債を活用し、順次該当地域への集会所建設を町が行い、昭和59年度に条例を制定したものでございます。現在、地域への移譲が完了し、また、起債の償還も終了しておりますので、今回、条例の廃止を行うものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。

午後2時10分より再開します。

午後1時58分 休憩

 \triangle

午後2時08分 再開

○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第31号から議案第38号までの説明を求めます。

総務部長杉水辰則君。

○総務部長(杉水辰則君) 議案第31号、平成30年度大津町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成30年度大津町予算書のほうをよろしくお願いしたいと思います。

予算書の1ページをお願いいたします。併せまして、別冊の当初予算の概要をご参照いただければ と思います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億3千596万1千円と定めています。 対前年度で33億3千183万3千円、率にして19.75%の減となっておりますが、前年度は骨格予算でございましたので、肉付け後の一般会計予算と比較しますと56億3千429万1千円、29.39%の減少となっております。

第2条の債務負担行為から第5条歳出予算の流用までは、記載のとおりとしております。

8ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。平成30年度事務用パソコン借上料は、導入後5年を経過した事務用パソコン125台の入れ替えを行うものです。固定資産税土地評価業務委託は、固定資産税の評価替えに伴うものでございます。住民基本台帳ネットワーク機器借上料は、リース期間満了に伴い、機器等の更新を行うものでございます。大津農業振興地域整備計画策定業務委託は、地図や台帳のデータ化や見直しによる新たな農振計画を2カ年で作成するものでございます。小学校教育用タブレット借上料は、導入後5年を経過した端末72台分の入れ替えを行うものでございます。図書館システム機器借上料は、リース期間満了に伴い、機器等の更新を行うものでございます。また、これに関連しまして、図書館システム使用料も計上しております。

9ページをお願いいたします。第3表地方債でございます。1の臨時財政対策債は、交付税の財源 不足を補てんするもので、国の地方財政計画を参考に計上しております。2の仮庁舎整備事業は、仮 庁舎の賃借料に係るものでございます。3の新庁舎建設事業は、新庁舎の整備に係る仮設倉庫等の借 上料に係るものです。4から7の町道整備事業は、桜町57号線など町道整備に係るものです。8の公共土木施設単独災害復旧事業は、補助の対象にならない道路の舗装に充てるものです。9の土地再生整備計画事業は、社公金事業の人権啓発福祉センタートイレ等改修や町道室工業団地2号線実施設計分に係るものです。10の都市防災総合推進事業は、瀬田地区の避難所整備に係るものです。11の公園長寿命化対策支援事業は、公園の遊具の整備等に係るものです。12の自然災害防止事業は、大林地区ほか、県の砂防事業に伴うものです。13の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業は、崩落の危険性のある3千平米以上の盛土上に10戸以上の家屋のある宅地被害に対する崩落防止事業にあてるものです。14の防災基盤整備事業は、小型ポンプ2台の購入や指定避難所Wi-Fi設置工事に係るものです。15の一般公共事業は、県営かんがい排水事業負担金に充てるものです。16の団体営農地改良事業負担金は、おおきく土地改良区が行います迫井手堰の改修事業負担金に充てるものです。17の林業用施設災害復旧事業は、熊本地震で被害を受けた林道瀬田裏線の復旧に係るものです。18の地域生涯学習施設等復旧事業は、熊本地震で被害を受けた地域の集会所などの改修補助金に充てるものです。19の社会体育施設整備事業は、既存の町民グラウンド北側駐車場を災害公営住宅の用地として使用するため、代替の駐車場を整備する事業に充てられます。20の学校給食センター改修事業は、給食センターの大規模改修に充てるものでございます。

歳出からご説明申し上げます。

48ページをお願いいたします。 款 1 、項 1 、目 1 議会費でございます。 対前年度比 3 1 7 7 8 千円の増額で、議会研修関係の費用弁償の増額が主なものです。

50ページをお願いいたします。款 2、項 1、目 1 一般管理費は、前年度より 4 千 1 1 0 万 7 千円増額しておりますが、職員の増に伴う給料、共済費等の増額が主なものでございます。

58ページをお願いいたします。款 2、項 1、目 5 財産管理費、節 18 備品購入費は、老朽化した公用車の更新として 4 台分を計上するものです。

次に、59ページをお願いいたします。款2、項1、目6企画費、節13委託料は、ふるさと寄附金に係る事務代行の業務委託料が主なもので、その他は振興総合計画進行管理業務委託や空き家調査業務委託料を計上しております。

60ページをお願いいたします。節15工事請負費は、地方創生事業で肥後大津駅周辺地域の景観整備事業として計上するものです。

61ページをお願いいたします。款2、項1、目7電子計算費、62ページに移りまして、節14 使用料及び賃借料は、被災者支援システムの新規導入などに伴う総合行政システム基本ソフト使用料 が増額となっております。

71ページをお願いいたします。款 2、項 1、目 18熊本地震関係費は、節 14使用料及び賃借料の大津町仮庁舎賃借料につきましては、本年 7月から再リースとなるため減額となっております。

80ページをお願いいたします。款2、項4、目6県会議員菊池郡選挙区一般選挙費は、平成31 年4月執行予定の熊本県議会議員選挙にかかる費用でございます。選挙自体は平成31年度ですが、 期日前投票やポスター掲示等事前事務等に係る経費を計上しております。 87ページをお願いいたします。款3、項1、目1、節28繰出金です。国民健康保険特別会計への繰出金を2億1千747万5千円、介護保険特別会計繰出金を3億8千995万6千円計上しております。国民健康保険特別会計への繰出金については、本年度も法定外繰り出しは行っておりません。

89ページをお願いいたします。目2障害者福祉費、節20扶助費の上から2番目、障害児支援費事業につきましては、前年度より4千593万4千円の増額となっております。施設が増え、利用できる環境が整ってきていることが主な要因となっております。その下、障害福祉サービス事業は前年度と同額でございます。

90ページをお願いいたします。目3後期高齢者医療費は、後期高齢者医療広域連合負担金が前年 度より4千104万8千円の増額となっております。医療費の増加に伴う療養給付費負担金の増加が 主な要因となっております。

99ページをお願いいたします。目11熊本地震関係費、節13地域支え合い事業委託は、仮設住 宅入居者の方に対し、生活支援相談員などを配置し、サポートするための委託費です。そのほか、熊 本地震復興基金事業として、被災者見回り対策強化事業を計上しております。目12社会資本整備総 合交付金事業費は、人権啓発福祉センターのトイレ等改修事業でございます。

101ページをお願いいたします。款3、項2、目1児童福祉総務費、節13委託料の大津小学校 校区学童保育施設設計業務委託は、施設の老朽化や利用者増に伴う建て替えに係る設計費用でござい ます。

102ページをお願いいたします。節19負担金、補助及び交付金は、放課後児童健全育成事業補助金が国・県の基準額の増加や処遇改善加算などにより増額となっております。また、保育士不足等に伴う処遇改善事業として、保育補助者雇上強化事業補助、保育体制強化事業補助を新たに計上しております。

106ページをお願いいたします。目4保育給付費は、認定こども園の増加分が大きく影響し、前年度比1億5千936万3千円の増額です。

108ページをお願いいたします。款3、項3、目2熊本地震関係費は、災害救助費の対象となる 経費でございますが、109ページの節13委託料の住宅応急修理業務委託料の大幅減が影響し、前 年度比で3億7千798万4千円の減額でございます。また、節19被災住宅補修費利子助成事業補 助金は、新規事業でございまして、熊本地震復興基金の創意工夫分を活用して、半壊世帯がローンを 組んで修理を行った場合の利子を補助する事業でございます。

118ページをお願いいたします。款4、項1、目7合併処理費は、447万6千円の増額となっております。節19の補助金、合併処理浄化槽設置補助金では、熊本地震からの復旧で、下水道処理 区域内の世帯への補助金も計上しております。こちらにつきましては、熊本地震復興基金の創意工夫 分を充てる予定でございます。

120ページをお願いいたします。款4、項2、目1清掃総務費、節19負担金の1、菊池環境保 全組合負担金は、新環境工場の建設に伴う事業費及び償還金の増加が影響し、前年度比6千416万 9千円の増額となっております。 121ページをお願いいたします。目2熊本地震関係費は、災害廃棄物処理に要する費用が事業完 了により、42億1千233万8千円の大幅減となっております。

122ページをお願いいたします。款6、項1、目1農業委員会費は、農業委員が昨年7月より新 農業委員に切り替わっており、報酬等12カ月分の必要経費や農地利用の最適化に関する活動実績に よる報酬の上乗せ分などを計上するため増額となっております。

127ページをお願いいたします。款 6、項 1、目 5 農業構造改善事業費、 128ページに移りまして、節 15 工事請負費は、市民リフレッシュ農園の解体工事分を計上いたしております。

129ページをお願いいたします。目6農地費、節19の負担金、1、上井手・下井手地区かんがい排水事業等負担金は、下井手改修の県営事業につきまして事業量の増加に伴い、前年比2千155万円増額の4千500万円としております。また、6、団体営農業農村整備事業負担金は、おおきく土地改良区が行います迫井手堰の改修事業に係る負担金を新たに計上しております。

130ページをお願いいたします。款6、項1、目7補助整備費は、節13換地等調整事業業務委託1千261万1千円を新規に計上するため増額となっております。これは矢護川、真木地区の圃場整備事業の採択に向け作成する事業計画書の基礎資料作成に係る委託費でございます。

続きまして、131ページをお願いいたします。款 6、項 1、目 8 農地管理費、132ページに移りまして、節 13 委託料は、農業振興地域整備計画策定業務委託を新規に計上しております。こちらは 8ページの債務負担行為でご説明したもので、30 年度分の委託料でございます。

138ページをお願いいたします。 款 7、項 1、目 3 観光費は、節 19 補助金の 3、観光協会補助金等の増額により、前年比 547万8千円となっております。

148ページをお願いいたします。款8、項2、目3道路新設改良費、節15は、町道美咲野大津 線等の道路改良工事分でございます。前年は骨格でございましたので、大幅な増額となっております。

149ページをお願いいたします。目4社会資本整備総合交付金事業費、節13は、室工業団地付近の道路整備等に係る測量設計委託でございます。節15工事請負費は、町道猿渡線の拡幅工事分でございます。

150ページをお願いいたします。目5熊本地震関係費、節15公共土木施設単独災害復旧費は、 道路の復旧工事で、国の補助対象外の道路舗装等について計上しております。委託料も含めて全体で 6千400万円の減額となっております。

153ページをお願いいたします。款8、項3、目2公園緑地費は、節13公園施設長寿命化計画 実施設計業務委託や節15公園長寿命化工事等を新たに計上しております。公園の遊具整備等に係る ものでございます。

155ページをお願いいたします。目6熊本地震関係費は、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業に係る工事請負費及び監理業務委託。節19では、熊本地震復興基金事業の被災宅地復旧事業補助金等が主なものでございます。

159ページをお願いいたします。款8、項4、目4熊本地震関係費は、応急仮設住宅の管理費や 節12役務費で災害公営住宅建設に係る建築確認申請手数料。 160ページをお願いいたします。節19の補助金では、復興基金基本事業の民間賃貸住宅入居支援事業及び転居費用助成事業等を計上いたしております。

162ページをお願いいたします。款9、項1、目3消防施設費は、指定避難所等に防災標識を設置するため、節13委託料で500万円、節15工事費で2千840万円を計上しております。工事費では、そのほか、Jアラート設備機器更新工事や指定避難所Wi-Fi設置工事も計上しております。

166ページをお願いいたします。目7社会資本整備総合交付金事業は、瀬田地区内に予定しています避難所建設に係る工事請負費及び監理業務委託費でございます。目8熊本地震関係費、167ページをお願いいたします。節19補助金の2、被災住宅再建支援事業補助金1千500万円は、復興基金基本事業分で、土砂災害特別警戒区域内の被災住宅を再建するための補助金でございます。移転に係る5件分を計上しております。

168ページをお願いいたします。款 10、項 1、目 2 事務局費は、非常勤職員報酬の増額及び 170 ページの委託料等の増額が影響しまして、全体で 2 千 182 万 9 千円の増額となっております。 委託料では、 171ページをお願いいたします。 スクールバス管理業務委託、学校図書館システム更新業務委託等が増額の主な要因となっております。

172ページをお願いいたします。節19補助金の5で台湾の小学校との交流を目的とした海外教育交流事業助成金を計上いたしております。

177ページをお願いいたします。 款 10、項 2、目 3 学校建設費、節 15 は、室小学校校舎のエレベーター設置工事でございます。

185ページをお願いいたします。款10、項4、目1幼稚園費、節19補助金の1、私立幼稚園 就園奨励補助金につきましては、大津音楽幼稚園の認定こども園移行に伴い、前年比2千706万7 千円の減額の1千740万7千円となっております。

193ページをお願いいたします。款10、項5、目4、節19補助金の4、文化財保存管理整備補助金(国補助事業分)は、江藤家住宅の復旧修理工事への町の補助でございます。

198ページをお願いいたします。目7図書館運営費、節15工事請負費は、図書館館内の電力使用量を監視する装置の設置工事でございます。

199ページをお願いいたします。款10、項5、目9熊本地震関係費、節19補助金の1、地域 生涯学習施設等復旧事業費補助金は、熊本地震で被災した地域の集会所の修理等に対し補助をするも のでございます。次の2、地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金は、熊本地震で被災した地域 のコミュニティ施設の修理費に対し補助するものでございます。いずれも熊本地震復興基金事業分で ございます。

204ページをお願いいたします。款10、項6、目2体育施設費、節15工事請負費の町民グラウンド駐車場整備工事につきましては、既存の町民グラウンドの北側駐車場を災害公営住宅用地として使用するため、代わりの駐車場を町民グラウンド内に整備するものです。目3学校給食費、206ページをお願いいたします。節13委託料の一番下、代替用給食提供業務委託は、前年に引き続き給

食センターの改修工事のため調理ができない期間におきまして弁当を提供するための委託費です。お よそ2カ月程度の期間を予定しております。

207ページをお願いいたします。節15学校給食センター改修他工事は、2カ年計画の2年目の 工事でございます。本年度は内装などの改修工事に加え、増築部分の工事も予定しております。節1 8備品購入費は、改修事業に伴い、食器洗浄機等を購入するものでございます。また、老朽化により、 配送用トラック1台分の購入費用も計上いたしております。

209ページをお願いいたします。款11、項1、目2林業用施設災害復旧費、節15工事請負費は、熊本地震により被災した林道瀬田裏線の復旧分でございます。県工事との調整により本年度に予算を計上するものでございます。その下、項2、目1公共土木施設災害復旧費は、30年度の災害に対応するための予算を計上しております。29年度は岩戸橋の災害復旧工事を計上していたため8千34万5千円の減額となっております。

次に、歳入をご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。款1、項1町民税、目1個人ですが、雑損控除など熊本地震の影響が減少したことや個人所得の伸びが予測されることにより1億8千600万円の増額で計上しております。目2法人も熊本地震の影響の減少及び景気回復等を見込み対前年度8千520万円の増額で計上いたしております。項2、目1固定資産税は、企業の投資による償却資産の増加を見込み3千万円の増額で計上しております。

14ページをお願いいたします。項3軽自動車税から項5入湯税までは前年度の実績等により計上しております。

15ページから17ページをお願いいたします。款2地方譲与税から款8自動車取得税交付金は、 前年度等の実績見込みを参考に国が示します地方財政計画に基づき計上いたしております。

18ページをお願いいたします。 款 10 地方交付税は 17 億円としております。前年度と同額です。 内訳としましては、普通交付税が 15 億円、特別交付税が 2 億円でございます。

19ページから24ページをお願いいたします。款12分担金及び負担金から款13使用料及び手数料までは、実績等見込みにより計上いたしております。

なお、21ページの目1、節1公園使用料の上から4番目の運動公園使用料につきましては、29年度の運動公園多目的広場人工芝改修工事が竣工しましたので、増額を見込んでおるところです。

24ページをお願いたします。款14国庫支出金は、それぞれの事業に基づく国の負担金等でございます。項1、目1民生費国庫負担金は、節1児童福祉費負担金の子どものための教育保育給付費国

庫負担金につきまして、認定こども園分の増額が大きく影響しまして、前年比1億85万5千円の増額となっております。

25ページをお願いいたします。項2、目1、節1児童福祉補助金の保育対策総合支援事業国庫補助金は、保育士の処遇改善に係る事業の補助金でございます。

26ページをお願いいたします。目3土木費国庫補助金は、地震関係の大規模盛土造成地滑動崩落 防止事業や社会資本整備総合交付金事業における補助金でございます。

27ページをお願いいたします。一番下の災害復旧費国庫補助金の20億9千102万9千円の減額は、災害廃棄物処理事業に係る国庫補助金の減額が主なもので、事業の完了により廃目となっております。

28ページをお願いいたします。款15、項1、目2、節2児童福祉費負担金は、認定こども園分の増加により前年比3千789万7千円増の2億5千279万7千円となっております。

また、次のページの節5災害救助費負担金は、熊本地震に伴う住宅の応急修理費等の大幅減により、 前年比3億4千31万5千円減の7千4万円となっております。

30ページをお願いいたします。款15、項2、目1、節2熊本地震復興基金交付金2億6千32 万6千円は、復興基金基本事業分でございます。宅地復旧支援事業に係るものが主なものでございま す。

38ページをお願いいたします。款 17、項 1、目 1 一般寄附金です。ふるさと寄附金の増加に伴い 2 千 1 9 6 万 5 千円を計上いたしております。

39ページをお願いいたします。款18繰入金です。目4財政調整基金繰入金は、予算の財源不足のため財政調整基金から9億4千万円を繰り入れております。繰入後の財政調整基金残高は12億1 千万円となる見込みでございます。

41ページをお願いいたします。款20、項3、目2、節1災害資金返還金、現年分は、熊本地震により災害援護資金を借りられた方からの返還金でございます。

43ページをお願いいたします。款20、項4、目2、節1雑入の下から4番目の給食代替用保護者負担金4千984万9千円は、給食センター改修に伴うもので、給食代替弁当購入費に充てるものです。30年度の工事は29年度よりも大規模な工事となり、およそ2カ月程度の工期を見込んでおりますので負担金も増額となっております。

45ページから47ページにかけての款21地方債は、第3表地方債でご説明したとおりでございます。

なお、47ページの一番下の歳入欠かん等債は、災害廃棄物処理事業に係る起債でございまして、 国庫支出金同様事業の完了により廃目となっております。

最後に、給与費の明細についてご説明申し上げます。

213ページをお願いいたします。1の特別職でございます。長等の人数が2人から3人に増えておりますけれども、教育長が制度改正により一般職から特別職へ異動したことによるものでございます。その他の特別職の人数の減少は、振興総合計画策定審議会委員などの減少が主なものでございま

す。

214ページをお願いいたします。2の一般職は常勤と非常勤に分けて計上しております。職員数は常勤が4名の増、非常勤は8名の減となっております。常勤の職員数は、29年度退職予定者が11名、新規採用が9名、再任用が4人、任期付き任用が3人、教育長が一般職から特別職へ異動しておりますので、合計4人の増員となっております。

215ページから221ページにかけまして、給与及び職員手当の増減明細などに記載いたしております。

215ページをお願いします。このところで給料で、給料改定の増減分については、主に7級制へ の移行に伴うものでございます。

222ページから223ページにかけましては、地方債の現在高の状況等について記載をいたして おります。

224ページから235ページにかけましては、債務負担行為の支出見込額等について記載いたしております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 住民福祉部長本郷邦之君。
- **○住民福祉部長(本郷邦之君)** それでは、議案第32号、平成30年度大津町国民健康保険特別会計 予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、予算の総額は歳入歳出それぞれ30億1千121万6千円と定めております。

第2条で、一時借入金の限度額を1億円としております。

6ページの予算に関する説明書をお願いします。予算の概要は53ページから57ページになります。予算の総額につきましては、前年度当初予算と比較しますと4億3千699万1千円の減になります。主に制度改正に伴うものでございます。これは平成27年5月27日に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律により、平成30年度から県が国保の財政運営に参画することになり、市町村は県に納付金を納めることにより、必要な医療給付費を県から交付を受けて支払うことになりました。県は納付金を算出するに当たり、必要な保険給付費から公費を差し引き、応能応益割により市町村に応分の納付金を計算し求めてまいります。町におきましても、昨年から県が示しました試算、本算定の結果を検証し、30年度の国保税は従来のままとし予算編成を行っております。

歳入面では、国庫支出金、療養給付費交付金及び前期高齢者交付金が県に移行するため、ほぼ、も しくはすべてなくなり、共同事業交付金も制度の廃止によりなくなります。そして県交付金が療養給 付費の財源となります。

7ページをお願いいたします。歳出について前年度比較及び財源の内訳を記載しています。前年度 比較で保険給付費は若干増額しております。また、制度改正により、共同事業拠出金、後期高齢者支 援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金は、ほぼ、もしくはすべてなくなります。 財源内訳では、国県支出金から約21億4千万円、その他から約2億2千万円、保険税等の一般財源 で約6億5千万円となっております。

それでは、歳出から主なものを説明申し上げます。

予算書は17ページ、予算の概要は54ページ下段をお願いいたします。款1、項1、目1一般管理費は、国民健康保険事業運営のための事務費等で、主なものは、節12の役務費299万5千円で被保険者証保険税納付書等の郵送費でございます。節13委託料は、国保連合会に支払う共同電算委託料及びレセプト点検委託料が主なものでございます。

18ページをお願いいたします。目2連合会負担金は、平等割、被保険者割等で算定されます国保 連合会への負担金でございます。項2運営協議会費は、国民健康保険法で設置が義務づけられている 国民健康保険運営協議会に関する費用でございます。

19ページをお願いします。款2、項1、目1一般被保険者療養給費と目2退職被保険者等療養給付費は、保険者が負担する医療費の7割相当額の医療給費の分でございます。目1の一般被保険者については、平成29年度において医療費が増加をしており、29年度の12月補正後と同額程度を計上いたしております。目2は、退職者医療制度経過措置が平成26年度末をもって終了しておりますので、退職被保険者については、退職者が一般被験者に移行し減額となっております。目3一般被保険者療養費と20ページの目4退職被保険者等療養費につきましては、それぞれ治療用装具等に対する費用等の償還払い分となります。目5審査支払手数料は、県国保連合会でのレセプト審査支払いに要する費用でございます。款2、項2高額療養費は、被保険者が同一月内に同一医療機関等に支払った医療費が所得に応じて一定の金額を越えた分を給付するものでありまして、4回目以降はさらに自己負担限度額が引き下げられます。目1一般被保険者高額療養費は前年同額、目2退職被保険者等高額療養費については、新規の加入者がなくなり、65歳の年齢到達者が一般保被験者へ移行するため。前年から減額で見込んでおります。

21ページをお願いいたします。目3一般と目4退職被保険者高額介護合算療養費につきましては、 1年間の医療費と介護サービス費の自己負担の合計額が高額になった場合に、限度額を超えた分を給付するもので、昨年同額を見込んで計上しております。

22ページをお願いします。款 2、項 4、目 1 出産育児一時金は 1 件 4 2 万円で 4 5 件分を前年同額で計上いたしております。款 2、項 5、目 1 葬祭給付費は 1 件 2 万円の 4 0 件分、これも前年同額で計上いたしております。

23ページをお願いします。款3国民健康保険事業費納付金は、制度改正により、本年度から町は 県に納付金を納めますが、その予算項目です。項1の医療給付費分、24ページの項2の後期高齢者 支援金等分、項3の介護納付金分の3つに分かれます。それぞれの金額は、県が行った本算定での金 額で計上いたしております。総額で8億3千533万6千円となります。

26ページをお願いいたします。款6、項1特定健康診査等事業費は、特定健診、特定保健指導及び人間ドック等の事業に要する費用を計上いたしております。引き続き非常勤職員と管理栄養士を雇用し、保健指導を推進するものです。特定健康診査事業は、高齢者の医療の確保に関する法律第19

条で保険者に義務づけられている40歳から74歳までの被保険者を対象とした事業で、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病対策を実施し、健康増進と医療費抑制を図るものであります。受診率向上と保健指導の充実により、未受診者に対しては、個人通知や電話による受診勧奨をするなど、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。節13委託料は、特定健診等委託で、特定健診に1千560人、特定保健指導に130人を設定し、それぞれの健診費用等を計上いたしております。人間ドック委託は30歳以上、1人当たり2万5千円の130人を見込んでおります。

27ページをお願いいたします。款6、項2、目1保健衛生普及費は、適正受診等に関する啓発用としてパンフレットの印刷や医療費の通知などの経費を計上いたしております。主なものは、節12役務費87万7千円で、医療通知とジェネリック差額通知を年4回通知するための郵送費でございます。ジェネリック医薬品の医療による医療費削減の効果を勘案しながら、さらなる効果につなげたいと考えております。節13委託料は、国保連合会に支払う医療費通知及びジェネリック差額通知の作成委託料でございます。目2鍼灸施術費96万6千円は、鍼灸を受けられる方に対して、1人当たり年間30枚を限度に1回当たり1千円を補助するものであります。

29ページをお願いします。款9、項1償還金及び還付加算金は、保険税の還付金で前年同額で計上しております。

30ページをお願いします。款10予備費は484万2千円を計上いたしております。

このあとの後期高齢支援金と前期高齢者納付金と老人保健拠出金、介護納付金は、制度改正により廃款いたします。

続きまして、歳入を説明申し上げます。

8ページをお開きください。款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税を5億5千351万4 千円、目2の退職被保険者等国民健康保険税を545万6千円とし、税収の総額を5億5千897万 円、前年比107万4千円の減で計上しております。前年度に比べて税の減収についての要因は、国 保の被保険者の減少によるものです。国民健康保険税の現在の賦課基準は、医療給付費分、後期高齢 者支援金分及び介護納付金分の3本立てで、いずれも所得割、均等割、平等割の3方式をとっており ます。退職者制度については、平成26年度末で経過措置が終了しており、退職被保険者の減少によ り減額となっております。

10ページをお願いいたします。款2、項1、目1督促手数料は、前年同額でございます。

11ページをお願いいたします。款4、項1県補助金、目1保険給付費等交付金は、制度改正に伴い、新たに創設された県交付金で、保険給付や保険事業等に対し交付されます。節1普通交付金は、保険給付費の全額が県から交付されます。節2の特別交付金は、町が行う保険事業への支援や結核等に係る保険給付などが多額である場合、そういった場合の特別な事情に考慮して交付されるものでございます。

12ページをお願いします。款6、項1、目1一般会計繰入金で、節1の保険基盤安定繰入金は、 国保税の低所得者に対する軽減分に充てるための繰入金で、4分の3は国県負担、4分の1が町負担 となっております。節2職員給与費等繰入金は、歳出の一般管理費に相当する分を繰り入れるもので す。

13ページをお願いいたします。節3助産費等繰入金は、出産一時金に充当するもので45件分であります。節4の財政安定化支援事業繰入金は、国保財政化の健全化に向けた一般会計からの繰り出しについて、基準財政需要額により算定されるもので、所要の地方財政措置が講じられます。繰入金の総額は2億1千747万5千円でございます。款7、項1、目1繰越金は、前年度からの繰越見込額を9千200万円としております。

飛びまして、15ページをお願いいたします。款9、項3、目1一般被保険者第三者納付金は、交通事故等で国保を利用された場合の返還金で、前年同額で計上しており、今年度から節1現年度分と節2滞納繰越分に分けております。

16ページの療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金は、制度改正により廃款となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第35号、平成30年度大津町介護保険特別会計予算について説明申し上げます。 予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ26億7千839万3千円と定めております。 前年度と比較しまして1億6千813万7千円の増となっております。増加の主な原因としては、歳 入では、介護保険料の改定によるものと、歳出では、高齢化による認定者数の増加見込みによる介護 給付費の増加によるものです。

第2条で、一時借入金の最高額は1億円としております。

歳出からご説明申し上げます。

予算書は15ページをお願いいたします。予算の概要は61ページからになります。款1、項1、目1一般管理費は、介護保険事務に必要な需用費や委託料などです。主なものとして、節7賃金は、介護職員の処遇改善事務などを行う臨時職員賃金、13委託料は、介護保険制度改正等に伴うシステムの改修委託費でございます。

予算書16ページをお願いします。款1、項2、目1賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収に要する経費です。主なものは、節12役務費の通信運搬費で、保険料の賦課決定通知及び納付書等の郵便代でございます。

17ページをお願いします。項3、目1介護認定審査会費は、地方自治法に基づき菊池広域連合に介護認定審査会を設置している費用です。節14使用料及び賃借料は、介護認定支援システムの機器借上料で、節19は、現在、介護保険の認定事務を菊池広域連合で行っておりますが、その介護保険認定審査会関係事務費や人件費などの負担金でございます。目2認定調査等費の主なものは、節1報酬の介護認定調査員他の報酬や、18ページの節12役務費の主治医意見書作成手数料でございます。

予算書の概要は62ページをお願いします。款1、項4、目1計画策定等委員会費は、地域包括支援センター及び地域密着型サービスに関する運営委員会の委員報酬と費用弁償でございます。

予算書の19ページをお願いいたします。款2、項1、目1介護サービス等諸費、節19負担金、

補助及び交付金は、介護保険サービスの費用から自己負担1割ないし2割を除いた残りを各種サービス等の保険者負担分の給付費として計上いたしております。主なものは、訪問介護リハ、通所介護リハ等の居宅サービス給付費、認知症対応グループホームやデイサービスなどの地域密着型サービス給付費、特別養護老人ホームや老健施設である施設サービス給付費、ケアプラン作成費用であるサービス計画給付費でございます。款2、項2、目1その他諸費、節12役務費は、熊本県国民健康保険団体連合会への介護納付費の審査支払手数料が主なものです。

20ページをお願いいたします。款2、項3、目1高額介護サービス等費は、介護サービス利用者が支払った医療と介護の負担額が一般世帯の場合、合計で1カ月4万4千400円を超えた場合に、その超えた分を高額介護サービス費として寄附するものです。所得が低い場合は、上限額は下がります。款2、項4、目1高額医療合算介護サービス等費は、介護サービス利用者が支払った医療と介護の一部負担金額が年間で一定額を超えた場合に、その超えた分を支給するものです。

21ページをお願いいたします。款3、項1、目1介護予防生活支援サービス事業費は、高齢者が 要介護状態にならないよう、介護予防事業を実施するための費用です。主なもので、節1報酬は、介 護予防教室等の開催に伴う非常勤看護師の報酬、地域包括支援センターが主催する介護予防教室やふ れあいミニデイに出向いて介護予防クラブを実施しております。また、節13委託料で、訪問型サー ビス事業は、介護認定を受けていない高齢者や要支援1,2の高齢者で、身体介護は必要ないが、心 身の状態等で生活援助が必要な人を対象にヘルパーさんを派遣する事業でございます。次の短期集中 通所型介護予防事業は、要支援1、2と生活機能の低下が認められ、医療による専門的な指導、支援 が必要と判定した高齢者を対象に要介護状態にならないよう運動機能向上や栄養改善及び口腔機能の 向上のため、通所による教室を行う事業でございます。また、通所型サービス事業は、要支援1、2 や介護認定を受けてなくて心身機能の低下が見られる高齢者に対して、通所の方法により日常動作訓 練や入浴、給食サービスの予防事業を実施しているもので、これまでと同様に社会福祉協議会やつつ じ山荘、おおつかの里への委託を要請いたしております。節19負担金、補助及び交付金、1、介護 予防生活支援サービス事業費は、要支援1、2の方が利用していた予防給付で、総合事業に移行した 訪問介護通所サービス事業費でございます。款3、項1、目2介護予防ケアマネジメント事業費の主 なものは、節7で介護予防日常生活支援総合事業のサービスを利用する事業対象者並びに要支援1、 2の人のケアプランなどを作成するケアマネージャーの賃金でございます。

予算書の22ページをお願いします。13委託料、介護予防ケアマネジメント委託は、総合事業のケアプラン作成を居宅支援事業所に委託をするものでございます。款3、項2、目1一般介護予防事業費は、65歳以上の人の介護予防事業に要する費用です。節8報償費は、3B体操や太極拳、健康運動指導の講師謝礼です。通いの場講師謝礼は、新規でございますが、住民主体の通いの場づくりの支援事業の導入時に必要な理学療法士などに対する謝礼でございます。本年度は新たに20カ所を導入して拡大をしていく予定でございます。

予算書は23ページをお願いいたします。節13委託料の主なもので、①介護予防健診事業委託は、 介護保険証を交付する65歳、高齢者医療受給者証を交付する前期高齢者の70歳、後期高齢者受給 者証を交付する75歳の各節目の説明会時に筋量測定や身体機能の評価を行い、介護予防健診を実施するものでございます。また、②の介護予防型ミニディ事業委託は、現在、町社会福祉協議会に委託をして町内23カ所で実施しているもので、家に閉じこもりがちな高齢者を対象に地域の公民館などで健康チェックや介護予防体操、趣味、創作活動などに参加できる機会を提供するものであります。款3、項3、目1包括的支援事業は、主に地域包括支援センターの運営に要する費用でございます。節1報酬は、地域相談支援員、在宅医療連携推進員、生活支援コーディネーター、認知症地域推進員、認知症サポート医師の報酬分でございます。

予算書24ページをお願いします。節7賃金は、介護支援専門員の賃金でございます。

25ページをお願いいたします。13委託料の主なもので、①介護予防プラン作成委託は、要支援 1、2の介護予防プラン作成を居宅介護支援事業所に委託するものです。④在宅医療介護連携事業委 託は、医療と介護の連携を図るため、菊池郡市医師会に委託するものです。節19負担金、補助及び 交付金、1、派遣職員負担金は、地域包括支援センターに設置が義務づけられている社会福祉士1名、 並びに主任ケアマネージャー1名、生活支援コーディネーター1名の派遣負担金分でございます。目 2任意事業費で、節8報償費は認知症サポーター養成講座講師謝礼と介護相談員10名分の謝礼でご ざいます。

26ページをお願いいたします。13委託料で、食の自立支援事業委託は、調理が困難な高齢者に対し週1回から3回給食を配達する事業でございます。また、ホットライン体制整備事業委託は、65歳以上の単独世帯及び高齢者のみの世帯の対象者を対象に、緊急通報装置を貸与し、24時間体制で利用者の急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るための委託でございます。節20扶助費の家族介護用品支給事業は、排尿排便に全介助が必要な要介護3以上の高齢者を在宅で月に20日以上介護している家庭を対象とした、主に紙おむつなどの介護用品購入助成事業であります。

予算書の29ページをお願いします。款6、項1、目1予備費は、緊急な支出に備えるものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

予算書は8ページをお願いいたします。概要は60ページになります。款1、項1、目1第1号被保険者保険料であります。節1の現年度分特別徴収保険料、節2現年度分普通徴収保険料は、第1号被保険者に係る保険料収入でございます。本議会に上程しております介護保険料の改定及び法令化に伴う被保険者の増加と併せて、前年比で1億1千822万円の増額となっております。

予算書9ページをお願いいたします。款3、項1、目1介護給付費負担金、節1現年度分は、介護給付費歳出見込額の国負担分20%を計上しております。ただし、施設給付等につきましては15%で計上をいたしております。款3、項2、目1調整交付金は、第1号被保険者の年齢階級別分布状況、所属分布状況等を調整して配分されるものであります。節1現年度分調整交付金は、介護給付費歳出見込額の5.97%、節2総合事業調整交付金は、総合事業費、一般介護予防事業費の5.97%を計上いたしております。目2地域支援事業交付金、節1現年度分は、介護予防の生活支援総合事業の国負担分20%、包括的支援任意事業の国負担分39%の所定の負担率で計上いたしております。

10ページをお願いいたします。款4、項1、目1介護給付費交付金は、社会保障診療報酬支払基金が各医療保険者から徴収した介護給付費納付金を財源とする交付金でございます。節1現年度分は、平成29年度は介護給付費歳出見込額の28%だったものが平成30年度からは27%の交付率に変更になりました。目2地域支援事業支援交付金、節1現年度分は、介護予防日常生活支援総合事業について同様に27%で交付されるものです。

款5、項1、目1介護給付費負担金、11ページです。現年度分は、介護給付費歳出見込額の県負担分12.5%、施設給付費につきましては、17.5%を計上いたしております。款5、項2、目1地域支援事業交付金の現年分は、介護予防日常生活支援総合事業の県負担金12.5%、また、包括的支援任意事業の県負担分19.5%を計上いたしております。

概要は61%になります。款6、項1、目1介護給付費繰入金、節1現年度分は、介護保険給付費 歳出見込額の町負担分12.5%を計上いたしております。

予算書12ページをお願いいたします。目2地域支援事業支援交付金、節1現年度分は、介護予防日常生活支援総合事業の町負担分12.5%、並びに包括的支援事業任意事業の町負担分19.5%を計上いたしております。目3低所得者保険料軽減負担金繰入金、節1現年度分は、低所得者の介護保険料軽減措置に対する負担金分です。目4その他一般会計繰入金、節1職員給与費等繰入金は、包括支援センター職員給与費の繰り入れが主なものです。節2事務費繰入金は、一般管理費事務費や賦課徴収費、介護認定審査会費、認定調査費等の分を繰り入れる分でございます。

13ページをお願いします。款8、項1、目1繰越金は、前年度からの繰越見込額でございます。

14ページをお願いいたします。款9、項3、目1介護予防サービス計画費収入は、地域包括支援 センターで行う要支援者に対するケアプラン作成の収入でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。

3時10分より再開します。

午後3時05分 休憩

 \triangle

午後3時12分 再開

○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、津田桂伸君より早退の届けがあっていますので報告します。

住民福祉部長本郷邦之君。

〇住民福祉部長(本郷邦之君) それでは、議案第37号、平成30年度大津町後期高齢者医療特別会 計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1千544万5千円としております。熊本県の後期 高齢者の保険料は2年ごとに見直すこととなっておりますが、平成30年、31年度もこれまでと同 じとなりました。均等割額が4万7千900円、所得割率が9.26%付加限度額は5万円上がりま した62万円となります。

それでは、5ページをお願いいたします。前年度と比較いたしますと1千886万1千円の増で、 これは対象者の増加によるものでございます。

6ページをお願いいたします。財源内訳のその他の財源は、一般会計繰入金と後期高齢者医療広域 連合からの歳入を充当したものでございます。

歳出についてご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。予算の概要は65ページになります。款1、項1、目1一般管理費は、後期高齢者医療事務を行うための予算でございます。主なものは、節12役務費で、被保険者証を送付する簡易書留の郵便代と共同電算回線使用料でございます。款1、項2、目1徴収費は、保険料の徴収事務に係る経費です。主なものは、節12役務費で、被保険者保険料決定通知及び納付書通知の郵便代でございます。

13ページをお願いいたします。款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金3億286万円は、被保険者が納付した保険料と保険基盤安定負担金を広域連合へ納付するものでございます。前年比1千821万円の増額につきましては、対象者の増加に伴うものでございます。款3、項1、目1健康診査費843万円の主なものは、14ページの節13の委託料で、受診見込み者数603人分の健診に係る費用でございます。また、及び100人分の人間ドック委託料を計上いたしております。目2鍼灸施術費は、1人当たり年間30枚を限度に鍼灸券を発行し、1回当たり1千円を補助するものです。

15ページをお願いします。款 5、項 1、目 1 予備費として 6 7 万 2 千円を計上いたしております。 続きまして、歳入を説明申し上げます。

予算書の7ページをお願いいたします。款1、項1、目1特別徴収保険料及び目2の普通徴収保険料は、特別徴収対象者を29年度の実績から全体の52.73%、また、目2普通徴収保険料を全体の47.27%と見込み大津町における後期高齢者の保険料を2億2千391万6千円で計上いたしております。前年度に対し1千793万2千円の増額となっておりますのは、被保険者の増加によるものであります。

8ページをお願いいたします。款4、項1、目1事務費繰入金は、一般管理費のほか徴収事務に係る分を一般会計から繰り入れるものです。目2保険基盤安定繰入金7千894万5千円は、保険料の軽減措置に対して一般会計より県負担分4分の3、町負担分4分の1を併せて繰り入れるものであります。節1鍼灸施術費補助繰入金100万6千円は、町の単独事業で、鍼灸施術補助を行うため一般会計から繰り入れるものです。節2人間ドック補助繰入金は、1人1万円の100人分の計上でございます。

9ページをお願いいたします。款 5、項 1、目 1 繰越金は、平成 2 9年度の決算見込みによるものであります。

10ページをお願いします、款6、項4、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入558万5千円は、広域連合が実施主体の健康診査を町が受託実施する委託料です。事業の見込みにより29万8

千円の減額でございます。項5、目3雑入は、後期高齢者広域連合が実施する人間ドック費用の助成となります。

以上です。よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 経済部長古庄啓起君。
- **〇経済部長(古庄啓起君)** 議案第33号、平成30年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受 託特別会計予算です。

議案集は98ページ、予算の概要は58ページをお願いします。

予算書の1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3千852万8千円と定めます。

歳入からご説明申し上げます。

予算書の7ページをお願いします。款1、項1、目1、節1市町村負担金、大規模林道事業賦課金に対しまして、菊陽町、菊池市、合志市、南阿蘇村の関係市町村の負担金でございます。款2、項1、目1、節1財産収入です。携帯電話無線基地局貸付料、使用目的としまして、携帯電話基地局として電話会社への貸し付けでございます。款3、項1、目1、節1一般会計繰入金、大規模林道事業賦課金の大津町負担分です。

予算書の8ページをお願いします。款4、項1、目1、節1前年度繰越金です。

歳出をご説明申し上げます。

予算書の9ページをお願いします。款1、項1、目1一般管理費、財源のご説明申し上げます。その他の153万3千円の主なものは、市町村負担金が94万2千円、一般会計繰入金が58万2千円となっております。節の7賃金、作業員賃金です。節の11需要費は、消耗品費、燃料費、印刷製本費となっております。節の14使用料及び賃借料は、重機借上料他、節16原材料費は、砕石他、節19負担金、補助及び交付金、大規模林道事業賦課金、これは大規模林道菊池人吉線に係る事業の受益者負担金でございます。節の28繰出金です。一般会計繰出金、県が真木団地を今伐採中でございます。伐採後は、共有財産で造林するということで今進めております。30年度の事業内容としまして、植栽10ヘクタール、下刈り38ヘクタール、鹿防護柵2.5キロメートル、これは一般会計の町有林保育事業等委託の中で行うため一般会計の繰り出しになります。

予算書の10ページをお願いします。款2、項1、目1予備費。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** 議案第34号、平成30年度大津町公共下水道特別 会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。概要は58ページからです。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ12億4千686万9千円と定めております。

第2条、債務負担行為、第3条の地方債は、あとでご説明を申し上げます。

第4条、一時借入金の借り入れ最高額を5億円と定めております。

予算書4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為、事項1、下水道計画区域内の水洗化促進を図るため、水洗化改造資金を融資 斡旋をするに当たり金融機関が融資した資金の損失補填をするものでございます。事項2の融資枠は、 水洗化改造資金1件で50万円であります。期間、限度額につきましては、記載のとおりでございま す。

5ページをお願いいたします。第3表地方債、記載の目的1、公共下水道事業債の限度額を2億3 千60万円、2、公共下水道事業債(特別措置分)を2千600万円、3、資本費平準化債を4千9 20万円に定めるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりで ございます。起債の目的で、1、公共下水道事業債は、管渠や処理場の建設事業債で、2の特別措置 分は、国の財政制度の変更による起債で、3の資本費平準化債は、後年度の利用者から徴収すべき先 行投資部分の債務を繰り延べるための起債でございます。

歳出から主なものについてご説明を申し上げます。

予算書の13ページをお願いいたします。款の1、項の1、目1総務管理費の節2給料、3職員手 当等、4共済費につきましては、職員5名分の人件費となっております。

14ページの節13委託料、使用料徴収委託は、大津菊陽水道企業団への委託料です。企業会計移行業務委託は、平成31年4月から大津町の下水道事業を地方公営企業法の一部適用に向け会計方式を官公庁方式特別会計から企業公営会計方式、公営企業会計へ移行するに当たり、下水道事業に関する試算調査評価及び法適用に伴う移行事務支援等を委託するもので、業務期間を28年度から30年までの3年間で委託しております。平成31年4月より移行するために、企業会計システム導入委託、企業会計システム保守委託、企業会計支援業務を委託いたします。節19負担金、補助及び交付金の補助金、1、漁業振興助成金は、白川漁業組合に対し交付するものでございます。

15ページをお願いいたします。節27公課費は、消費税でございます。目2事業費の主なものは、 16ページの節13委託料で、管渠工事実施のための測量設計委託、長寿命化工事等実施設計業務、 大津町公共下水道全体計画事業計画等見直し業務、また、平成29年度から31年度において、日本 下水道事業団に委託している処理場ポンプ場の改築事業業務委託です。節15工事請負費は、吹田新 築の管渠築造工事等を予定しております。節22補償、補填及び賠償金は、下水道工事に伴う上水道 管等の移設費でございます。

目3維持管理費の主なものは、17ページの節13委託料の浄化センター等包括民間委託及びマンホールポンプ管理包括的民間委託、包括的民間委託外部監査業務委託でございます。契約期間は、平成29年度から31年までの3カ年でございます。平成20年度から業務委託方式を改め、材料、光熱費等を一括で民家委託し、コスト縮減を図っております。目4下水道事業基金6千円は、節25の積立金、基金利子の積立金でございます。

18ページをお願いいたします。款1、項1熊本地震関係費は廃目でございます。款2、項1、目 1、節23償還金、利子及び割引料は、定時償還分でございます。対前年比減額の主な理由は、特別 分、借換債等の償還完了によるものでございます。目2、節23償還金、利子及び割引料は、長期債 務利子及び一時借入金利子です。対前年比で減額は起債の償還方法において大部分が元利均等払により、年々減少となっております。

19ページをお願いいたします。 款 3、項 1、目 1 予備費 5 0 0 万円を計上いたしております。 歳入についてご説明申し上げます。

予算書の9ページをお願いいたします。概要は58ページになります。款1、項1、目1、節1受益者負担金は、29年度に下水道を整備しました、公共下水道事業区域に対する負担金でございます。款2、項1、目1、節1下水道使用料は、公共下水道利用者からの使用料でございます。款2、項2、目1、節1手数料は、排水設備の指定工事店の登録手数料及び督促手数料でございます。

10ページをお願いいたします。款3、項1、目1、節1公共下水道費国庫補助金は、下水道事業に対する事業補助金でございます。款4、項1、目1、節1一般会計繰入金は、下水道事業の事業費及び公債費償還等のために繰り入れるものでございます。

12ページをお願いいたします。款7、項1、目1、節1の公共下水道事業債につきましては、補助対象の管渠工事及び処理場設計委託、処理場の改築の分でございます。節2の公共下水道事業債(特別措置分)は、元利償還に充当するものでございます。目2、節1資本費平準化債につきましても、同じく元金償還に充当するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第36号、平成30年度大津町農業集落排水特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。概要は64ページでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4千316万8千円と定めております。 第2条、一時借入金の最高額を6千万円と定めております。

予算書の11ページをお願いいたします。歳出からご説明申し上げます。款1、項1、目1総務管理費の主なものは、節27の公課費の消費税でございます。目2農業集落排水事業費の主なものは、節11需用費の修繕料、節13委託料の機能診断業務、節15の工事請負費の補修工事でございます。

12ページをお願いいたします。目3維持管理費の主なものは、節11需用費の光熱水費、修繕、 節12の役務費の主なものは、矢護川浄化センター、錦野・杉水浄化センターの汚泥引き抜き手数料 でございます。節13委託料で矢護川、錦野、杉水の3カ所の浄化センターの維持管理業務になって おります。

13ページをお願いいたします。款1、項1熊本地震関係費は廃目でございます。款の2、項の1、目1、節23償還金、利子及び割引料は、元金の地方債の定時償還です。款2、項1、目2、節23 償還金、利子及び割引料は、長期債利子及び一時借入金利子です。

14ページをお願いいたします。款の3、項の1、目1予備費で500万円を計上しております。 歳入についてご説明申し上げます。

予算書の7ページをお願いいたします。款1、項1、目1、節1農業集落排水事業費分担金は、農業集落排水事業区域土地の所有者等からの分担金であり、建設事業の一部に充当するものでございま

す。款2、項1、目1、節1農業集落排水事業費使用料は、3地区の農業集落排水施設使用料を見込んでおります。

8ページをお願いいたします。款3、項1、目1、節1一般会計繰入金は、農業集落排水事業に伴う事業費、公債費のために繰り入れるものでございます。款4、項1、目1、節1前年度繰越金500万円を見込んでおります。款8、項1、目1、節1農林水産業費国庫補助金600万円は、歳出の農業集落排水事業費の節13委託料機能診断料になります。

下段の地方公営企業災害復旧事業債は廃款でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第38号、平成30年度大津町工業用水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書は一番最後になります。予算の概要は66ページになります。

それでは、予算の1ページから2ページをお願いいたします。工業用水道事業は、地方公営企業法に基づく事業として平成2年から中核工業団地内の企業に日量4千トンの給水能力のうち、現在3千830トンの契約水量で、1トン当たり45円の使用料で給水しております。

第2条の業務予定量ですが、給水先事業所は8事業所で、日量3千400トンの給水量を予定して おります。

第3条の収益的収入及び支出ですが、事業費が6千277万9千円、事業費が5千976万2千円を予定しております。

2ページをお願いいたします。

第4条の資本的収支ですが、工業用水道建設改良費は、第4取水の削井工事等に伴う費用として8 千660万6千円を予定しております。企業債償還金の172万6千円は、減災積立金から支出いた します。

第5条で、経費の流用に関する議会の議決事項として、職員1人分の給与費等で928万8千円を 予定しております。

第6条で、利益余剰金の処分として、減災積立金を予定しております。

次に、説明書の1ページから2ページをお願いいたします。予算の実施計画ですが、収入のうち営業有益を6千126万1千円としています。支出の営業費用5千312万7千円のうち、原水費は、ポンプ電気代、管理保守等委託費、修繕費等で総係費は、職員人件費、負担金使用料等でございます。営業外費用の363万5千円は、企業債の利息及び消費税で、予備費は300万円で、不足の費用への対応を予定しております。資本的支出の建設改良費8千660万6千円は、第4取水の作井伴う委託費及び工事費、水源地用地購入費、予備ポンプ購入費等でございます。企業債償還金の172万6千円は、企業債の元金の償還額であります。予備費は500万円で、不足の費用への対応を予定しております。

3ページをお願いいたします。予定キャッシュ・フロー計算書ですが、受け入れを1千670万6 千706円、支出額を8千660万6千円とし、172万5千915円の計8千833万1千915 円としております。平成30年度は、第4水源地の削井工事を行うこととしているため、7千162万5千209円の資金減となる見込みです。

なお、平成30年度末での企業債残高は311万4千854円となります。

4ページから7ページまでは、職員一人の給与明細分です。

8ページ、9ページをお願いいたします。平成30年度の予定貸借対照表ですが、有形固定資産合計を2億4千572万5千228円、流動資産合計を2億12万4千332円、資産合計4億4千584万9千560円とし、固定負債合計を627万8千38円、流動負債合計を549万9千485円、繰り延べ収益合計を3千511万4千948円とし、負債資本合計で4億4千584万9千560円を予定しています。

10ページ、11ページをお願いいたします。重要な会計事項を注記しております。固定資産の減価償却の方法、引当金の計算方法、消費税の会計処理、引当金の取り崩しを記載しております。

12ページをお願いいたします。29年度の予定損益ですが、営業収益6千314万2千円、営業外収益174万2千円、営業費用4千60万2千330円、営業会費用22万9千円、平成29年度の準利益は1千865万2千670円を見込んでおります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議 長(桐原則雄君) 提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後3時40分 散会

本 会 議

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

平成30年第1回大津町議会定例会会議録

平成30年第1回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第2日) 平成30年3月8日(木曜日)

							平	成 3	0年	3月8	日 (木曜	日)	
出席議員	1 番 三 宮	美	香	2	2 番	Щ	部	良	=	3 番	Щ	本富	= _	夫
	4 番 金 田	英	樹	5	香	豊	瀨	和	久	6 番	佐	藤	真	
	7 番 本 田	省	生	8	番	府	内	隆	博	9 番	源	Ш	貞	夫
	10 番 大塚龍	<u> </u>	郎	1	1 番	坂	本	典	光	12 番	手	嶋	靖	隆
	13 番 永 田	和	彦	1	4 番	津	田	桂	伸	15 番	荒	木	俊	彦
	16 番 桐 原	則	雄											
欠 席 議 員														
職務のため出席した事務局職員	局	長	豊	住	浩	行								
	書	記	佐	藤	佳	子								
地方自治法第 121条第1 項の規定により説明のため 出席した者の 職氏名	町	長	家	入		勲	総総	務調	務 課 行 政	部係長	宮	﨑	俊	也
	副町	長	田	中	令	児	総		終	部				
	総 務 部	長	杉	水	辰	則	財兼	政計行	務 課 財 政 革 推 進	係長係	本	司	貴	大
	住民福祉部	長	本	郷	邦	之	教	• ·	育	長	吉	良	智恵	美
	経 済 部	長	古	庄	啓	起	教	. Ī	育 部	長	市	原	紀	幸
	土木部長併工業用水道課	任長	大田	黒	哲	郎	農	業委	員会事	務局長	田	上	克	也
	総務部総務課	長	藤	本	聖	$\vec{-}$								
	総務部財政課	長	羽	熊	幸	治								
	会計管理兼会計課	者長	中	野	正	継								

議 事 日 程(第2号) 平成30年3月8日(木) 午前10時 開会 開議

日程第1	議案質疑			
	議案第	1号	質	疑
	議案第	2号	質	疑
	議案第	3 号	質	疑
	議案第	4 号	質	疑
	議案第	5 号	質	疑
	議案第	6 号	質	疑
	議案第	7号から議案第 9号まで	一括質	疑
		討論、表決		
	議案第1	0号及び議案第11号	一括質	疑
	議案第1	2 号	質	疑
	議案第1	3号、議案第23号から議案第26号ま	で	
			一括質	.疑
	議案第1	4 号	質	疑
	議案第1	5 号	質	疑
	議案第1	6号及び議案第17号	一括質	.疑
	議案第1	8号	質	疑
	議案第1	9号	質	疑
	議案第2	0号及び議案第21号	一括質	疑
	議案第2	2 号	質	疑
	議案第2	7 号	質	疑
	議案第2	8号	質	疑
	議案第2	9 号	質	疑
	議案第3	0 号	質	疑
	議案第3	1号	質	疑
	議案第3	2号	質	疑
	議案第3	3号	質	疑
	議案第3	4 号	質	疑
	議案第3	5 号	質	疑
	議案第3	6号	質	疑
	議案第3	7号	質	疑
	議案第3	8 문	質	疑

日程第2 委員会付託

議案第10号から議案第38号まで

午前10時00分 開会

開議

○議 長(桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

日程第1 議案質疑

○議 長(桐原則雄君) 日程第1 議案質疑を行います。

お諮りします。

議案第1号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第9号、平成29年度大津町工業用水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの9件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第9号までの9件は、委員会付託を省略することに決定しました。 これから質疑を行います。

まず、議案第1号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号を議題とします。質疑ありませんか。 三宮美香さん。

○1番(三宮美香さん) では、議案第2号について質疑をいたします。

平成29年度大津町一般会計、特別会計補正予算の概要、3月補正分の中の28ページ、教育部、学校教育課、名目が10の1の2事務局費の報酬の中に小中学校通学区域検討委員会委員、こちらの会議が未開催による減額とあります。その前の年度も確認をしましたが、未開催のままでした。これはいつまでされていて、今回されなかったのはなぜなのかをお尋ねします。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 三宮議員の質疑にお答えいたします。

今回の補正で小中学校通学区域等検討委員会が未実施ということでのお尋ねかと思います。こちらの検討委員会でございますけども、一応こちらの検討委員会は、町内の児童生徒の健全な育成を目指し、適正な通学区域の設定と良好な教育施設の整備を図るために開催するものということでございま

して、委員には、議会も含め区長会、PTA、校長、行政も含めたところで、委員会が開催されます。一番最近は、大津小学校の分離のときに、校区の見直しの関係で委員会が開催されたというところでございます。ここ数年は、この委員会は開催しておりませんで、必要に応じて開催しているところではございますけども、現在の、児童生徒数、町中心部に非常に集中している状況等もございますので、その辺の状況等も含めて、近いうちに開催したいなというところで計画はしておりましたけども、ちょっと現在の段階ではできておりませんので、また改めて、この委員会については、新年度でも開催させていただいて、その状況あたりの報告あたりもさせていただければというところで考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 三宮美香さん。
- ○1番(三宮美香さん) ありがとうございます。12月の私の一般質問の中で、通学区域についての質問のときの答えが大津町立小中学校通学区域及び教育施設検討委員会で答申をいただき、保護者や校区の皆様との話合いを重ねて対応してきたところでございますという返答があったので、ずっとされていたものだと私も思っていたところでの質問でした。市原部長がおっしゃったように、小学校によっては児童数がかなり差がありますので、今年度、ぜひそちらの検討もこの委員会の中でお願いします。

以上です。

- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。 山本富二夫君。
- ○3番(山本富二夫君) 第2号議案質疑します。

80ページの節15の工事請負費の部分につきまして、大規模崩落工事の進捗状況、4カ所ということで聞いておりますが、その進捗状況をお聞きしたいと思います。

- ○議 長(桐原則雄君) 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** 山本議員の質疑にお答えいたします。

現在、工事費を組んでおりまして、国の補正により町の補正も組みまして、工事としてはまだ全く手つかずの状態でございまして、地元に説明会を今しております。区域の設定をする必要がありまして、関係者の皆様から印鑑が必要であるということで、説明会を今終わって、これから印鑑をいただくと、新年度から行うというところが今の現状でございます。

以上です。

- ○3番(山本富二夫君) はい、質疑を終わります。
- O議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ございませんか。 佐藤真二君。
- ○6番(佐藤真二君) おはようございます。2点お尋ねしたいと思います。

まず1点目が、この予算書でいいますと8ページ、9ページの繰越明許費の分なんですけれども、 この表自体がどうのという話ではなくて、昨年の中で、繰越明許、繰り越した分できちんと29年度 に消化できますでしょうかねというようなお話があったかと思います。その中で、またやっぱり今年 度も繰り越しがこれだけ出てきているというところで、決算に絡むといえば決算の話かもしれないん ですが、現状で昨年繰り越した分ていうものが、今はどういう状況になっているのか。あるいは、そ のちょっとあまりよくない繰り越しが発生しているんではないかというようなちょっと懸念もござい ますので、お尋ねしたいというのがまず1点でございます。

それから、もう1点が、83ページと104ページに出てきますが、社会資本整備総合交付金事業 の2つの、大きく2つの事業です。非常用発電の電源の整備です。まず、前提ですけれども、復興ま ちづくり計画というものが12月の全協で説明をいただきまして、途中経過ということで説明をして いただきました。今日、またこの関連実施事業ということで表をいただいております。12月のその 全協の説明を受けて出てきたのが、子育て健診センターの非常用電源の設置というのが12月にござ いまして、その際に、委員会でお尋ねしたことが2点ありまして、大きくいいますと、復興まちづく り計画がまだできていない状態で避難所としてどうやって使うのかということも決まってない中で、 これ何で急ぐんでしょうかということをお尋ねした。それともう一つが、そもそも復興まちづくり計 画をつくってから計画的に進めたほうがいいんじゃないですかということをお尋ねしたんですね。そ の時の答弁で、これ以外に条件の整った場所がないと。今回は交付金があったので、800万円とい うお話でしたかね、使えるものがあったのでそれを充てましたというような答弁であったかと思いま す。それを聞いて、少しちょっと私は乱暴な進め方だなというふうに思ったんですけれども、最終的 にはきちんと復興まちづくり計画に反映させてほしいということで要望したところでした。ところが、 今回の補正予算の中で、また同じものが出てきているんですね。この楽善の防災倉庫の分と運動公園 の非常用電源ということでですね。この2点が出てきてます。これも、やっぱり同じように復興まち づくり計画の中できちんと位置付けられて、計画的にやっぱり進めなければいけないものだと思うん ですね。それで、今回復興まちづくり計画どうなっていますかということをお尋ねして、お願いして 出てきたのがこの表なわけなんですけれども、もう一つあったな、その12月にそれだけ急ぎますと、 本年度中にやりますと言っていたその子育て健診センターの非常用電源もまた今回繰り越されている わけです。30年度にですね。そうすると、本当にこれってそこまで急いでやらなきゃいけないこと なのか。まちづくり計画を待ってやってもいいんじゃないのかなと、そういうふうに考えるところで す。

この2点ですね。復興まちづくり計画をきちんと策定して、説明していないで関連予算をここに計上してきているということの妥当性というか、がまず一つ。それから、子育て健診センターの設置が優先的に本年度事業として実施すると言われていながら繰り越されていると。この2点を踏まえて、この社会資本整備総合交付金事業か、これの中であがっているその防災の事業について、もう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。

○総務部長(杉水辰則君) 佐藤議員のご質問の中で、繰り越しについて、多額の、たくさんの繰り越 しが発生しておるわけですけども、昨年は、震災の影響ということでかなりの繰り越しが発生してお ります。この辺の進捗状況ということでございますけども、大体おおむね、消化はできておるんですけども、中には、2件ほど、これは補助事業なんですけども、国と調整をしながら事故繰越というようなものが2件発生しております。そういったことで、かなり当初の現年分の予算も消化しながら繰り越しも消化しなければいけないということで、かなりその無理をしながらやってはいるところではございますけれども、繰越事業につきましては、原則1年の繰り越しということになっておりますので、その1年の範囲内でまたすべての事業が終えるように、また、30年度につきましても、しっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** お答えいたします。

12月で子育て健診センターの非常用発電機の設置ということで予算をいただきまして、国の予算等もありまして、12月に補正をさせていただきました。それから、まず設計を行って工事が行えるということで、設計にも一定の時間が必要であると、それから入札を行いまして、工事も必要であるということで、また繰り越しを出させていただいております。それから、国の補助金をいただくときに、うちがこんくらいほしいという場合に、そのままくればまず大きいのからやれるとか、いろんな順番もありますけれども、一応予算的なもんが国の補助金の額というのもございますので、そちらのほうを一番ぴったりするようなやつで行いたいということで、まず子育て健診センターを12月であげさせていただいたというようなことでございます。

楽善と運動公園につきましても、いまだと予算が付くというようなことで、国の補正がありますと 有利な財源になると、国の補正予算サイトが出ますので、そちらを持ってきて、極力早めにやりたい というようなことで予算をあげさせていただいております。

以上でございます。

- ○6番(佐藤真二君) お尋ねしているのは、復興まちづくり計画との関係はどうなんですかということです。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** 失礼しました。復興まちづくり計画ももうすぐでき あがります。復興まちづくりの計画の中で、今申しましたような事業も具体的な事業としてあげてお りますので、極力早めがいいかというところで、予算があるうちに今回補正をさせていただいたとい うところでございます。
- 〇議 長(桐原則雄君) 佐藤真二君。
- ○6番(佐藤真二君) 以前から申し上げていると思うんですけれども、補助金が出るから、補正予算があるから事業があるんじゃなくて、計画があって、それを実行するために補助金、補正予算というのをうまく使っていきましょうというのが本当の筋だと思うんですね。復興まちづくり計画については、4月にも業者さん策定業務の委託ですね。業者さんが決まって、まだきちんとした成果という成果物というものを私たち見せてもらってないんです。その成果物をきちんとこういう計画になりました。だから今回こうですというのが、本来あるべき姿ではないのかなと。もしそうでなければ、ここ

にぽんとこれやりますと出てきても、これ一体何と、何をもってこれが、この予算がいいのか悪いのかということを判断するのかて、その基準がないんですね。ですから、そこが乱暴なやり方だということを申し上げているんです。これが復旧ならわかります。復旧はもう急がんといかんといかんからですね。でも復興はきちんとまちづく計画、復旧復興計画という大きな計画に則って進めていかなければいけない。でも、それを何かそのタイミングとして遅い、遅いじゃないな。まあまちづくり計画もうできとっていい時期だと思うんですけれども、まだできてないということですので、そういったそのちぐはぐさというものがやっぱりどうしても出てくるんです。途中経過でもいいから説明しようという気持ちがなかったのかなというのがまず一つと。

そもそもこの復興まちづくり計画、納期っていつだったのでしょうかというところをちょっと改めてお尋ねしたいと思います。

- **○議 長(桐原則雄君)** 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** まず、納期につきましては、はっきりとした記憶は ございませんけれども、本年度いっぱいで納期と、多分3月ではなかったかと思いますので、もうほ とんど成果品はできているような状況だと記憶しております。

それから、途中経過の説明ということでございますが、途中経過、今だいぶできて、進んで、もうすぐできあがるというようなところになっておりますので、一度皆様にはご説明すべきであったということで考えております。申し訳ございませんでした。

- 〇議 長(桐原則雄君) 佐藤真二君。
- ○6番(佐藤真二君) 本当は、納期が30年度予算を組むとき、組む前にできあがってれば何事もなかったのかなと思って、ただこの業者さんはほかにマスタープランとか、記録誌もそうか、これも繰り越しされてますけど、記録誌の策定とか、たくさん同じ業者さんに仕事が集まってますので、大変なのかなとも思わないんではないんですけれども、逆に、この会社はそういう仕事する中で、過去にも人口ビジョンとか、地方創生総合戦略とか、その辺も手掛けられておりますので、町の事情を知り尽くした業者さんじゃないかなと思いますので、そういったところにはもう少し速やかに策定していただいて、早い段階で復興に計画的に取り組めるような段取りを組んでほしかったなと思うところであります。

終わります。

- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。
 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 補正予算の中で、住宅の被害あるいは宅地の被害に対する補助金関係についてお尋ねをいたします。

第1点目は、補正予算書の60ページですね。60ページの熊本地震関係費、節10の公債費で7千770万円補正で減額となっております。一部損壊にも、相当な修理代がかかるところがたくさんあるのは、もうあるかと思うんですが、これほど大きな予算の減額をするということは、見込みと大きくかけ離れていたのではないかということですけど、一部損壊何件あるというのはもう多分出てる

と思うんですよね。半壊、大規模半壊、全壊というふうに判定がなされましたが、一部損壊がじゃあ 全体で何件になっているのか。その中で、この見舞金が出されたのは一体何件なのか、わかればお答 えをいただきたい。財源が余っているのであれば、また何か対応の仕方もあるのではないかというこ とでお尋ねをします。

もう1点は、80ページですね。こちらも熊本地震の関係費です。先ほど大規模盛土造成地、これはいわゆる公共事業として多額の税金で全額無料で対応してくれる。これは大変ありがたいというか、必要なことだと思いますが、それに比べまして、その下の負担金、補助金の中で3番ですね、熊本地震復興基金事業、被災宅地復旧事業補助金がこれまた5千600万円補正で減額となっております。この間、いわゆる宅地の崖が崩れたとか、法面が崩れたとか、何カ所か相談を受けたこともございますが、確かこれは復興基金対応で50万円を超えた部分の3分の2が補助金だったと思いますけど、非常にこう不十分、例えば、60万円や70万円かかったとしても、申請をしても50万円を超えた分の3分の2しかこないと。もう面倒だからもう手続きだけでも大変だからという、しない人もいるみたいなんだよね。いわゆる大規模盛土は無料、しかも今回新年度予算にも出てますから、相当な規模ですよね。ところが、この復興基金を使ったやつは減額するぐらい予算は余って、数十万円だから、たかが数十万円で考える人もおられるかもしれませんが、宅地が壊れるようなところは、住宅も大体壊れているんですね。住宅の修理に多額の金がいる。要するに、ダブルパンチのところにもうちょっと理屈にあった、また情のあるそういう見直しができるんではなかろうかと思いますので、この減額の理由についてお尋ねをいたします。

- ○議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長本郷邦之君。
- **〇住民福祉部長(本郷邦之君)** 荒木議員の一部損壊の支払い実績が予定よりも少ないといったことについてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、金額ですけれども、まず、二種類ございまして、今回、お尋ねになっております見舞金と申しますのが、被害額が10万円から100万円未満の方に対して、今回交付をしたものでございます。 大体被害額の1割程度をお支払いする形になりますが、これにつきましては201件の金額ベースで1千74万6千円を支出をいたしております。10万円以上につきましては、県の義援金、それから町の義援金のほうで、町としましては、町の義援金を活用いたしまして10万円を交付をしておりますけれども、これが275件ですので275万円になります。トータルの一部損壊の数ですけれども、これにつきましては、約3千件くらいが一部損壊になっております。これはもう瓦1枚落ちた被害から含めましてという話になりますので、数的にはかなり大きな数になります。

以上でございます。

- ○議 長(桐原則雄君) 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** お答えいたします。

宅地被害の相談件数が今361件きておりまして、うちのほうで一度調査を行いますので、その調査済みのほうが358件、基金による対応、拡充による対応、財源がばらばらなんですが、基金につきましては210件、拡充が68件ということでございます。基金のうち、約半分は終わりまして、

今補助金も出しております。終わっている分が約半分、残りが半分ということで、今回減額をしまして、また新年度で予算をあげさせていただいております。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 今の実態はわかりましたけど、要するに、今回減額して、新年度の予算でまた再度出てるというのは見てますけど、要するに、全体的に、当初の見込みからして申請が少ない、あるいは補助金支出が少なくてすむということが明らかなのではないかと思われます。そういう意味で、その一部損壊のお見舞い、それから、宅地の復旧事業の嵩上げ、その余った予算はそういうところに回すべきではないかと。また、回す、何ていうかな、可能性があるんではないですかということをお尋ねしたいんですけど、いかがでしょうか。
- **○議 長(桐原則雄君)** 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- 〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君) お答えします。

宅地被害につきましては、まず、現状としまして県からの基金が50万円以上ということで話があっておりまして、それ以下の方もいらっしゃいますんで、それについては町にきました基金を利用してということで、今財政を通じて県に相談したところですけれども、上乗せ等については、今現状としては県のほうは使ってはいけないというような話がきておりますが、粘り強く、今日の新聞にも出ておりましたが、何か幅広く県のほうもということでありましたので、まだ今後もちょっと県にお願いをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 住民福祉部長本郷邦之君。
- ○住民福祉部長(本郷邦之君) 嵩上げをというようなことでございますけれども、一応一部損壊の見舞金、それから、先ほども申し上げました県のほうのいわゆる100万円を超えた場合の義援金等ございます。トータルのバランスの中で、ある程度整合性を取れた金額ということで設定をいたしておりますし、各市町もそういった形で、大体足並みを揃えながらやってまいっておりますので、もちろん全般的に、すべてに対して嵩上げというふうな方向が決まれば、その中でまた動ける部分もあるかと思いますけども、現時点では今の金額でということで考えておるところでございます。
- 〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 例えば、崖崩れがして家も壊れたという、本当に泣くに泣けないような人たちがまだおりますので、今度の何ですか、工夫復興基金の町で使える分もありますけど、だぶっていると嵩上げは使っちゃいかんとかいろいろ制約が付いているみたいですが、町民の声を、ぜひ上にあげていただきたいと思います。

終わります。

- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 議案第2号について、1点だけ質疑いたします。

予算書のほうがページが100ページと101ページ、この地域おこし協力隊報酬と助成金のところの減額に関しましてです。こちら概要を見ますと、途中退職による減額とあります。これに関して2点なんですけど、個人の話になると言えるとこ言えないとこがあると思うんですけども、この退職の理由というところが、その採用の課程にあったのか。それともなかなか仕事に喜び感じられなかったのか、それとも別の理由なのか。そういったところについて、昨今この地域おこし協力隊の途中退職というのが一部自治体で増えているという報道もありましたので、少し前にですね。そこも踏まえて、今年度また3名追加でというところで生かせるところないのか、反省できるところないのかというところで1点伺いたいと思います。

もう1点のところが、こちら途中退職ということで、もちろん人員の純減になりますので、そのための業務の引き継等をどうしたのかというところに関して、以上2点お願いします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 金田議員の質疑にお答えいたします。

今年度、地域おこし協力隊が途中で辞めたということで、その理由でございますけども、私が確認 したところによりますと、業務云々ということじゃなくて、ご本人さんの都合ということで聞いてお ります。

それから、それまで本人は、スポーツコンベンションといいますか、そういったその部分で観光協会あたりと連携しながら各地で大津町のPRあたりも行っていたところではございます。あと町内の部分については、職員がその分については業務を行っておりますけども、そういったその対外的な部分については、退職した時点でその活動は終わっているというところでございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 再度質疑します。

確認になるんですけども、業務全体があって一部は引き継いだけども一部は止めてしまったという ことなのでしょうかというところが一つと。

今年度おそらく出ていないんでしょうけども、その業務も今後はやらない、あるいは別の方が引き継ぐということになるのでしょうか。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 再質疑にお答えいたします。

業務、さっき現在ちょっとなくなっているという部分につきましては、当然観光協会あたりと一緒に行きまして、大津町の施設あたりをPRあたりやっていたんですけども、そういった部分については、そうですね、今年度についても募集あたりは予定しておりませんので、何らかの違う形で、そういったその町の施設のPRですとか、そういった部分については、観光協会あたりも含めてできる分については連携しながら進めていきたいというところで考えています。

- 〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。
- **〇4番(金田英樹君)** この協力隊の方に関しては、国の助成で、かなり有利に町としても雇用という んですかね、できるというところの仕組みではあるんですけども、今まで約3年ほどやってきて、振

り返り反省する点もあると思いますので、ぜひ今度採用する方に関しては、反映できるようによろし くお願いいたします。

以上です。

す。

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第3号を議題とします。質疑ありませんか。 三宮美香さん。

○1番(三宮美香さん) 先ほどは議案を飛び越してしまいすみませんでした。以後気を付けます。 議案第3号についての質疑は一つです。補正予算書の16ページ、8保健事業費の中の1の1特定 健康診査等事業費についてです。予算の概要は37ページ、8の1の1特定保健審査等事業費になり ます。こちらの説明によると、糖尿病性腎症重症化予防のため、雇用している臨時職員、管理栄養士 の雇用実績による減額、計画が2名から実績が1名とありますが、このためにだけに管理栄養士が必 要だったのかどうかと。2名募集したけれど1名しかこなかったので実績が1名なのか。それとも1

名で足りると判断されたので1名だったのか。また、この効果がどのようにあったのかをお尋ねしま

- 〇議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長本郷邦之君。
- ○住民福祉部長(本郷邦之君) まず、1点目の管理栄養士のこれは減になりますけれども、おっしゃるように、募集をかけましたんですが、1名しか応募がなかったということで1名になっております。これらの効果でございますけれども、糖尿病性腎症、いわゆる人工透析を受けるようになりますと、当然医療費は、これは年間で約ですけれども600万円の医療費がかかります。こういった高額な医療費がかからないように、もしくはそれ費用がかかりましても、なるだけ先のほうに伸ばしていただけるように、栄養指導とか保健師による指導あたりを行うことは非常に効果があるということで、実際、この訪問を行っておりまして、特定健診の結果の中でデータを分析をいたします。その中で、必要な方につきまして、個別の訪問を今行っているところです。29年度につきましても170件、今程度は、個別に回りながら、個別に回りますので、その人に応じたいわゆる栄養指導だとか、生活習慣病の予防の方策、運動等も含めての指導ができるというメリット、効果があると。あとうちから実際にお会いしてお話することで、本人さんも頑張ろうというようなモチベーションをあげるというようなことも一つはあるかと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議 長(桐原則雄君) 三宮美香さん。
- **〇1番(三宮美香さん)** 再度お尋ねしますが、では、この募集2名かけたけれど1名の実績で必要と されている170件への対応がきちんとできたというふうな判断でよろしいでしょうか。
- **〇議 長(桐原則雄君)** 住民福祉部長本郷邦之君。
- **〇住民福祉部長(本郷邦之君)** 1名と言いますか、保健師も一緒に同行いたしますので、2名1組で

個別の訪問を行っております。栄養面、それから運動面、両方含めて指導を行っているところでございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 三宮美香さん。
- ○1番(三宮美香さん) はい、質疑終わります。
- **○議 長(桐原則雄君)** ほかに質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。 次に、議案第4号を議題とします。質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。
 次に、議案第5号を議題とします。質疑ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。 次に、議案第6号を議題とします。質疑ありませんか。 永田和彦君。
- ○13番(永田和彦君) 議案第6号について質疑いたします。

介護保険特別会計補正予算でありますが、今回の補正もやはり増額2千197万円という増額補正に全体的にはなっております。気にかかるところが、こういった介護保険事業をこうやるに当たって、まず第一に確認しとかなければならないことがありまして、昨今の報道等で流れております介護事業者の違法行為、立ち入り検査やそんなものでその介護保険事業者の資格さえも取り消されるというようなことが2、3目前ですか、そういった報道がなされておりました。我々がその予算を審議して、やはりそのお金の出入りを審議するわけですが、前提となるものは、きちんとした介護事業が行われているかどうか。これが大前提でありますので、そういった把握というものは、きちんとした上でこの補正予算が出ているのか、質疑いたします。

- ○議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長本郷邦之君。
- ○住民福祉部長(本郷邦之君) 事業所のほうのチェック体制はどうなっているかというようなご質疑かと思いますけれども、介護保険のそれぞれの事業者につきまして、いわゆる、例えば、国が示しましたいわゆる介護の担当、介護を実際にされる方の介護福祉士あたりの賃金のアップあたりも国が示しておりますけども、そういったあたりがですね、しっかり適正にできているか。要は、そういう環境がきちっと整っていないとやはり介護の質は下がるというようなことも考えられますので、そういったあたりにつきましても、国のほうもそれについてはチェックをするようにということで助成金を流しておりますので、その中で、雇用をしながら、実際に事業所に出向いて中身をチェックをしたりとかいった形で、チェックを行っているところでございます。

以上でございます。

〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 再度質疑いたします。

今回の議会において、議案第22号あたりに介護保険条例の一部を改正する条例というものも提案されております。介護保険を維持するために値上げをしなければならないという事態におる中で、そういった不正を行う事業者がいるということは、我々はチェック体制をきちんと強めなければ、例えば、この22号さえも、今後審議しますけれども、やはり危うくなってくるのではないか。そういった前提がきちんとあって、こういった事業は執行されるということでありますので、我々が予算を認めるか認めないかというものは、きちんとしたそういった土台となるもの、そういった事業プラスチェック体制ですね。ということは、この予算を出すから不正がそれを網目をくぐってやろうという人たちが出てくるんですよ。ということは、この予算を、増額予算を出すけれども、そこのチェックは本当にちゃんとやっているのというのがやっぱり疑義になってくるんです。ですから、町としてもきちんとしたそういったチェック体制を確立しとかないと、30年度の予算においてもそういった不安がずっと残るわけですよね。ですから、そこのところはもう既に取り組んでいなければならないということです。この補正予算においてもですね。新年度を迎えるに当たって、そういった体制で、まださらなる方策を考えながらやっていこうと思いますという答弁があってしかるべきと思いますので、再度この点について質疑いたします。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 住民福祉部長本郷邦之君。
- **○住民福祉部長(本郷邦之君)** 再度の質疑にお答えしたいと思います。

今、先ほど申しました実施指導を行っているということで申し上げましたけれども、これとあわせまして、各事業所のほうからケアマネージャーのほうでケアプランを立ててまいります。そのケアプランの計画自体が適正なものであるかどうか。今回の条例改正の中でも過度な回数をプランとしてあげた場合には、それをまた届けなければならないとか、市町村に届けねばならないといった改正もあっております。言われるとおり、国のほうもその辺はきちんとしたチェック体制をとっていかなければならないということで示されておりますので、町のほうもこれに準拠いたしましてしっかりとチェックをとっていきたいということで考えているところでございます。

〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。

- ○13番(永田和彦君) 最後に、もう1点だけ確認しときたいと思います。今の答弁の中で、やはり出てきた、過度なサービスの回数とか、そういったものが出てきたということは、やはり町としてもそういった事実の確認というものが本当は出ているんじゃないですか、いうならば。そういったものをきちんと出た上で、こういった処理をしましたという補正予算ならばかなりよくできた補正予算になってくると思うんですよ。ですから、そういったものが散見されたとか、いえ、なかなかそういったものはうちはなかったけれども、必要とあるサービスの中で、しかしながらこれはちょっとやりすぎかなというようなサービスというものが、そういったものの把握というか、そういったものはできているのか。もしくは、そういった事実があったような形跡がそのチェック体制の中で出てきたのか、最後に確認しておきたいと思います。
- 〇議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長(本郷邦之君) お答えしたいと思います。

答えになるかどうかわかりませんけれども、もちろんケアプランを比較する中で、同じ時間帯にサービスが重複することはもちろん、それは間違いでございますので、そういうのは当然ご指摘を申し上げます。あと回数の問題ですけれども、回数につきましては、いわゆるある程度平均的な回数というのがやっぱり要介護2とか3とかでそれぞれあるかと思うんですけれども、それがあまりにも過度に多いということであれば、そこは当然チェックの対象にはなるかとは思うんですが、ただそれぞれのご家庭のご事情等もございますんで、いわゆるそれを介護される方がどれくらいその介護に割ける時間があるか。また、その方が例えば認知症であるとか、そういった中である程度回数をしないと目を離すと徘徊等があって危ないとか、そういった分もございますんで、各々の事情でその辺の部分回数等は変化する部分ございますんで、なかなかその辺のチェックというのは、難しい部分もございますけれども、まずはその回数が多い部分については、チェックをしながら、そこの担当のケアマネージャーさんとそこの個々の事情につきましては、しっかりと詰めながら、ある程度これは下げられる部分があれば、相談しながらやっていくべきものかと考えているところでございます。

- 〇13番(永田和彦君) 終わります。
- O議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- O議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。 次に、議案第7号から議案第9号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。 三宮美香さん。
- ○1番(三宮美香さん) 議案第8号についてお尋ねします。

補正予算書の9ページ、保健事業費の中の3の1の1健康診査費です。予算の概要の44ページ、健康保険課、3の1の1の健康診査費の説明によると、健康診断及び歯科口腔健診の受診見込みによる減額とあります。予定されていた人数よりも少なかったための減額だと思うんですが、この結果は、受診者が少ないということだと思うんですけど、この受診者が少ない結果をどうやってあげていこうと思っていらっしゃるのかをお尋ねします。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 住民福祉部長本郷邦之君。
- **○住民福祉部長(本郷邦之君**) お答えしたいと思います。

健康診査費、健康診断、それから歯科口腔健診の結局受診見込みによって今回減額をしているわけでございますけれども、これを増やすための方策はどのように考えているかというようなご質疑でございますけれども、今それぞれ節目の年、65歳、70歳、75歳のときに、65歳であれば介護保険証の交付、70歳であれば医療受給者証の交付、それから75歳で後期高齢者の保険証の交付をするわけでございますけども、そういったときに、ちょうど節目の健診のときに、もちろん健康診断ちょっとした運動で体力測定とか申し上げます。その中で、まずは自分の健康状態に興味を持っていただいて、同じ年代の方とどれくらい自分の体力等が違うのかあたりも認識をいただいた上で、その中で、例えば、口腔、歯科関係につきましては、これ昨年の12月からですけれども、歯科の受診券ち

ゅうのを、これ自己負担が400円で済むやつですけれども、これを配付して、いわゆる歯科口腔の 受診をですね、病院のほうに行っていただくというようなことを少しでもこう気軽に行けるようなと いうようなことで進めているところでございます。また、併せまして、ホームページとか、広報等に つきましても、こういったそれぞれの健康に関するものを、定期的に載せながらしっかりと啓発をし てきたいということで進めていきたいと考えているところでございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 三宮美香さん。
- ○1番(三宮美香さん) 昨年度から介護保険策定委員会に出席をさせていただいている中で、作成している資料の追加でということで、歯科医師の片山先生のほうから、ぜひ入れていただきたいという文言がありました。歯科疾患の予防は、虫歯予防及び歯周病予防が大切で、歯周病予防は、今生活習慣病として大きく取り上げられているというところで、口腔の健康における重症化予防は、やはり歯の肌というお話で、高齢者の生活の質の向上を図るためにもぜひ取り組んでいただきたいということをおっしゃったと思うので、こちらも力を入れていただきたいと思います。以上です。
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。 これで、議案第1号から議案第9号までの議案質疑を終わります。 これから、議案第1号から議案第9号までの9件について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論ありませんか。

○議 長(桐原則雄君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。 これから採決を行います。

まず、議案第1号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

- ○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第2号、平成29年度大津町一般会計補正予算(第6号)についてを採決します。この 採決は起立によって行います。議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。 [起立全員]
- ○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第3号、平成29年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決 します。この採決は起立によって行います。議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方はご 起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第4号、平成29年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算 (第2号) についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第4号は原案のとおり決 定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第5号、平成29年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第6号、平成29年度大津町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第7号、平成29年度大津町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)についてから議 案第9号、平成29年度大津町工業用水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの3件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。議案第7号から議案第9号までの3件は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

- O議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第7号から議案第9号までの3件は原案の とおり可決されました。
- ○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。
 - 11時10分から再開をしたいと思います。

午前10時59分 休憩

Λ

午前11時09分 再開

○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、議案質疑を行います。

議案第10号及び議案第11号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。 豊瀬和久君。

〇5番(豊瀬和久君) 議案第10号、振興総合計画の基本構想につきまして質疑をさせていただきます。

5ページの第1章、大津町の現況と課題(将来展望における論点整理)の中の一番上に、将来訪れ

る、少子高齢と人口減少社会(総論)というところがありますけれども、日本社会は、これからこの少子高齢化と人口減少とともに、先端技術でありますIoT、いろんなものがインターネットにつながるということや、AI、人工知能という先端技術が急速に進んでいくと思います。そして、このような技術を使いこなしていく中で、産業であったり、生活、そういうものに取り入れられていくと。そういうことによりまして経済発展であるとか、様々な社会的な課題の解決をしていくということが期待をされています。そのような少子高齢化と先端技術の発展という、その2つが大きな日本の中の構造変化になっていると思いますけれども、私はそういう認識をしていますけれども、そして、そのことによりまして、この一番下のこの青い課題の解決に向けた取り組みにつながってくるんではないかと思いますけれども、この基本構想の中には、そのような視点というものがあるのかどうかをお伺いをさせていただきます。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。

○総務部長(杉水辰則君) 豊瀬議員さんのAI、IoT、こういったようなことの視点が基本構想の中にあるのかというようなご質問かと思いますけども、当然、そのAI、IoTというのが、今後その社会経済情勢が進展する中で、こういったものが当然重要視されてくるんじゃないかなというふうに思っております。AIとかIoTという言葉自体はもちろんこの中には載ってはおりませんけれども、AIとかIoTを活用することによって効率的なその行政運営ができる、財政運営ができると、まあ財政の効率化というようなことも観点からしますとですね、町政運営ということで、その大きな柱の5がございますけれども、その中に町の持続性を高めていくため、人口増加や少子高齢化から生じる社会保障費の増大など、財政への影響を見据え、持続可能な町政運営を進めますと。そういったような中に、当然、AI、IoT、こういった考え方が入ってくるんではないかというふうに考えております。今後とも、そういったAI、IoTを活用したところで、行政運営の効率化に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 豊瀬和久君。
- **○5番(豊瀬和久君)** この振興総合計画は、8年間の羅針盤になるものですから、しっかりそういう 視点をもって取り組んでいっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。
 金田英樹君。
- 〇4番(金田英樹君) 議案第10号及び議案第11号について、2点質疑をいたします。

まず1点目が、全体的なことなんですけども、こちら住民と、そして職員さんにどのように浸透させるかというところで、こちら町長がよくおっしゃってる協働というところで、先ほど同僚議員からも羅針盤というお話がありましたが、職員さんと住民さんとしっかりと皆さんが個別の中身どうこうではなく、思想観とか、理念の部分でその合意、理解してこそこちらしっかりと機能していくと思っております。そうした中、特に今回はみんなの役割というところで、住民の方々、NPOの方々にやっていただきたいこと、取り組んでもらいたいところを記載しております。ですので、より一層住民

の方々に知っていただく必要があると、そして共感していただく必要があると思っています。そのための手法というのを今後どのように考えているか。町内での職員さんの浸透と、住民の方の浸透、2つの観点ですね。

2つ目のところが、こちらは計画というものは、計画と運用が一体化して初めて機能すると思っています。そうした中で、前の、現行の第5次の計画に関しましては、まあ指標の話だとか、あるいは計画外のものが、大きな案件が急に出てくるとか、反省もあったかと思います。そうした中で、そうした運用上の課題をどう捉えており、どう反映させていくのか。そして、まだ3月末までの計画の最終的な総括のがあると思っております。その時期と、それをどのように公開なり、フィールドバックなりしていくつもりなのかというところを伺いたいと思います。

以上です。

○議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。

○総務部長(杉水辰則君) 金田議員のご質問の中で、職員あるいはその住民の方にどういったような形で浸透させていくのかというようなご質問でございますけれども、今回、新年度の当初の予算の中に、振興計画のほうの進行管理の管理手法の検討及び評価策定業務ということで、そういった形で今500万円ほどですけども、予算のほうをあげさせていただいております。この中で、進行管理のほうの事業評価の手法の整理とか、あるいは検討、こういったのがございますので、今までの第5次計画のいろんな反省事項とかございますので、そういったところを整理しながら、そして新たな検討手法もやっていきたいなというふうに考えております。そういった中で、職員に対する職員研修、こういったものも、この計画といいますか、委託の中に含めておりますので、職員にはそういった形の中で浸透させていくことが可能かなというふうに思っております。また、住民の方につきましては、やはりいろんな機会を捉えながら、そのやっぱり広報なり、あるいはいろんなその地域の担当職員あたりを使いながら、そういった形で広めていくしかないのかなというふうには考えておるところでございます。

また、計画と運用の関係でございますけども、計画外の案件がやっぱりその、これはどうしても社会経済の情勢といいますかね、これがございますので、まあ変化がございますので、この計画だけに載ってないからこれはやりませんよというようなことになりますと、これはやっぱりその社会経済の変化に応じた柔軟なその行政運営というのができませんので、これはやはり逐次その辺の年次におけるいろんなその状況に応じた柔軟な体制が必要かというふうには思っております。ただ計画あたりに直接その及ぼすような案件がもしございましたら、もちろんその基本計画の見直しあたりが必要かと思います。そのときには、議会の議決事項でございますので、また議会にお願いしながら変更についてもですね、議会とご相談しながら議案として出させていただくというような形になるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。

○4番(金田英樹君) 再度質疑いたします。

もしかしたら町長に伺ったほうがいいのかもしれないんですけども、この職員さんのまず観点からいって、その職員さんの方にどのレベルまでこの振興総合計画をわかってほしいと思っているのかということだと思うんで、先ほどの部長の答弁、私の理解した限りで研修等を通してというお話だったんですけど、その表層の話ももちろんあるんですけども、こちらかなり思いの部分も強く出ていると思うんですね。そのところをどのように考えて、そこも含めて、私の中では多分できれば町長はもちろんなんですけども、部長、課長の方々が率先的にも理解していって、日々の業務の中で、それを理念として伝えながら業務の指導等にあてるのが多分あるべき姿だと思っています。というのが一つと。あと住民の方のとこに関しまして、こちら震災があって難しかった部分もあるんですけど、本来であれば、このみんなの役割を入れるんであれば、その計画の課程段階からもう少し住民の方を巻き込んでいかないと、こちらのみんなの役割のところに、例えば、読み聞かせボランティア等の学校支援に努めますとか、父親母親も共に協力して子育てに取り組みますとあるんですけど、それ急に町に言われても、やっぱり住民の方って納得いかないし、何だと思うしかないと思うしかないと思うんで、それも踏まえた上で、頭の段階である程度しっかり浸透させる必要があると思っています。そこも踏まえて、どのように考えているのかというと、もう少し詳しく伺いたいと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。

○総務部長(杉水辰則君) 職員にどのような形でそういったその振興計画あたりのほうをその浸透させるかということでございますけども、平成30年度から人事評価の中で、業績評価というのを入れていくような形を今考えております。この業績評価の中には、当然、その振興計画に基づいたところでのその目標あたりを設定してもらいながらやっていくというような形を今考えておりますので、当然その振興計画を十分頭の中に入れておかないと、業績評価につながっていきませんので、そういった中で、人事評価を絡めたところで浸透を図っていきたいというふうに考えております。

また、住民の方につきましては、やはりそのこの辺が一番やっぱりどういうふうにしたのが一番浸透するのかというのがやっぱり一番難しいところではないかなというふうに思っております。これまでもいろんな地域づくりをしながら、住民の方にいろいろ説明をしてきても、やはりそれは役場がすることではないか、行政がすることではないかということで、なかなかその辺をご理解していただくのは非常に厳しいところがあったかとは思います。ただ、やっぱりその地域づくりあたりを、あるいは住民協働というようなことを進めていくにあたりましては、やはり粘り強くそういったことで、いろんなその場において、住民の方と会話をしながら、そしてみんなの役割について、ご理解をしていただくような形を推し進めていくしか方法的にはないのかなというふうに考えているところではございます。

以上、よろしくお願いいたします。

〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。

○4番(金田英樹君) 職員さん、皆様頑張っていらっしゃるのは重々承知しておりますが、こちらの住民の方への浸透というところが、例えば、振興総合計画の説明会のときも感じたんですけども、やはり日々の住民の方々との関わり方というのが重要になってくると思うんですよね。その時だけ説明

会をしますとか、意見を聞きますと言っても、なかなか来てくださらない。そして、集まる自治体を見ていると、日々の接点からやはり違うと私は感じるんですよね。そこのところをもう少しうまく伝わるようにやってるのは重々承知しているので、やっていただければ、特に地区担当職員などいい制度もたくさんありますので、そのようにお願いしまして、終わります。

- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。 佐藤真二君。
- ○6番(佐藤真二君) 議案第11号、基本計画の部分について、主にお尋ねしたいと思います。

私も策定検討委員会に入っておりましたので、細かいところまではちょっとお尋ねするというより も、むしろその時の成果がきちんと反映されてますかという確認になるかと思います。

基本条例に基づく計画ということになりました。そして、この策定の期間についても、町長の任期というものを意識してつくられたということは、従来の振興総合計画に加えて、さっき羅針盤という言葉が出てきましたけれども、一つは、その町長のマニフェストという側面も持っているというふうに捉えているところです。そうした場合に、やっぱり気になりますのが、この目標の指標ですね。指標を大切にしていかなきゃいけないということは検討委員会の中でも何度でも申し上げたかと思うんですけれども、それを一つ一つ全部私もチェックしろと言われてもなかなか厳しいところがあります。そうした中で、現在、この策定されている基本計画に掲げられているこの目標指標というものは、これで本当にOKですよということが確認できればなと、例えば、一つは、その申し上げたのがほかの計画との整合性ってちゃんと取れてますかっということもお尋ねしたかと思います。そういったところも含めて、きちんとほかの計画とも整合のとれたこの目標指標でいいんですよというこうちょっと確認がいただければなというところで、それができますというところでお答えをいただきたいと思いますので、質疑したいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。
- ○総務部長(杉水辰則君) 基本計画の目標なり、指標ですね。こちらのほうがほかの計画との整合性がとれているかというようなお話でございますけれども、基本的には、その各部署において、各計画を念頭においたところで目標を設定しているというふうに思っておりますけれども、中には、そういった計画とは整合が取れていないところも、もしかしたらあるかもしれませんが、基本的には、今言いましたように、各部署ではそれぞれの自分たちの計画をその念頭に置いたところでやっておりますので、私のほうとしましては、すべてほかの計画と整合性は取れているというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 佐藤真二君。
- ○6番(佐藤真二君) 以上です。終わります。
- 〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。
- ○13番(永田和彦君) 議案第10号及び11号について質疑いたします。

私も策定委員会に入っていたんですが、今の質疑、答弁等のやりとりを聞いてまして、ちょっと違 うかなと思う部分がありますので、私がこの振興総合計画に取り組んだときに一番に思うのは、住民 の立場で考えてみようと思いました。その時に、例えば、我が国はその日本国憲法からいろんな法律 が発生して、何か事件があったりとか、何かがあったときに法律をみて、それに対するよりよき方向 というものを見いだしていきます。ですから、町とするならば、もちろん地方自治法もですけれども、 上位法をきちんと尊重しながら、この町独自の振興総合計画というものを計画して、町民の皆様方が これをすべて把握するなんていうことは到底無理と私は思っているんです。ですから、何か町で事例 があったときに、この振興総合計画に照らし合わせながら、そういった事例においては、この計画の 中のこの部分にありますと。その中で、別の計画がこういったふうにぶらさがっておりますので、こ ういった形で住民の方には対処しましょうというような、もちろん羅針盤とかいろいろ書いてありま すが、そういったよりよき方向でその確認できる、その心の部分、コアの部分ですね、そういうふう に私は感じておりますが、ここで下手な答弁と質疑のやりとりをすると誤解を生むと私は思うんです よ。ですから、そういったところをきちんとここではっきりしとかないと。もちろんこれは単なる疑 義ですけれども、そういったものをこの行政サービスの中において現状で考えられるもの、そして、 これから取り組むものという大きな目標の中のこれは指針ですよという形に私は思うんですが、そう いったことじゃないと、おそらくこれ何日あっても足りませんよ。取り組むときに非常に危険性もは らんでいるなと思うのはそういった部分です。ですから、行政、いろんな方々が住民生活、社会生活 の中で、行政に頼らなくてはならないときに、こういったものをちゃんと、対処するというものでは ないでしょうか。でから、そういったものをどこまで役場として、例えば、その職員の方々が、どこ までの理解できちんとこれが上位の計画ですからというような形というのはきちんとできているんで すかって。今の質疑の中では、何かできてないような感じもしますんで、曖昧に答えてもらっては困 ると思いますんで、この点について疑義を質疑いたします。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。

○総務部長(杉水辰則君) 永田議員のご質問にお答えいたします。

住民の方に対するその説明ということでございますけれども、やはり住民の方に対しては、個別の基本計画の個別計画まではやはりやっぱり難しいところがあろうかと思います。ただ、その個別計画につきましては、それぞれの部署の中で、そういった中でその個別の案件があったときは、そういった形で対応しなければいけないと思いますけども、大きくは、やはりその基本構想の中にあります大津町の将来ビジョン、夢と希望がかなう元気大津、これが将来ビジョンとして掲げておりますと、そして、それをつくるために、守ろう大津の宝、磨こう大津の宝、創ろう大津の宝、こういったところを、きちんとやっぱり説明しながら一緒になって素晴らしい大津の未来をつくっていきましょうというようなことで説明をするのが一番大事ではないかなというふうに考えているところでございます。ですので、まず1番最初に理解していただくのは基本構想の部分の将来ビジョン、このあたりはきちんとやっぱり説明していくべきではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第12号を議題とします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号、議案第23号から議案第26号までの5件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

山部良二君。

○2番(山部良二君) 議案第13号について質疑いたします。

議案集の40ページをお開きください。28条に関して1点質疑いたします。

第28条。事故の発生時の対応について質疑いたします。事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者等の家族に連絡を行うものとし、必要な措置を講ずるとあります。なぜここは連絡なのでしょうか。確かに、事故が発生したときに第一報は必須ですが、利用者保護の観点から28号には、事故の状況及び処置の記録の市町村への報告義務を追記する必要があるのではないでしょうか。また、他の市町村でも条例に報告義務を明記する条例案を検討している市町村もあります。大津町でも検討するべきだと思いますが、それに関してお答えください。

- ○議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長本郷邦之君。
- **〇住民福祉部長(本郷邦之君)** 山部議員のご質疑にお答えしたいと思います。

28条の中で、事故が発生した場合の必要な措置について規定を申しているところでございますけども、もちろん、この2項にありますように、事故に関しましては、その事故の取った処置について記録をすると。当然、町のほうにも届出を、今の現行の中でも届出をしていただくことになっております。その事故の内容によって、それを防止する方策等につきまして、そこの事業所の中でも当然検討していただきますけれども、町のほうの包括支援センターが中心になりまして、それぞれのケアマネージャー、それから看護師の担当者会議を開催する中で、この事項、それから、それについてどういったことが問題点であったかとか、特に問題が大きい場合につきましては、その事業所について、改善策を提出していただくといった形で、同じようなことが起きないようにやっているところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山部良二君。
- **〇2番(山部良二君)** 再度質疑いたします。

今のお話はわかります。28条に、報告義務を追記することで、これ強い言葉になると思うんです よね。そして、町は的確な情報をつかむことができて、利用者保護への迅速な対応につながると思う んですよね。これかなり連絡と報告義務では、もう文言が違うと思うんですよね。連絡ではやっぱり 虚偽報告や隠ぺい、虐待等の事故事例の矮小化とかにつながる危険性があると考えますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 住民福祉部長本郷邦之君。
- **○住民福祉部長(本郷邦之君)** 再度の質疑にお答えしたいと思います。

当然、連絡、それから報告ですね、言葉の意味合い的にはかなり違うものがあるかと思いますけども、先ほど虐待というものが出ましたけれども、特に虐待等につきましては、発生がいたした場合には、虐待の発生に伴うフローチャートあたりをつくっておりまして、その中でしっかりと報告をしていただくようになっております。先ほども申し上げましたように、そのチーム会議を開催する中で、その虐待防止に向けた改善策等も文書あたりであとで提出をいただいて、その後、その文書に基づいた回答に基づくいろんな措置ですね、虐待防止に向けたものを何点かあげてこられますので、それが実際に行われているかどうかの実地の検査あたりも、やりながら完全に虐待がなくなることを目指しながら指導、実地指導等を行っているところでございます。

以上でございます。

- 〇2番(山部良二君) 以上です。
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- O議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。 次に、議案第14号を議題とします。質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。 次に、議案第15号を議題とします。質疑ありませんか。 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 議案第15号について質疑させていただきます。

こちら全協でも少し質疑させていただきましたが、今一はっきりしなかった部分について伺いたいと思います。こちら6級制から7級制への移行というところなんですけども、中を見ますれば、部整での職務職責も増しており、だから、現在の職務職責に応じた給料表及び等級別基準職務表7等級へ移行するものですということで、中身としては、4級の中にあった課長補佐を5級として切り出すというところだと思うんですけども、流れとしては職責が増してきて、それに合わせてこの階級も見直そうというとこだと思います。ちょっと具体例を交えてお話したいんですけども、例えば、私がいた会社が課長補佐の下に途中で業務リーダーというものを作ったんですね。何かといいますと、課長補佐になるほどの評価はないけども、力があって、別にもう少し重たい業務をやっていただきたいと。それを設けることによって、課長補佐の、業務リーダーには平の職員にはない職権だとか、職責を設ける。それによって課長補佐が今までになっていたものの一部を業務リーダーが担う、そうすることによって、課長補佐の業務が軽くなって、彼らが、あるいは彼女らがその給料だとか、あるいは能力に見合った、もう少し質の高い仕事ができていく。そうすることによって組織がよくなって、お客さ

んもよくなっているという形で、そうした形でこの階級制の移行に関して、どういった形で業務の実態の部分に反映させていくのか。決裁権とかもあると思うんですけども、そこのところを変える、見直す考えはあるのかというところを伺いたいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。
- ○総務部長(杉水辰則君) 金田議員の今回の7級制に基づきまして、実態ですかね、実態の反映がど のようになるのかというようなご質問かとは思いますけれども、基本的にその職務そのものは今の職 務で変わりませんので、この給料のみをですね、今回は7級制に上げると。また、課長補佐を4級か ら5級、そして課長級を5級から6級、そして部長を6級から7級というような形でしますので、職 階制を変えるものではないと。ただ先ほど全員協議会でも申し上げましたけども、職務、職責ですね、 こちらがかなりその重要度といいますかね、職責あたりが増してきているというようなことで、そう いった中で、それに見合った、先ほどから言ってますが、それに見合ったようなその給与体系にして いこうと。また、その今の課長級とか、その課長補佐級ですかね。そちらのほうにつきましては、も う今実態的にいきますと給料が、もうその天井といいますか、もう給料が上がらないところまでいき ついてる職員がかなりおりまして、実態的にその給料が全く上がらないというような実態がございま す。そうなりますと、やっぱりその職員のモチベーションといいますか、そういったほうにも影響す るのかなというようなこともございまして、今回、7級制を導入しながら職員のモチベーションをも う少し上げ、そして職員のそのやる気も出しながらやっていきたいというふうな考えも持っておりま すし、また、全員協議会でも申し上げましたように、給料だけ上げて、あとその権限あたりをどうす るのかという話もございますけども、権限につきましては、その権限委譲もどんどん降していきなが ら、住民サービスの向上のためにやっぱりやっていきたいなと、要するに、その住民の方がいろんな その相談、いろんなことを苦情なり、相談なり、いろんな要望なりをあげてこられるかと思いますけ ども、そういったものを現場である程度その判断しながらやっていくことができるような形の権限委 譲をやっていけば、住民サービスの向上につながっていくのではないかなというふうに思っておりま すので、今回7級制とあわせまして、そのような権限関係について、決裁権限につきましても、見直 しを行いながら住民サービスの向上につなげていきたいというふうに考えているところでございます。 以上でございます。
- 〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 私もそのしっかりと投資した効果があるのであれば職員さんの給料を上げることには全く反対もなく、むしろ賛成の立場ではあるんですけども、そのこの上げた分がしっかりと、さっき部長がおっしゃったように、業務の実態とか仕組みとかまで反映して、住民の方が幸せになるような工夫をより一層していただければと思います。
 以上です。
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。 永田和彦君。
- **〇13番(永田和彦君)** 議案第15号について質疑いたします。

6級から7級ということで、詳細に数字的にわけることに対してからは疑義は持っておりません。 私が思うところは、専決で出ました1号議案ですね。1号議案が出たときに、このときに実は説明資 料の中において、民間企業との格差というものが述べられておりまして、非常に重要なところであり ます。この職員の給与というものは、町税で賄われておりますので、やはり地域の特色、いうならば 大津町という地方公共団体の中で考えるものを強くしないと、全国的とか、人事院勧告とかいうもの というものは地域に本当は比例していないと私は考えております。逆に高いかもしれませんよ、言う ならば。それは誘致企業やいろんな人口増加によって企業でいうところの黒字というふうな形である のならばいいんですが、やはりこの給与に関する条例を考えますれば、一番求めなくてはならないの は、大津町の住民の方々やいろんな大津町の中の企業、そういったものを調べて、それとそん色ない、 大津町の役場というこの行政システムがどの会社で言うならば一番似通っているかとか、そういった ものをきちんと説明されないと、負担するのは住民でありますから、まずはそこのところが人事院勧 告のいう50人以上の事業所だったですか、従業員が。そういったところでは当てはまらないのでは ないかなということは、根本的に7等級の6等級のいう前の話になってしまいますので、そういった 土台をしっかりしていただかないと町民の皆様方に理解を得るのは、我々議員としても厳しいという ことですよ。ですから、地域にきちんと職員の方々がこの大津町の職員として、行政職としてしっか りとした役割を果たすのは、町民の方々とそういった部分でも比例、ある意味価値観の正比例をしな ければならないと。全国比例ではちょっと当てはまらないかなというふうに考えますので、この点に ついて質疑いたします。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。

○総務部長(杉水辰則君) 永田議員のご質問で、やはり大津町の実態に応じた給与をきちんとすべき ではないかというようなご質問かと思いますけど、本当にそのおっしゃるとおりとは非常に思います けれども、大津町の民間の給与というのが、私たち現状としまして、調査が行われていないというの が実態でございまして、この辺を大津町には人事委員会ももちろんございませんので、そういったよ うなこともやっていないわけです。これは人事委員会は熊本県の人事委員会のほうに委託をしながら、 そちらのほうの熊本県の人事委員会の勧告をもとに、大津町の職員のほうも、職員の給与も見直しを させていただいているというような状況でございます。熊本県におきましては、説明のほうでもしま したけども、企業規模が50人以上かつ事業所規模ですかね、50人以上の688の事業所から無作 為抽出した県内の218の事業所を対象に民間給与の調査を実施しておられるということですので、 大津町がその全体的にその県内のどの位置にあるのかというようなことは、ちょっとその辺は難しい ところもあろうかと思いますけども、県内の民間の給与、これと比較しますと、熊本県の人事委員会 のほうで民間調査をやっておりますので、概ねその国の出した人事院勧告、そして熊本県の人事委員 会の勧告あたりを比べてみますと、熊本県では大体民間給与との格差が1千203円ということでし たけども、大津町を引き合いにしますと1千206円ですので、概ね大津町と熊本県の給与の引き上 げ額というのは合致しているのかなというふうに思っているところでございます。本来はその永田議 員がおっしゃるように、大津町独自でやっぱりその民間給与を調査しながらやるのが筋かとは思いま

すけども、そこまでのその人事委員会も置いておりませんので、そういった形で熊本県の人事委員会 のほうにお願いしながらやらせていただいているというような状況でございます。

よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。
- **〇13番(永田和彦君)** 再度質疑いたします。

もう1点だけ確認しておきたいのが、そもそも、企業と比べること自体が私は間違いと思ってまし て、企業は3期連続、5期連続赤字出したら潰れるんですよ。この50人以上というものは、全部黒 字企業でしょ。きちんと納税がされている企業と思われます。黒字企業は給与を上げる要素があると いうことですよ。そう考えてみますれば、企業と比べてどうするんだろうと思ってしまう。本当に比 べなくてはならないのは、町民の方々の収入なんですね、本当は。本来ならばそこが基礎基本と思っ ております。ですから、じゃあならこの給与の基準点みたいなものを本田技研工業と比べるのかと、 それとか50人以上であるならば別の企業を持ってくるのかというふうな考え方に至ると思いますが、 やはり、企業と比べるというのと、この職員の全体の経済の中ですけれども、やっぱりそういった観 点をいろんな町民の方々がおられる中で、ちょっと荒っぽいかなということですよ、私が言わんとす るところは。そういった観点も持つべきではないですかと。こういうふうに思うわけですが、そうい ったものもある程度加味していかないと、本当の住民の方々のご苦労や今回の震災でのいろんな形で ご苦労されている部分に、こう共鳴できないかなと、皆さんまだ苦しまれている方たくさんおられる 中での言うならば第1号議案であったし、そして、この15号という形で、30年度いくといってる んですね。何もなかったみたいな形ですけども、非常にそこの配慮というのが欠けていると言われた くないんですね、私としても。審議する上では、そういった配慮というものも考えた場合には、そう いった要素も入れ込むべきではないかと、そういうふうに考えますが、再度質疑いたします。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。

○総務部長(杉水辰則君) 永田議員さんの住民の方との収入所得、こういったやつを十分やっぱり加味しながら、職員の給与も考えていくべきではないかというようなお話かというふうに思います。確かに、おっしゃるとおりだと思います。その中で、どういう形でその住民の方の所得というのを把握したらいいかということで考えていたんですけども、その中で、税務の関係で課税標準所得というのがございます。こちらのほうを総額と人口というのは出ますので、それを私のほうで1回その調査したことございます。大津町はじゃあ熊本県内でどのくらいの位置にあるのかということでやってみましたところ、大体4番目、上から4番目ぐらいですね。ぐらいの所得の水準になっております。ですので、熊本県全体からすると決して低くない、どちらかといえば少し高いほうかなというようなその税務の申告書状況ですかね、それを見ますとそういった形の状況が出てきておりました。それがそのままその給与にどう反映するかというのはまた別個の話ですけども、実態としてはそういったことを調べたことがございます。そういったことの中で、先ほどから言いますように、大津町としましては、やはりその人口も増加しておりますし、職務、職責もかなり増えてきておりますので、今回7級制をしながら、その職責に全うした給与体系を確立していきたいというふうに考えているところでござい

ます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第16号及び議案第17号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号を議題とします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号を議題とします。質疑ありませんか。 永田和彦君。

○13番(永田和彦君) 議案第19号について質疑いたします。

議案集の58、59という形で、右側に別表として載っております。これを見た時に、いまだに廃棄処分するものがあるから条例の一部を改正したいということですが、ほかの残った機材も、これって使われているのという疑義が生まれてきます。時代の流れに乗った設備ではないんじゃないかなというふうに考えたりもしますが、この点について質疑いたします。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 永田議員の質疑にお答えいたします。

今回、スライドプロジェクター、オーバーヘッドプロジェクター、こちらについてはもう老朽化して、もう購入予定もないということで、今回は削除させていただいておるところでございます。そのほかに備品等が、この別表の中にございます。この今残りの備品については、まだ使用が可能ということではございますけども、申し込み状況によっては、使用頻度が少なかったり、使用がなかったりという部分もあるかと思いますけども、その備品が故障等により使用できなくなった場合については、またその都度条例改正のほうでちょっとお願いできればというふうに考えております。

以上です。

- 〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。
- **〇13番(永田和彦君)** 再度質疑いたします。

私が質疑で聞かんとするところは、時代にあっているのって、まだ使えるから残しているんだよというもんじゃなくて、例えば、今回の議会においても、例えば、学校のタブレットの更新や使えるけれども更新させますよね。入れ替えたりとか。それと一緒じゃないかなと思うんです。ですから、住民ニーズにきちんとあったものであるならば、例えば、こういった貸し出しをする機器においても、やはり時代を反映しなければならないし、ただ単にここで使えなくなったから削除しますと、それは明記されている部分であるのでしなくてはまずいでしょう。しかし、そういった全体的な視点で見て、

そして条例の改正を出すべきではないかなということですよ。それがただし、またこれ出てくるんじゃないですか、来年も。そういった、子どもじみた改正案とかいうのは、どうもこの議会においてもちゃんちゃらおかしいんですよ。だからちゃんとそういったものも把握した上なのかということですね。それ自信もって、今の時代でもこれいるんです。16ミリ映写機がいるんですよというような形で説明できますか。その部分について質疑いたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 再質疑にお答えいたします。

そのほかの、備品で当然今の時代に使えない部分というのはあるかと思いますので、次回、もう1 回整理させていただいて、次回、この備品の条例を出す際には、そういったところも含めて整理をさ せていただきたいと思います。

以上です。

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。

しばらく休憩します。

午後1時より再開します。

午前11時58分 休憩

 \triangle

午後 0時59分 再開

○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第20号及び議案第21号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号を議題とします。質疑ありませんか。 荒木俊彦君。

〇15番(荒木俊彦君) 議案第22号、介護保険条例の一部改正条例について質疑を行います。

今回の第7期介護保険料の改定ということになりますが、その標準額が5千600円だったのが6千750円と、プラス1千150円になることに、そういう提案となっております。私は、この介護保険が一貫して国家による国民に対する詐欺ではないかということで、この仕組みそのものを矛盾を解決しないとこれから団塊の世代の方々が75歳に向かう、あと2025年問題、介護保険料を払いたくても、払ったら今度はサービスの利用ができない、生活が困窮すると、そういうことに陥っていきかねない大変な矛盾を抱えていると思います。そこで、なぜ3年ごとに保険料がこうやって引き上がってきたか。また、今回1千150円ですか、1カ月がやがて7千円になると、大幅な引き上げであります。今日の熊日の報道でも政令市、県庁所在都市の介護保険料の動きが報道されております。一番高いのはどうも大阪でやがて8千円になるということでありますが、じゃあなぜこの介護保険料

がこれほど引き上がってきたのか。また、これからもこのままいけば8千円、1万円にならざるを得ないのではないかという危惧がございますので、その保険料が引き上がる仕組みについてお尋ねをしたいと思います。

全協の説明の中でも保険料の引き上げの要因として、サービス利用の増加分が最大プラスの522 円となっております。この本来、高齢者が100人おられた高齢者が200人になっても使う量が変わらなければ全く保険料は変わらないわけですね。この間、高齢化高齢化で高齢者の人数が増えると言われてまいりましたが、高齢者の人数が増えただけでは保険料が引き上がるのに直結することはあり得ないわけです。この高齢化の中身をきちんと分析をして、我々議会も、議会議員もそれをきちんと理解をするべきだと思うわけです。またそれを町民の皆さんにも広めていって、なぜこういう仕組みになっているかということを問わなければならない時期になってきているのではなかろうかと思いますので、この介護保険料がこれほど大幅に引き上がる要因についてご説明を願いたいと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長(本郷邦之君) 荒木議員の介護保険料が年々毎年上がり、これほどまでに上がってき た要因はどのようなものがあるのか。その辺の分析はどういうふうに考えているのかといった趣旨の 質問かと思いますけれども、介護保険が制度が平成12年度から開始されております。おっしゃられ ますように、開始当初は、大津町では、いわゆる1号保険者、65歳以上の高齢者の方が5千47人 いらっしゃいまして、当時の保険料は月額2千765円でスタートいたしております。それから、毎 年毎年ですね、いわゆるサービス給付費、この額が年々増加をいたしております。開始当初の平成1 2年では、約9億7千300万円のサービス給付費が必要でございましたが、これが一番直近の平成 28年度では、21億3千100万円ということで、率にいたしまして平成12年度比で2.19倍 ということで、倍増以上の費用がかかるということになっております。当然これは高齢者数が増えて のことでございます。平成12年当初は約5千人の方が高齢者でございます。その中で75歳以上の 方は2千200人弱ということで、65歳から75歳の方の占める割合のほうが、多かったというよ うなことでございます。これが経年でずっと変化をいたしてきてまいりまして、平成30年度では、 ほぼほぼ同じ、合計で7千200人弱でございますけれども、各々、65歳から75歳未満が3千6 00弱、75歳以上も3千600弱ということでほぼ同じ比率ぐらいになってきております。当然、 75歳以上の方が増えれば要介護の状態は重くなるというのが一般的でございまして、それに伴いま して、一人当たりのサービスの費用も増えてくるということでございます。あと、いわゆる認定率で ございますけども、この認定率につきましても、まず6期の計画、前回の6期の計画の中で、29年 度の認定率は、17.7%と見込んでおりました。これで給付費を推計しながら介護保険料を決めて きたところであるんですけれども、実際、現在は、実際延びまして18.3%まで伸びております。 結果的に利用者が増えて、特に中身を精査しますと、特養とか老人保健施設あたりの施設関係につい てはほぼほぼ横ばいでいっております。ただ推計からすれば若干上がっておりますけども、実施額で 比較をいたしますとキャパが限られておりますので、そういう施設についてはほぼほぼ横ばいの状態 です。ただ地域密着型のサービスにつきましては、新たな施設が今できておりますので、その関係で

伸びております。また、利用者全体が増えているとこもありまして、いわゆる在宅のサービスも含めて利用が増加しているというような状況でございます。先ほど申し上げました、認定率につきましては、17.7から18.3ということですが、一番直近で申し上げますと、これ11月末で、これがまたそれよりも上がっておりまして、18.8弱ぐらいにまでには上がってますので、28年度の4月と比較しましても4%ぐらい増えているということで、28から29にかけても、認定率のほうの増加があっていると。中身が何だろうかということでなかなか分析は難しいんですけれども、やはり熊本地震が発生いたしておりまして、家をなくされ、在宅から、施設に行かれる方もいらっしゃいましたし、環境の変化によって、いわゆるその介護の状態が悪くなられた方もいるのではないかなというようなことは、これもうあくまでも推測の範ちゅうを出ませんけれども、そのようなことも考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) この間の介護保険が2000年から始まって高齢者が増えた、その中で特に高齢者の高齢の方が割合がどんどん増えていると。2025年に向けてさらにピークに向かってどんどんまたこれから本当の高齢化が進んでいくわけでありますが、町の担当としては、職員とすれば計算式にあわせて幾らかかるから幾らの保険料になるという、それを計算するのが基本ではありましょうが、しかしこれをこのまま放っておいたら本当に何ていうかな、高齢者を苦しめる仕組みになってしまうと思います。職者の中でも、要するに、国負担の財源を増やさない限り、これは解決することはあり得ないし、あり得ないと私も思うわけです。そういう思いを、行政側も国に対して強くアピールをしていく。また、議会側もこの仕組みを十分理解をして、町民の皆さんと一緒になって国に対してこの改善を求めていかないと大変なことになると思うわけです。そういう意味で、あとはもう1点だけ、国民健康保険は、今回、県のほうに一本化するということで、これ以上の値上げは難しいということで一般財源からの法定外繰入も全国の自治体がやってきました。ところが介護保険はそうした一般財源の繰り入れを法律によって認めないと。まさに高齢者に鞭を打つような仕組みになっていると思いますので、ぜひ担当の委員会でこの仕組みについて、要因も含めて慎重審議を求めたいと思います。

終わります。

- 〇議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ございませんか。 永田和彦君。
- ○13番(永田和彦君) 議案第22号について質疑いたします。

介護保険制度について理解しているつもりの永田が質疑します。理解をしてないような旨の発言がありますので、甚だ遺憾でありますが、まず、ここに疑義に思うのは、だったら料金を上げるというのに対してからの今質疑がありました。だから下げる要素、いったい下げる要素って何だい。じゃあそのサービスを幾つかやらないとか、選択制にする。そしたらその人たちは安くなりますよと。しかし、保険制度というものがなければ、じゃあ民間の業者に介護を頼んだときには、この何倍という話

ではありませんよね。だから比較が、何に対して比較するのか、高い安いとか言ってますけれども、この保険制度がなければ大変なことになるということですよね。して、一度サービスが施されたならば、それ以下は人は求めないんですよ。これは人間の性でしょ。ですから、下げる要素というものがあるかどうかというものを、まず検証をしとかないと。この実際に今回の30年度の予算というものは、1億5千万か6千万かまた上がっていますよね。介護給付費ですよね。結局、年々上がっております。先ほど指摘があったように、まだピークを迎えるのは先です。ですから、それを考えますれば、そういったところも含めてこの制度のあり方というものは考えなければならないと思います。予防介護というものは、もちろん声高らかに言っても年を取ったらなかなか体は動かなくなるものです。ですから、その介護予防にも実は限界があるんです。そう私は思っております。ですから、下げる要素、これについて質疑いたします。

〇議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長本郷邦之君。

〇住民福祉部長(本郷邦之君) 永田議員のご質疑にお答えしたいと思います。

一番下げるということが最大の重要な課題かと考えております。集める方法はいろいろあるかとは 思うんですけれども、どうしてもやはり歳出自体、絶対量自体が下がらない限りは、例えば所得税か ら持ってくるとか、消費税から持ってくるとかいろんな方法はあるかもしれませんけれども、それ以 外にも、今2号被保険者が40歳以上から徴収ということになっておりますけども、これをもう少し 引き下げるとか、そうやって広く薄く国民に負担を求めていくというような方法はあるかもしれませ んけれども、やはり歳出自体を抑えることが第一義だと考えます。そのためには、やはり介護予防、 おっしゃられたとおり、議員言われるように、介護予防が一番の課題かと思いますので、今総合事業 のほうに転換していく中で、その一環として、今年29年度はモデル事業で3カ所やりましたけれど も、いわゆる通いの場というような形ですぐ近くの公民館あたりに簡単にこう行ける距離で年配のこ う介護を予防するために、高齢者の方にお集まりいただきながら、まずは介護予防のための体操あた りを理学療法士あたりを、付けて、町から派遣をして、その中でこういったことが重要であるという ようなことをしっかりと周知しながら、地区に入っていきたいと。そして、まずは30年度について は、20カ所程度をそういった形で実際にそういった活動をしていける地区を拡大していくと。そし て最終的に先ほど言われた2025年問題がありますので、それまでには大津町の中の65か6です かね、行政区がございますんで、すべてにそれを広げていきながら、週に1回、必ずそういった運動 をする、場を提供するということが大事かと思いますし、あわせて生活の支援ということで、いわゆ る病院に行ったりだとか、買い物に行ったりといったそういったことも周辺部の集落においても、そ の辺が必要最低限のことができるような体制づくり、生活支援体制づくりについても併せて考えてい く必要があるということで考えているところでございます。

〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 再度質疑いたします。

先ほど30年度の予算を言いました。結局、言わんとするところは2025年をピークともしするならば、それまでに今のペースで介護保険制度が、今のままの状況で存続していったときに、恐ろし

い状況が待っているということです。だからもう間に合わないといいたいんですよね。ですから、そういったときのために、例えば、厚労省あたりの情報的に、先ほど指摘されました国と被保険者の割合の比率を変えるとか、もちろん税制をある程度触ってからのその消費税直間比率を変えるとか、そういったものが出てくると思いますが、そういった、兆しが何もないで2025年まで右肩上がりでずっとこう料金が上がっていったら、それはたまったもんじゃないでしょうね。ただし、何かに先ほど言ったように、その比較するもの。民間業者とは全く比較はされないと思います。例えば、私の母も高齢ですけれども、もし介護を施さなくてはならないときに、制度を使いますよ、もうそれ使わなかったらとてもやっていけないし、破綻してしまいます、家庭が。ですから、そのための保険制度ですよね。いうならば。ですから、そういった保険に対する理解というものはしっかりとここの議員さんたちは持っておられるし、そういった形で今後の取り組みというのは進めなくてはならないと思います。ですから、そういった情報収集とか、国の動き、また国への働きかけ、そういったものもひっくるめて、2025年までのいうならば計画みたいなものはもう既に立てとかなくてはもう間に合いませんよていうことです。じゃないと、この22号というものが毎年出てきますよ。いうならば。いや毎年じゃない、3年に1度出てきますよ。それじゃ間に合わなくなるんじゃないですかということです。この点について再度質疑いたします。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 住民福祉部長本郷邦之君。
- **○住民福祉部長(本郷邦之君)** 永田議員の再度の質疑に対してお答えしたいと思います。

先ほど言われました、2025年問題、これについては本当に深刻な問題でございまして、町のほうとしましても、2025年のシミュレーション、先ほどまさに言われたように、このまま何もしない状況で2025年を迎えたときにどうなるかというようなことを検討しておりますけども、その中で1号保険者が8千266人になります。介護認定を受けられる方が1千626人、もうそれぞれ113%増とか、122%増とかとんでもない数字になるんですけども、給付費につきましても、この時点ではもう28億ぐらいになるだろうと。これも120%ぐらいアップになるんですけれども、これを逆にそのまま月額で引き直しをいたしますと、大体8千600円弱ということで、さらにもう上がるというようなことが予想が、そのままであればということでシミュレーションをしているところでございます。やはり先ほども申し上げてましたように、やっぱり歳出の枠をいかに抑えていくかということと、先ほど出ました、国等に対する働きかけあたりが当然重要になってくるかと思いますので、そこあたりにつきましては、町長のほうからも、その辺のあたりの会議の中でも、当然町村会の中でも要望されていかれるような話になるかと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第27号を議題とします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。
次に、議案第28号を議題とします。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。
次に、議案第29号を議題とします。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。
次に、議案第30号を議題とします。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。 次に、議案第31号を議題とします。質疑ありませんか。 坂本典光君。

○11番(坂本典光君) 予算書の49ページ、予算の概要の1ページ、議会費、議会研修事業について質疑いたします。

ここに、議員自己研修で1人当たり12万円が計上されております。これは世間で問題になってお ります政務活動費に限りなく近いと言わざるを得ません。私たちは、町民から聞かれたときに、大津 町議会には政務活動費はありませんと答えておりますが、これは実質的に政務活動費だと思います。 自己研修は自分の報酬を使って行うべきではないかと疑義が生じます。果たして、多くの町民の理解 を得ることができるでしょうか。職員は、定年まで勤める町の人材であり、人材育成のために研修が 必要ですが、議員は任期4年の非常勤でございます。さらに皆様ご存知のように、常任委員会研修と いうのがございます。この中身は、実質的には行政視察です。委員会が抱える行政諸問題の解決また は事務事業の比較調査、政策研究のための先進的な取り組みを実施している他市町村の視察に行くこ とです。そういう意味での研修であります。政務活動費とは、本来会派の調査費であります。市政を 敷いている自治体の議会には、自民党系、公明党系、共産党系など考え方が違う議員が集まった会派 があります。そこでその費用を使って会派で視察などを行っているわけでございます。新しく市政を 敷いた合志市では、政務活動費を設けずに、その分議員の報酬を上げたと聞いております。菊陽町は、 市政を敷いておりませんが、政務活動費の制度があります。ここに菊陽町の平成28年度政務活動費 実績一覧がございます。菊陽町の議員は18人、年間1人当たり24万円が支給されます。そこで2 8年度の実績ですが、18人中12人が1円も使っておりません。利用した6人の中で10万円以上 使ったのはわずか3人です。そこで、この度、この自己研修を提案された考え方をお聞きいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。
- ○総務部長(杉水辰則君) 議会費の自己研修に伴う費用弁償の増額についてのご質問かと思いますけれども、議員さんの自己研修につきましては、平成26年の9月に大津町議会議員の自己研修に関する実施要綱というのがつくられておりまして、その中の第1条の中に目的というのがございますけれども、目的の中に議員の資質の向上と議会活動の活性化を図り、もって町政の健全な発展と住民福祉

の増進に寄与することを目的とするというようなことで、その目的のために今回費用弁償もまた上げさせていただいているわけでございますけれども、この自己研修に伴うものにつきましては、研修の報告ということで、これも第3条に載っております。前条の研修については、自己研修成果報告書によりその成果を議長に報告しなければならないということで、第2項で、議長は、前項の報告書を公表することができるというようなことになっておりますので、この費用弁償を用いながら、しっかりと研修をしていただきまして、住民福祉の増進に寄与していただきたいというような目的のもとに、今回、予算を計上させていただいたということでございます。どうかよろしくお願いいたします。

- **〇11番(坂本典光君)** あとは委員会でご審議ください。
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。
 豊瀬和久君。
- ○5番(豊瀬和久君) 1点だけ質疑をさせていただきます。

概要の6ページの上から3番目の消防施設費の防災基盤整備事業の中の指定避難所のWi-Fi工事(運動公園)428万8千円というのがありますけれども、この運動公園という表現がしてありますけれども、そのWi-Fiを設置していただいて、その運動公園全体的で使えるのかどうかですね。車中泊なんかもありますので、それとか、あそこはサッカー場とかもありますのでサッカーを見ながらWi-Fiができるのかとか、そういうところもどうなのか確認をさせていただきます。

それともう1点、今後、これは1カ所だけということですよね、今年は。今後、Wi-Fiを整備していくようなご計画があるのかどうかをお伺いをいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。
- ○総務部長(杉水辰則君) 今回予算計上しておりますWi-Fiの関係でございますけども、今回、 運動公園全体でWi-Fiが使えるような形で使えるような形で整備をしていきたいというふうに考 えております。また、今後の予定としましては、南部、北部、中部それぞれ、今回は中部の関係です けども、北部、南部あたりにつきましても、Wi-Fiの設備をしながら緊急時におきましていろん な情報の収集に役立てるような形の中で利用させていただければということで整備のほうは進めてい きたいというふうに考えているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 豊瀬和久君。
- ○5番(豊瀬和久君) 今日の新聞に山鹿市が、観光施設に11カ所Wi-Fiが設置をされたということで、これはある通信会社と提携をして設置をされたんですけれども、そういう今回この428万8千円工事費にかかっているんですけれども、山鹿市はある企業と提携をされてされたと、そういう提携をして、協力をして、こういう進めていくというようなのを検討されたのかどうか。

それと町長が施政方針の中で経費削減していくと、効率的な業務運営を心掛けていくということを 言われましたんでですね、経費削減を、できるだけ経費削減をしていったほうがいいと思うんですけ れども、山鹿はそういう通信会社と提携してされていると思いますけれども、検討されたのかどうか をお伺いさせていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。
- ○総務部長(杉水辰則君) 今回のWi-Fi整備に対するその経費削減の検討ということでございますけども、今回、山鹿市の場合はNTTとの提携というようなことでございますけども、よく提携となるとそのただかということでいつも思うんですけども、結構提携としましても、費用負担をやっぱり発生するというのがございまして、実際幾らぐらいかかっているのかは聞いておりませんけども、実証実験的なものであれば実証実験ということですので、結構ただでやってくれる部分がありますけども、これはやっぱりその公共的なものになりますと、やはりそれなりの費用負担が発生するのではないかなというふうに思っております。今回は、この420万円程度の整備費がかかっておりますけども、これにつきましては、緊急防災のほうの起債を利用しております。これにつきましては、かなり高率で交付税の措置がございますので、町の負担はかなり少なくなるということで、そういった面で、いろんな町の負担を下げるような形で考えながら整備を進めていっているところでございます。よろしくお願いいたします。
- 〇議 長(桐原則雄君) 豊瀨和久君。
- ○5番(豊瀬和久君) 町の負担は減ってますけれども、国の負担は増えてますから、それも全体的に考えないと、町だけよければいいということではないと思います。それと山鹿は、11カ所観光施設にされて、その提携をされたというやり方もありますので、これぜひ検討していただいて、効率的な行政運営ということで町長も言われてますからですね。そうなるようにぜひよろしくお願いいたします。
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。
 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 議案31号について、4点質疑いたします。

まず予算書の67から68ページ、ここにある地域づくり推進費の項目のうちの2点。1点目が地域人材育成事業補助金、こちらの中身をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

2点目が、今回この地域おこし協力隊というものが新たに入っておりますが、こちら地域おこし協力隊、やはり取る取らないではなくて、何をやってもらうかというのが大事だと思いますので、そこのところを詳しく説明いただければと思います。

3点目が予算書の101ページ、こちら児童福祉総務費の大津小学校の学童施設の設計業務委託に関してなんですけども、こちらに関してどのくらいの規模の建設を考えているのか。最終的にその定員の敷地の規模等どのくらいになるのかというところと、その完成の時期はどのくらいの計画なのかというのを伺いたいと思います。

4点目が予算書の183から186ページのこの保育園費の関連で伺いたいんですけども、建築中のものを含めて既に町内で企業主導型の保育所ていうものができておりますが、こちらに関しての動向把握だとか、あるいは連携のあり方などの整理はできているのか。なぜかと言いますと、ここ国のほうはさらに枠を増やすとしてますが、時給を町のほうで考える上でも無視できないと思っておりまして、そこのところの現況をお教えいただきたいと思います。

以上です。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 総務部長杉水辰則君。
- ○総務部長(杉水辰則君) 金田議員のご質問の中で、地域人材育成補助金ということについて、これ はどういったものかということのご質問かと思いますけども、これにつきましては、初日に町長のほ うで施政方針を述べさせていただきましたけども、その中にふるさとを愛する心を育てるために地域 の住民同士が支え、助け合う共助と地域力が重要であり、その地域力を育むためにも守ろう、磨こう、 創ろうを掲げ、新たなコミュニティづくりを支援してまいりますというふうに述べさせていただいた ところでございます。そういったような町長のほうの方針のもとに、いろんな地域の中には、今町の 中にもいろんな補助制度ですかね、でございますけども、この補助制度に該当しないといいますかね。 その中ではなかなかその対応できないものがたくさんございます。いろんな団体の方とか、地域の方 とお話をする中で、こういったものがもうちょっとそのやってもらえんだろうかとか、もうちょっと こういったところに支援してもらえんだろうかとか、そういったお話を聞いているわけでございます けれども、そういった中で、そういったその既存の補助ではなかなか対応できないものにつきまして、 今回この300万円ということで予算をいただきながら、そういったいろんな地域の方のお声を聞き ながら、そういったようなその地域づくりの、地域づくりといいますか、人材を育成しながらまちづ くりに寄与できるような人材を育成していきたいというふうに今考えているところでございます。ま だこの詳細についてはまだ作っておりませんので、もう少し皆さん方のご意見をお伺いしながら詳細 については決めていき、そして、要綱等も整備しながら、対応していきたいというふうに考えている ところでございます。

また、地域おこし協力隊につきましては、地域おこし協力隊の今回の総務、地域づくりのほうであげておりますのは、大津町の人材育成を目的とするまちおこし大学というのがございますけども、こちらのほうの制度をリニューアルするに当たりまして、地域おこしのモデル地区を創出するための活動とか、あるいは自治体ポイントに向けた関係、あるいはその、要するにそのまちおこし大学のほうをてこ入れをしていただけるような地域づくりの担い手になるような人に来ていただきまして、まちおこし大学のほうのてこ入れをしていただきたいというふうに考えております。そのほかに任期満了3年というのがございますけども、その3年満了後に引き続き、定住に向けた生活基盤の構築活動あたりもしっかりとやっていただきたいなと、それを地域おこし協力隊の活動の中で3年間じっくり取り組んでいただきながら、地域の中に溶け込み、そして何て言いますかね、地域全体を引っ張っていただけるようなリーダー等になっていただければというふうに考えているところでございます。

○議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。

以上でございます。

○教育部長(市原紀幸君) 金田議員の質疑にお答えいたします。

まず、1点目ですけども、大津小学校の学童施設の設計費ということでございます。こちらについては、現在、大津小学校では学童保育3クラブ、現在ございまして、30年度に新たにということで設計費のほうを計上しております。この設計につきましては、この3クラブのうちの一クラブの施設

の老朽化ということで設計あげておりますけども、現状では、その学童の申し込みあたりもちょっと 増えているというふうな状況でございますので、こちらの設計については、2クラブを設計しまして、31年度に2クラブを新たに追加するというところで考えております。その間、不足する施設につき ましては、仮設あたりで、一応対応しようかというところで考えているところでございます。

それから、地域指導型保育ということで、現在、大津町で1園開園されて、またさらに、計画があるというところで聞いております。企業主導型保育につきましては、認可外ということでございますので、実際、国の関係も含めて、国県とのやりとりになるということで、町への情報はなかなか少ない状況ではございますけども、県のほうに、そういった情報が入った時点で町のほうに相談に来ていただくようにお願いはしているところでございます。今回、計画されている施設についても、そういったところでお話はさせていただいているところでございます。

あと町との連携という部分でございますけども、現在も認可外保育所ございますけど、関わりという部分では、県のほうが監査に入られますので、その中で町として動向をしているというところでございます。

ただその今後、こういったことで認可外あたりも増えてくる可能性もございますので、町とのいろいろな情報交換ですとか、その連携あたりについては必要になってくるかというふうに考えておりますので、その具体的な方法については今後検討させていただきたいというふうに思っております。 以上でございます。

〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。

〇4番(金田英樹君) 答弁いただきまして、うち2つ再度質疑させていただきたいと思います。

まず一つ目が、こちらの地域人材育成事業補助金ということで、新たなコミュニティづくり、現状の支援制度で実現できないことがたくさんあると。それを支援するような制度がほしいということで、理念はもちろんよくわかって、私もこちら以前一般質問しました、こういった制度をぜひ頑張る方を応援する、育てるような仕組みという話あったんですけども、もう少しそのお金の渡し方とか、金額感とか、選定方法とか、まあこれからのとこもあるんですけども、さすがにこの時点でもうあがってきているので、もう少し固まっているとこもあると思いますので、もしそれがあればもう少し詳しく伺いたいというのが1点。言える段階で大丈夫です。

2つ目が、先ほど学童に関しまして、現在3クラブあって、今度2つ新設で、まあもしかしたら差し引きもあるみたいな話も聞いているんですけども、最終的に5単位という認識でいいのか。それとも既存の一部壊して、差し引き4になるとか、そういう話があるのかどうかというのを伺いたいと思います。この学童に関しましては、国が定める基準の望ましい人数というのは1施設40人ということで、3つあれば120になるんですけども、既に大津小学校142という数字を聞いておりまして、次年度はもう173を見込んでいるんですね。そうなってくるともう定員の大幅超過で子どもたちの安全等にももしかしたら関わってくるような状況になってくると。そうした中で、仮設も考えておるというお話だったんですけども、仮設建てるのも少し時間がかかると思うんですよ。そうしたところも踏まえて、そのところをどのように考えているのか。例えば、学校、まあ一般質問でしますけども、

学校施設利用の話とか出ているじゃないですか、国のほうもぜひ積極的に検討してくれと。というと ころのその出来上がるまでのつなぎのところをどうしていくのかというのをもう少し具体的に伺いた いと思います。

- ○議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。
- ○総務部長(杉水辰則君) 金田議員の地域人材育成の補助金に関しまして、詳細な設計ができているかというようなご質問かと思いますけども、これにつきましては、まだちょっとそういった詳細なところまではいっておりません。いろんな既設の補助金との調整というようなこともございますので、それからもう少し皆さん方といろんなお話をする中で、本当にどういったものが必要なのかあたりも、十分調査・検討した上で、早急に要綱あたりはつくって対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 現段階での計画でございますけども、31年度に2クラブ追加しますけども、プレハブについては解体ということで、最終的には4クラブになる予定でございます。仮設につきましては、現在、委託してあるNPOあたりとも相談しながらそういったその仮設の建設についてもちょっと協議をさせていただいているところでございます。

それと学校教室内でございますけども、大津小学校のほうも、児童生徒が増加中ということで、将来的にはまた大津小学校の増築あたりも検討する時期には入ってくるかと思うんですけども、そういった分で校舎内には、今の段階で学童を入れるというふうなところは厳しいというところで考えております。

31年度以降の体制につきましては、30年度の設計の段階で、どのあたりにその今度の学童の場所を決めさせていただきたいと思っていますので、その場所次第で学校の敷地内なのか、あるいはその敷地外も含めたところで、用地を確保する必要があるのかという分については、また改めて検討を進めるというところで考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 一つ目の地域人材育成事業補助金に関しましては、委員会のほうもあるのでいつからGOで考えているのか、そのスケジュールのところだけ伺いたいと思います。現段階のいつからその制度を募集して動けるようにするのかというところですね。現段階での計画、時期、人材育成です。

2つ目が学童のところなんですけども、ちょっとポイントが2つありまして、もう一度言いますけども、1点目が今度4クラブになるというところで、もし適正と言われる40をするんであれば160人になると。ただ次年度の見込みで既に173の申請がある。かつ、例えば引水のスポーツの森あたりだとか、あるいは文化の森のところの集合住宅とか、例えば、蔦屋の裏の住宅だとか、住宅というのがどんどんどんどん増えていっている状況がある。そしてまあいろんな動きもあって、働き方改

革の動きもあって働く人も増えている。そうした中で、おそらくまだまだ増えると私は推計している んですね。この規模で本当にこの施設だけでやろうと思っているんであれば、適切なのかというのが 一つ。

もう一つがそれまでの、できるまでのつなぎの時間でプレハブの話もされて、学校も使えるところ はないというお話あったんですけども、じゃあとりあえずここで我慢してもらうのか。あるいは何か 工夫を今後考えているのかというところの2点に特化して伺いたいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。
- ○総務部長(杉水辰則君) 地域人材育成の補助金の関係につきましては、先ほども申し上げましたように、いろんな諸団体とのそのお話も聞かなければいけないということでございますので、少なくともやっぱり2カ月ぐらいはですね、そういったことでお話を聞きながら制度設計していきたいと思いますので、早くても6月ぐらいからでしかやっぱりなかなか動きができないのかなというふうに考えているところでございます。
- ○議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 当面の、実際申込者が増えているという状況の中で、先ほど言いましたように、仮設でですね、2年ないし3年は対応する必要があるだろうというふうに考えております。31年度で4クラブと申しましたけど、その以降の分については当然校舎外も含めて用地を確保してそちらのほうに集めるとかですね、そういったところも含めて、あとそうですね、そういったところも検討していきたいというところでございます。
- ○4番(金田英樹君) プレハブのできるまでの間、仮設ができるまでの間。
- ○教育部長(市原紀幸君) そうですね、早くてもやっぱり数カ月はかかるかと思いますので、その間は申し込みされた方あたりにしばらく待っていただくとかですね、そういったところも含めて調整をさせていただきたいと思います。

以上です。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 今担当部長が申しておりますように、大変見通しが厳しいという状況で、放課後保育につきましては、保護者関係については、そこの学校の中でというのが希望が強うございますけども、ごらんのとおり、大津小学校も室小ももう両サイドが道路ばっかりで、これ以上広まるというのはもうとても考えられないというような状況でございますので、今担当のほうにそれぞれの校区の中でのそれぞれの住宅状況、そして保護者については、放課後保育を一本にまとめるようなことはできないかと、美咲野と室小と、すと南小もあるし、護川もありますけども、その辺の検討をしっかりやりながら、まだまだこれから大津町が放課後保育の場所ちゅうのか、人数ちゅうのがどんどんいみってくるというような状況で、もうここ、今担当部長が言いましたように、3年間ぐらいならどうにか今のプレハブで我慢できるかもしれませんけども、今のようなプレハブの中での放課後保育というのはいかがなものかなというようなことで、保護者のほうにもしっかりと説明責任をしながら、新たな方向性をしっかり検討していただくように今指示をしておりますので、さしあたってが間に合

わないというような状況でございますので、プレハブで現在のところでお願いできればなというよう なことを検討させていただいておるところであります。

- 〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 一般質問もありまして、あと委員会のほうにも付託もございますけども、この 教室空きがないというお話だったんですけども、国のほうの指針としても特別教室等の空き時間等の 利活用も積極的に、特に教育委員会等の責任で進めるようにと出ておりますので、そこも踏まえた上 でまたご検討いただければと思います。

以上です。

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番(佐藤真二君) 何点かございますので、順に申し上げます。

まず、50ページの予算書で50ページですね。すみません、59ページです。59ページの振興総合計画の進行管理業務委託に関してですけど、これ先ほどの質疑の中でもちょっと出てきましたけれども、もう一つ具体的にイメージがつかめないなというところもあるんですが、先ほどの質疑の中で観点として出てこなかったのが、その委託することによってその計画が職員にとってちょっと縁遠いものになるんではないかという懸念がありますていうところで、その辺に対する考え方だけ少し追加的にお答えいただければと思います。

それから、同じくそのページの下の行のふるさと寄附の関係なんですけれども、まず29年度の流れをみていきますと、今回3月に寄附金の増がありまして、もう少し増えるかもしれないというようなコメントが付いてかと思います。それに対して、ふるさと寄附への謝礼というものも少しずつ増えてってシステム使用料というものも増えてきました。そうしたときに、29年度の現時点での収支を見ると、入ってくる分が1千765万、出ていく分が大体493万円程度ということで、いわゆるその企業とかでいうところの収支率でいうと0.28ぐらいですね。28%程度の収支比率になると。ところが、この当初の予算のほうでみますと、寄附の金額が2千196万円を見込んで、委託費で1千106万円を見込んでいると。まず一つが、その震災2年目の現在で1千700万円という寄附金に対して、それが来年もう2千100万円とまだ増えると考えるときに、何か一つその増額を期待する要素というものがあるのかというのがまず一つと。

それに対するその委託費のほうですね。が1千100万円というと、これはこの時点での数字でみると先ほど申しました収支率で計算すると50%程度になるわけですね。つまり寄附をいただいた分の中から出ていく分が多い。これいろんな要素が考えられますけど、その要素の中の何が原因なんでしょうかというのがお尋ねしたい点でございます。

もう一つは、その委託費そのものが固定費プラス実績的なものか、それとももろに実績に比例する ものなのかと、これによって少し考え方が変わってくるかと思いますので、その辺についてちょっと ご説明をお願いしたいと思います。

それから、81ページです。期日前当日投票システム構築等業務委託というのが857万円出てお

りまして、これがおそらく一般財源の中にほぼ入ってきているのかなと思うんですけれども、これが 一体何なのかというのがちょっとわかりませんということと、これは今回限りなのか、それとも毎回 その選挙のたびにこういった費用が必要になってくるのかというところについて、教えていただけれ ばと思います。

先ほど質問のありましたWi-Fiのことですね、お話聞く限りでは、どうも行政ネットワークのインターネットに接続される層につなぎこむイメージで先ほどの説明聞いてたんですけれども、民間の層につないだほうが多重化されてより災害時でも安全じゃないかという視点がありますんで、そこについてもちょっとご検討いただければと思います。わかりますかね。例えば、停電とか、あるいはそのネットワークそのものの損傷、言ってしまえば線が切れるという話です。そうしたことを考えたときに、異なる所有者のネットワークを使う。つまり役場のネットワークと事業者のネットワークを別々に使うことによって多重化ができると。片っ方がだめでも片っ方は大丈夫、こっちがだめでもこっちが大丈夫というような二重化のメリットというのも出てきますので、その辺も一つ考えていただきたいなと思ったところでございます。

以上の点踏まえまして、1、2、3、4つですか、お願いします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。
- ○総務部長(杉水辰則君) 佐藤議員のご質問の中で、まずは振興総合計画ですかね、についてお答えいたします。

この振興計画のほうの業務委託につきましては、先ほど少し触れましたけれども、中身のほうをちょっと見積もりですかね、見積もりをしている中の中身をご説明申し上げますと、進行管理諸表ということで、事務事業の評価諸表等の整理、それからそれの検討、そして職員研修の運営、それから進行管理の実施及びとりまとめ、それから町民アンケート調査の実施、評価委員会の運営支援、そういったような流れの中身になっております。先ほども言いましたように、振興計画はつくっても、今後その管理をどのようにやっていくのかということで、前回の総合計画の進行管理の反省も踏まえて、よりよいシステムづくりをつくっていきたいということで、今回委託をしながら、よりよい管理と、今後そのさらに職員のほうも、研修を積みながらさらに振興総合計画にのっているような事業の推進に向けた体制を整えていけばいいのかなというふうに考えているところでございます。

次に、寄附金の関係でございますけれども、この寄附金につきましては、今回、その先ほど議員がおっしゃいましたように、収入としましては、2千196万4千円、これを今回ふるさと寄附金ということで一般寄附金の中に計上させていただいております。それから、その委託料として約半分1千106万円ということで今回あげておりますけども、この中身につきましては、まず返礼品ということでしておりましたけども、返礼品が約30%ぐらい、それから送料が約10%、それにシステム委託と、システムといいますか、さとふるに対するその委託料。これ寄附金の12%ということで契約結んでおりますので、全体で52%ぐらいは、こちららのほうにふるさと寄附業務委託料ということで今回計上させていただいております。これまでは謝礼品ですかね、これは別個の報償費ということであげておりましたけども、今回はさとふるのほうに、業務委託業者にあわせて全部そちらのほう委

託するというようなことであげておりますので、このような形の委託料の計上ということになっております。中身につきましては、今言いましたように、30%、10%、12%ということですので、 実質のこちらのほうに入ってくるのは50%少し切るのかなというような状況でございます。

それから、選挙のほうでございますけれども、期日前投票当日システム構築等業務委託の中身でございますけども、こちらにつきましては、期日前投票をするときにはバーコードで、読み込みができるようにということで、期日前投票のほうの効率化ということで、今回これをあげさせていただいております。これにつきましては、もう選挙のたびに、今回あげるのかということでございますけども、今回このシステムを入れますと、毎回毎回このシステムを導入するということはございませんので、今回1回限りというような形になろうかと思います。

それから、Wi-Fiのほうにつきましては、今おっしゃったように、やっぱり多重化があればやはりその一方が使えなくても一方が使えるということで、非常に災害時については助かるかというふうに思いますので、今後また検討させていただければというふうに考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

- 〇6番(佐藤真二君) 終わります。
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。 永田和彦君。
- 〇13番(永田和彦君) 質疑いたします。

先ほど質疑があった中でダブルところもあるかもしれませんが、違った観点から。先に、議会費の 中において研修に関する質疑が出てきたと思います。この思いますところが、この予算、議会としま して予算を要求して、先ほど申し上げられました町の執行部としては精査してこの町の今の現段階で は認めましょうという形でこの予算書にあがってきているということですね。この研修というものを 考えますれば、議会だけではありませんよね、様々な、例えばその職員の研修もでしょうけれども、 いろんな役職になられて審議会委員にとか、いろんな方々に対しても研修があったりするわけです。 要するに、ソフトの面ですね。言うならば、人材育成、議員も人間でありますから、生身の人間であ りますから、いろんな観点からそういった研修は必要になってくるかなと思うわけでありますが、こ こできちんと確認はしとかないといけないと思う点が、さてその研修が世のため、人のため、極論は 大津町民のためになっているのかということだろうと思います。民間企業というものもいろんな形で 利益が出ましたならば研究開発費、人的ないろんな底上げを図るために投資をします。 もちろんハー ド的なものもしますけれども、人的なものを育てて、よりよき会社に、そして新しいものを積極的に 取り組んで世に送り出して、いい世の中をつくるというのが企業の概念がまず根本にありますから、 ただ金儲けだけじゃないんですね。やっぱりその世のため、人のためになってていうのがありまして、 研修というものは、そういったきちんとした基本姿勢を持っとかないと成り立たない。そして、また それに町民の税金を使わせていただくものです。実際、一般財源です。ここの議会であがってきてい るのは。町民の方々が負担されたわけですね。実際、私も議員として幾度も行きました。そして、私 が提案をして、例えば、研修に行ったのならばみんなそういった研修報告を出さなければならない。

そしてまた、その学んだことに対して、町に対して、よりよき町にするために質問なり何なりをして 生かさなければならないという姿勢を貫いてきました。しかしやっぱりいろんな方がやっぱり議員に もおられて、中には、いろんな研修先行って、24時間研修するわけじゃありませんよね。みんな腹 も減ります。ですから、夕方には終わって、せっかくいろんな地方に行ったのだから、例えばもう研 修は終わりです。じゃあみんなここの地元の特産でも食べましょうかって、お酒でも飲みながらとか いう場合もあったりします。しかし、それが目的になったらだめですよね。言うならば、見聞は広が るかもしれません。ただ私が今までの経験上、そんなときにこういった議員がいたんですよ。「こや んよかホテルに泊まって、こやん料理食べて酒飲んで、ええ議員なよかなて」言うた。今も議員しよ んなっかもしれんですね、そういった人が。これは許せないでしょ。議員の質ゼロですよ、私から言 うなら。辞めてくれと言いたかったです、そのとき。そういった方がやっぱり理解していない人がい るんですね、研修に対して。ですから、今回この予算にあげるのならば、せっかくの質疑が出ました。 もちろん委員会で深く審議はされるでしょう。しかしながらそこまで研修、投資的ないうなら経費を 使うのならば、それに見合った、例えば説明責任というものはやはり並行して出てこなければならな いということです。そういった大所高所から、まちづくりの観点で研修というものを捉えないと、や っぱりその経費とか、もちろん私は独学というのが一番その人を高めると思います。しかしながら、 やはりそこに行って、そこの空気を吸って、いろんな温度で、いろんなその気分を味わってこそわか るものというのはやっぱりあるんですね。百聞は一見にしかずというのはあります。ですから、そう いったものを考えますれば、それと並行してきちんとしたこの一般財源を使わせていただく。しかし ながら、こういったものはきちんと求めて、町民の皆様方からその資質は適正なのかと言われたとき に、答えられるような体制を整えなければならない。私は議会ではそれは一生懸命言って、ある程度 したと思いますが、その点というものは、この予算を認める執行部のほうとしても、こういったもの はきちんとやっぱり求めていく、公表していくというものがあるはずですが、その点について質疑い たします。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。

○総務部長(杉水辰則君) 議会の研修についてのご質問かと思いますけれども、この自己研修に関わるものにつきましては、先ほどの議員さんの質問でもお答えしましたけども、実施要綱というのが定めてありまして、第1条では、先ほど言ったような目的、第2条で研修の承認ということで、その議長が不適当と認めたときはこれを承認しないものができるというようなこともございます。ですので、研修が本当に適当かどうかは、やっぱり議会のほうできちんとチェックができるのかなというふうに思っておるところでございます。

また、研修の報告書につきましては、その成果を議長に報告するようになっておりますので、これも公表することができるになっていますので、きちんと公表していただきながら、その辺が適当かどうかというのは、やっぱり議会、あるいはその住民の方がやっぱり判断するのかなというふうに考えております。私どもとしましてはですね。

〇13番(永田和彦君) 全体的にもずっとこうちりばめられているから、もうほかの部分ではちゃん

とできあがっていますか。議会だけじゃなくて、ほかの研修とかあるでしょ。

○総務部長(杉水辰則君) ほかの研修ですね。特に自己研修だけでなくて、ほかの研修も含めて、そういったのがもちろんそういった形でやっぱりきちんと公表といいますかね、成果は求めていくべきものではあるというふうに思っております。また、私たち職員ももちろんそうでございますけども、議会の皆さんにつきましても、そういった形でやっていただければ、またそのこの目的にありますように、資質の向上を図っていただければ、それがまた住民福祉の増進に寄与するということでございますので、十分研修をしていただきながら、住民の福祉の向上に寄与していただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

O議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。

しばらく休憩します。

2時20分より再開します。

午後2時11分 休憩

 \triangle

午後2時18分 再開

- 〇議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、議案第32号を議題とします。質疑ありませんか。 永田和彦君。
- ○13番(永田和彦君) 国民健康保険特別会計予算について質疑いたします。

今回の予算書みてみますれば、前年度よりも本年度予算のほうが若干下がっているということで、 先ほどいろんなやりとりの中で、様々な条件が重なっていろんな支出が増えたりとか、いろんなもの があったと考えられます。ただ30年度を考えましたときに思われるのが、この3月定例議会が始ま りまして、議席の配付という形で監査委員の例月出納検査が配付されておりました。ここに12月の 出納検査をやりましたということで11月分と12月分いう形で載ってきました。それと1月分まで ですね。この点について、ちょっと私もちょっとえっと思った部分があったので、係にいろいろ話を 聞いたりとか、実は昨日したんですね。要するに、この一時借入額というのが2億円されておるとい うことで、この1ページに明記されておるのは、一時借入金は1億円ということで2億円の借り入れ を行ったと。ただし、その内訳というのはいろいろありまして、合理的な形で、この町の中で消化を させていくという形は取られております。しかしながら特別会計でありますから好ましいことではな いというふうなことが考えられると思います。それを考えたときに、3カ月間にわたって、その前は ちょっと私もちょっとわかりませんけれども、この2億円の一時借入が出ていることと、この3カ月 経ってもまだ返済ができてないということを考えますれば、30年度の予算も今までの予算編成のあ り方、国・県からのいろんな形、県から入ってくるものとか、いろんなものを考えましたときに、同 じ、ほぼ同じ状況で予算組まれておりますんで、そういった歳出不足、歳入歳出不足が生じるおそれがないかなと。ただ単独の特別会計というものを考えますれば、やはりその会計の中できちんと会計処理をしなければならないということですね。その枠が1億円だったんです。ですから、それを考えますれば、支払いの前後のやり方やいろんな要因があって29年度はそうなったかもしれない。そしてまた、監査委員からの指摘もあったかもしれないです。監査委員の指摘があったならば、そういったところは検証としてそこはきちんと答えてもらいたいと思いますが、ただこの本年度もこの一時借入、今までも幾度かありましたけれども、これをもってこなければならないのは1億円の範囲の中でいう形で、やはり努力してもらわなくてはならないと思います。ですから、いろんな形で支払いをする、それとかいろんな形でその国保税が入ってくる。そういったものの時間差が生じるものもあると思いますけれども、うまい具合処理していかないと、一つの特別会計として成り立たないのではないかなということを考えられますので、この点について質疑いたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長本郷邦之君。
- **〇住民福祉部長(本郷邦之君)** 永田議員のご質疑にお答えしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、29年度につきましては2億円の、これは振り替え運用というような形でございますので、今議員もお尋ねられたとおり、正式な一時借入基金からのということではございませんけれども、実際、問題としましては、やはり歳入歳出の中でどうしても現金として必要な部分がありまして、当然歳入としていただける分については、国なり県のそれぞれの支払いの時期もございますので、払っていただける分についてはその請求していくというような形で、極力一時借り入れが生じないようにすることが第一義ということで考えながらやっているところではございます。1億円の予算書にあります範ちゅうの中で極力やりくりができればいいんですけれども、昨年の場合はどうしてもそのやりくり、現金の部分で不足の部分がありましたので、そういう運用を行ったというところでございます。

- ○13番(永田和彦君) 監査委員の指摘はなかったんですか。
- **○住民福祉部長(本郷邦之君)** 監査委員のほうからは、一応2億円の一時的、金融機関からのやつではございますけれども、借り入れについては、先ほど申し上げましたような説明を申し上げまして、どうしても現金不足の中で使用させていただきましたということで、こちらのほうからは説明を申し上げたところでございます。
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- O議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。 次に、議案第33号を議題とします。質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- 〇議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。
 次に、議案第34号を議題とします。質疑ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号を議題とします。質疑ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号を議題とします。質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号を議題とします。質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号を議題とします。質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 委員会付託

○議 長(桐原則雄君) 日程第2 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第10号から議案第38号までを、お手元に配付しました議案付託表(案)のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時27分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成30年第1回大津町議会定例会会議録

平成30年第1回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第3日)

		平成30年3月16日(金曜日)													
出席議員	1 番 三 宮	美	香	2	2 番	Щ	部	良			3 番	Щ	本	富二	夫
	4 番 金 田	英	樹	5	番	豊	瀨	和	久		6 番	佐	藤	真	$\stackrel{-}{-}$
	7 番 本 田	省	生	8	番	府	内	隆	博		9 番	源	Ш	貞	夫
	10 番 大 塚 前	<u> </u>	郎	1	1 番	坂	本	典	光	1	2 番	手	嶋	靖	隆
	13 番 永 田	和	彦	1	4 番	津	田	桂	伸	1	5番	荒	木	俊	彦
	16 番 桐 原	則	雄												
欠 席 議 員															
職務のため	局	長	豊	住	浩	行									
出席した事務局職員	書	記	佐	藤	佳	子									
地方自治法第 121条第1 項の規定により説明のた者の 出席氏名	町	長	家	入		勲	総総	務;	務課行	政负	部長	宮	﨑	俊	也
	副町	長	田	中	令	児	松		致		垃圾				
	総 務 部	長	杉	水	辰	則	財兼	政行	務財 推	政徒	系長	本	司	貴	大
	住民福祉部	長	本	郷	邦	之	教		育		長	吉	良	智恵	美
	経 済 部	長	古	庄	啓	起	教	;	育	部	長	市	原	紀	幸
	土 木 部 長 併工業用水道調	任果長	大日	田黒	哲	郎	農	業委	員会	事務	局長	田	上	克	也
	総務部総務誌	果 長	藤	本	聖	$\vec{-}$									
	総務部財政認	長	羽	熊	幸	治									
	会計管理兼会計課	者長	中	野	正	継									

一 般 質 問

- 5 番 豊 瀨 和 久 君 p128~p140
 - 1. 認知症ガイドブックと私の思い出綴りの作成について
 - (1) セルフネグレクトは誰にでも起こりうる。認知症についての正しい知識と適切な対応の仕方を理解して頂くとともに、いざという時に備えて、希望する生活のあり方など、自分の思いや望みを書き留めることができるように認知症ガイドブックとその付録として「私の思い出綴り」を作成できないか。
 - 2. 地域防災力向上のための大規模災害団員の導入について
 - (1) 大災害に備えた消防団の機能強化のために、一定規模の災害時に限って出動 し、避難誘導や安否確認、避難所運営などを行う大規模災害団員を導入するべ きではないか。
 - 3. 学校での心肺蘇生教育の普及推進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備 について
 - (1) 生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進するととも に、学校での危機管理体制を拡充し、生徒の命を守るための安全な学校環境を 構築することが重要である。
 - ① 本町の小・中学校における生徒への心肺蘇生教育及び危機管理体制の現状 と今後の方向性をどのように考えているのか。
 - ② 本町の小・中学校におけるAEDの設置場所はどのようになっているのか。
 - ③ 本町の小・中学校における教職員へのAED講習の実施状況はどのように なっているのか。
 - 4. 情報システムに関する経費の削減や住民サービスの向上のための自治体クラウド の導入について
 - (1) 近隣自治体との情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに関する経費の削減や住民サービスの向上を図るべきである。また、熊本地震の経験も踏まえ、堅牢なデータセンターを活用することで、行政情報を保全し、災害や事故等発生時の業務継続を確保する観点からも、自治体クラウド協議を進めていくべきではないのか。
- 3 番 山 本 富二夫 君 p141~p152
 - 1. 教職員の労働時間の軽減と複式学級の解消・ICT化

- (1) 教職員の労働時間の軽減対応を問う。
- (2) 複式学級の解消に対する対応を問う。 (大津東小学校の複式学級が増えるが、どう考えるか。)
- (3) 大津東小学校の特認校への考えがあるか。
- (4) タブレットや電子黒板など、ICT (情報通信技術) 導入の整備を今後どう 進めるのか。

2. 町民の交通手段の確保と今後の交通体系について

- (1) 2015年12月の産交バス大津営業所の光の森への移転、JR九州の今年 3月のダイヤ改正に対して、大津町はどう対応するのか。
- (2) 南阿蘇鉄道のJR豊肥本線肥後大津駅までの乗り入れについて、町の考えは。
- (3) JR豊肥本線肥後大津駅からスポーツの森経由で熊本空港までの乗り入れを JR九州や熊本県に対し、働きかけをする考えは無いか。

3. 自然災害への対策は万全か

- (1) 地震被害が発生した地区、特に山間部地区ののり面や石垣等の崩壊山林地域では5月から8月までの大雨と台風の被害が考えられるが、住民の避難等の対策は万全を期しているのか。
- (2) 町内の中小河川や用水路の洪水対策は進んでいるのか。

15 番 荒 木 俊 彦 君 p152~p162

- 1. 白川の安全向上の認識
 - (1) 九州北部豪雨(2012年(平成24年7月)から7年目、白川の洪水への 安全性の実態と認識を問う。
 - ① 白川の護岸の改修の進捗はどうか。
 - ② 白川の水量を左右するのは、阿蘇カルデラ内の降雨量である。北部豪雨で 大きな被害を出した黒川上流には、大規模遊水地が整備された。こうした整 備された遊水地による治水効果は、毎秒何トンか。
 - ③ 白川の改修・改良整備で、北部豪雨なみの雨量でも白川は安全に流れると 考えられるが、町の認識は。

2. 立野ダム 公共事業の説明責任

(1) 国交省、熊本県、大津町は、立野ダムの必要性、安全性について住民への説明責任がある。

まず、大津町主催の現地見学会の開催を求めたい。

3. 町道の整備

(1) 町道路基準(条例・規則)による規定以上の勾配道路の実態はどうか。急勾 配の町道の舗装は、車や歩行者のスリップ止め、改善が必要ではないか。

6 番 佐 藤 真 二 君 p163~p175

- 1. 町民によるまちづくりの取り組みへの支援強化
 - (1) 防災は地域福祉など、町民自らの取り組みが求められている。

町は様々な補助金等で後押ししているが、町民に求められている役割は拡大 しており、従来の枠組みだけでは足りない。

補助金に加え、組織づくり・活動の事業化支援など町の取り組み強化が必要と考える。

2. 電算システムの広域利用の推進

- (1) 現在では、様々なシステムなしに行政の業務は立ち行かない。しかしその一方で、システム関連の経費は膨張し続けている。自治体クラウドと、広域利用の推進で経費を削減できないか。
- (2) 住民サービスのためのシステムに図書館システムがある。 図書館が現在でも広域利用ができるが、図書館システムの広域連携と物流の 導入でサービスの効率化ができないか。

2 番 山 部 良 二 君 p181~p193

- 1. 町の施政方針をうけて問う。
 - (1) 熊本地震からの創造的復興にむけて、昨年は、色々な取り組みがされたと思う。第5次振興総合計画の総括も含め、一年を振り返って町長はどのように総括されたのか。
 - (2) 田中副町長においては、総務部長から副町長に就任されてから、早2年が経 過しようとしている。町民と触れ合い、各種団体との意見交換など、町長の右 腕として精力的に活動されてきたことと思う。特に、地震からの創造的復興に 向けて、取り組んで来られたと思うが、副町長の目から、2年間の成果と今後 の抱負を伺いたい。
 - (3) 施政方針の中に「地域包括ケアシステムの構築」を目指すとあるが、これまでの大津町諸計画を見る限り、北部、中部、南部における格差や特性の存在 (人口増減率、年齢構成とその変化、高齢化率、福祉などの地域資源) 201 6年の熊本地震被災状況に注目した基本構想や福祉計画の立案を見る限り、な

されていないのではないか。ゆえに、地域ごとに合わせた諸計画が必要ではないか。町長の見解を具体的に伺いたい。

- (4) 第6次振興総合計画の基本計画(案)の中に地域学校協働活動推進員やボランティアにより学校を支援する取り組みを推進とあるが、文部科学省の地域学校協働活動ガイドライン(パンフレット)の中には、地域学校協働本部を新学習指導要領実施までに各市町教育委員会主導で「実施可能な体制」にする必要があるとあるが、町教育委員会としての推進目標・計画の明示をする必要があるのではないか。
- (5) 施政方針の中で地域公共交通ネットワークの再編とある。

交通政策基本法では、交通に関する施策の基本理念を、国や地方公共団体民間事業者、国民等の関係者の責務や役割を明らかにするとともに、我が国が今後、長期的な観点から取り組むべき交通政策について、例えば、「日常生活等に必要な交通手段の確保」、「国際競争力の強化」、「大規模災害への対応」など、具体的な施策の方向性を明示している。大津町では、交通政策基本法の趣旨にそって、大津町地域公共交通網形成計画が出された。そこで、次の2点について伺う。

- ① 法律の趣旨にあるように「日常生活等に必要な交通手段の確保」に対し、 どのように取り組むのか。
- ② 本計画では、平成30年は評価の年であるが、乗合タクシーの運行体系の 見直しや利用促進対策を伺う。
- 2. 廃止された「主要農作物種子法(種子法)」に関して問う。
 - (1) 主要農作物種子法(種子法)が廃止された。町長の所見を問う。
 - (2) 心配される遺伝子組み換え種による大津町の農業と町民の食に関して問う。
 - ① 大津町としてどの様に捉え、将来の大津町の姿を具体的に。
- 3. 学校における働き方改革について問う。
 - (1) 政府の学校における働き方改革特別部会の緊急提言の中に、「校長及び教育委員会は、学校において「勤務時間」を意識した働き方を進める」、「全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組みを強く推進していくこと」とあるが、新教育長の今後の取組みや考えを伺いたい。
 - (2) 9月定例会の中で、本町の小中学校を1つの事業所とみなし、労働安全衛生委員会の設置をと、提言したが進捗状況を問う。
- 4 番 金 田 英 樹 君 p194~p208

1. 生活困窮世帯等を対象とした学童保育料の補助制度の創設

- (1) 一般的に現代日本の貧困層は働かないから貧困なのではなく、働いても稼げなくて貧困な世帯が多く、そうした世帯の親の帰宅は遅い傾向にある。必然的に共に過ごせる時間は少なくなるため、そうした家庭においては「居場所ケア」と「療育(発達支援)ケア」として「学童」が不可欠である。しかし、特に低所得世帯にとっては年間8万円ほどの利用料は高額であり、「親が仕事で家にいないことが多いにもかかわらず、お金が理由で学童に入れられずに児童が一人で留守番する」という事態を生んでしまう。これが子どもの貧困当事者の一つの様態であり、児童期の多様な関わりや経験を通した発達の機会を得られないことは発育における子ども達のハンディにもなり、それが子ども達自身には責任のない「貧困の連鎖」へとも繋がるリスクも孕んでいる。
 - ① 生活困窮世帯等を対象とした「学童保育料の補助制度」の創設

2. 学童需要の増加に伴う受け皿の確保に向けた取組み

- (1) 現在の本町の状況を見ると、子育て世代を中心とした人口の増加や、核家族、共働き・ひとり親世帯の増加などを背景に、学童保育の必要数は年々増加しており、公設民営である室小学校や大津小学校など施設によっては当初の想定や、国の定める適正な基準である「単位あたり40人」「1人あたり面積1.65 m³」という、控えめな基準さえも満たせない逼迫した状況となっている。さらに、様々な指標や動向からは今後も学童の需要は一層高まることが予測され、学童の量と質を担保するための、計画的な取組みが必要である。
 - ① 学童への現況認識、および課題に対する現在の取組み
 - ② 今後の予測を踏まえた整備計画(必要数の見込みを踏まえた新設、民活、 学校施設利用など)
 - ③ 「働き手の確保に向けた支援」、および「作業療法士などの専門家との連携・派遣」

3. 児童の豊かな発達を支える放課後の在り方

(1) 子ども達の多様な経験や幅広い人間関係を通して子ども達の豊かな発達を育み、さらに、「学校や家庭で気づかないところに第三者として地域が気付く」という、子ども達のための「重層的なセーフティネット」として、「児童の豊かな発達を支える放課後」が必要である。

児童の放課後に関しては、県内では平成30年度末までの「小学校運動部活動の社会体育移行」の方針が出されており、町内でも検討・協議が活発に行われている。また、国の動きとしては「放課後子ども総合プラン」を策定し、「放

課後対策の総合的な推進」に向けて、「共働き家庭等の「小1の壁」を打破する とともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・ 安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対 策に取り組むこと」を求めている。

- ① 「小学校運動部活動の社会体育移行」に向けた現在の状況と計画
- ② 「放課後子ども総合プラン」に則った「放課後子供教室」等の検討と対応 状況

13 番 永 田 和 彦 君 p208~p220

- 1. 施政方針について
 - (1) 本年度から第6次振興総合計画がスタートするが、施政方針においては、本 年の重点施策を明確にして、メリハリを付けなければならない。

熊本地震発生から2年を迎えるが、復旧・復興・防災に重点を置くのはやむを得ない。今後の財政シミュレーションには厳しい見込みだが、歳入を増やす施策が必要である。重要施策と創意工夫事業を組み合わせ、人口増加策とし、復興と高齢化による歳出を上まわる歳入増を方針に組み込むべきである。

- 2. 第4次産業革命への理解の重要性について
 - (1) **A** I や I o T による世の中の急激なる変化への対応と理解を行政は進めなければならない。

今までの革命同様に止める事はできない。職員の資質向上が町全体に広がり 魅力ある町へと進化する。

1 番 三 宮 美 香 さん p 220~ p 232

- 1. 教育の資質向上と基礎学力向上の取り組みについて
 - (1) 現在の大津町の教育の資質をどうとらえているか。また、教育の資質向上の ために必要なことは何か。
 - (2) 大津町にも教育の格差があると思うが、まずは、全体的な基礎学力向上の取り組みをどう考えているか。
- 2. 不登校・いじめ問題についての取り組みについて
 - (1) 大津町の現在の不登校の状態をどう考えるか。 夢をはぐくむ環境づくりの施策の中で不登校の改善をあげられた。 どのように取り組まれるのか。
 - (2) 先日の施策の中にはいじめ問題は入っていなかった。昨年フローチャートは

作られたが、大津町のいじめの実態とその対策をどう考えているか。

議事日程(第3号) 平成30年3月16日(金) 午前10時 開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

○議 長(桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

○議 長(桐原則雄君) 日程第1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は8名ですので、本日が1番から4番まで、19日が5番から8番までの順で行います。

日程第2 一般質問

○議 長(桐原則雄君) 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀨和久君。

○5番(豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様も足元の悪い中、朝早くからありが とうございます。5番議員、公明党の豊瀬和久です。今回が20回目の一般質問になりますので、精 一杯頑張ってまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

今年は明治維新から150年、そして平成30年という大きな区切りの年です。そして、日本は人口減少、少子高齢者社会と急速に進むIoT(もののインターネット)やAI(人工知能)、ロボット、ビックデータといった先端技術をあらゆる産業や生活に取り入れ、交通輸送、医療介護、農業、防災減災といった分野での成長が期待され、経済発展と社会的課題の解決を両立していくという2つの大きな構造変化を迎えています。そして、本町でもこれらの構造変化に備え、適応していくとともに、先端技術を利活用していく必要があります。また、2万人を超える犠牲者を出した東日本大震災から7年、そして熊本地震から1年11カ月を迎えました。天災は忘れた頃にやってくるとは、寺田寅彦が関東大震災のあとで言った有名な警句です。そうであるならば、天災は忘れなければやってこないとも言えるのではないでしょうか。もちろん、忘れなければ地震や台風が発生しないという意味ではなく、天災を忘れずに備えを怠らないことで災害リスクを最小にすることができるという意味です。今後ともこれまでの大災害を忘れずに、さらに防災減災に対する取り組みを推進していきたいと思っています。

それでは、以上のような観点から通告にしたがいまして4点質問をさせていただきます。 まず、1点目の認知症ガイドブックと私の思い出綴りの作成についてお伺いをいたします。

2025年には認知症高齢者が700万人にまで増えるとの推計があり、大きな社会問題となって いますが、さらに聞きなれないセルフネグレクトという言葉を新聞記事で見ました。ネグレクト、放 置という言葉にセルフ、自分という言葉を付けた造語で、身の回りのことができなくなり、ごみをた めて不衛生なまま暮らしたりして、心身の健康が脅かされる状態とありました。一つの事例として、 認知症を患った父親の介護に追われるうちに、周囲との交流が途絶えていき、介護していた父親を亡 くし、そのショックに加え、自らも病気になり、外出をしなくなり、次第に生活環境が乱れ、家はご みで溢れても周囲には助けを求めることができなくなっていったそうです。こうした人は7年前の調 査では、全国で約9千人から1万2千人と推計されていますが、当時は4割の市町村が回答せず、し かも同じような調査はそのあと行われていないため実態把握が進んでいない状況です。セルフネグレ クトに陥った人は、自分から支援を求めず、SOSの発信力が低下をしていて、それにより心身の安 全や健康が脅かされ、人権も侵害されている状態なので、放置すれば孤立死する可能性もあります。 対策としてのポイントがとても心に響きました。早期の兆候である挨拶をしなくなった。夜電気がつ かない。洗濯物が何日も干してある。身なりの乱れが目立つ。回覧板を回さないなどを見つけたら定 期的に訪問を続け、信頼関係を築いて必要な支援につないでいくとのことです。さりげない見守り、 ちょっとした声掛け、少しのおせっかいといった心がけで手を差し伸べてあげれば孤立死を防ぐと同 時に、地域コミュニティの再生にもつながるとのことでした。

セルフネグレクトは誰にでも起こりうることで、他人事とは思えません。それだけに誰もがどのようなことが起こったとしても地域社会の一員としていられるようにお世話型支援から寄り添い型支援への転換が必要となっています。まずはより詳細に実態を把握し、支援する仕組みをつくっていくことが必要なのではないでしょうか。そして、地域住民にセルフネグレクトや認知症についての正しい知識と適切な対応の仕方を理解していただくとともに、いざというときに備えて、希望する生活のあり方など、自分の思いや望みを書き綴って周りの人がその思いを大事にしてくれることで、最後まで人生の主人公であり続けることができるような体制を構築する必要があります。

私の思い出綴りに関しましては、お手元に資料として配付をさせていただいておりますのでごらんください。江東区では、このような私の思い出綴りを認知症ガイドブックの付録として作成、配付をしています。本町でも認知症ガイドブックとあわせて私の思い出綴りを作成できないか、町長のご見解をお伺いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 皆さん、おはようございます。まず豊瀬議員の1問目につきましてお答えを したいと思います。

豊瀬議員の認知症ガイドブックの作成等に関する質問でございますけども、人生90年、100年 時代と言われる高齢者の方が長生きされて、健康で生き生きと過ごされることは大変喜ばしいことで あります。しかしながら、加齢や病気などで心身を患われることは避けて通れない、認知症の方が多 くおられるのも事実であります。

また、長年連れ添った配偶者が亡くなって喪失感や孤立感で無気力に陥る場合もあり、家に閉じこもりがちになり、周囲との交流がなくなるという寂しい状況につながることも起きております。

そのような状況になる前に、周りの人からの声かけや日々の会話できる地域づくりが大切であり、 その中心となる人材づくりや包括支援センターなどの相談体制づくりに力を入れていきたいと考えて おります。また、国の新オレンジプランの基本的な考えは、認知症の人の意思が尊重され、できる限 り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会実現を目指すことであると うたってありますので、そのように沿って努めてまいりたいと思っております。

また、認知症ガイドブックについては、29年3月に作成しておりますが、今後は、議員ご提案の「私の思い出綴り」につきましても、家族の絆を強め、認知症の予防などにもつながるような工夫を取り入れ、作成に向け検討していきたいと思っております。

状況並びに内容等につきましては、担当部長よりご説明をさせていただきます。

〇議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長(本郷邦之君) 大津町における介護保険の認定情報による認知症の方の数はですね、 平成29年9月末で1千377人のうち、これは認定者の数ですけども、そのうち866人で62. 9%が認知機能の低下が見られるというような結果が出ております。

議員が言われますように、セルフネグレクトとは、生活していくのに必要な行為を行わない、あるいは行う能力がなく、そのために生活環境や健康状態が悪化しても周囲に助けを求めないという状態のことでございます。

認知症などで判断力が欠けていったり、近親者に先立たれたりなどした理由で生活意欲が低下していくといった意図しないでそのような状態になっている場合と、また、本人自身の意思で意図的に自分を見放している自己放任の場合等がございます。地域包括支援センターに毎年約1千件程度の相談があっておりますけれども、内訳としましては、「介護に関すること」、それから「介護保険の制度に関すること」、また「健康や病気に関すること」が多く寄せられておりまして、その中にセルフネグレクトに関するものも散見される状況でございます。

認知症の地域包括ケアを実現するためには、認知症ケアパス、認知症ガイドブックでございますけども、これで認知症の容態に応じて利用できるサービスを明確化して、医療と介護の連携を図ることが必要かと考えております。

町では、29年3月にガイドブックとして「支えあおう大津マップ・認知症ケアパス」を作成いたしております。住民の皆様へ啓発資料として説明し配布を行っているところでございます。また、認知症疾患医療センターの菊池病院と協力いたしまして、認知症初期支援チームで、早期受診につなげる取り組みも行っております。そのほかに、認知症サポーター養成講座や認知症カフェ、家族介護教室、あんしん声かけ訓練等の開催を実施しているところでございます。

今回、議員からご提案いただきました「私の思い出綴り」につきましては、今後の自分の人生を振 り返るときに大変役立つものであるかと思います。人は皆いつの日か老いを迎え旅立っていくわけで ございますけれども、誰しも不安を抱くものかと思います。誰しもが誰の手も借りずに最後を迎えることはできませんので、いざというときのために自分の人生や思いを書き綴り、周りの人がその思いを大事にしてくれることでいつまでも自分らしく暮らしていくための手助けとして活用できるものとしまして、さらには、日々の思いを書き綴ることで一行日記的なものでも書けるようなものにしまして、認知症予防につながるようなツールとして、「私の思い出綴り」が役に立つようなものになるよう、まずは職員などによる作成検討会議を立ち上げて、中身の検討をしていきたいということで考えております。

なお、これを作成した場合におきましては、役場の窓口に置いて、また、ホームページ上でもダウンロードできるようにデータを掲載するなどしまして、希望される方に活用していただけるようにしていきたいというふうに考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

〇議 長(桐原則雄君) 豊瀬和久君。

○5番(豊瀨和久君) 再質問をさせていただきます。

ガイドブックを29年3月に作成をされているということですけど、ちょうど1年前ですけれども、ホームページを検索をしても出てこないというような状況で、私これ江東区のガイドブック、これすぐホームページで検索をしたら出てきます。ですので、先ほどの私の思い出綴りはね、ホームページに掲載をされるということでしたけれども、こういうせっかく資料をつくられたならば、全ての人にすぐに手に届くように、必要な人にすぐ手に届くようにですね、ホームページに掲載をしていくというのは、これもう常識だろうと思うんですけれども、今の段階ではまだホームページにあげてない、多分ないと思うんですけれども、検索しても出てきませんので、あげてあるとするならば、検索すればすぐ出てくるような形でホームページのほうに掲載をしていただきたいと思いますので、ここのところもしっかりと取り組みをよろしくお願いいたします。

では、次に、2点目の質問に移らせさせていただきます。

地域防災力向上のための大規模災害団員の導入についてお伺いをいたします。

23年前の阪神淡路大震災では、地域防災の柱である消防署や消防団の対応力をはるかに超えた家屋倒壊や火災が発生し、救助活動の主体は、自力、家族、隣人などが約98%を占めたそうです。そのあとも東日本大震災や熊本地震のほか、台風被害、水害など大規模災害が続き、消防団員は本来の任務である消火救助活動以外にも避難誘導や情報収集など多様な役割を担うなど、地域防災の要として消防団の重要性が増す一方で、高齢化や都市化に伴い団員数は各地で減少をしています。懸念される南海トラフ巨大地震や台風や豪雨災害などに備えた人員確保は待ったなしの状況です。国は地震などの発災時に限定して出動する大規模災害団員を導入するよう地方自治体に促し始めました。大規模災害団員の導入は、災害時の消防団の役割が多様化する中、今後発生する大規模災害において、通常の基本団員だけでは十分に対応できない事態に備えるためです。消防庁が自治体に行った消防団の実態アンケートによると、大規模災害を想定した場合に、現在の団員数で対応できるかとの問いに対し、不足しているという回答が全体の71%にも上っています。大規模災害団員は、一定規模の災害時に

限って出動し、避難誘導や安否確認、避難所運営などを行い、震度 5 強以上の地震や津波警報が発令された場合などが出動の目安となっています。このように、消防団参加のハードルを下げることで、基本団員としての入団が難しい場合でも、希望者を広く募ることが可能となります。狙いとしては女性や学生、消防団員OBのほか、企業の従業員らを想定しており、避難誘導や安否確認、避難所運営などを大規模災害団員が行うことで基本団員は消火や救助活動などに専念できるようになります。こうした出動を限定した消防団員は、既に2005年に機能別団員制度として設けられています。大規模災害時だけに限らず、昼間や夜間のみの消防活動や広報活動、音楽隊など多様な形態があり、17年度には全国で約1万9千人まで増加しています。大規模災害団員も機能別団員の一つに数えられますが、国は基本団員の確保に力を注ぎつつ、発生が懸念される大規模災害時に特化した団員の加入を促すことで、防災体制の強化を急ぎたい考えです。また、各地では、大災害に備えた消防団の機能強化へ様々な取り組みが行われています。

愛媛県松山市は、大規模災害時の情報収集体制を整えるため、市内の郵便局員で構成する機能別団員として郵政消防団員を導入しているそうです。郵便局員は日ごろの集配業務などで地域の状況や道路事情に精通していることから協力を要請し、災害情報の提供や避難誘導、被災者の応急手当などを行うそうです。また、サラリーマンの団員が増える中、日中の活動が手薄になりつつある地域では、地元企業の従業員でつくる事業所消防団員を設け、就業中に起きた火災に対応し、避難所対応にあたる大学生団員も結成しているそうです。

石川県金沢市では、昨年から大規模災害団員を導入しています。対象は消防職員や消防団員のOBです。これまでの経験を生かして基本団員の活動を補助するのが役割だそうです。総務課の担当者は、大規模災害団員を導入した理由について、大災害では人員不足に陥ることが十分あり得る。即戦力に入団してもらうことで基本団員を補完する体制の構築が最善と判断したと語っています。

京都市では、重機を所有する企業の従業員が団員となり、大規模地震や土砂崩れなどの際に、重機とともに出動して人命救助にあたる飛行分団を創設し、地域の建設業や造園業などが参加している事例もあります。分団員数は今年1月1日現在で60人、協力事業社は28社で、登録車両はクレーンや油圧シャベル、ユンボなど90台まで増加し、全行政区での配置を目指しているそうです。

本町でも消防庁が設置を提案している大規模災害団員の導入に本腰を入れて取り組む必要があると 思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 2問目の大規模災害団員の導入等についてのご質問でございますけども、熊本震災において、前震、本震と2度の大きな揺れに見舞われまして、役場庁舎も過大な被害を受けるなど、災害対策本部をはじめ、避難所運営など大変混乱する状況の中で、消防団におかれましては、いち早く、それぞれの地域を自ら巡回され、初動時において被災状況の実態把握などに努めていただき、また、その後の避難所の運営や警備につきましても各分団において、それぞれの地域において対応していただくなど、消防団のマンパワーに改めてその組織力を感じたところであります。

一方、全国的にも地域防災力の中核である消防団活動の内容も多様化しており、町民の生命・財産

を守り、身体を守りながら、火災予防や消火、あるいは人探しなど、消防団の活動内容も相当手広くなって地域の皆さんの信頼のおける活動をしていただいておりますけども、消防団員数は、議員がおっしゃるように、年々減少しており、地域の防災力が懸念されるところでもあります。

そのような中、国におきましては、今後の消防団員の確保のために消防団員の確保方策等に関する 検討会が設置され、議員の提案の大規模災害団員についても、その役割として、大規模災害時に新た に業務が発生したり、人手不足となる場合に出動を想定しており、この検討会において幅広く論議さ れているようです。

また、町におきましても、機能別消防団のあり方などについて、消防団幹部会議等において引き続き検討されていると聞いており、大規模災害団員につきましても機能別消防団の一つでもあり、同様に検討すべき課題であると認識しております。

現在、町では、自主防災組織の活性化のために、自主防災組織の設立時や組織の活動への支援を行っているところでもあり、また、昨年度からは、防災士連絡協議会への支援も行い、それぞれの地域における組織間の連携推進に努めているところでもあります。

まずは、自分たちの地域は自分たちで守るという信念のもと、自主防災組織のさらなる充実強化に努め、それぞれの地域の防災力を高めることが町全体の防災力の強化につながり、大規模災害時においてもそれぞれの自主防災組織が各々の役割を果たすことによって、また、関係機関とも十分連携することにより大規模災害への対応もできるものと考えております。

また、消防団につきましても、地域防災体制の中核を担う組織として、その活動が期待されるところでもあり、消防団員の確保や消防団の充実強化策についても十分努めていかなければならない課題であると考えております。

なお、町の現状等につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。
- 〇総務部長(杉水辰則君) おはようございます。大規模災害団員についてご説明申し上げます。

議員ご提案の大規模災害団員につきましては、国が昨年設置しました消防団員の確保方策等に関する検討会において議論がなされまして、本年1月に取りまとめられた報告書によりますと、消防団の役割の多様化への対応の一つとして、大規模災害時のマンパワー確保に係る課題への対応があげられ、大規模災害団員の導入が検討されているという状況でございます。

この大規模災害団員を導入することにより、大規模災害時の人手不足の解消に資するのみならず、 基本団員が高度な技術を要する消火活動や救助活動に専念できるようになり、また、基本団員として の参加は難しい場合でも大規模災害団員として参加できるなどのメリットがある一方で、基本団員が 消防団の中核になるとの考えに基づき、基本団員や基本団員以外の活動内容や団員数のバランスに配 慮するなどの課題もあるとの報告があっている状況でございます。

大規模災害時に多様化・増加すると想定される役割は消防団のみが担うのではなく、様々な組織が それぞれの役割を分担し、連携することが重要であり、地域全体での取り組みが肝要であり、国の報 告書におきましても、大規模災害団員については、女性や学生、OB団員に加えて、自主防災組織や 防災士等の地域防災リーダーなどが考えられているようでございます。

このように、自主防災組織や地域での連携が大切であり、自主防災組織につきましては、引き続き、 組織の育成支援や活動の助成を行っていきたいと考えているところでございます。

また、地元の地域内での連携をさらに密にするため、区長会と防災士会において連携した取り組みができるような組織の体制づくりも進めているところです。さらに、民生児童委員などとの連携につきましてもそれぞれの役割を明確にするとともに、地域の防災力の向上につなげていきたいと考えております。

このように、地域における防災力の向上に努めているところでございますけれども、大規模災害団員につきましては、国からQ&Aとか、手引き等が示されることを考えておられるようでございますので、国の動向を見ながら災害時における体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 豊瀨和久君。
- ○5番(豊瀬和久君) 再質問をさせていただきます。

消防団の処遇改善であるとか、消防団員の確保につきましては、ちょうど4年前、平成26年の3月議会でも問題提起をさせていただいておりますけれども、今日と同じような答弁で検討をしていくというような内容でしたけれども、その時には、ちょっといつまでというゴールを決めていませんでしたので、今日はいつまでその検討して、それするしない別にしてですね、結果を出すと。どういう方向性を出したかという、検討した結果をいつ示せるのかというゴールを決めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。
- ○総務部長(杉水辰則君) 豊瀬議員さんの消防団の処遇改善についてのいつまで検討するのかと、その結果はどうであれ、検討するのはいつするのかというような。
- ○5番(豊瀬和久君) そしてその結果を報告できるのか。
- ○総務部長(杉水辰則君) 結果ですね、報告できるのがいつまでをするかということですね。それにつきましては、今年1年ですね、消防団の方と十分お話をしながらそういったところの方向性を決めていきたいというふうに考えております。
- 〇5番(豊瀨和久君) 今年1年。
- 〇総務部長(杉水辰則君) 今年1年でですね。はい、よろしくお願いしたいと思います。
- 〇議 長(桐原則雄君) 豊瀬和久君。
- ○5番(豊瀬和久君) それでは、3点目の質問にお伺いさせていただきます。

学校での心肺蘇生教育の普及推進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備についてお伺いを いたします。

日本では、2004年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例が数多く報告をされています。消防庁によると、日本では119番通報してから救急車が現場に到着するまでにかかる時間は全国平均で8.5分、救命の可能性は心臓

と呼吸が止まってから時間の経過とともに急激に低下しますが、救急隊を待つ間に居合わせた人が措置を行うことによって大幅に向上します。突然の心停止で現場に居合わせた人がAEDを使用した場合の1カ月後の生存率は53.3%、居合わせた人がAEDを使用しなかった場合の11.3%に比べて約4.7倍高くなっています。さらに1カ月後の社会復帰率については、居合わせた人がAEDを使用した場合は45.4%であり、AEDを使用しなかった場合の6.9%と比べ約6.6倍高くなっています。いまだに毎年約7万人が心臓突然死で亡くなっている一方で、学校でも毎年100人程度の児童生徒の心停止が発生しています。その中にはAEDが活用されず救命できなかった事例も複数報告されています。既に学校における心肺蘇生教育の重要性についての重要性についての認識は広がりつつあり、昨年3月に公示された中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって障害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生法などを行うことと表記されているとともに、解説では、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすると明記されています。

2011年9月、さいたま市の小学校6年生の女子児童が駅伝の練習中に校庭で倒れました。保健室に運ばれましたが、教員は呼吸があると判断し、心肺蘇生やAED装着が行われませんでした。しかし、約11分後の救急隊到着時には心肺停止状態になっていました。呼吸があるように見えたのは、心停止後におきる死戦期呼吸であった可能性があります。二度とこのような悲しい事故を繰り返さないために、さいたま市教育委員会は、事故を検証し、遺族や専門家に協力を得ながら12年9月に教員研修のためのわかりやすいテキスト、体育活動時における事故対応テキストを作成しました。目の前にいる人が突然倒れた場合には、直ちにAEDを手配し、呼吸を確認して、よくわからない場合には心肺蘇生を行うことが強調されたこのテキストはASUKAモデルという愛称が付けられ、全市立小中高、特別支援学校及び市立幼稚園の教職員に配布されています。さらに、さいたま市では、14年度から全市立小中高において、保健学習の授業の中で心肺蘇生法の実施を行っています。小学校5年生から毎年繰り返し学習をすることにより、緊急時に迅速かつ最善の行動がとれるようにするためです。同市では、小学校1年生の段階で全ての生徒がAEDの使用を含む心肺蘇生法を行うことができるようになることを目標に取り組んでいるそうです。また、各地の自治体で授業に取り入れてほしいと指導法を全国の学校へ広げる取り組みが進められています。

そこで、本町でも生徒と教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進するとともに、 学校での危機管理体制を拡充し、生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することが重要だと思 います。

以上なことを踏まえて3点お伺いをいたします。

1点目は、本町の小中学校における生徒への心肺蘇生教育及び危機管理体制の現状と今後の方向性 をどのように考えているのかお聞きします。

2点目は、本町の小中学校におけるAEDの設置場所はどのようになっているのかお伺いします。 3点目は、本町の小中学校における教職員へのAED講習の実施状況はどのようになっているのか。 以上の3点を教育長にお伺いをいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- ○教育長(吉良智恵美さん) おはようございます。ただいまの豊瀬議員の学校での心肺蘇生教育の普及促進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備についての質問にお答えします。

AEDの使用につきましては、平成16年に非医療従事者の使用が認められるようになり14年になります。そのため、今では学校などの公共施設においてAEDが設置されるようになり、本町においても、教職員や保護者を対象とした心肺蘇生法に加えてAEDを用いた講習も毎年実施されております。

また、先ほど議員からもありましたように、中学2年生の保健体育の授業においても心肺蘇生教育について取り組むことになっております。ビデオ学習や実際にダミー人形などを用いて心肺蘇生法などについて学習しているところです。

ただ、日本スポーツ振興センターによる死亡見舞金給付件数の中で、いわゆる突然死は、学校の管理下における児童生徒数の死亡件数のうち5割を超えており、厳に予防に努めなければならないと認識しております。

また、学校管理下における突然死の調査では、6ないし8割が心臓系に起因するとありますので、 本町の児童生徒健診においては、基準では小1・中1に求められています心電図検査について、小4 でも実施しているところです。

学校において突然死を予防するには、全ての教職員が注意を払って、子どもの健康管理を実施する ことが重要だと考えます。

先ほどお話した、定期健康診断の完全な実施、朝の健康観察とともに、日ごろからの子どもの健康 観察を徹底し、また、学校と家庭が連携し、子ども一人一人の病気や既往症についても情報共有を図 っていきたいと思います。

また、校内の緊急時の体制につきましては、各学校で年度当初に緊急時対応マニュアルについて教職員で共通理解を図り、学校経営案にも記載しているところです。今後とも、応急手当の実施、関係機関への連絡を含む通報・連絡方法の整備、養護教諭不在時の対応、事故が起きた場合の情報収集や記録など、様々なケースを想定したマニュアル等の整備をしていきたいと思います。

なお、AEDの設置場所や講習の実施状況等については、担当部長より説明させます。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) おはようございます。説明させていただきます。

本町の小中学校におけるAEDの設置につきましては、町が設置したもの、熊本県PTA教育振興財団から寄贈していただいたもの併せて9校に21台を配備しているところでございます。

各学校のAEDの設置状況につきましては、大津小、美咲野小、大津北中が各3台、ほか6校が各2台となっております。

設置場所は各学校において体育館や職員室前、玄関入口など、1分1秒を争う事態を想定して設置 しているところでございます。

これまで児童生徒に使用したことはございませんが、昨年5月に町が委託している学校環境整備作

業員の方が作業中に不調を訴え、その異変に気づいた児童の機転により、教職員に通報するとともに AEDを使用し、九死に一生を得たという事例もございました。

本年度の各小中学校でのAED講習会は、全校実施済みで、教職員はもちろん保護者あるいは児童 生徒も一緒に行った学校もございます。講習会の指導につきましては、消防署あるいは日赤救急法指 導員に依頼し実施をしているところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 豊瀬和久君。
- ○5番(豊瀬和久君) 再質問をさせていただきます。

先ほど事故がありました、さいたま市の小学校の事故でも、この小学校にもAEDは設置をしてあ り、先生もAED使用などの心肺蘇生法の講習も受けていたそうですが、いざというときには対応が できなかったというようなことで、このASUKAモデルというマニュアルを作成されています。こ の作成の指針の中に、学校における危機管理体制ということでですね、危機発生時、全教職員の共通 理解、共通行動のもとに、迅速かつ適切に対応できる体制を確立していくことが重要であるというよ うなことが書いてありまして、先ほど教育長のほうからも危機管理体制マニュアルに基づいた訓練と 定期的な見直しをしてあるということでありましたけれども、そして、このマニュアルの中にですね、 AEDのことに関しても、AEDはもう置いてあるのは、もうそれ普通ですけれども、このマニュア ルの中にはですね、AEDをパッケージ化するということで、いろんな想定外ですね。例えば、真っ 暗の状態で誰かが倒れた場合にどうするのかとか、真夏だったり、真冬だったり、下がでこぼこのと ころに倒れられてたりとか、いろんなそういう状況を想定してですね、AEDとともにいろんなもの と一緒に揃えてですね、それをパッケージとしてそれを持っていくことにより、いろんなその想定外 に対応するような、そういうような、今やり方に少しレベルが上がってきているような段階です。た だ置いてあるのはもう当たり前、どこでも今置いてある状態でですね、それをいろんな想定外を想定 した上でどんなときにでも対応できるようなものがこのASUKAモデルの中にはいろいろ詳しく書 いてあります。なので、ぜひこういう、これそしてですね、このさいたま市では、広がれ全国へとい うことで、全国でこのマニュアルを参考にして、それを基に自分の学校のですね、マニュアルに作り 直していくといいますか、地域性にあわせていくということで進められていますので、結構いいもの ができてますのでですね、ぜひ参考にしていただければと思いますので、再度教育長にお伺いをさせ ていただきます。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- ○教育長(吉良智恵美さん) いろいろな情報を教えていただきましてありがとうございます。私もですね、学校にいろいろなマニュアル、いろんなケースを想定したマニュアルがございますけれども、マニュアルがあっても実際そのことが起きたときに迅速に動けるのか、適切に動けるかということがとても大事なことだと思います。私が校長で勤務していたときにですね、実はアナフィラキシーショックを起こした子どもさんがおりました。それは全くですね、アレルギー反応を起こしたことのない子どもさんが、その日初めてですね、運動筋性といいましょうか、給食を食べたあと、運動場で体を

動かして遊ぶことによってそのショック状態が出たということだったんですね。掃除が始まったときに気分が悪いと訴えた子どもを近くにいた先生が、じゃあ急いで保健室に行こうかといったことから迅速に対応することができ、養護教諭とそれから管理職、それから救急車ももちろん来ていただいて、早い段階で対応することができましたので、もう夕方には戻って来てくれたという大変ありがたい対応ができたことがあります。その時に改めてですね、やはりそのマニュアルというのはあるだけではだめ、そして、いろんな時に応用が可能であるマニュアルでなければならないということを学びました。ただ今、議員からご紹介していただいたマニュアル等の事例も参考にさせていただきながら、今後、各学校の校長先生方とともにですね、使えるマニュアルづくり、実際やっていきたいと思います。ありがとうございます。

〇議 長(桐原則雄君) 豊瀬和久君。

○5番(豊瀬和久君) もう教育長の言われるとおりでですね、マニュアルがあってもいざという時に、 頭真っ白になってわからなくなるというのがやっぱり人間だと思うんです。ですから、やっぱりその マニュアルに基づいてやっぱり訓練を重ねて、マニュアルのその訓練をした中で、やっぱり改善点と か、問題点があれば見直しを重ねていって、そしてそれを回数を重ねる中で、自分のそれが、いざと いう時にも普通に行えるようになるんじゃないかと思いますのでですね、ぜひそう普通に心肺蘇生と かね、そういうAEDができるようになるようによろしくお願いいたします。

それでは、最後に、4点目の質問をさせていただきます。

情報システムに関する経費の削減や住民サービスの向上のための自治体クラウドの導入についてお 伺いをいたします。

自治体クラウドとは、複数の地方自治体が住民基本台帳、税、国民健康保険などの住民情報を庁舎外にある民間のデータセンターに集めまとめて管理する仕組みのことをいいます。情報システムの集約と共同利用を進めることにより、自治体が調査内の端末で個別に管理する場合に比べ、情報システムに係る経費の削減や担当者数を減らせる利点があります。

例えば、2011年度から順次切り替えてきた神奈川県の14町村会の場合、導入によって費用を43%も減らすことができたそうです。総務省は2009年度以降、全国の自治体に導入を呼びかけています。16年に閣議決定した日本最高戦略はこの流れをさらに加速させるよう位置づけられています。総務省による自治体クラウド導入に係るロードマップによると、今年2018年度は先行して導入している自治体の事例などを通して実行可能な具体策を取りまとめるための検討会の開催を行い、2019年度は検討会の結果を踏まえたクラウド化を推進とあり、2020年度には順次共同利用の規模の拡大を図りながらコスト削減や住民サービスの向上などを実現とあります。取り組みの事例としては、神奈川県の全14町村で人口は3万4千人から4千700人、平成21年度から検討をはじめ、平成23年に一部事務組合を発足させています。クラウド化の効果としては、システム費用の抑制で合計47億円から32億円、約3割の削減ができています。そのほか、職員の負担軽減、パソコンやプリンター、帳票などの消耗品などを共同で調達することによるコスト削減などがあります。気がかりなのは情報が適正に管理されるかどうかですが、外部に漏れないようデータセンターの入る建

物は大規模災害を想定した構造とし、入退館にも厳しいチェック体勢が取られています。そのようなサイバー攻撃にも耐えうる何重もの安全策が講じられているそうです。また、東日本大震災の経験も踏まえ、堅牢なデータセンターを活用することで、行政情報を保全し、災害、事故等発生時の業務継続を確保する観点からも、自治体クラウドの推進が求められています。町長も施政方針の中で、経費削減と効率的な行政運営を行っていくと言われています。町長の方針とも同じですので、本町でも自治体クラウドを推進していくための近隣自治体との検討を進めていくべきと思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 豊瀬議員の情報システムに関する経費の削減に関するご質問でございますけども、議員がおっしゃるように、自治体クラウド型システムを導入すれば経費も削減でき、その分、 住民サービスの向上になると思います。

以前は、電算機を町が保有し、電算プログラムなども町で開発するなど、多額の経費がかかっておりました。そのようなことから、現在の電算システムは、情報システムやデータを町単独で保有する方法から、外部のデータセンターに保有・管理、ネットワーク経由で利用できるシステムに切り替えたところであります。これも一つのクラウドによるシステムといってもよいのではないかと思っているところです。これにより、以前よりも経費も削減できたと考えておりますし、データの保護の観点からもセキュリティが高まったものと考えています。

議員がおっしゃるように、今後自治体と共同で行う自治体クラウドでございますが、共同化による 運営コストの削減など効果を期待できますが、実際に導入するとなると、まずは人材など様々な課題 があるようでございます。

つきましては、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。
- 〇総務部長(杉水辰則君) ご説明申し上げます。

まず、クラウド化に関する大津町の現状でございますけれども、以前は、役場のマシンルームに町で調達した各種サーバーを設置し、業務で使用する各端末とマシンルームを回線でつなぐ自庁方式を採用しておりました。

平成22年度より、住民基本台帳や税務、福祉分野などの基幹系業務を扱う総合行政システムにつきましては、先ほど説明した自庁方式から、業者のデータセンターを借りてネットワーク経由でアクセスするクラウド方式に変更しております。ただし、大津町のみで調達等を行っているため、自治体クラウドではなく、いわゆる単独クラウドでございます。クラウド化のメリットの一つとして、庁舎が被災しても業務継続が可能な点が挙げられますが、平成28年4月の熊本地震の際も、正しくそのとおりで、庁舎は使えなくなりましたが、データセンターは無事だったため、大きな問題は発生せず通常業務を継続することができました。

また、総務省の資料によりますと、自治体クラウドを導入した56のグループのうち、約半数が3割以上費用削減効果があったと分析されており、コスト削減の面も期待されております。ただ、サー

バーが自庁式の団体がクラウド化を検討する場合と異なり、大津町のように単独クラウドを既に導入 している自治体が自治体クラウドを導入するとした場合、既存システムを活かせるかどうかや、自治 体独自のカスタマイズをシステムに加えているかどうかなどにより難易度が異なってきます。いずれ にしましても、直ちに実施することは困難でございますので、例えば、システムの更新時期等を勘案 しつつ、数年かけて検討していくべき内容というふうに考えております。

次に、堅牢なデータセンターの活用でございますが、大津町では、基幹系業務を扱うデータセンターを平成28年9月に、当初設置していた熊本市から福岡市に移設されております。移設先のデータセンターは、免震構造のビルで、24時間365日有人監視するなど、集中管理を実施しており、より堅牢なデータセンターの活用ができていると思われます。

最後に、自治体クラウドの導入に関する近隣自治体との協議についてでございますが、大津町が導入している総合行政システムは、県内30近くの市町村が利用しているシステムで、同じシステムを使っている自治体とは、そうでない自治体と比べて協議し易いかもしれません。しかし、近隣自治体で見た場合に、菊池市や合志市は大津町と同じ業者のシステムですが、菊陽町は平成18年4月より総合行政システムとは別のシステムを導入しており、どのシステムを使うのかから協議する必要がございます。また、同じシステムを使っていても、各自治体で独自のカスタマイズを加えている部分もあり、菊池市や合志市などと足並みを揃えるにはかなりの時間が必要かと思われます。自治体クラウド導入による経費削減は、複数自治体で同一システムを導入し、人口割りなどの負担金方式にすることで実現するので、実施するならより多くの自治体を巻き込んで協議するほうが有利かと思われます。さらに、県内自治体のほとんどが、既に単独クラウド方式で運用しており、既に本番環境のサーバーを庁外に出して、被災時の業務継続が可能となっているため、自治体クラウドを強く推進するには、いくつかの自治体間で個別に協議するよりは、例えば、県など取りまとめる団体が上に立ってリーダーシップを発揮することが必要かと思われます。

いずれにしましても、町として今後の国の動向を注視しつつ、情報収集を行いながら、勉強会の実 施等を県に働きかけなどをしていきたいというふうに考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

〇議 長(桐原則雄君) 豊瀨和久君。

○5番(豊瀬和久君) 様々難しい問題があると思います。だからこそ早くその勉強会でも、検討会でもいいですので、そういうやっぱり場を設けて少しずつでも実現に向けてですね、取り組んでいかないと、住民に負担を求める前に、経費削減できるものは削減をして、効率化できるものは効率した上で住民に負担を求めていく。順番はそういう順番だと思いますのでですね、しっかり時間がかかるからこそ早めの検討をよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

- ○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。
 - 11時05分から再開します。

午前10時53分 休憩

 \wedge

午前11時04分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 山本富二夫君。
- ○3番(山本富二夫君) 皆さん、おはようございます。通告書をもとに、1、教職員の労働時間の軽減と複式学級の解消・ITC、情報通信技術化、2、町民の交通手段の確保と今後の交通体系について、3、自然災害への対策は万全か、この3点について質問をします。3番議員、山本です。

今日も早朝から傍聴にいただき誠にありがとうございます。ようやく私も議員生活1年目、5回目の質問になります。質問は町民の声を聞き、足で調べての質問を今後ともしていきたいと思っております。本年1月、教育長に就任された吉良教育長にこれからの大津町の教育水準の変革を期待していきたいと思い、そのことを踏まえて質問します。

吉良教育長は、教育長としての自身の今からの大津町の教育行政への指針を十数分に渡り述べられた。その中で夢を抱く教育をしたいと言われたが、夢を抱くことも大事ですが、ぜひ夢から花を咲かせ、実を実らせていただきたいと思います。今回の一般質問をするにあたり、山都町、御船町、高森町、西原村の教育委員会及び中島小学校、高森東学園、七滝中央小学校に学校訪問と電話での対応をしていただき感謝申し上げます。

その中で、大津町の素晴らしさを感じました。それは大津町には教育の日が毎月1回14日あると いうことです。他の町村の先生方から言われたのは、我が町にはない素晴らしい取り組みを大津町は されているということです。私は、平成7年から菊阿中学校のPTA会長、大津高校、熊本商業高校 役員、その後は大津町立大津東小学校の評議員を最初の年と最近2回やり、初めのころは平成8年ご ろでした。大津中学校が荒れていた時期、校長やPTAは朝から正門に立ち、一人一人の子どもたち に挨拶をしたりと正常化に向けて取り組みをし、学校が落ち着いてよい結果になった時代です。大津 中学校、大津小学校はマンモス校で分離についての協議がなされた時期でした。場所の選定や区割り についても関わりをしました。大津高校は、サッカー部が全国大会に出場しはじめた時期、その時の 校長先生は、サッカー部が全国大会に出場するのはうれしいが、高校生活の学力向上もやらなくては と言われ、優秀な人材を集め、数年で県北で上位の学力校にされました。中学校でも、小学校でも、 高校でも校長が変われば学校が変わったことを実感しました。私が大津東小学校の学校評議員をした 8年前に当時の校長先生から、以前から学校入り口前に信号機の設置をお願いしているが話が前に進 まない。どうにかなりませんかと相談があり、その時期、学校評議員と当時の那須教育長との懇談会 が役場であり、東小学校入口への信号機の設置を町執行部に依頼したが、無理だとその場で言われま した。懇談会終了後、わざわざ那須教育長が私を呼び止められ、那須教育長が菊陽西小学校にいたこ ろ、西小学校の通りも交通量が増えて通学にも危険な状態で、PTAで信号機の設置の運動があり、 地元の県議に嘆願書を提出してから4年後に信号機が設置されたという実績があります。山本さんも 東小学校校区の住民の署名を集め、大津町役場、錦野駐在所、大津警察署、地元の県議2人に嘆願書 を出してはと言われ、そのことを実施し、7年後に大津東小学校に信号機が設置され、今では子ども

たちが安心して県道を横断できるような状態です。那須教育長の豊富な経験を踏まえて、4つの質問をします。

まず第一に、教職員の労働時間の軽減についてです。萩野先生過労死裁判勝訴まで1994年1月19日、5校時終了後、終わりの会の最中に脳内出血を発病され、1年後帰らぬ人になり、ご主人と息子さん原告で裁判があり、画期的な内容、休み時間も給食時間も当然勤務時間であり、自宅へ持ち帰る仕事も9割以上が時間外勤務と認めるという素晴らしい判決が出ました。私は以前から夜遅く学校の校舎に明かりがついているのをよく見かけます。教職員の給与体系はサラリーマンとは違い残業手当はないに等しいが、情熱ある先生は子どもたちのために夜遅くまで頑張っておられます。1月15日の日本教育新聞に、教員、この夏は16連休、岐阜市教育委員会、一斉に学校閉庁とあり、8月4日から19日まで日直の教員も置かず、電話対応は教育委員会事務局が行う記事と教職員の成長の阻害要因業務過多が最多6割、小規模校は授業以外に部活動やその他業務があり、想像以上に業務過多であるという記事がありました。最近教職員の労働時間の問題をよく見かけます。安倍首相は働き方改革を掲げ、働き過ぎを防ぎ、ワークライフバランス、仕事と生活と調和をと述べ、教職員の働き方改革が衆議院予算委員会で2月20日審議があり、安倍首相は引き続き、指導事務体制の効果的な強化を図りたいと応じた。群馬県が教員の負担軽減へ休養日の設定や会議や研修会の削減を提言、教員を対象、90%以上が忙しいと回答がありました。

来年度からは本町でも新学習指導要領の移行措置、先行実施が始まる外国語授業の負担が特に小学校の先生は増えるが、町の対応はどう考えているか。吉良教育長は長きにわたり郡部の教師や教育事務所での現場を体験され、郡部の教職員の勤務実態を把握されていると思い、大津町の教職員の外国語と労働時間の軽減をどうするか、教育長の見解を聞きたい。

次に、複式学級の解消についてもお伺いします。

複式学級の授業参観の機会が昨年12月、教育の日にあり、大津町議員4名で東小学校の複式学級の現状と課題を見させてもらい、複式学級の担任の先生の負担の大きさに驚かされた。その中で、子どもたちはしっかりと授業を受けていたが、だが、子どもたちは半分の授業しか受けていない感が現実だ。1年生、6時間授業であれば教えるために6時間の授業内容を前もって調べて授業に望まなければならない。2学年を担任する複式学級の先生は12時間を調べて授業に望まなければならない。今の現状は複式学級の担任経験者が少なく、大津東小学校に赴任されて初めて担任となる場合もあり、大変苦労されている。先生方に複式学級の苦労されている問題点を聞いた。1、毎日2学年の授業の準備が必要、2、毎授業でのつなぎの難しさ、複式学級で3年、4年であればその間を取るつなぎが大変難しいということです。1クラスならもっと授業の内容の質問を身近に接せられる。子どもたちの寂しさを感じる。5、小規模校の授業以外の事務関係と出張等の負担も大変である。5、5年生と6年生の複式学級の担任は6年生が卒業学年なのでどうしても6年生のほうに偏る。大体6対4とか7対3でどうしても6年生にかかるという意見が出ました。5年生に申し訳ないと担任は言われた。町長はいつも子どもたちは大津町の宝だと言われている。昨年、複式学級を体験した今の小学校6年生の作文があり、その中に、今、生活の中で一番困っていることは複式学級です。理由は、複式学級

だと後ろの声などが気になり、集中できないのでなくしてほしい。一人の子どもですね。もう2つあります。昨年、複式で6年生の授業が聞こえて少しやりにくかった。これからもよろしくお願いします。私も複式学級はやめてほしい。これが子どもたちの声です。2月28日にお別れ遠足の出しものをどういうふうにするかという5年と6年生の打ち合わせがあったときも、6年生は全部こういうのをやりたいと言うんですけども、5年生は先生から促されてもなかなか上学年といる場合は難しい、質問ができないという現実を目のあたりにしました。新年度は大津東小学校は複式学級が3年、4年1クラスと5年、6年の2クラスになる。複式学級の解消のために高森東学園では、高森町独自で2名の講師を採用され、複式学級の解消をされている。西原村立河原小学校は、現在複式学級は復興資金活用で講師を採用されている。新学期からは村が予算を組んで講師の採用をし、複式学級を解消するとの努力をされている。新学期から授業が始まる複式学級の解消や特認校、他町村では積極的にされている。

大津町の見解もまた聞きたい。大津町の学生は教育を受ける権利はみな平等であると思う。高森町 や西原村のように、講師採用で複式学級ができないものか、教育長に聞きたい。

3番目、東小学校の特認校への考えはあるか。東小学校の今年の入学予定者、当初は11名の予定でしたが、地震で引っ越しやみなし住宅等の生活で入居者が5名プラス1、6名になり、また複式学級が新学期から新たに増えた。特認校の指定により、大津町全域の子どもを対象とした募集ができるので、複式学級の解消につながるのではないか。御船町の七滝中央小学校の教頭先生に電話で質問したところ、もともと七滝中央小学校に住んでいて、仕事の関係で町内に移り住んでいる子どもたちの就学があり、授業が終わったらじいちゃん、ばあちゃんの家に帰り、夕方親が迎えに来る子どもたちもいる。また、小規模校がよいといって就学する子どもたちもいる。そのことも踏まえて、七滝中央小学校にて、御船町は小規模認定校を認定した。資料1に七滝中央小学校の募集のあれがありますが、見ていただいて、こういうふうにして募集をされているということです。

1 学年 1 クラスの当たり前の小学生活を親たちが希望するのは無理なのか。吉良教育長は、東小学校の特認校をどう考えておられるのか聞きたい。

4、ICT (情報通信技術) 化について、学校でのタブレットや電子黒板などICT導入の整備を 今後大津町の各学校へ導入をどう進めるか。

1月23日、山都町立中島小学校へ学校訪問の機会をいただき、複式学級の国語の授業を見学させていただき、ICTを活用した授業が学力向上と教員の軽減負担になっているのを見て、大津町の教育現場への導入を強く感じた。

1月25日、ICT化が最も進んでいる高森東学園への学校訪問の機会もいただき、9年生から1年生までのICTを使った授業を見学させてもらい、ここまでICT化の学校が近くにあり、また高森町教育委員会へ訪問し、ICT化取り組みについて詳しく伺えて、今後の大津町のICT化に活かせればと、高森町は町長が学力向上を考える中で、ICT化を小学校から高校までの一括導入を町長判断で実行に移された、もちろん県や国の補助金も活用しての導入である。電子黒板37台、タブレットパソコン395台、デジタル教科書等である。高森町の教育現場では、赴任された先生方に4月

の1カ月間、ICTの勉強をしていただき、教育現場で5月からICT授業を活用できるようにする とのこと、熊本市がICTを活用した教育環境の本格整備を進める2018年に全ての小中学校の全 ての教室に電子黒板を配置するという記事もありました。

大津町は電子黒板、タブレットが各学校にあるが、十分活用されているのか。台数の少ない電子黒板、タブレットの活用はどうなっているのか。学校の活用状況を把握されているのか。ICT化についてどう今後進めていかれるのか。それもお聞きしたい。ICT化を進めるべきではないかについてもまた質問をしていきたいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- ○教育長(吉良智恵美さん) 山本議員の教職員の労働時間の軽減と複式学級の解消、ICT化の質問にお答えいたします。

まず、教職員の労働時間の軽減対応ですけれども、議員のご心配のとおり、また、私自身も経験してきましたけれども、近年、学校が抱える課題は複雑化・困難化している状況にあり、文部科学省も教職員の勤務の実態の調査を行い、昨年8月にその諮問機関であります中央教育審議会初等中等教育分科会、学校における働き方特別部会から、学校における働き方改革に係る緊急提言がなされております。

その中には、ICTやタイムカード、留守番電話の整備、部活動の適切な運用、学校閉庁日の設定 や校務支援システムの導入、業務の精選と合理化、適正化の推進などが求められております。

本町におきましては、タイムカードによる出退勤時間の管理は既に行っており、校務支援システム も平成27年2月から導入しております。学校閉庁日も夏休み期間中のお盆時期に実施しておりまして、来年度は冬休みの正月時期にも取り入れられないか検討しているところでございます。

また、新学習指導要領への移行により新たに始まる小学校の外国語につきましては、研修の実施は もちろんでございますが、現在の外国語指導助手を増員して学級担任の授業支援に当たれるよう今回 の当初予算でお願いしているところです。

また、町独自でストレス・チェックなども行い、教職員の心身の健康管理にも努めています。

本町の教職員の超過勤務につきましては、その実態を踏まえ、教育委員会としては、教職員がゆとりを持って子どもたちと向き合えるように、校内における業務の役割分担の見直しと業務遂行の効率化を図り、具体的な削減目標の設定等を通して業務の総量を削減するなど、教職員の働き方改革をさらに推進したいと考えております。

次に、複式学級の解消に対する対応ですけれども、関係がありますので3番目の特認校制度導入も あわせて回答させていただきたいと思います。

議員が大津東小を参観されたとおり、複式学級の授業は一人の担任が2学年一緒に授業を行います。 1時間の授業の中で、担任が直接指導をする時間と、他学年を指導している時間の間接指導がございます。担任は2学年分の授業について、単元の組み合わせや1時間の学習過程などの準備が必要になりますので、単学級に比べ負担はあります。ただ電子教材を有効に活用するなど、少しずつ効率化が図られております。 また、本町では、大津東小には町費による学習支援指導員を1名増員して配置しております。このことにより、間接指導の時間中も学習支援指導員が机間指導を行い、学力の定着に支障がないよう配慮しているところでございます。

高森町では、町で講師を採用し、たとえ学年が数人であっても複式学級の解消を図られているということですが、その教育的効果の検証、他校の、つまり大津町内の他校の学級編成とのバランス及び長期的な財源確保など、新たな課題も予想されます。そこで、本町としましては、山本議員ご提案の特認校制度の実施につきまして前向きに取り組みの検討を行い、できるだけ早く施行できるようにしたいと考えております。

来年度におきましては、特認校制度について、学校・保護者・地域住民の皆様方のご意見を頂戴し、 小規模校での教育を望む保護者などに配慮した制度を考えてみたいと思います。

最後に、学校のICT化についてですけれども、新学習指導要領への移行に伴い、電子黒板やタブレット端末の整備は必要不可欠であると認識していますし、活用についても教職員への研修や支援体制について充実させなければならないと考えております。

なお、電子黒板等の整備の具体的な状況等については、担当部長よりご説明させていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 最初に、本町の教職員の超過勤務の状況についてご説明いたします。

本町教職員の超過勤務の本年度の状況は、月80時間を超える者が小学校で7.6%、中学校で33.1%、月100時間を超える者が小学校で1.7%、中学校で19.8%となっております。超過勤務が多いのは、小学校では町中心部の3校で、主に教頭などの管理職、中学校では部活動の担当者となっております。

次に、学校のICTの整備状況について説明いたします。

本町では、電子黒板と電子黒板用パソコン、実物投影機の3点を1セットに平成29年度から33年度までの5年間で整備を図ることとしております。学校情報通信等業務委託の内容を見直し、直接学校を巡回し、電子教材作成支援や機器管理設定や指導を行う業務等も付加し、先生方が活用を図られるよう配慮しているところでございます。

今後、さらに学校現場の意見を尊重し、効果的に活用が図られるよう整備並びに支援を進めていき たいと思っております。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山本富二夫君。
- ○3番(山本富二夫君) まず、労働時間の軽減で、普通私たち会社では、もう5時を過ぎたらば留守番電話に直ちに切り替える。もうあとは受け付けないという部分でやっております。大津町の教育現場の学校でも5時以降の電話対応を留守番電話に対応させるという考えがあるかどうか、ちょっと教育長、お尋ねします。
- ○議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- ○教育長(吉良智恵美さん) 議員お尋ねの留守番電話の設置でございますけれども、確かに5時で切

ればですね、いいのかもしれませんが、逆にいろんな学校からの連絡等を放課後にしなければならない。だから、逆にそれをしてもらうと困るという現場の声もございます。したがって、まずはどのような方法がいいのかということをですね、現場の先生方、いろんなご意見を伺いながら、あとPTAの皆さんともですね、話をしながら協力を仰いで一番最適な方法を探っていこうかと思っております。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山本富二夫君。
- ○3番(山本富二夫君) 大津東小のですね、特認校について前向きに考えておられて、実施の時期を明確にここでですね、大体いつ頃からできるのか。ただ考えていますではなかなか前に進まないんで、4月からすぐに取り組むのかどうか。それにより今度の2学期の10月の時期から特認校としての認定をして東小に子どもたちを受け入れできるのか、そのことについてお伺いします。
- ○議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- ○教育長(吉良智恵美さん) 各学校の学級編成といいますのは、年度のはじめにすることに定まっておりますので、年度途中での学級編成というのはありません。したがいまして、仮に大津東小学校を特認校とするにしましても、まず来年度1年間、最低でも来年度1年間の準備期間を経て、早くとも31年度からということになると思います。ただし、特認校制度を導入するにしましても、いろんな方のご意見を聞かなければならないと思っております。議員がいろいろと調べておられます中島小学校であったり、山都のほうの学校、いろんな学校、全部私上益城の所長としておりましたので、実際に行ったこともありますし、わかっているつもりですけれども、やはりそれぞれの学校の地域性を活かしたやり方をやっておられます。そうなりますと、大津東小学校ではどのような部分でやっていけばいいのか。また、周知の方法をどのようにやっていくのか。様々なことが検討されなければなりませんので、なかなか簡単にはいかないと思います。最低1年間は検討の時間が必要ではないかと考えております。
- 〇議 長(桐原則雄君) 山本富二夫君。
- ○3番(山本富二夫君) 吉良教育長に期待をし、前向きに検討していただきたいと思います。

では、続きまして、2問目の質問、町民の交通手段の確保と今後の交通体系についてお伺いします。 大津町の歴史は江戸時代から参勤交代のための宿場町として発展してきております。その歴史があ り、長く栄えた宿場町でありましたが、最近の大津町は2015年12月、産交バス大津営業所の光 の森への移転での大幅な大津・交通センター間の便が減便になりました。直行便が以前30便ぐらい あったのが、今現在朝の便で6便しかありません。私が街の中心部の中高年の皆さんに聞くことは、 バスの便が大変便数が減って不便になったという訴えをよく聞きます。中高年の皆さんの免許証の返 納が進むためにも不便解消の対応をしていただきたい。

JR九州は、3月のダイヤ改正で豊肥本線の熊本駅から光の森間の3本の減便をされ、儲からない 地域は鉄道事業縮小、もしくはやめると、誠に身勝手な考えを押し通し事業されている。特に、大分 県内は無人駅をということで、今回は1駅だけこの3月からなるということです。大津駅、熊本駅間 は毎年利用者が増加傾向にあるが、それはバスの減便の影響が大きいと感じる。また、いつ熊本駅・ 大津間が減便対象になるかもしれない。 菊陽町に私がお伺いして、総務課のほうから資料をいただきました。菊陽町のキャロットバスの利用者は、平成28年、これは4月から12月まで、3月までありませんので、が2万9千548人、平成29年度4月から12月までが3万3千880人、増加人数4千296人、利用者数が月平均480人増えています。年間5千700人のキャロットバス利用の増です。時間帯、運行時間も役場の担当者に聞いたが変更なし。キャロットバスの認知度が上がり、便利性等もわかられて菊陽町民が町民の足として認知したのが利用者増につながったのではないかと言われています。

10年後は大津町は無人化になるかもしれません。車は無人運転の時代になるかもしれません。20年後はスマート自動車の時代かもしれない。今後早めに町民の足をどうあるべきか見据えて対策を考えて、この現状も考え、町で交通体系について作成するべきではないか。

2番、南阿蘇鉄道のJR豊肥本線(立野~大津間)への乗り入れを大津町はどう取り組むか。南阿蘇鉄道の高森町長は、盛んに大津駅までの乗り入れを訴えておられる。関係市町村も南阿蘇鉄道が今年3月から復旧及び整備工事が始まった。大津町も今アクションを起こすべきではないか。町長の見解をこれも聞きたいです。

3番目、2020年の4月、熊本空港の民営化で空港の運営が大きく変わろうとしている。県は、熊本市中心部から熊本空港への交通アクセス改善に向けた検討を再開すると熊日で報じられた。JR豊肥本線の分岐・延長やモノレール敷設などを含め、改めて調査、検討するため、2018年度一般当初予算案に事業費900万円を計上された。夏までに報告書をまとめるということも発表される。20年4月の熊本空港民営化では、交通アクセスの改善を含めた県の大熊本空港への大津町への協力依頼が求められているのか。大津町は県構想にどうかかわっていくのか、町長の見解を聞きたい。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 山本議員の交通体系関係のご質問でございます。産交バス大津営業所が光の森へ移転、そしてJRのダイヤ改正と、本当に公共交通を取り巻く環境は厳しくなってきているようです。

産交バス大津営業所の光の森への移転の際には、子どもたちの通学手段の確保ということから、吹田団地から大津高校までの乗り合いバスを新設し、廃止された供合線や陣内線の沿線集落へは乗り合いタクシーを追加したところであります。

JRのダイヤ改正は、現在のところ大きな影響はないようですが、今後も動向を注視しながら、必要に応じて、JRに対し利便性の確保について要望をしていきたいと考えております。

また、南阿蘇鉄道の肥後大津駅乗り入れについては、世界的観光地である阿蘇の玄関口として、さらなる発展が見込まれることから、私も以前から強く要望していたところであり、大津町も南阿蘇鉄道株式会社の株主でもありますので、沿線自治体とも連携し、県やJRに強く要望していきたいと考えています。

議員が提案の肥後大津駅からスポーツの森を経由し、空港までの乗り入れルートでございますが、 肥後大津駅から直接空港までの延伸する案についても、多くの課題がある中、地形的な課題や、所要 時間などの利便性の確保など、さらに多くの課題があるようです。 現在は、熊本空港を最寄りの駅として阿蘇くまもと空港駅として愛称も付与され、空港ライナーも 運行されていますので、空港に一番近い町として、そのPRをさらに強化し、空港最寄りの駅として の地位を確固たるものにしていくことが、現在一番必要な施策ではないかと考えているところです。 詳細については、担当部長よりご説明をさせていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。
- ○総務部長(杉水辰則君) 現在の状況等についてご説明申し上げます。

議員ご質問の熊本市方面、交通センター行きの路線バスにつきましては、利用者の減少等により、 熊本都市圏の路線バス網の再編に伴って、平成27年12月に大幅な減便となりました。また、この 再編にあわせて、同路線のターミナル機能が大津営業所から光の森営業所へ移転・新設されておりま す。

町は、その対応策としまして、同路線の代替としまして、大津駅南口線の路線バスと、主に通学利用者の交通手段確保のために吹田団地から大津高校までの乗り合いバスを新設したところでございます。また、この再編で廃止された供合線、陣内線については、乗り合いタクシーの対象地区を追加することで対応しました。

JR九州の経営合理化等に伴う3月のダイヤ改正についてでございますが、豊肥本線につきましては、大津町に関係する便では、肥後大津駅発の熊本方面行きで2本が減便、内容としましては、8時台が1減、11時台が1減、12時台が1減、13時台が1増となっておりまして、JR九州によれば、通勤・通学の利用が少ない時間を中心に見直しをされたということで、大津町からの通勤・通学には大きな影響はないものとみておりますけれども、今回の見直しでJR九州管内の在来線の一部では大幅な減便が行われている状況でありますので、今後も動向を注視しながら、必要に応じてJR九州には利便性の確保について要望していきたいと考えております。

また、公共交通全体につきましては、巡回バス等も含めまして、公共交通会議で検討していくこと としておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、南阿蘇鉄道の肥後大津駅への乗り入れについてのご質問でございますが、今年1月に 新聞報道もありましたが、これは熊本都市圏アクセス30分台構想ということで、高森駅から立野駅 を経由して肥後大津駅まで快速列車を走らせようと同社が検討されている案でございます。南阿蘇鉄 道につきましては、熊本地震で甚大な被害を受け、現在部分運行が続いておりますが、国や県の大き な支援を受け、今月3日には復旧工事の着工式が行われ、5年後の全線復旧に向けて進み出したとこ ろでございます。

肥後大津駅への乗り入れにつきましては、JR九州との調整や相当の初期投資が必要になるなどの 課題もあると聞いておりますが、今後とも沿線自治体や南阿蘇鉄道などとともに、県やJRに要望し ていきたいと考えております。

次の肥後大津駅から熊本空港までの鉄道ルートについてのご提案でございますけれども、肥後大津駅は、阿蘇くまもと空港と連結する玄関口として空港ライナーを本格運行しており、利用者も増加傾向となっております。議員ご質問のJR肥後大津駅からスポーツの森を経由し、空港まで乗り入れる

ルートの件でございますが、空港までの所要時間短縮が確保できるかなど、利便性や採算性の問題な ど多くの課題があるようです。

また、県では、今後の空港の民営化や県の大空港構想に関連して、熊本市方面から空港への交通アクセスの改善策について調査を実施されると聞いておりますので、大津町から空港までを想定したJR豊肥線の分岐・延伸、豊肥線の複線化なども含めて、町としましても情報の収集に努めるとともに、要望活動を行っていかなければならないものと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山本富二夫君。
- ○3番(山本富二夫君) 今の説明では、菊陽町でですね、キャロットバスの利用が月々増えているということで、大津町もこういうキャロットバス的な交通機関の導入というのは検討されたことがあるのか。それとも導入の部分でどう考えておられるのかお聞きしたいです。
- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。
- ○総務部長(杉水辰則君) 菊陽町でのキャロットバスですかね、について、大津町としてもそのようなバスの体系を考えたことがあるのかというようなご質問かと思いますけども、大津町は、今のところ乗り合いタクシーを現在導入しております。この乗り合いタクシーというのは、バス路線がないところで、停留所から500メートル以上離れた地域を対象に今導入しております。ただ乗り合いタクシーの利用者の方の状況をみてみますと、行きはですね、病院などに行きまして、帰りはスーパーなどから乗っておられるというパターンが結構多ございまして、病院からスーパーまでどのような形でその移動しているのかというのが結構その問題、課題ではないかなというふうに今考えておりまして、路線がないその南部や北部のほうから中央まで来るのはいいとしまして、今度は中央ですね、中央部分の巡回がなかなかその今のところ不便をきたしているのではないかなというような実態がございますので、そういったところにつきましてもですね、公共交通会議の中で、公共交通網連携計画の中でそういったような構想も現在出ておりますので、もう少しその辺をどのようなルートがいいのかとかですね、幾らぐらいお金がかかるのかとか、そういったことも含めまして検討を行いまして、今年度中には何らかのですね、方向性を出していきたいというふうに考えているところでございます。
- 〇議 長(桐原則雄君) 山本富二夫君。
- ○3番(山本富二夫君) ぜひ今年度中の結果を楽しみにしております。

続きまして、第3問の質問、自然災害への対策は万全か。2日前の新聞、熊日かなんかに6千カ所のレッドゾーンがあるということで載っておりました。地震後、白川の水の色が地震以前の水の透き通った水の色には今現在なっておりません。竜門ダムの湖畔に溜まった水の色、少し緑かかった水が流れていると、私は感じておりました。私だけかと思っていたら、たまたま県庁の河川課の担当者と話す機会があり、河川課でも水の色が以前の水の色ではない。水量が平年より多い、土砂等の堆積が立野ダム建設地下流域内、代継橋方面と熊本市内でも堆積が多いと認識しておられました。地震で亀裂が入り、その亀裂に水が溜まり、少しずつ流れ出していると思われます。水の色がこんなに緑色は、普通であれば今の時期は水量が少なく、水も透き通った時期なのであります。白川の水の色が元の色

になって、初めて熊本地震からの復旧が終息したと実感ができると感じる。まだまだあと数年はこの 熊本地震の状況は続くと思います。熊本市の被害が特にひどかった地区、特に山間部地区、山腹崩壊 や田畑の法面が、石垣崩壊が、今年の夏から秋にかけての台風や大雨での被害が今後考えられます。 そのために、住民の避難等の対策は住民に万全に記しておられるのか。

第2問、市内の中小河川、水無川も含む用排水路の洪水対策は進んでいるのか。昨年、朝倉市の西日本豪雨にボランティア活動で参加をしました。福岡地区に10年私は転勤で住んでいて、朝倉市の三連水車は、大津町でいえば陣内地区の平野部に今まであると感じていました。その地区が水位の高さが1メートルまであり、記録的大雨で大規模な山林崩壊等で中小河川が増水し、木材が詰まり、各地で反乱したと思われます。山林地域で砂防ダムが一部整備された地区は山林崩壊が起きていなかったと役場の職員も言われました。いかにそういう砂防ダム等の事前対策が良い結果を生むか考えさせられました。

大津町の中小河川、外牧川、不動谷川、東山川、日向川、平川水系、矢護川水系など、それと上井 手などからの用水路の洪水対策が進んでいるのか、町長の見解をお聞きします。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 山本議員の自然災害対策、河川関連等の状況はどうであるかというようなことでございますけども、特に山間部にあたりましては、議員おっしゃるとおり、熊本地震以後たくさんの亀裂があり、大変危険な状況になっていると考えております。

そのような中で、平成24年7月の九州北部豪雨、大津町でも大きな被害が発生し、また、26年8月、広島の土砂災害、あるいは27年9月の関東・東北豪雨における鬼怒川の決壊や、そして記憶に新しい平成29年7月、九州北部豪雨など、近年では数えきれないほどの大きな災害が毎年のように発生しているところであります。

地震などの予測や準備が困難な災害と違い、大雨や台風などの災害につきましては、ある程度事前 に災害や被害の規模等が測定されますので、タイムラインを策定し、この計画にしたがって大雨や台 風などの災害に際し、防災無線を始め、消防団の方や区長さん等を通じて、早めの避難を呼びかけて いるところであります。

しかしながら、実際に避難を行い、命を守る行動をとっていただくのは、やっぱり住民の方お一人 お一人ということになりますので、常時日ごろから自分の命は自分で守るという意識付けについて、 啓発に力を入れていきたいと考えております。

ご質問の町内の小中河川や用水路の洪水対策はどうかということでございますけども、大津町は本当に水に恵まれ、阿蘇から流れてくる白川、そこから分かれる井手により、古くからたくさんの恵みをもたらしてきました。また、北部でも菊池川水系で矢護川、平川、その支流と大中小の様々な河川があり、農業が栄え、人が集まり、集落が発展してまいっております。

しかし、恵と同時に河川は時に被害をもたらし、様々な苦しみを我々に与えてきております。あの 平成24年7月の九州北部豪雨からもうすぐ6年が経ちますけど、昨年は福岡、大分で豪雨災害があ り、必ずと言っていいほど身近で被害が起きておりますので、大津町においても、河川の監視カメラ 及び県による砂防ダム建設などの事業を行っております。また、県のイエローゾーン地域ということ で指定されておりますことについては、住民の注意を促しておるところでございます。

災害関連等につきましての状況、あるいはその対応につきましては、担当部長から説明をさせてい ただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。
- **〇総務部長(杉水辰則君)** 住民の方の避難対策等についてご説明申し上げます。

自然災害を軽減するためには、砂防ダムや堤防等のインフラの整備や防災まちづくりによる予防対策を実施することが重要でございますけれども、施設整備が完了するまでに相当な時間を要しますし、また、施設が完成したとしましても施設の設計外の力を上回る災害が発生した場合、被害が発生する可能性がございます。

タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想 定し共有した上で、いつ、誰が、何をするかに着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理し た計画でございます。大津町では平成27年の12月に策定し運用しております。

タイムラインの導入により、次のような効果が期待されております。 1番目としまして、災害時、防災担当者が先を見越した早め早めの行動ができ、また、意思決定者は不測の事態の対応に専念ができる。 2番目に、防災関係機関の責任の明確化、防災行動の抜け、漏れ、落ちの防止が図られる。 3番目に、防災関係機関で顔の見える関係を構築できる。 4番目としまして、災害対応のふりかえり (検証)、改善を用意に行うことができるなど、大きな4つの効果が上げられます。

以上のような観点から、平常時からタイムラインを活用した防災訓練やタイムラインの活用方法を 研修等で共有することにより、タイムラインを効率的運用できるよう備えることが重要であると考え ております。

また、自分の命は自分で守るということから、避難勧告等が出た場合や避難勧告等が出なかった場合でも危険を感じた場合は、速やかに避難行動をとっていただくよう避難訓練等を通じまして常日頃から住民の方への周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** 山本議員の中小河川の洪水対策についてご説明いたします。

大津町におきまして、これまでも1級河川白川の災害や中小の河川や用排水路は数の面でも、また、私たちの生活圏内のすぐそばまで接近しているという点では大変重要な問題であります。5年前の九州北部豪雨災害で多大な被害を受けたことはご承知のとおりでございます。上井手については、東山川と不動谷川が上流で流れてまいります。現在、吹田団地北側を流れる東山川は、立野ダムとの協議により、町道の整備、埋め立てと同時に、調整池となるようなものの、話し合いを進めているところでございます。また、瀬田裏から上井手に流れる不動谷川は、熊本県で砂防堰堤の工事が現在着工されております。砂防堰堤の工事は、洪水調整とは違いますが、上流からの土砂や木の流出を防止でき、

下流側で土砂の堆積や流木で水路を塞ぐことも少なくなると期待できます。また、外牧川にも現在2つ目の砂防堰堤が工事中でございます。さらに、もう一つを計画中であるとの話も聞いております。 矢護川では、キャンプ場上流に3つの砂防堰堤の工事が近年完了いたしました。平川上流でも治山工事がもうすぐ完了するとのことです。また、平成24年の豪雨災害時に流木が引っ掛かり、多くの農地災害を生み出す原因となった矢護川の一の尾橋では、橋脚を撤去し、架け替え工事を2年前に終わっております。また、地震による災害復旧工事も水路に関しては45カ所、2億2千万円程度をかけ復旧しております。上井手、下井手県営かんがい排水事業で、上井手は平成20年度から29年度までで11億円あまりを、32年度からは第2上井手を計画中でございます。下井手は平成27年度から30年度まで8億円を、第2下井手では平成27年から32年度まで2億8千万円程度の事業を継続中でございます。平成30年度予算では、上井手の土砂浚渫と立木の伐採を計画しております。

また、白川沿岸には熊本県が複数カメラを設置しております。その内大津管内は内牧橋と七障子橋の2カ所ですが、2分ごとに更新される静止画像をどなたでも常時インターネットで見ることができます。また、上井手と下井手の取水口には動画によるカメラを設置しております。上井手、下井手、矢護川、平川、あわせて6カ所に静止画像ではありますが、カメラを設置しており、役場で見ることができ、豪雨時には監視を続けております。

今後も災害に強いまちづくりを目指し、被害を防止する対策を採りたいと考えております。 以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山本富二夫君。
- ○3番(山本富二夫君) 大津町住民の避難等対策というのが一番やっぱり大事だと思います。27年度タイムライン、住民の周知徹底をお願いして、これで一般質問を終わりますが、今年3月末に退職される職員の皆様には長きにわたり大津町のためにご尽力いただきありがとうございました。特に熊本地震直後、不眠不休で町民のために頑張っていただき、町民を代表してこの場を借りて感謝申し上げます。これからも体に気を付けられ、今後大津町のためによき助言をいただければと思います。終わります。
- ○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。

午後1時より再開します。

午後0時03分 休憩

Δ

午後1時00分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 私は大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表して一般質問を行います。 本日の質問の第1点目は、白川の安全向上の認識についてを問いたいと思います。

私も中学生のころは夏は白川に行って川で泳いでいた記憶がございますが、そもそも白川とは1級 河川とは知っておりましたが、白川の源流は阿蘇カルデラ内の高森根子岳が源流とされているという ことで、それが南郷谷を流下し、白川を通って有明海に注ぐわけですが、最大の支流が黒川、内牧温泉方面の黒川であります。黒川のほうが川も長く水量も多いわけですが、白川の支流というふうに位置付けられているようであります。お配りをしました白川流域の地図を添付したわけですが、白川の流域は、右側が阿蘇カルデラということでおたまじゃくしのような形をしていると言われております。そして、流域は全部で480平方キロメートルということで、その内の8割にあたります383平方キロメートルが阿蘇カルデラ内になって、つまりこの阿蘇カルデラ内に降った雨が全て白川と黒川に流れ込んで、私たちの大津町の白川に流れ下ってくるわけです。こういう地形をした河川というのは全国を探しても多分ないのではなかろうかと思います。この黒川と白川が合流をしたところに立野ダムが計画をされているわけでありますが、そもそも阿蘇カルデラ内のこの広大な面積の雨量をこれが合流をするところに、狭い峡谷にダムをつくること自体が本当に危険極まりないことではないかと思うところであります。

最初の質問は、その2012年、平成24年の7月の九州北部豪雨、今年は7年目にあたります。 白川はご承知のとおり、昭和28年、626の大洪水で熊本市内がとりわけ子飼橋あたりで大量の流 木が橋脚に引っ掛かり、それによって堤防を越えて熊本市街地が大変な被害にあったわけであります。 つまり、このときも橋脚に詰まった大量の流木、これが洪水の最大の原因であります。そして、この 2012年の九州北部豪雨は、国交省と熊本県の調査を見ますと、観測史上最大の水位を記録したと。 そういう洪水であったと国交省、県も記録をしているところであります。また、北部豪雨による最大 の被害は熊本市の龍田陣内、つくってはならないところに住宅開発をした結果ではありますが、それ と阿蘇カルデラ内の内牧温泉地区であります。私も洪水のあと床上浸水をしたお宅の荷物の片付け等 手伝いましたが、胸の高さぐらいまで床上浸水、ちょうどプラザホテルの周辺でありましたけど、胸 の高さまで浸水をし、全ての家具、畳、全部廃棄処分をせざるを得ない状況でありました。

大津町でも岩坂の阿原目地区が床上浸水を受けました。この白川北部豪雨に対して、国の激甚災害、いわゆる激特事業が認定をされ、総額で423億円が予算化されたわけであります。この内、皆さん、熊本市内の小碩橋から下流は国土交通省が直轄事業で整備をして、幾つかの橋も掛け替えて、ここに123億円が投じられると国交省の資料にあります。一方、小碩橋から上流は、1級河川なのに熊本県が管理をする。そういう形になっているわけです。この小碩橋から上流に300億円、総額で423億円でありますが、龍田陣内地区や阿蘇カルデラ内の黒川改修、こちらを中心にして300億円の予算が投じられ、私たちのこの大津町では、馬場楠から大津町に至って、その内の15億3千万円が復旧事業に予算化されたということです。私も先日、この白川の護岸を見て回りましたが、護岸の工事はほぼ完了したようだと感じております。一部川底を浚えたり、そういう工事がまだ続いておりますが、先ほどの質問でも白川の濁りがいつまでもなくならないという状況は、そういうことにも原因があるかと思います。

そこで、白川のですね、護岸の改修の進捗はどのようになっているか、お尋ねをします。

2番目に、白川の水量を左右するのは、先ほど申し上げましたように、流域の8割を抱える阿蘇カルデラ内の降雨量であります。北部豪雨で大きな被害を出しました黒川上流に大規模遊水地が、この

北部豪雨のあとに整備がなされております。お配りしました図は、内牧温泉の上流に、私も見てまい りましたが、ほぼ完成しております。小倉遊水地、総面積が88ヘクタール、東京ドームの約19個 分の広さに相当するそうです。この小倉遊水地、最大の遊水地ですけど、赤い部分が熊本県が買い上 げて、洪水になった場合、ここにまず水を溜めると。さらに洪水が続いた場合、二次湛水地というこ とで、65ヘクタール、こちらは普段は田んぼをつくっていると、農家の方が農地として普段利用し ていると。こういうところは、いわゆる地役権設定ということで、農家の方々に保障がなされて、い ざという場合の洪水を貯める、そういう用地になっているわけですが、ご承知のとおり、米の値段も 下がるばかりであり、農家の方々はその地役権設定に喜んで合意をなさって、普段は農業をなさって いると言われております。要するに、こちらが最大の小倉遊水地、もう一つ、手野の遊水地ももう完 成しているかと思いますけど、50ヘクタール、さらに上流に手野の遊水地50ヘクタールが整備が なされているわけであります。つまり、九州北部豪雨のときにはこうした2つの大きな遊水地はあり ませんでした。つまり、こうした遊水地の整備によって阿蘇カルデラ内のこの大量の雨を一気に流さ ない、これほど合理的な、また自然を壊さない、また費用もダムなどをつくるよりもずっと安上がり と、そういう効果があると思われますが、国土交通省はいまだにこの遊水地がどのくらいの水量を抑 えることができるかはっきり答えません。そこで、今日は町当局にこの遊水地の治水効果は毎秒何ト ンあるのか、この問いについてお尋ねをしたいと思います。

それから、3番目に、白川の改修改良整備で北部豪雨なみの雨量でも白川は安全に流れる、流すことができると考えられますが、町の認識はいかがかお尋ねをするところであります。

1回目の質問を終わります。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 荒木議員の白川水系関係等の災害防止に関するご質問につきましてお答えしたいというふうに思います。

もう議員がおっしゃるように、昭和28年6・26、思えば私も10歳でございまして、小学校の窓から見ると雨がどんどん降りまして、そのあと白川の中島区域については、まるで地獄のような様相でありました。そのような思いをしっかりと心に刻みながら白川水系の災害防止に努めていかなくちゃならないと、議員おっしゃるように、24年の集中豪雨のときにも白川の逆流ちゅうか、阿原目の地域の逆流によりまして、床上浸水関連等で大変な被害を被ったところでもあります。そのように、議員が言われるように、熊本市の下流地域については、大変白川の護岸関係の工事が進んでおるようでございますし、中流地域、菊陽、大津地域には、これからが護岸の工事関連等が十分なされていくんじゃないかなというふうに思っております。

しかし、これまでの平成24年度の災害関連の工事は県におきましては、本年度で完了するというような長期的な工事が続けられてきておるようでございます。そういう中で、阿蘇市における遊水地におきましても、地震や豪雨によりまして大変な阿蘇地域に被害を受けております。国・県によりますと、立野ダムとこの黒川遊水地、または白川改修で下流地域の防災対策となることができますし、上流の阿蘇市における遊水量の調整関連も考えられておるということでございますけれども、それば

っかりでなくこの下流域の大津町についても、今まで議員がおっしゃるように、カルデラで多く降った水は大津町までには2時間以内で流れ込んでくるというような状況で、そのような状況で避難関連等についてこれまで取り組んできたところでもあります。

しかし、このように、一つの事業でなく、このようにダムや遊水地、河川改修と複数の事業を連動しますと24年の豪雨と同等の雨でも白川の安全は一定程度保たれるものと考えられます。しかし、最近の異常気象からしますと、これで大丈夫ということは言え兼ねるものであります。町民の生命と身体と財産を守るためには、ぜひとも今後の白川中流域関連等についてもしっかりと国・県に要望をしてまいりたいというふうに思っております。

細部については、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

- ○議 長(桐原則雄君) 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** 荒木議員の一般質問にご説明申し上げます。

まず一つ目の白川護岸改修の進捗状況につきましてでございますが、熊本県によりますと、平成2 4年の九州北部豪雨災害以降、白川流域で行われております護岸工事等は、元々護岸に施設があった ものの災害復旧工事、またはその周辺の脆弱な部分の工事であります。

熊本県は豪雨災害後、復旧工事を進められ、概ね平成27年で終わるところでございましたが、熊本地震により壊れたものもあります。大津町内の白川では、護岸等が8カ所被災し、その内6カ所は平成28年度内に完了し、残り2カ所も昨年11月までに完了しております。また、何カ所かはブロック積みによる復旧工事が終わったあと、次の大雨でまた壊れ、それを今度は自然の石で復旧し直したり、復旧工事の途中でまた流されたりと大変苦労をされております。さらに、この豪雨関連事業も現在行われている錦野浄化センター横の工事がこの3月で終わりますと大津町では終了となります。ただ熊本県の単独事業で内牧橋下流の根固め工事と、岩戸温泉上流の土砂撤去工事は現在も続いております。

次に、2つ目の阿蘇遊水地の件でございます。白川の流域面積は、先ほど議員もおっしゃいましたように480平方キロ、その多くは上流の阿蘇カルデラ内であり、黒川と白川が合流する立野から大津まではかなりの急勾配で白川は駆け下ってまいります。その阿蘇カルデラ内も豪雨の際は大津町同様に被害に悩まされております。

現在、熊本県は阿蘇市内において、黒川の洪水調整のため、黒川遊水地群の整備がすすめられ手野遊水地、小倉遊水地の建設が行われております。それぞれ湛水面積は50~クタールと88~クタールあります。これらの遊水地群は全部で、既存の施設を含め7カ所を計画されております。上流域の洪水調整は、その地域だけではなく、下流域にも効果を発揮するものと考えます。白川に関しますと、この黒川遊水群、立野ダム、白川改修と複数の事業が進められております。その洪水調整能力は黒川遊水地群で毎秒100トンの調整ができるとのことでございます。なお、この数字は国土交通省九州地方整備局のホームページに記載されております。

3つ目の町の認識でございます。現在、国・県において当面の整備目標である白川水系河川整備計画に基づき、河川改修やダム等の洪水調整施設の整備が実施されているところでございます。この整

備により、白川の治水安全度の向上が図られると思っておりますが、まだ整備は途中であり、白川水 系河川整備基本方針での整備目標流量である昭和28年6月洪水規模に対する治水安全度の確保に向 け更なる事業の推進をお願いしたいと考えております。

昨年も福岡県と大分県において、豪雨災害が発生しており、昨今の異常を考えると、これで大丈夫と言い切れるものではないと思いますが、ほかの治水事業も含めまして、町としましても国や県と協力して、更なる防災対策を進めてまいります。

〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。

○15番(荒木俊彦君) 白川の大津町内の部分では、ほぼ護岸の修復が完了して、北部豪雨なみの雨であれば多分私も豪雨のときに堤防を超えそうな、一部超えたところもありますが、また、阿原目の洪水は、白川が大きく蛇行し、そこで水が滞留をし、逆流をしたことによって阿原目が水位が上がったと聞いております。それも川底をさらえ、大きなカーブの部分が流れやすくすると、そういうことでほぼ解決できているのではなかろうかと思います。しかもこの国交省も熊本県も平成24年の九州北部豪雨は観測史上最大の洪水と言っているわけです。つまり、少なくとも観測史上最大の洪水をクリアできる状況になっているということだと思うわけです。そういう意味でも非常な危険をもたらしかねない立野ダム建設の意義はますます薄れていくと言わなければならないと思います。

そこで、先ほどのカルデラ内の黒川付近の遊水地100トンと、治水効果は100トンと書いてあると言われましたが、私の調査では、熊本県では確か140トン治水効果があるというふうに聞いたところであります。国交省は今、日本中を国民が怒っております、いわゆる官僚が情報をコントロールし、権力者の付度によって本当のことを言わない、あるいは情報を隠す、改ざんをする、あるいは破棄をすると、こういう状態が財務局はもちろんですが、働き方改革でもそのもととなる資料が官僚によって、権力者の付度をするような情報に都合のいいように情報がコントロールされていると、そういうこともございます。そういう意味で、私もこれまで国土交通省の説明会のときにこの小倉遊水地について、あるいは黒川の遊水地についてどのくらい治水効果があるかと聞いてもホームページに書いてあるからと、きちんとした説明をしようとはいたしておりません。要するに、国交省の幹部もこういった今問題となっている付度をする官僚の手によって動かされているんではないかと疑わざるをえないわけであります。

そこで、北部豪雨なみの雨量でも白川は安全に流れると。しかし、それでも心配だということでありますが、そうでありますならば、いわゆる阿蘇カルデラ内の水をいかにして治水をするか。これが最大のポイントではなかろうかと。阿蘇カルデラ内には、南阿蘇村、高森町、そして最大の阿蘇市、この中に田んぼの面積を調べましたら6千582~クタールあるそうであります。この田んぼに大雨のときに一時的に水を表面に溜めるだけで立野ダムの貯水量が1千万トンでありますが、それを上回る1千300万トン、この田んぼだけで水を溜めることができると。こういう計算式が成り立つわけです。田んぼに水を溜めるのはほんのわずかな予算があればできると。一方、立野ダムはこれから1千億円を突破することは、つくっていけば間違いないと言われております。そういう方法があるということです。

それから、私はこの資料を調べる中で、この白川の河川整備計画がどうなっているかと、皆さん、 答弁でも明らかなように、小碩橋から下は国土交通省が直轄で河川整備計画をつくり、堤防も嵩上げ をして、北部豪雨の雨が降っても十分安全に耐えられるように改修が進められております。河川整備 計画というのは、これ国土交通省がつくったやつです。どこの堤防をどれだけ上げる。どこの川底を どれだけ掘削をする。あるいは、どこの橋が危ないから何年以内に架け替ええると、これが本来の河 川整備計画なんです。じゃあ小碩橋から上流はどうなっているか。熊本県の管理。県が河川整備計画 を立てています。だからネットで調べました。しかし、大津町内の白川について具体的な計画が全く ない、書いてないんです。どこの堤防をどれだけ上げるとか、補強するとか、具体的計画は全くない。 今やられているのは、いわゆる激特事業による復旧工事だということでありますが、熊本県が河川整 備計画をつくったと言いながら、大津町内については具体的な計画は全く示されていない。しかもき ちんとした計画がないのは菊陽町のみらい大橋から上流ですね。みらい大橋から下は、いまだに河川 の拡幅とか、橋の架け替えとか、堤防の嵩上げとか示されております。つまり、県の河川整備計画で は、大津町内、菊陽も含めてそうですが、堤防とか川底とか、流量とか、こういう具体的な計画は私 はいくら調べても出てこないんですけど、どうですかね、担当部署でわかりますか。そういう具体的 な計画があるのかどうか、お答えいただきたいと思います。ないならないで、私が調べた限りではご ざいませんでした。

じゃあとりあえず、その担当課のほうでその点についてお答え願いたいと思います。

- **○議 長(桐原則雄君)** 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** 荒木議員の再質問にご説明申し上げます。

白川水系河川整備計画というものが平成14年につくられておりまして、つくったのは国土交通省 九州地方整備局並びに熊本県ということで書いてありまして、議員おっしゃいますように、大津町、 菊陽町については、ここは何をするというような記載は特にはございませんでした。ただ上流のほう で立野ダムをつくりますというような記載があったということでございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) つまり、国土交通省と熊本県は、菊陽町、それから大津町町内においては、 具体的な計画、河川の整備計画を我々に示していないということです。300億円の予算のうち、町 内と菊陽町で15億円しか使ってないわけですね。で、ダムをつくるから要らないんだという理屈に なるわけです。じゃあダムができるまでは大津、菊陽は、いわゆる危険の野ざらしということかと言 わなければならないと思います。そういう意味でですね、河川整備計画というのは、毎秒何トン流れ るからここの堤防をどのように、あるいは、川幅を広げなくちゃいかんという具体的なことを示して もらわないとこれは計画ではないんですね。そういう意味でですね、町長にちょっとお答え願いたい と思うんですけど、河川整備計画というのであれば、そうした具体的なですね、ダムがなくても流す ことができるんであれば、きちんとした計画を示してもらいたいと。そのくらいのことは県や国交省 に言ってもいいんではなかろうかと思うんですけど、いかがでしょうか。
- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 議員おっしゃるように、予算関連は九州整備局の、この前も河川部長とお話した中で、今後について、議員おっしゃるようなことを十分参考にしながら、中流地域の安全のための予算をこれからしっかりとつくっていただければなというふうに思っております。熊本河川事務所の所長関係ともお話しておりますけども、もう議員ご承知のとおり、下流域の国交省直営についてはどんどんどん進んでおりますけれども、中流地域については、申し訳ないけども何ら手立てがない。残念ながらその集落がぽちぽちあるというような状況でございますので、住民の生活しておる集落関連等の白川関係についても、十分そちらのほうから先にやってくれというようなお話はしておりますので、議員おっしゃるようなことを十分頭に入れながら、今後整備局の河川部長とも十分相談しながら推進を図っていかれるよう、予算付けをしていただくよう十分要望をしていきたいというふうに思っております。

〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。

○15番(荒木俊彦君) 国土交通省の河川事務所長もいわゆる国の、いわゆる問題になっている官僚、 忖度政治がですね、まかり通るようなことがないようにぜひみんなで力を合わせて、我々も頑張らな いかんと思いますけど、白川の安全、町民の安全のために頑張っていただきたいと思います。

そこで、第2問目に移ります。

立野ダム計画が進められておりますが、1千億円を多分超えるのは間違いない。当初、立野ダムの当初予算は400億円前後であったと思いますが、もう既に600億円を超える我々の税金をつぎ込んでおります。いまだに970億円でできると言っておりますが、予算はどんどん膨らむばかりです。国民の税金を使って、これまでは国の言うことは間違いない、国が示す資料は間違いがない、先般、法律家が今回の官僚の文書改ざんの責任問題を解説しておりましたが、そもそも官僚がこうした公文書を改ざんすることは想定してないと。今の法律はそうなっているそうです。性善説でできあがっているわけですが、今度のおみかけ問題、みれば明らかであります。公の文書が改ざんされたり、削除されたり、廃棄されたり、これではいくら情報公開を求めても、その情報が全くの偽物であったと、あるいは書き換えられたということでは、情報公開の意味もなさないし、まして日本の民主主義が、まさに民主主義の危機だと言われているわけであります。そういう意味で、これからは数百億円の我々の税金をつぎ込もうとするこの立野ダムの必要性、安全性について、私たち住民への説明責任、国交省は全くこれまでやってきませんでした。議員が、私たち議会は確かに現地に行って、現地を確認してきましたけど、その安全性について聞くと、ホームページを見て下さい。ホームページで説明していますと。何という傲慢な態度でしょうか。そういう意味でですね、大津町として町主催の一般の町民が現地を見ることができる見学会の開催を求めたいと思います。

この点について、町長の見解を求めたいと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 立野ダムの工事関連等についての住民の皆さんの関心もだいぶん大きくなってきておりまして、大津町における国の事業としても今最も大きなものです。昨年も議会におきましても、現地見学会の開催を求められまして、国土交通省立野ダム工事事務所へ要望をしましたところ、

快く受けていただきました。また、区長さん、そして議員の皆さんにもご参加いただきまして、また、 住民対象の現地見学会も2回開催し、たくさんの参加者があり、活発なご意見をいただいております。 熊本地震による工程が送れたのも先月には、ダム本体の1期工事の契約の報告も受けております。い よいよ本格的な工事が始まり、この工事、57号線においても工事車輌が多くなりますので、交通安 全に努めてまいりたいと思います。

ダムサイトにおきましても、下流地域に住む我々の地域においても河川の水路等もしっかり見守ってまいりたいというふうに思っております。

また、立野ダムの関連等の泥捨て関係等につきましては、土捨て場の関係の地権者の皆さんのご理解とご協力を得てできております。そういう中で工事がどんどん進んでまいります。そういう中で、白川水系等の住民の皆さんだけでなく、多くの町民の関心がありますので、その辺につきましては、また立野ダムとともにご相談しながら、現地での見学会を進めてまいればなというふうに思っておりますので、今後につきましても、町独自でその説明会の開催もやっていかなくてはならないというふうに思っております。そういう中で、今後につきましてもダムの状況関連も変わってくるものというふうに思いますので、安全・安心で工事が進めることを願っておるところでもあります。

ダムの関係については、また担当部長からご説明をさせていただきます。

- **○議 長(桐原則雄君)** 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** 立野ダムの現地見学会ということでございますが、 ダムにつきましては、建設予定地のすぐ下流にあります我々大津町民にとりましては、身近なものと して大きな関心を持っております。町も間接的ではございますが、いくつかのお手伝いをさせていた だいております。

先の質問とも重複いたしますが、これまで白川では何回も災害が起こりました。その度に国や県による災害復旧として改修が行われてまいりました。これに加えて、上流側からの流量を調整するためのダム建設であり、水を調整できる穴あきダムであります。

本議会におきましても、地震後のダムの状況はどうなっているのかとのお話がございましたので、町主催によりまして昨年8月に南部の区長さん方による現地見学会、また9月には、議員の皆さまに現地を見ていただきました。さらに11月には住民向けの現地見学会を行っております。こちらにつきましては、白川沿線の住民の皆様に周知をしております。11月22日に41名、11月28日に25名、合計66名の町民の皆さんの参加をいただいたところであります。

ほかにもダム主催による一般向けの現地見学会も7月から12月まで4回開催され、48名の参加があったと聞いております。大津町の住民向け現地見学会は白川沿線だけの住民の方々でしたので、また新たな機会を設けまして、住民の皆様に周知をして現地見学会ができるよう、立野ダム工事事務所に要望してまいりたいと思っております。

- 〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 見学会は要望があれば計画をしていただくということであります。ただですね、南阿蘇村が村主催で村がバスを用意して、しかも日曜日に見学をやりました。2月の非常に寒い

雪が降った日です。にもかかわらず、やっぱり村主催ということで100名の方が申し込まれたそうです。ところが当日は雪が降ってまして、最終的には75人の方が見学会に来られたそうであります。要するに、地元の自治体が主催ということで多くの人たちが、しかも日曜日に、要するに、国交省の仕事は、国民のための仕事というのであれば、国民が、町民が多くの人が休みの日にやって当然だと思うわけであります。ですから、そういう休みの日に時間をちゃんと示して見学会をきちんと参加しやすいような形でお願いをしたいということです。

それから、南阿蘇村の村長さん、吉良さんに代わりましたが、この方は選挙中は立野ダムについては基本的に反対だとおっしゃっていたそうでありますが、その後、南阿蘇村の村長さんは村長になったあと、今度は国が南阿蘇鉄道をほぼ100%お金を出すと、そういう大変ありがたい話ではありますが、このことによって反対と言ってたのがどうも怪しくなってきていると言われております。その怪しい理由というのがですね、下流の自治体、大津町、菊陽、熊本市がぜひとも治水対策でダムをつくってくれて言ってるから私も反対できないんだという言い訳をなさっているそうであります。もしこれが本当でありますならば、まさに先ほどのあの官僚の体たらくと一緒であります。必要もない、あるいは危険性があると疑われるダムを、片方でお金を出すから、反対だと思ったのも賛成にまわれと、こういうことが通用するのであれば、まさにこの日本の民主主義は死んでしまいます。官僚がますます権力者の顔色を窺って忖度政治、民主主義が死んでしまう、そういう時代になりかねない状況だと思うわけであります。そういう意味で、町民が望めば休みの日にきちんと現地を見ることができる。そして、質問も出してそれにきちんと答えてもらうと、そういう機会が必要だと思うんですけど、町長にその点だけもう一度お尋ねしたいと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

議員がおっしゃるように、住民の意見は十分尊重して国・県に要望していく 〇町 長(家入 勲君) のが当たり前というふうに思っております。南阿蘇の関係につきましては、ダム建設に伴いまして、 南阿蘇の施設関係、ダム駅とか、公園とか、そういうような計画がいろいろと組み込まれております。 もちろん大津については何もないというような状況でございますけども、我々としても白川水系関連 におきまして、我々がいつも思っております江藤家を中心にする観光ルート関係を考えますと、岩戸 の里から立野ダムへの工事関係の道路を自転車道関連等につくっていただければなというような強い 思いを立野ダムに申しております。これは立野ダムができる状況の中でお話をさせていただいており ます。要は、住民の下流域、熊本のあの都市の中で災害が起きないようなことは、我々もしっかりと 願っておるところでありますので、その辺は十分我々としても安全な白川につくってもらう。そうい う意味におきまして、時間差をつくるための立野ダムであるし、黒川遊水地もその一躍を担ってくれ るものというふうに解釈をしておるところであります。今後につきましては、議員がおっしゃるよう に、住民の皆さんの意見を十分お聞き、お伺いしながら、町でできるものとできないもの、あるいは 国にお願いするものとやっていかなくちゃならないものがあると思いますので、その辺については十 分町民の意見を聞きながら、今後の見学会を兼ねたところでの意見交換会を開催するというような計 画を担当の方でしっかりとってくれるものと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) ぜひ町民主体でお願いをしたいと。ダムについては、今一番気にしていることはダム上流の左岸、いわゆる向こう側、白川の向こう側ですが、天然記念物の北向山原始林に熊本地震によってものすごい亀裂が入っております。これがいつ崩れるかわからない。天然記念物ですからコンクリートで固めるわけにはまいりません。一目一層触ってはならないのが天然記念物であります。そういうところにダムをつくって本当にいいのかということを指摘しておきたいと思います。

最後に質問ですが、町道の道路基準についてお尋ねをします。

町内の、特に熊本地震のあと、急勾配の道路が非常に気になっております。文洋堂から上がって上に抜ける道はコンクリートで最近割ときれいに舗装されておりますが、町民グラウンドに登る坂道、相当な勾配がございます。町の条例・規則を見ますと、町道の技術的基準規則が載っていて、最大でも12%が限度であると決められておりますが、多分これを超えているんではないか。もう少しこの急勾配な道は安全性を保てるような道路にするべきではないか。車もそうですが、歩行者もとても非常にひび割れだらけの道は歩きづらい状況であります。熊本地震のあと俵山トンネルの手前が通れなくなって、迂回路が急きよつくられましたが、トンネルの降りるところはジェットコースターみたいな急勾配の道で、仮ごしらえの道路ができましたが、あそこは急勾配の道にカラーの多分プラスチックと砂かなんかを使ったやつだと思うんですけど、最新の技術で滑り止めの、また見た目も非常にきれいな道路整備がなされておりますので、そういうことが町内の道路でも必要ではないかと思いますので、お尋ねをいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 議員の大変ご心配されております町道関連の急勾配と、議員おっしゃるとおり、12%以内の道路をつくらなくてはならないというようなことでございますけれども、これまでつくってある道路ちゅうのは全部それに該当するというところはなかなか大津町の地形が地形でございますので、大変厳しい状況の中で道路をつくらせていただいておる状況でございます。北部、南部についてもしかりでございまして、これも町道という名前の中で農地関連の、あるいは次の集落への道路として活用されておりますけども、大変な心配されるような道路になっておるところであります。もちろん街中には、もう議員おっしゃったところ、全てそういう状況でございますので、大きい道路関連等についても美咲野や、今回つくりました駅前楽善線関連等については、やっぱり大きな車輌、車関連の流れ、生活道路とそういう車と道路の分離をちゃんと考えながらやっていかなくちゃならないだろうと思いますし、そういう意味におきまして、松古閑関連等の道路、これについてはやっぱり歩行者の関係の方も今後高齢者関連になってまいりますので、大変な不自由と危険な状況になっておるというのは確かでございます。しかし、元気で頑張っていただくことによって足腰が強くなり、長寿の社会を保たれるかもしれませんので、新たにつくるということはなかなか厳しいような状況でございますので、十分その周辺の住民の皆さんには気を付けて頑張っていただくというようなことをお願いしたいというふうに思っております。

やり方関連等については、担当部長のほうからご説明させていただきます。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- 〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君) 規定以上の勾配の道路についてのご質問ですが、平 成24年に市町村道に係る基準は道路管理者である地方自治体の条例で定めることになりました。大 津町道路の構造技術的基準等を定める条例及び規則では、道路の設計速度にもよりますが、最大の縦 断勾配は12%となっております。これは道路法によります道路構造令とも同様であります。道路台 帳整備させていただきましたので町道の路線ごとの最も急勾配が把握できるようになりました。この 縦断勾配12%を超える地点を有する町道は43路線ございました。あくまでも全区間が急勾配とい うことではなく、12%を超える勾配を持つ地点があるということです。この多くは北部または南部 の台地へ登る、または山間部の町道であります。新たに整備する路線では、条例や道路構造令等の規 制があり設計ができません。例えば、美咲野と国道57号を結ぶ県道矢護川大津線も、もとは町の都 市計画道路として計画されましたが、勾配が急なため路線を変更した経緯もございます。かなりの区 間で急勾配となっており、かつ町の中心部では、先ほどおっしゃいましたように、町営グラウンドに 登る町道グラウンド線があります。こちらは最大で17%とかなり急な坂道でございます。このほか に、先ほどおっしゃいましたように、松古閑塘町線も18%と急ですが、いずれも急勾配区間の舗装 はコンクリート舗装とし、表面を荒く仕上げたり、凹凸を付けるなど、滑り止めをほどこして仕上げ ております。急勾配では路面の損傷も激しくなるため、費用は高価になりますが、耐久性に優れてい るという点でコンクリート舗装を採用しております。また、アスファルト舗装に特殊な塗装を接着し て滑り止めにする工法もございます。吹田団地の入り口の路面が赤く着色されておりますが、これは 長い坂の下に交差点がありますので注意喚起とともに滑り止めの効果もあります。今後も勾配や交通 量、歩行者の利用状況などの条件により費用も含めて最適な工法を検討してまいります。

また、危険箇所を把握するため、先日は警察、県道管理者、町教育委員会とともに通学路点検を行いました。大人や車輌の目線ではなく、子どもたちの目線で危険という箇所もありましたので、必要なものは改善してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 大津町の地形が必然と山坂が多いですから急勾配の道路が多いのもわかりますが、とりわけ通学路となっているような道路はですね、優先的に、また見た目も歩行者がですね、歩きいいようなそういう快適な道路を優先して改良をお願いしたいと思います。

終わります。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。

2時05分より再開します。

午後1時57分 休憩

Δ

午後2時05分 再開

○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二君。

○6番(佐藤真二君) こんにちは。6番議員の佐藤が一般質問を行います。私、議員になった動機というかですね、目的の中に子育てとか、教育とか、協働とかですね、そういったことを掲げてやってまいりましたけれども、昨今、子育て支援の方がお株を奪われているような形になっておりますので、今日は協働というところをですね、据えてお話をさせていただきたいと思います。

まず1問目が町民によるまちづくりの取り組みへの支援強化ということでございます。

一応通告書の中身を読みますと、防災や地域福祉など、町民自らの取り組みが求められている。町は様々な補助金等で後押ししているが、町民に求められる役割は拡大しており、従来の枠組みだけでは足りない。補助金に加え、組織づくり・活動の事業化支援など町の取り組み強化が必要と考えるということで通告をさせていただきました。

ところが、今回、当初予算をみてみますとですね、その中に地域人材育成事業補助金300万円と いうのがございました。この質問の通告を出した時点では、この事業の説明を受けておりませんでし たのでその思いに気づかなかったところがあるんですけれども、この事業の説明を受けておればもし かしたらこの質問は必要なかったかなとも思うところでございます。なぜそう思ったかといいますと、 流れでいきますと、平成28年に夢実践支援事業補助金というものが300万円、まちおこし大学ま ちづくり学部支援事業補助金というものが150万円の補助金が予算化されておりました。28年度 のことですので残念ながら熊本地震の影響もありまして、結果としては全額を落としてしまうことに なったんですけれども、それでも29年度にこの夢実践事業補助金については300万円が再度予算 化されました。しかし、それも今回の補正で200万円が落とされているというような形になってお ります。さらに30年度予算では、その分は75万円ということで、かなり減額した形での計上とな っております。地方創生先行型の交付金との関係もあると思うんですけれども、思うようにこの2年 間事業が進まなかったのだなということが見てとれるわけです。しかし、この30年度におきまして、 この地域人材育成事業が盛り込まれたということは、この夢実践がなかなか進まないという状況の中 で、そこから一歩前の段階に戻って、まずそれに取り組むプレイヤーを育てようという取り組みでは ないのかなと、そういうふうに感じたところであります。それがこれから私が思っておりますまちづ くのため必要なもの、町民に求めている取り組みを形にするための事業だと感じたということです。 とは言いましても通告は出しておりますので、この事業のですね、成果、内容が高まりますよう、こ の内容につきまして少し深めていくようなことができればと思いましてこの質問を行いたいと思いま す。

今回策定しようとしております第6期の振興総合計画におきましても、5期と同様に、計画の各分野におきまして住民やNPO、事業者にもそれぞれの役割というものが記述されております。計画の策定審議会においても、特に農業と防災の分野での発言だったと思いますが、やはり人材育成の重要性というものが盛り込んでほしいという議論がありました。人材育成の重要性は町も十分に理解しておられまして、これまでにもまちおこし大学などの事業にも取り組んでこられましたし、町長の先般の施政方針の中にもですね、人材育成という言葉が出てまいりました。その中でですね、例えば、そ

の最近有名なところで言えば、二代目イモセガレブラザーズですかね、なども成功事例として非常に素晴らしいものだと思っております。しかし、この事例というのは、からいも農家さんの後継者の方たちの自助努力というかですね、にあたるもの、自助努力をサポートするというような取り組みであったのかなと思います。

今後ますます求められるのは、社会的な地域課題に取り組む人材ではないかと考えているところです。現在、振興総合計画だけではなくて、この下部計画が数多く策定されております。その中には特に介護や障がいなど、福祉分野の計画において地域包括ケアを含む「地域共生社会」というキーワードと、これを実現するための「我が事・丸ごと」という枠組みが提起されています。

しかし、この状況を見るとどうでしょうか。例えば、地域福祉の入り口である小地域福祉活動を見 ても、平成18年度から取り組みをはじめ、既に10年以上経っておりますけれども、平成25年度 で14地区です。実施されているのがですね。となって、それ以上なかなか広がりがないというよう な状態です。振興総合計画6期の分では、目標地域が27地域です。これは地区全体の数からしてみ ればまだまだ不足している、足りないと言わざるを得ません。もちろんこの事業を推進しております、 担っております社協は精一杯やっているんだと思います。しかし、精一杯だけれども手一杯というこ ともあってなかなか進まない。それは既存の社会福祉法人についても同様のことがあるんじゃないか と思われます。こうした取り組みを広げるためには、いわゆる既存の団体だけではなく多様な担い手 の育成と参画、民間資源、地域資源を最大限に活用する工夫が必要だと考えられます。地域には多く のボランティアが存在しておりますが、しかし、ボランティアの性質、ボランティア活動の性質とい うものを考えますと、地域課題に対して町が求める方向での取り組みというものはそぐわない場合が あります。行政と住民の協働という見方をするときには、行政が求めるものと住民が関心を持ち、取 り組みたいと考えること、このマッチングがやっぱり必要になってきます。そのためには、まず行政 がこういうことに取り組んでほしいというリクエストを出すことが入口になると思います。どのよう な活動が求められているのか。そのためにどういう人材を求めているのか。確かに住民がやりたいと いう活動を支援すること、これも重要ですけれども、優先順位として、町が求める活動、町が、地域 が抱える課題を示し、その解決に取り組む活動を求めるというリクエストが必要だと思います。そし て、それをその活動を継続し、その質を高めていくためにはボランティア活動からさらに一歩踏み込 んでソーシャルビジネスとして成立させるような起業支援と言えるような町の人材や団体の育成が必 要だと考えます。そうした取り組みのために、ぜひこの地域人材育成事業補助金というものを活用し てほしいということです。

質問のキーワードといたしましては、地域共生社会というものを考えたときに、町が必要とする活動や取り組みをリクエストし、それをボランティアというよりもソーシャルビジネスの起業を念頭においた取り組みで解決していくための人材育成というものがこの事業の補助金の活用方法として適切ではないかと考えるところでございまして、そうした考えについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 議員のまちづくりに対しての地域の支援関係についての考え方、議員のおっしゃるとおりでございますので、私が答える必要はないかなというふうに思っておりますけども、私の所感といたしましては、議員がおっしゃるように、まちづくりの取り組みの支援として、地域のみんなの顔が見える関係を築いて、地域の一体感や日常生活での安心感を作りあげることを目的とした地域づくり活動支援事業や住民参加による地域防災力の育成を推進し、自主防災組織等の活動が円滑に行われるために自主防災組織等が実施する事業等に対する地域防災力活動支援補助金など、地域の組織づくりや活動実践に対しまして各補助制度を行ってきております。

さらに、地域の人材発掘やリーダー育成のためにまちおこし大学を開催し、人材の育成にも努めてまいりました。しかし、議員がおっしゃるように、もう一歩何か足らないような気もいたしまして、今後につきましての取り組みをしっかりと地域の中に入って、自ら行動ができるような組織関係をつくりあげていければなというふうに思っておりますので、今回については、調査や各地域の課題事項関連等についてしっかりと後押しできるような形を取っていければなというふうに思っております。

また一方、地域福祉の現状でございまして、平成18年に森地区をモデル地区として開始しました 小地域福祉活動ですが、29年度においては、14地区16行政区で活動をいただいております。し かし、この間12年間が経過しておりますが、順調に伸びたとは言えない状況でございまして、原因 としては、区長や民生委員さんや老人会などの各地区の役員等への負担増のイメージが強く、福祉モ デル地区など手の上がる地区が増えないようでございます。

このような中におきまして、今回、熊本震災での体験などで町内各地ともに共助の意識が高まっているものと思われます。今後は、これまでの地域福祉事業をベースに平成30年度から地域力強化推進事業を実施することにしており、先ほど申しましたように、地域に出向いて課題を抽出することから始めたいと考えております。

しかしながら、議員おっしゃいますように、将来の町の補助金制度のみでは対応できないような住民の方の活動状況もあるようですし、そういった団体・個人をどのように支援していくかが課題であると私も認識しております。

そこで、昭和30年4月からはまちづくり推進のための専門部署を設けることとしておりまして、 人材育成、組織づくりや活動の事業化支援などのための予算措置も新年度予算において計上させてい ただいております。

今後、地域や組織の困りごとや課題などしっかりと話を伺い、どのような支援のやり方が望ましいか、よりよい補助制度を作り上げ、住民の方々の活動支援をさらに強化していきたいというふうに考えております。

詳細については、担当部長より説明させていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。
- ○総務部長(杉水辰則君) 佐藤議員の町民によるまちづくりの取り組みへの支援強化についてご説明申し上げます。

町では、先ほど町長が申し上げましたように、地域コミュニティや防災などへの地域の取り組みに

対しまして様々な補助制度を設け、その対応にあたってきたところでございます。しかしながら、まちづくりのために様々な活動をされていても町の補助制度にマッチした支援措置がないといったような状況もあるようでございます。そのような実態をしっかりと把握するために、まちづくり推進のための窓口をもつ専門部署を4月から設けることとしております。また、地域リーダーの育成や組織の事業化への支援などとしまして、地域人材育成事業補助金として新年度の予算に300万円を計上しております。まずは地域の困りごとや各団体の困りごと、例えば、活動資金の関係とか、役員のなり手不足など、こういったことをしっかりと把握しながらどのような活動に対して支援していくのかなど、上半期の早い段階におきまして具体的なプラン、メニューを作り上げていきたいというふうに考えております。

さらに、人材育成の一つとして取り組んでおります、まちおこし大学におきましても、内容の見直 しを行い、住民の皆さんが気軽に取り組めるようなものにリニューアルしてまいりたいというふうに 考えておりますし、地域通貨水水につきましても、地域通貨としての流通はなく、個人の活動団体を 団体登録へ寄附される場合がほとんでございますので、創設当初の目的に照らし、少し乖離している 状況を踏まえ、平成30年度から見直しを行い、個人で行う活動と団体として行う活動に区分し、取 り組みやすい内容に変更することとしております。

今後は役場のそれぞれの部署から出している補助金制度の見直しを行い、将来的には、一括交付金としての交付を地域へ行い、その運用については、それぞれの地域に委ねることができるような補助制度を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

〇議 長(桐原則雄君) 佐藤真二君。

○6番(佐藤真二君) 再度質問をいたしたいと思います。

全体的なその思い、考え方の方向性としては、私、先ほど申し上げましたことと町のほうで考えられていることというのは大体同じ方向なのかなとは思います。ただその中で、少し違うというか、こういう物の見方というのも必要なんじゃないかという点でですね、お尋ねいたしますと、まずその地域の考え方です。これまでも何回か申し上げてなかなかこうびんときていただけないところもあったんですけれども、地域と言ったときに、もちろんその地区単位の地域、大津町というものも大きな目で見れば地域、さらに菊池圏域、県もその見る視点を変えれば全部地域と表現されるわけですね。その中でこの地域というものが、先ほどのお話をみると、メインとしては地区、町の中の地区・地域というそういう捉えられ方をされているというものが多かったかと思います。しかし、私のほうが言っておりますのは、その見方プラスもう一つが大津町全体を捉えたとき、あるいはもう少し広い圏域まで考えたときに、ある課題を捉えて、その課題を町全体の人たちの中の、がというかですね、ある地区というこの小さな地区ではなくて、ある課題に対していろんな思いを持つ人たちが集まった取り組みというものが、これ例えばボランティア活動とかですね、NPOとかそういったものもそうだと思うんですけれども、たくさんありまして、そちらのほうも同様にやっぱり育成をしていかなければならないと。そうしたとき、もう一つ、私が申し上げたそのキーワードの中で、そこまで触れていただ

けなかったのがあったんですが、ボランティアではないんですね。ボランティアはもう既に存在して おりまして、この方々にはたくさん今後も活躍をしていただきたいと。もちろんその思いはあるんで すけれども、そこをさらに町の課題、町がリクエストする課題に対して対応する、それも事業として、 ソーシャルビジネスとして成立させながら対応するような団体、人材を育成していく必要があるので はないかと。そこまで踏み込んだところでお尋ねしたとこです。こういったそのソーシャルビジネス の成功事例というのはこの町にもたくさんありまして、先日、クラブおおづさんの15周年ですかね、 記念の式典がございました。その中で、最初、理事長さんのご挨拶の中で、クラブおおづがどうやっ て成立してきたのかというようなお話がありました。最初の段階では補助金もなく、totoの支援を受 けてたけれども、それが打ち切られてどうしようかと思っているときに、町から仕事の委託を受けて、 それをもとに膨らませながら今に至っていると。そして、今ではスポーツと関連するところですけれ ども、その周辺領域である健康づくりとか、仮設住宅での運動の支援とかですね、そうした事業を今 現在、町から委託を受けてやっていくこと。それは本当は一番最初クラブおおづさんがやりかたかっ たことかどうかというのはちょっとわからないところはありますが、そうした形で成立している。そ れがそのビジネスとして成り立っている団体というものもございます。そのような町と団体との関係、 支援する、その支援というのが補助金という形だけではなくて、それが業務として委託してできるよ うな、そうしたソーシャルビジネスの立ち上げ、企業というものが育つような育成というものがこの 中でできないでしょうかということをちょっとお尋ねしたところでございますので、その辺の面につ いて、先ほどのお答えの中では少し足りなかったかと思いますので、さらにその分についてお尋ねし たいと思います。

○議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。

○総務部長(杉水辰則君) 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

地域の考え方ということでございますけれども、まずはですね、地域の考え方につきましては、佐藤議員さんおっしゃるように、自分が住んでる地域をそのいわゆる行政区といいますかね、そういったところを一つ地域とみる見方もあれば、大津町全体を一つの地域としてみる見方も確かにあろうかと思います。

まず、いろんな観点で申し上げますとですね、災害時のいろんな関係で助け合いとかですね、あるいは子どもの見守り、高齢者の見守り、そういったような観点から申し上げますと、やはり顔の見える関係を築いていくということで、やっぱりその自分の住んでいる地域、小地域をですね、単位としたところでの地域活動、こういったところをやっぱり重視していくところが必要かというふうには思っております。

また、大津町全体としての地域としましては、佐藤議員さんがおっしゃるように、大津町全体の課題として、そして、それにそのいろんな協力といいますか、専門知識を持った方もたくさんおられるかと思いますので、そういった方たちが集まっていただいて、大津町の課題に対していろんなことで取り組んでいただける。そういった団体の方ももちろんおられます。先ほど例で挙げられましたクラブおおづさんとかですね、そういったところについては、本当によく頑張っていただいておりまして、

町の補助だけでなくて、委託というような考え方のもとでですね、まちづくりに取り組んでおられるというような状況でございます。今回の300万円の使い方につきましてはですね、どちらかというと、どちらのほう、地域という考え方するとどちらにもその対応できるようなものというようなことでは考えております。先ほど私の答弁のほうでも若干触れましたけども、どのような活動に対して支援していくのかということですね。これをもう少し整理をしていきたいということで考えておりまして、佐藤議員さんが言われるようにですね、もう少し町の課題のほうを整理しながらどのような活動だったらば支援ができるのか、そのあたりをもう少し整理をさせていただければというふうに考えているところでございます。

〇議 長(桐原則雄君) 佐藤真二君。

○6番(佐藤真二君) 先ほどからお話しております内容、まだこの事業の補助金の使い方というものはこれから検討されるということですので、今申し上げましたようなこともですね、ぜひ念頭におきながらお考えいただければと思います。この地域共生社会というのが社会的にも、財政的にも非常に大きな課題となってきておりますので、多様な担い手というものが必ず必要だと、行政と住民が協働してビジネスモデルをつくりあげるということで大きな価値を見出すことになればと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

2問目に移ります。

2問目は、電算システムの広域利用の推進ということでございますが、一つは、行政の総合行政システムのようなものですね。それから、2つ目に図書館のシステムというものを挙げさせていただいております。

一つ目の自治体クラウドの話につきましては、午前中にもですね、質問がありまして、町長のお考 えということは伺いました。その中でコスト削減の効果はあるものの課題もあるんだということで、 その課題につきましては部長のほうから詳しく説明をいただいたところでございます。というわけで、 それからもう少し踏み込んだというような話になるかと思いますので、多分部長のほうにお答えいた だくことになるかと思いますので、申し訳ありませんが。まず、先ほどの議論の中でコストの削減効 果という話が出てまいりましたけれども、じゃあどのくらい削減されるんだということがなかなかイ メージとして掴みにくいというところがありました。私のほうで平成14年度から28年度までの決 算資料をもとに、決算書の中の款項目でいうと、電子計算費と戸籍住基台帳費、この2つですね、2 つの目につきまして、役務費と委託費と、すみません、役務費は通信ネットワークの利用料に限って おりますが、役務費と委託料と使用料、賃借料、この3つを積み上げてみました。もちろんそのほか のそれぞれの部署に福祉系、あるいはその税務系とかですね、いろんなシステムがありますので、そ の分は含めておりません。あくまでその中心のコアな部分ということになりますけれども、比較して みますとですね、システムて大体5年を周期として考えますので、5年の束で考えます。28年から その前の5年間、24年までの5年間、そしてその前の23年から平成19年までの5年間、そして 18年から14年までの5年間、この3つのスパンを考えて比較したところですね、最初の5年間の 先ほど申し上げました費用の平均というのが6千466万8千円ということになりました。で、これ

を直近のというか、28年から5年前までの新しい5年間と比較は、これが1億931万円というこ とで、4千400万円程度、割合としては大体1.7倍、10年間でですね、に膨れ上がっているわ けです。これをこの自治体クラウドに移した場合どうなるのか。自治体クラウドに移行した場合に、 大体3割程度のコスト削減効果があるということで、これはあちこちで言われていることですけれど も、それが幾らになるかというと大体このコアの部分だけで年間3千万円以上、周辺の各課が使って いるシステムまで含めれば当然それ以上のものが出てくるわけです。4千万円ぐらいは期待できるの かな、まあ4千万円は言い過ぎだ、まあ3千万円以上ということで、が期待できるわけです。つまり、 この取り組みが1年遅れれば4千万円損するというような言い方もできるわけですね。先ほど部長の ほうから言われました課題としては、一つがそのカスタマイズの問題があるんだと。あるいはほかの 自治体との調整が大変なんだとかですね、そういった話がございました。そうしたその課題を解決し ていくためにはどうしても県に主導権をとっていただくことが望ましいんだというようなお話であっ たかと思います。でも、その課題のところをちょっと考えますとですね、まあほかの市町との共同利 用にあたっては、カスタマイズしてある部分というものを調整するものが大変難しいんだと、標準化 されていないところがあるから難しいんだというのがまず一つございましたけれども、そもそも業務 というのは標準化されているにこしたことはないんですね。カスタマイズされている部分というのは 確かにあります。というと、このカスタマイズとかいう話がちょっとややこしいので、少し例を挙げ てみますと、県の教育委員会は県のネットワークの中で仕事をしておりますので、そこで使われるべ きワードプロセッサー、ワードですね、いわゆるマイクロソフトワードというものが県のほうはスタ ンダートして採用しております。しかし教育委員会は一太郎というものを今も残して使っているわけ ですね。ということは、本来標準であるものから、例えば、その教育委員会にしてみればずっと前か ら一太郎を使っているから、今後も一太郎でなきゃいけないんだというような思いがあるわけです。 そうするとその分が二重のコストになっているというところがあるわけですね。じゃあこれワードに 合わせることができるのかと議論したんですが、そうすると、どんどん新しく入ってくる人たちとい うのはワードに慣れているわけですから、自然と消えていってしまって一太郎も間もなくなくなろう としているというような状態です。このように、カスタマイズというものが必ずしもいいものかとい うと、標準ではないんですね。むしろカスタマイズによる弊害というのは随分あります。これまで今 のところ、私の手元にあります資料では、58のグループがこの共同利用に踏み切っておられるとい うことです。つまり58の事例があって、その58のグループはこういうカスタマイズの問題、標準 化の問題を乗り越えて来られていると、つまりこれ乗り越えられないはずはないというのがまず一つ ですね。さらに、そのメリットとして、災害対策、対応の話も出てきましたけれども、これを標準化 することによって、例えば、ある町がちょっと庁舎が全く使えない状態になってしまった、業務をど ういやって継続するかといったときに、ほかの町の建物に行って仕事ができると、そういうですね、 事例も実験としては成功しているというふうにこの J — L I S という雑誌のほうですね、こちらのほ うでは紹介されておりました。標準化というのはするにこしたことはないということで、標準化が難 しいからまあ乗り気にならないというのもちょっとおかしな話かなと思いましたので、その辺もお尋

ねしたいと思います。

もう一つ、県が主導という話ですね。県に確かに主導してほしい。それももちろん当然でして、これ国のほうも都道府県が主導しなさいということを言っているわけです。ただ県のほうが持ってる電子自治体推進協議会というのがですね、こういうものを設置している都道府県というのは大体8割ぐらいがある。ところが、その中で自治体クラウドに取り組んでいるのはどのくらいですかというと、約半分、5割程度に定まっている。県のほうが少し及び腰になっているというのは確かにわからないではありません。けれども、先ほど言われました様々な課題というのは、総務省のほうで自治体クラウドを推進するための10の指針ということで課題としてあげて、それに対してどう対応していくのかという道筋も示してございます。県のほうは市町村からの要望があればそれにきちんと対応しなさいということで指示も出ているようでございます。それを基に最近では、青森県、愛知県、広島県などがですね、そういう取り組みを始めたということですけれども、県のほうにお話されるということであればですね、少しでも早く取り組みを始めたいということで、この大津町はじめこの周辺ですね、広域・・・親和性のあるこの地域というのは、熊本県の中でもやはりその力の今伸びている地域でございますので、そうしたところが先陣を切って声を上げるというのが大事なことではないかと思います。

以上のような点を含めまして、自治体クラウドの広域利用の推進ということで、もう少し踏み込んだところでお答えをいただければと思います。

そうかもういっちょあった。すみません、図書館のことですね。すみません、図書館のことを申し 上げます。そうしたその広域利用というところでつながるわけですけれども、これは基幹系の業務で はございませんので、住民サービス系の業務ですから別ですが、図書館のシステムというものがござ います。図書館は今でもこの2市2町の間ではお互いに相互利用ということができるわけです。菊陽 町のカードを持って菊陽の図書館に行けば大津町民でも菊陽町の本を借りることができますし、今度、 菊池のほうに素晴らしい図書館ができましたので、あそこに行ってもやはり借りることができるとい うような状況になっております。そうしたその図書館なんですが、この図書館のですね、利用に関し まして、日本図書館協会というものが市町村の自治体の図書館の役割というものを定めております。 その中に、一つに、図書逐次刊行物、視聴覚資料、電子資料などは人類の知識や創造力の成果を集積 したものであり、人々の生活に欠くことのできない情報伝達の手段である。図書館は全ての住民の多 様な資料要求に応えるため、これらの資料を幅広く豊富に備えるということが図書館の役割にありま す。しかし、確かに理想はそうだと思うんですけれども、本当にできるのかといったら、一つの市町 村には限度というものがあります。もちろん人員の問題、財政的な問題、図書館の広さの問題、蔵書 スペースの問題、いろんな限度というものがあるわけですね。そうすると、一つの図書館で担えるこ とというのは非常に少ないわけです。そこで先ほどの日本図書館協会は、その図書館の役割の中で、 各市町村の協力というものを定めております。図書館は住民の要求する資料を必ず提供するために各 市町村の図書館が相互に協力しあうことが必要であると。相互協力は、資料の相互貸借、複写ディフ ァレンス業務など、サービス面で協力するほかに、資料の分担収集、保存及び索引の作成なども共同

で行うものである。ときには、職員研修採用研修などにも及ぼすことができるというような書き方がしてあります。図書館の連携というものは、やはり住民サービスの中でどうしても必要になってくるものだということですね。そこで事例をご紹介いたしますと、例えば、熊本市の事例ご紹介します。熊本市では、市立図書館と学校図書館のシステムを連携させて、市立図書館のサービスを学校からも利用できるようになっております。例えば、市立図書館の本を借りようとした場合、その本が学校図書館に届けられます。図書館の利用カードも共通化されておりますので、学校で借りた本と市立図書館で借りた本は隔てなく記録され、自分の図書館利用の履歴も把握することができます。また、学校で学習に必要な本が一度に大量に必要になったときは、その本をほかの図書館、もちろん学校も含め、から集めることもできると、そういう仕組みができているわけですね。

また、以前に委員会の視察で伊万里市の図書館に行きましたけれども、伊万里市の図書館では、近隣の図書館と連携して雑誌などのバックナンバーを分野別に分担して蔵書化することで、本来なら保管場所がなくて除籍されるような雑誌もですね、長い期間保存されているとのことでした。そういうシステムをつくっておられました。

そういった連携というものの可能性というものを探っていかなければならないと、そうしたとき、 今回、菊池市の中央図書館というものが開館いたしまして、これでこの広域連合を構成する2市2町 に中央図書館が揃ったことになります。これを機に、図書館のシステムとサービスを連携させて地域 図書館としての、自治体図書館としての役割を効率的に果たしてサービスレベルを高める取り組みは できないものだろうかということです。

これが(2)のほうでございます。以上、お答えをお願いいたします。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。

○総務部長(杉水辰則君) 佐藤議員さんの自治体クラウドに関するご質問でございますけれども、まず自治体クラウドでどれくらいぐらい削減されるのかということでございますけども、これにつきましては、午前中ちょっと答えた中でですね、自治体クラウドにいけば、全国の自治体でいけば約3割ぐらいは削減できるだろうというような報告があがってきております。今回ですね、議員さんのほうで5年ごとの過去のですね、役務費とか、委託料、賃借料ですね、このあたりを調べていただいて今のほうが高くなっとるじゃないかというようなお話だったかとは思いますけども、この中にはですね、パソコンの借上げですね。以前はパソコンは買い上げていましたので、この中の賃借料には入っておりませんでした。これが約1千万円ぐらいやっぱりここの中には含まれております。そのほか、当時含まれていなかったような費目も結構多くあるみたいですので、これはちょっと過去の予算書私見てませんのではっきりわかりませんけども、そういったことの内容にはなっているかというふうには思っております。ただ、ちょっとこれあれなんですけども、菊陽町さんのほうの予算書がですね、今ちょうど公表されておりますので、ちょっと比較してみたんですけども、菊陽町さんのほうが29年度は、あそこは自庁方式ですね。29年度が1億3千500万円、電算費がですね。うちが去年は1億500万円ということで、まあ3千万円以上のそのうちのほうが安くなっていると。30年度のほうもちょっと公開されていましたので、ちょっとコピーしてきたんですけども、これを見ますと1億6

千900万円ということで、うちが1億1千万円ですので、5千900万円ほどは安くなってきているということで、自庁方式でもですね、それなりの効果があっているのかなというような気がしてはおります。ただ、言われるように、そのもう少しですね、多くの市町村と自治体クラブをいけばですね、そういったいろんな経費の削減というのはもっともっと見込めると、それはもう確かなことでございますので、今後ともですね、そういった方面に向けては取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

カスタマイズの件ということで、だいぶお話がありましたけども、やはりカスタマイズがですね、 これを進めていく上でやっぱり一つの障害といえば一つの障害です。国のほうもですね、いろいろ調 査を行っている中で、やっぱりカスタマイズの件がやはりこれを阻害しているというような問題意識 をもっているみたいです。

全国の市町村のその自治体クラウドの導入の年度をちょっとみてみますと、平成18年度ぐらいか らかなり進んできております。これはちょうど平成15、6年、合併協議といいますかね、その辺り が進んでいたころに、やっぱり合併協議を進めながらですね、合併はしなくても電算あたりなんかも 共同化しながら効率化を図っていこうというような形で進めていかれたんではなかろうかというふう にちょっと推測をしたところではございます。私も合併協議会のほうに出ていっておりましたので、 こういった電算の統合についていろいろとそのお話をさせていただいたところでございますけども、 やはりいろんな面でそれぞれの自治体の歴史なりございましてですね、こう電算を統合する上ではい ろんな事務上の統合をある程度図っていかなければいけないというようなことがございますので、や はりここ数カ月、あるいは1年、2年ではなかなか話が進んでいかない可能性もございます。ただ思 い切ったところでどこかでその業者のほうが持っておりますパッケージをそのまま使いましょうとい うような話になればですね、かなりその思い切ったところで進んでいくのは確かということでござい ますので、そういった面につきましてはですね、やはり県のほうを通じてある程度その話し合いをす る場、こういったのが必要ではないかなというふうに思っておりますので、今後ともですね、県のほ うにお願いしながら協議の場を設けていくような形でお願いをしていきたいなというふうに思ってお ります。私どももそのこのやりたくないからやらないということではもちろんございませんので、や っぱりやらなければいけないということで、もう十数年前、あるいは20年前ぐらいからですね、こ ういった統合化についてもいろいろ協議をしてきたところでございますけども、そういったような歴 史もございましてなかなか進んでいないというのが今までの経緯でございます。ただ、国も県も自治 体クラウドということでどんどん進めておりますので、それに乗り遅れないような形でやっぱり今後 取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- ○教育長(吉良智恵美さん) 佐藤議員の電算システムの広域利用の推進についての図書館システムの 質問にお答えいたします。

昨年オープンした菊池市中央図書館、私も見てきましたが、大変素晴らしいものができておりまし

た。そのような近隣各市町における公共図書館がありますが、それぞれの図書館システムによって現 在のところ業務を行っております。

議員ご指摘のとおりにですね、図書館が担うべき住民サービスという視点から考えますと、広域においてシステム、あるいは物流の連携ができれば格段と住民サービスは向上することになると考えております。例えば、どこの図書館に行っても自分の借りたい蔵書が見つかるし、借りることができる。どこに自分のほしい蔵書があるのかといったことが近くの図書館で調べられる。そういうことができれば大変素晴らしいのではないかと思いますし、また、借りた本をですね、近くの図書館で返すことができれば、本当に素晴らしいんではないかなというふうに私も思います。しかしながらですね、システムを広域で連携させるというためには、関係自治体の同意はもちろん必要になりますけれども、各図書館利用をしているですね、個人情報の共有など課題があるんではないかということで、現段階ではですね、なかなかちょっと難しいと考えております。

また、物流の連携につきましてもシステムの情報共有が伴わないのであればやはり効率的な実施は難しいのかなと考えております。しかしながら、広域で連携できる部分につきましてはですね、住民サービスの向上の観点から必要であると考えておりますので、関係機関とも連携しながら、現段階で検討できるものについては協議を進めたいと思います。

なお、現況等につきましては、担当部長より説明させていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 説明させていただきます。

先ほど教育長からありましたように、近隣市町には、それぞれ公共図書館があり、それぞれの図書館システムで運用がなされているというふうな状況です。

また、広域利用という点につきましては、ほとんどの図書館で住民が読みたい本の購入や取り寄せるサービスとして、リクエスト・サービスを行っております。利用者が希望される本について、ほかの図書館から相互貸借するサービスで、それぞれの住民にとっては利便性の向上につながっていると思われます。

システムの連携につきましては、教育長からもありましたように、関係自治体間の総意や各図書館 利用者の個人情報の共有が不可欠となりますので、現段階で広域でシステムを連携するという検討の 段階には至ってないというところでございます。

また、物流に関してでございますけども、情報共有のない連携の中では様々な課題も発生すると思われます。

しかしながら、広域での取り組みといたしまして、議員のほうから言われましたように、それぞれの図書館の特色を生かした蔵書、例えば、雑誌の収集などについて協議することにより、棲み分けができる部分あたりもあるのではないかなというふうに思いますし、各図書館の特色あたりも出せるのではないかというふうに考えております。現在、図書館ホームページ上で近隣市町の図書館ホームページとリンクをはることなど、情報の連携についても検討を進めているところでございます。

そのほか、広域で連携できる部分につきましては、近隣図書館と連携・協力した運営を検討し、住

民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

また、公共図書館と学校図書館との連携につきましても、今後協議しながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〇議 長(桐原則雄君) 佐藤真二君。

○6番(佐藤真二君) 再度お尋ねいたします。

まず、最初の自治体クラウドの関係ですけれども、もちろんその取り組むおつもりもあるということで、今後は早い段階でというようなことでとおっしゃっていただいたかと思うんですけれども、総務省のほうもですね、随分前から取り組んでおられまして、もう最近ここ何年かの分の今後のロードマップというような形で出てきております。これをみると、今乗っからないともう手遅れになるよというような、今これに乗っからないとあとになってはちょっと困ったことになるんではないかと思われるような節もあります。国のほうは一遍これだけやってこのためにお金も出したじゃないかと。あとになってこれを今からやりたいと言ったって、それはもうだめだよというようなことが時々ございますんでですね、そういったパターンにならないようにきちんとこのできる限りこのロードマップに乗って、国のスケジュールに沿って進めていくのが効率的になるのではないかなと思いまして、この件はもうこれで終わりたいと思います。

次、図書館の件です。おっしゃいましたように、個人情報のことが一つシステムの連携にとっては 課題となるということで言われましたけれども、最近本当に個人情報、個人情報ということで、これ がいろんなその効率化、あるいはサービスの向上にとってまるで阻害要因であるかのようにですね、 言われることがあります。そのことは以前から気になっていたんですけれども、決してそうではない んだというところでですね、先日の委員会の研修で、滋賀県の大津市にまいりました。そのときはラ インを使ったそのいじめ対応の、すみません、大津市じゃなかった、大東市です。すみません、大東 市のほうですね。大東市のほうでは、家庭教育の支援ということでやっておられました。その中で、 その個人情報をどう取り扱うのかというようなことが事業を実施する上で課題になったと。そのとき には、個人情報の保護の審議会というのが各自治体にあるかと思います。名前は違うかもしれません けれども、そういった会があって、そこにきちんとこういうことをやりたいんだけども、これ特例と して認めてもらえないんでしょうかということでですね、申し出て、きちんと審議をしていただいて、 これは承認します、承認しませんというような答えが出てくるわけですから、そうしたそのプロセス というのはちゃんと準備されているわけですからですね。何もその個人情報だからということで門前 払いというかですね、入り口の段階で拒むのではなくて、本当に必要なことであればそうした手続き を踏んで検討していくというですね、手順をぜひ考えていただければなと思います。それとは別にで すね、現在の段階でもその図書館の連携の中でできることは進めていきますということでいろいろお 答えをいただきました。それはもちろんそのとおりなんです。ただ、それだとですね、現在でも結構 ですね、連携は進んでいると思います。もちろんその本の相互貸借もそうですし、リファレンスのサ ービスを使えばですね、もうほとんどのことが可能になる。間に人間が介されるわけだからですね。

ほとんどのことは可能になるかと思います。そうした中で、あとどの部分を増やすんだろうなと思ったら、もうさほどそこは残ってないのかなというふうに考えるところです。

ただし、先ほどの中で、ここまでちょっとお尋ねしなかった部分がありますけれども、本の分散ですね、ここもう少しお話したいと思いますけれども、幾つかの図書館がありまして、そこに1万円の本がそれぞれあったとします。この本は非常に資料的にも価値が高いもので、年に一遍ぐらい誰かが見ます。そうすると、その本というのは価値のあるものですから、図書館としてはそれをなるべく除籍はしたくないと。しかし1万円の本で資料的なものですから、結構場所もくいます。こういったものを各図書館が持っておく必要があるんだろうかということを考えると、やはりその一つの図書館、ここにあるよということであればいいわけですね。そして、それがリファレンスができれば介さずに検索できてあそこにあるんだね、うちの図書館にお願いすればあれは借りられるんだねということで、その分散の備蓄、先ほどは雑誌のことしか申しませんでしたけれども、そうした資料についてもですね、ぜひ考えるべきところがあるんです。ですから、そういった意味で、図書館の窓口サービスとしてのリファレンス、これはもう現状の連携十分あるのかなと思いますけれども、図書館のバックヤードの業務の連携というものですね、ぜひ考えていただきたいというところで、これについてはもう少しお考えを聞かせていただければと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 分散の備蓄の連携についてということでございますけども、現段階でですね、そういったところまで実際広域で協議あたりやっておりませんので、またそういったその進め方については今後広域でですね、協議をさせていただくならと思います。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 佐藤真二君。
- ○6番(佐藤真二君) 今申し上げましたようなことですね、これもやはり何がベースで実現できるのかというと、システムの連携があって初めて実現できることなんですね。ですから、システムの連携というのは有形、無形の様々な効果がありますということで、ぜひ前向きにご検討をいただければということで終わりたいと思います。

以上です。

○議 長(桐原則雄君) これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後2時58分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成30年第1回大津町議会定例会会議録

平成30年第1回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第4日)

		平成30年3月19日(月曜日)													
出席議員	1 番 三 宮	美	香	2	2 番	山	部	良		3	番	山 :	本富	= _	夫
	4 番 金 田	英	樹	5	番	豊	瀨	和	久	6	番	佐	藤	真	1
	7 番 本 田	省	生	8	番	府	内	隆	博	9	番	源	Ш	貞	夫
	10 番 大塚龍	<u> </u>	郎	1	1 番	坂	本	典	光	12	番	手	嶋	靖	隆
	13 番 永 田	和	彦	1	4 番	津	田	桂	伸	15	番	荒	木	俊	彦
	16 番 桐 原	則	雄												
欠 席 議 員															
職務のため	局	長	豊	住	浩	行									
出席した事務局職員	書	記	佐	藤	佳	子									
地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のた者の 出席した者の 職氏名	町	長	家	入		勲	総総	務調	務果行	政係上	部 亳	宮	﨑	俊	也
	副町	長	田	中	令	児	総		務	Ż	部				
	総 務 部	長	杉	水	辰	則	財兼	政計行	果財革推	政係上	部 長 長	本	司	貴	大
	住 民 福 祉 部	長	本	郷	邦	之	教	•	育	+	曼	吉	良	智恵	美
	経 済 部	長	古	庄	啓	起	教		育	部	흇	市	原	紀	幸
	土 木 部 長 併工業用水道課	任長	大日	黒日	哲	郎	農	業委	員会:	事務局長	亳	田	上	克	也
	総務部総務課	長	藤	本	聖	$\vec{-}$									
	総務部財政課	長	羽	熊	幸	治									
	会計管理兼会計課	者長	中	野	正	継									

議事日程(第4号) 平成30年3月19日(月) 午前10時 開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

〇議 長(桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

なお、永田和彦君より遅参の届出があっておりますので報告します。 本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

〇議 長(桐原則雄君) 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

山部良二君。

〇2番(山部良二君) おはようございます。傍聴席の皆様方もお忙しい中、早朝からお集まりいただき、誠にありがとうございます。2番議員、山部良二が通告により質問に入らせていただきます。

1点目は、町の施政方針を受けて、2点目は、廃止された種子法に関して、3点目は、学校における働き方改革について、以上3点について問わせていただきます。

まず、1点目は、5点質問させていただきます。

施政方針の中で未曾有の被害をもたらした熊本地震の発生からまもなく2年を迎え、被災された 方々の一日も早い生活再建と早期復旧・復興を目指すとあり、また、第6次振興総合計画基本構想、 基本計画策定の年でもあります。このことを踏まえ、熊本地震から創造的復興に向けて、去年はいろ いろな取り組みがなされたと思いますが、第5次振興総合計画の総括も含め、1年を振り返って町長 はどのように総括されましたか。

2点目は、田中副町長においては、総務部長から副町長に就任されてから早2年が経過しようとしています。町民と触れ合い、各種団体との意見交換など、町長の右腕として精力的に活動されてきたことだと思っております。特に、地震からの創造的復興に向けて取り組んでこられたと思いますが、副町長の目から2年間の成果と今後の抱負をお伺いいたします。

3点目は、大津町は中部に本田技研等の工業地区を抱え、北部、南部に農業、林業地区を要し、交通網や産業等において均等のとれた素敵な町だと考えています。町の人口は増加傾向にあるものの、北部、南部では人口減少が著しい地区もあります。地域間の格差が大きいと考えられております。しかし、これまでの大津町の諸計画を見る限り、各地区における格差や特性の存在(人口増減率、年齢構成とその変化、高齢化率、福祉などの地域資源)2016年の熊本地震被災状況と復興の現状等に注目した基本構想や福祉計画の立案がなされているとは思えなく、地域福祉計画は社会福祉法第107条によって市町村に策定が義務付けられた行政計画であり、住民等々の意見を反映させる措置を講

じなければならないとなっております。町には第2期大津町地域福祉計画、地域福祉活動計画があり、 北部、中部、南部のように、人口増減、高齢化率、産業や伝統文化などの地域特性が異なる場合は、 住民のニーズや重点的な福祉課題に相違点が生まれる場合があります。また、地域特性や住民のニー ズを反映させるために、本町でも地区住民懇談会や住民アンケート等、地区別の分析を実施していま すが、大津町の場合、一般的な地区別の特性だけではなく、熊本地震後の居住福祉課題や地域福祉課 題、例えば、復興支援住宅の整備や住宅による自助・公助・共助のあり方、孤独の防止、健康意思増 進、介護予防等などの地区別の計画が必要であるのではないでしょうか。施政方針の中に、地域包括 ケアシステムの構築を目指すとある以上、北部、中部、南部における格差や特性の存在を踏まえた地 域ごとの住民ニーズに沿った諸計画が必要ではないでしょうか。

町長の見解を具体的にお伺いいたします。

4点目です。第6次振興総合計画の基本計画(案)の中に、地域学校協働本部の展開や地域学校協働推進員やボランティアによる学校を支援する取り組みを推進するとあるが、協働本部設置が遅々と進んでいないと聞いております。文科省の地域学校協働活動の推進に向けたガイドラインの中に、従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤としてより多くの幅広い層の地域住民、団体等に参画し、緩やかなネットワークを形成し、活動を推進するとあり、また、地域による学校の支援から地域と学校双方向の連携、協働を推進し、個別の活動から総合化、ネットワーク化と発展させることを前提とした上で、コーディネイト機能、多様な活動、継続的な活動を必須することが重要とうたってあります。そのことからわかるように、地域が学校を支援するだけではなく、地域と学校が同じ位置に立ち、連携、協働することが大変重要だと考えられています。そのためには、コーディネイト機能が最重要であり、行政とコーディネーターとの相互な密なる連携が必要であると考えられます。このことを踏まえた上で、ガイドラインの中には地域学校協働本部を新学習指導要領実施までに各市町教育委員会主導で実施可能な体制にする必要があるとありますが、教育委員会として推進目標、計画、計画日程を具体的に明示する必要があるのではないでしょうか。

5番目です。施政方針の中で地域公共交通ネットワークの再編とある。交通施策基本法では、交通 に関する施策の基本理念を国や地方公共団体、民間事業者、国民等の関係者の責務や役割を明らかに するとともに、我が国が今後長期的な観点から取り組むべき交通施策について、例えば、「日常生活 等に必要な交通手段の確保」、「国際協力の強化」、「大規模災害への対応」などの具体的な施策の方向 性を明示しています。大津町では、交通施策基本法の趣旨にそって、大津町地域公共交通形成計画が 出されました。そこで、2点お伺いいたします。

法律の趣旨にあるように「日常生活等に必要な交通手段の確保」に対して、どのように取り組むのか。

2点目、本計画では、平成30年は評価の年であります。乗り合いタクシーの運行体系の見直しや 利用促進対策をお伺いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 皆さん、おはようございます。ただいま山部議員から施策方針についてご質

問をいただき、誠にありがとうございます。私は経世済民の心でというか、世を治め、民の苦しみを 救うという心をもって取り組んでまいってきております。震災関係を振り返り、まず被災された方々 の生活の再建や住民の確保を第一に考えて、これまで被災者支援のための各種制度実施や被災者家屋 の公費解体、そして仮設住宅の建設、災害公営住宅建設計画などに取り組んできたところです。

また、併せて社会基盤の復旧を図るため、生活道路や公共施設、学校施設等の復旧にも取り組んできたところです。地域の再生についても、地域の集会所やコミュニティ施設の復旧も復興基金等を有効に活用しながら事業を進めているところです。これらの復旧事業につきましては、復旧・復興計画に基づき、スピード感をもって全力で取り組んでまいりましたが、一定の成果はあったのではないかと考えております。

平成30年度からは、主に復興の計画期間に入ってまいりますが、第6次振興総合計画を策定させていただき、ただいまお願いをしております。この計画に基づき、住民生活の再建・再生と災害に強いまちづくりと、将来に向けた創造的な復興を進めてまいりたいと考えております。

次の特性に応じた地域福祉についてですが、地域包括支援システムは、今後、ますます深刻化する 少子高齢社会に対応するための重要施策の一つであり、必要な支援を地域で総合的に受け止め、提供 するという考え方は、高齢者だけでなく、障がいのある人や子ども、支援が行き届きにくい壮青年や 中年層の世代にも広げていくことが必要になると思います。

そのためには、今後、公助だけでなく、共助での地域の力や人材が様々な課題に対して支え合うような地域づくりを目指したいと考えております。地域ごとに違う特性をしっかり把握し、人材と資源を結び付け、地域力を高め、支え合う地域をつくりあげていくことが大切であると思います。

そのため、大津町地域福祉計画の次期策定時においては、地域ごとの福祉課題・ニーズを反映できるよう、住民の皆さんと作り上げる計画としたいと思います。まずは、その準備段階としまして、地域の課題を拾い上げ、解決していく仕組みづくりや地域力強化の施策を30年度から取り組んでいくこととしています。

次に、日常生活に必要な交通手段の確保ということでございますが、今後の少子高齢化社会を迎えるにあたり、高齢者の外出支援や免許証返納等の様々な課題に対応するため、現状把握を行い、大津町公共交通会議を中心に現在の課題を整理し、バス路線や乗り合いタクシーの見直しや再編、あるいは町内循環バスの試行運転の導入について、関係機関や事業者と連携しながら政策推進を図っていきたいと考えております。

それぞれの課題について、早急に解決しなくてはならない大きな問題でございます。詳細について、 それぞれの担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長(桐原則雄君) 副町長田中令児君。

○副町長(田中令児君) おはようございます。議員の皆様に同意をいただきまして副町長に就任をして2年、ちょうど折り返し点を迎えました。そして、まもなく熊本地震から2年目を迎えようとしています。熊本地震では、多くの皆様が被災をされ、食糧調達や支援物資の確保など、次から次に出てくる問題に対応していくのが精一杯で、無我夢中だったような気がいたします。そのような状況では

ございましたけれども、家入町長のリーダーシップや職員の頑張りにより、復旧復興計画を策定し、 くらしの再建や社会基盤の復旧などに取り組んでまいりました。しかし、新庁舎建設、災害公営住宅 の整備、被災宅地復旧などはこれからが正念場であり、さらにスピード感を持って取り組んでいかな くてはならないと、そのように考えております。

私は、正月の仕事始めで職員に2つのことをお話をいたしました。一つは、職員の人材育成に取り組まなくてはならないということです。「5年間で50人以上の新しい職員が入ってきた。これは職員の4分の1が変わったことになり、新たな振興総合計画に基づくまちづくりのためには、職員一人一人のレベルアップ、そしてやる気が大事である。」職員の人材育成は喫緊の課題であるということです。

そして2つ目が、熊本地震からの復旧・復興についてです。「あのとき、職員が一丸となって災害対応にあたった避難所の運営や対策本部体制、食糧調達や配送、救援物資の配布など、今一度きちんと検証して、できなかった点や改善すべきところを明らかにして、次への対策をとっていかなくてはならない。あのような大地震が明日起きるのか、20年後か、100年後かわからないが、一つだけ言えるのは、ここにいる全員が未曾有の震災を身をもって体験したということである。この震災を教訓にして、次に生かしていくことが私たちの責任でもあり義務でもある。」そういう話をいたしました。

職員は日常業務に加えて震災復旧復興業務に追われる中で、なかなか進展していない面もございますけれども、率先垂範、私自身自らが先頭に立って取り組んでいきたいと、そのように考えております。

そしてまた、新しい振興総合計画「夢と希望がかなう元気大津」を目指し、全力で頑張っていきたいと考えております。

- ○議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長本郷邦之君。
- **〇住民福祉部長(本郷邦之君)** おはようございます。3番目のご質問であります。地域の特性に応じた地域福祉計画が必要ではないかというような点についてご説明させていただきたいと思います。

今回の大津町振興総合計画の中でも、福祉・保健分野の基本方針といたしまして「町民がいつまでも"健康"で"楽しく""安心"して暮らせる社会を目指す」としておりまして、具体的な事業推進につきましては、大津町地域福祉計画を核としながら各分野において事業展開を行っていくこととしております。

今般、国におきましても、制度や分野を超えて縦割りじゃなくてですね、支え手、それから受け手、そういった関係を越えた、今よく言われております地域共生社会の実現を目指すために包括的な支援体制の整備に向けた方針が出されております。社会福祉法や介護保険法、生活困窮者自立支援法などの法改正を行うなど、全国的な体制整備を進めるための措置が進められておるところでございます。

本町におきましても、地域福祉計画、地域包括ケアの理念に基づいて、身近な圏域の中で、住民が 主体的に課題を把握し、他人事を我が事として解決していく仕組みづくり、それから高齢者や障がい 者、子育てなどのそれぞれの分野で複雑化した課題を一体的に丸ごと受け止める相談支援体制づくり を平成30年度から地域力強化推進事業として取り組んでいくこととしております。

この地域力強化推進事業の中で、各地域の高齢化率も違っておりますし、年齢構成、それから、今 回の熊本地震を起因とする課題等も出ております。実は議員も言われましたように、震災で家をなく され、今仮設住宅で住まわれている方が大勢いらっしゃいます。仮設の延長が1年は延長されました ものの再建がなかなか思うようには進まないというようなことで、なかなか心配されておられる方も たくさんいらっしゃいますので、こういった震災に起因するですね、相談に対しましてもしっかりと 支援をしていく必要があるというふうに考えておりますし、災害公営住宅の入居もですね、もう間近 になっておりますけれども、入居前にはですね、こういったコミュニティ、今度新しく入られる方の コミュニティの形成あたりもですね、重点的に取り組む必要があるなということで考えているところ でございます。こういったことも含めまして、住民自身で解決していく仕組みづくりを行っていく必 要があるということで考えております。また、住民だけではなかなか解決できない課題もございます ので、その地域で解決できない個々の課題につきまして、それをまた丸ごと受け止める総合支援体制、 協議体的なものも構築していくことも必要かと考えております。既に高齢者の分野につきましては、 地域包括ケアシステムの中で地域包括支援センターを拠点として集いの場や相談支援、地域生活支援 を実施をいたしておりますので、これらの事業と連携をいたしまして、一体的に実施をすることでそ れぞれの事業の効果や効率性、それから対象者の生活の質を一層高めることができるのではないかと 考えているところでございます。

今言いましたように、社会福祉法の107条に基づいて策定しております大津町地域福祉計画も、現在、第2期の計画期間中でございます。計画期間が平成27年から平成31年でございますけども、平成32年度からは新たに第3期の地域福祉計画が開始されることになっております。策定にあたりましては、地域住民等が計画策定に関わることが前提であり、また、各地域の特性に応じた課題把握も必要ですので、地域福祉推進の理念と地域包括ケアシステム、これらの理念を共有しながら新たな地域福祉計画に向け、今後準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。

〇総務部長(杉水辰則君) おはようございます。公共交通の現状について、ご説明いたします。

現在、町のバス路線としましては、森山西線、岩坂山西線、内牧環状線、菊池線、山鹿線、駅南口線、交通センター行が2路線、合計8路線ございます。町は、このバス路線に対しまして、生活路線維持費補助としまして約4千600万円の補助を行っており、利用者の数も年々減少していることから、補助金の額も増えている状況でございます。

また、乗り合いタクシーにつきましては、半径500メートル以内にバス停がない地域を公共交通 空白地域として位置づけ、平成18年7月に大津町内の北部・南部地域の10集落に導入をし、集落 と町中心部を結ぶ公共交通として運行をはじめました。また、平成21年には、産交バスの桜丘線、 高森線が路線廃止となり、公共交通空白地域となった4地域にも乗り合いタクシーを導入し、14の 地域において運行を行うようになりました。また、さらに平成27年度には、産交バスの再編計画に より、同様に公共交通空白地域となった4地域に乗り合いタクシーを導入し、現在18地域において 運行をしている状況でございます。

利用者の状況についてでございますが、導入当初は1年間の延べ利用者が約1千200名でございましたけども、増便の効果などもあり、年々利用者は増加し、今年度におきましては、1年間の延べ利用者が約8千名となる見込みでございます。乗り合いタクシー導入当初と比較しまして約7倍になってきている状況でございます。

利用につきましては、完全予約制で一日4往復、年中無休365日の利用ができます。特に利用者が多い地域としましては、真木区や桜丘地域といった状況でございます。

利用目的の傾向としましては、病院や金融機関で用事を済ませ、買い物をして帰宅するといったパターンが多いようでございます。

公共交通の最大の課題は、ほとんどの方がマイカーを利用されており、公共交通機関を利用する人が少なく、採算が取れなく、町からの補助金なくしては公共交通を維持していくことができない一方、 高齢化が進展していく中で、高齢者の方の移動手段の確保も大きな課題となっております。

公共交通網形成計画でございますが、熊本地震の影響でほとんど前に進んでいない状況ではございますけれども、今後は、利便性の向上や学生の通学の支援も考慮しながら、バス路線の見直しや、乗り合いタクシーのエリア、あるいは制度の見直し、町中心部には、病院や商店及び公共施設を結ぶ巡回コミュニティバスの導入など、公共交通網形成計画に掲げている計画の実現に向けて、大津町公共交通会議で協議していきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- ○教育長(吉良智恵美さん) おはようございます。山部議員の地域学校協働本部を実施可能な体制にする推進目標・計画を明示する必要があるのではいかとの質問にお答えさせていただきます。

町教育委員会では、平成23年度から国・県の補助を受けて学校支援の取り組みを進めてまいりました。事業開始当時は、学校支援コーディネーター育成事業という名称であり、学校支援コーディネーターを育成し、学校と地域のボランティアをつなぐ役割を担っていただくという事業でございました。各学校区により特性等の違いはありますが、大変多くの方々がボランティアとして学校を支えていただいており、学校教育への理解も深まっていると考えているところです。

この活動を発展的にしたものが、現在、推進されている地域学校協働活動推進事業で、地域未来塾 や放課後子ども教室等、現在実施しているものも含まれておりますが、議員のご指摘のとおり、この 事業において地域学校協働本部を設置し、これまで学校を支援する取り組みだったものを、地域の 方々や団体等の幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、 学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して様々な活動づくりを行うことを目指すものです。

私自身も教育長として目指したい双方向的な地域と学校の連携のあり方の一つであると捉えております。

子どもたちの社会貢献意識や地域への愛着、コミュニケーション力及び学力の向上、教職員の地

域・社会に対する理解の促進、地域の教育力の向上など、活動を通じた地域の課題解決や活性化など、子ども、学校、地域それぞれに対して様々な効果ができる活動として、今までの活動体制から従来の 地縁関係団体だけではなく、大学や研究機関、企業等を含む一歩進んだ体制で推進する必要がありま す。

地域学校協働活動の推進にあたる、地域学校協働本部を整備することは大変有効であり、今年度示された文部科学省のガイドラインでは、この地域学校協働本部を新学習指導要領の全面実施になる平成32年度までに体制を整備することとされております。

町の現状としましては、地域学校協働本部立ち上げに向け、これまでの学校支援コーディネーター の体制を生かした新たな体制づくりを検討しているところであり、なるべく早い段階で推進体制を構 築できるように取り組んでまいりたいと考えております。

なお、現状の状況等については、のちほど担当部長から説明させていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) おはようございます。説明させていただきます。

先ほど教育長からありましたように、学校支援につきましては、学校と地域のボランティアをつないでいただく学校支援コーディネーターや300人を超えるボランティアの皆さんに大変お世話になっているところでございます。

今後の地域学校協働活動の推進に向けた取り組みにつきましては、コーディネーター研修の場や行政内部でも協議を進めているところでございますが、この事業は学校だけでなく、地域活動と密接な関係があり、推進体制においても一つの学校や複数の学校、また町全体といった様々なケースを含めて検討する必要がございます。また、町内の小学校は大規模な学校や小規模な学校があり、その学校を取り巻く地域もそれぞれに特色があるため、一律でいいのか、個別に推進目標を設定するのか等についての検討を行いながら推進体制の構築を進める必要がございます。

今後、従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働する地域学校協働活動を推進する地域学校協働本部の体制づくりにつきましては、先進地の事例等も参考にしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山部良二君。
- 〇2番(山部良二君) 再質問です。

町長、副町長におかれましては、健康に留意されて大津町町民のため職務に遂行されますよう期待 します。

それでは、再質問に入ります。3点目に関してです。先ほどの丸ごと支援、何かとてもいい言葉だと思いました。それで3点目に関して質問を行います。

計画を立案するにあたって、地域福祉の現場をよく知り、住民の声に耳を傾けることの可能な研究 者によってなされることが望ましいと思われます。今後は、県や大津町の現場をよく知り、これまで 熊本地震による住民の影響の調査、研究を行ってきた研究者や地域福祉計画を策定してきた研究者、 地元大学の社会福祉学部研究者から受けることが望ましいのではないでしょうか。今後は、アドバイ ザーの選択は住民の気持ちや状況がよくわかり、現場を知る現場主義の研究者を諸計画の策定委員会 のメンバーに入れてもらう必要があるのではないでしょうか。どうでしょうか。

2点目です。人口減少が著しく高齢化が進行している地区に重点的に福祉政策を充実させた地域コミュニティを形成していく課題があるのではないでしょうか。そのためには、北部・南部に既存の施設を利用した地域包括ケアセンター分館設置を検討する時期に入っているのではないでしょうか。

4点目に関連してです。コーディネーターやボランティアの方々は、地域学校協働活動に参画する ための連携協働をしたいと考えられております。行政の窓口を一元化してほしいという声もあがって おります。学校教育課が窓口になるかをお聞かせください。

以上です。

- ○議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長本郷邦之君。
- **○住民福祉部長(本郷邦之君)** 山部議員の再質問に対しましてご説明申し上げたいと思います。

まず1点目の地域福祉計画の策定委員はやっぱり地元のことをよく知る学識経験者あたりをお願いして、地区をですね、歩いて回るというような熱意のある方をというような話かと思います。地域福祉計画の策定委員につきましては、大津町の地域福祉計画策定委員会の設置要綱というのがございまして、これに基づいて、今出ております学識経験者、それから福祉関係団体の代表者、住民の代表者、それから行政関係職員等で組織をするということになっております。委員の選定につきましては、もちろん大津町の現場をですね、よく知って、地域福祉の専門性も高い学識経験者等にお願いしたいというふうに考えておりますので、議員のご意見を参考にしながら委員選定についてはさせていただきたいというふうに考えております。

それから、もう1点の北部とか南部にもいわゆるその拠点があるほうがいいのではないかということでございますが、議員がおっしゃいますように、住民により身近な圏域で相談等を受け止める場として北部とか南部にも地域包括支援センターのような、いわゆるサテライト的な拠点があるということは、これは誰もが気軽に相談に来られたり、あるいはそこが集う場所になったりというようなことで、より地域特性に即した様々な取り組みを行うことができると思われます。既存施設の活用や人的配置等も含めまして、どのような形態がですね、より効果的であるか、今後地域福祉計画策定委員会を開催してまいりますので、その委員会の場などで研究、検討をお願いしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 再質問にお答えいたします。

地域学校協働活動の担当窓口がどこになるかというご質問だったかと思います。従来の学校支援コーディネーターによりまして、学校と地域のボランティアをつないで連携体制を推進する学校支援地域本部につきましては、現在、生涯学習課のほうが担当窓口となっております。今後はその体制を基

盤としてさらに多くの幅広い層の地域の方々の参画をいただいて地域学校協働活動による推進を進めていくということで予定しております。担当は引き続き生涯学習課が窓口ということになります。

なお、地域学校協働活動の推進につきましては、学校運営協議会でございますコミュニティ・スクールとの連携が不可欠となりますので、推進体制の構築につきましては、学校教育課も含めて協議を進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山部良二君。
- **〇2番(山部良二君)** 今後もこれらの諸問題については、提案や質問を行ってまいります。

それでは、2点目に入ります。

主要農作物種子法は、これまで安価で優良で地域にあった多種多様な公共財としての種子を農家に提供するもの。また、種子は、国民の生命の根幹であり、もっとも基礎的な農業資材であり、種子のあり方が農業と食のあり方を左右し、農と食のあり方が新品種改良の方向性を規定する。多様な作物品種を守ることが多様な農と食を支えることとなり、優良な種子を農家に提供することで、国民の食料安全保障の一角を担ってまいりました。

2017年3月に審議入りし、種子法が驚くようなスピードで廃止されました。5月には農業競争 力強化支援法が成り立ちました。今回の種子法廃止と強化支援法の成立は、大津町町民及び国民の食 に関する安全保障を根底から脅かすものではないでしょうか。その理由としては、種子法をなくして ハードルを下げると、これまで優良かつ低廉な種子供給ができたものが将来的に種子の価格が跳ね上 がり、引いては、食べ物の価格に影響が出る可能性があります。国会の採択では、種子法廃止後も種 子の安定供給を行っていく予算が確保されるよう国に求める付帯決議が採択されました。付帯決議に は、そもそも法的な根拠はありません。予算根拠はありません。今後、種子法がなくなるということ の影響は未知数です。また、都道府県が種子事業から撤退し、民間企業やグローバル種子企業による 私有化が進み、優良かどうかもわからない高価な種子をやむなく農家が買わざるを得ない状況になっ ていくのではないかと思われます。既に民間が主体となっている野菜などの作物では、圧倒的な技術 力と資本を持った数社の多国籍企業が中小の種子企業を買収し、世界中にシェアを拡大しています。 一部の種子企業によって米や麦のような主要食糧の生産と消費がコントロールされ、生産者も消費者 も遺伝子組み換えでないものを選択できる余地が減っていく可能性があります。つまり、グローバル 種子企業に国民の命が操られてしまう可能性があるということです。そして、種子の私有化によって 食の安全に不安を持つ消費者は自分が食べたいものを選ぶ権利が狭められてきます。そうならないよ うに、在来の多様な種子を守って、生産、消費していくための消費者と生産者と行政による強固なネ ットワーク形成をする必要があります。このことを踏まえて2点質問いたします。

主要農作物種子法が廃止されました。町長の所見をお伺いいたします。

2点目です。心配される遺伝子組み換え種子による大津町の農業と町民の食の安全に関してお尋ね します。なお、大津町としてどのように捉え、将来の大津町の姿を具体的にお伺いいたします。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 山部議員の食の種子法に伴い、また、食の安全性関連等についてのご質問でございますけども、これまで1952年5月に制定され、米、麦、大豆といった主要作物の生産と普及を推進するために、都道府県の役割を位置づけ、地域にあった良質で安価な種子を農家に提供してきた制度で、農業試験所、あるいは研究センターなどでこれまで多額の費用と多額の人材で研究が進められ、それぞれ地域とのつながりが重く、つながってきておったものが、今回、議員がおっしゃるように、4月1日施行で種子法が廃止されるというようなことになっております。今後も農家への優良な種子が低価格で安定的に供給されることが重要であると考えておりますが、なお、直接的には熊本県が所管するところと考えておりますが、外国の一部のグローバル種子企業によって、米、麦のような主要食糧の生産と消費がコントロールされ、生産者も消費者も遺伝子組み換え等でないものを選択できる余地が減っていくのではという心配の声があがっています。法は廃止されても優良な農作物生産のために、優良種子が不可欠ですが、今後は熊本県の動向を注視しながら農家が安心して農作物をつくり、消費者が安心して食べられるように推進していきたいというふうに考えております。

議員ご承知のように、ここのところテレビ等についてもしっかりと放送されておりまして、大変植物の関係、これまで我々が農家の方々が四季の旬のものをしっかりと天の恵みとして我々に与えていただいてきたわけですけども、これが、季節感がわかるような食物がもう今後どんどんと消え去ろうとしておるような状況でございますので、やっぱりそういう旬なもの、季節感を味わえるようなものをやっぱり今後県の農地試験場関連等とも一緒になって、JA関係ともしっかり連携しながら今後進めていかなくちゃならないというような思いをしております。

一方では、今夜G7関係がございます。食の戦いちゅうか、戦争のほうに走りかねないような重要な課題に県の選出議員の木原稔代議士が行っておりますけども、今日の新聞におきましても、日本の種子のいいところは海外のほうに輸出されておるというような状況も出てきており、本当、日本のその辺の力というのも付いてきておるなというような思いをしております。今後、いろんな形でICTの活用によって食の変化、あるいは生活の変化も出てくるかもしれませんけども、我々高齢者というとあれですけども、やっぱり昔の味をそのまま若い世代の人に引き継いでいけるような推進を今後ともしっかりと図っていければなというふうな思いをしております。

詳細については、また担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議 長(桐原則雄君) 経済部長古庄啓起君。

○経済部長(古庄啓起君) おはようございます。本年4月に廃止されます主要農作物種子法につきましては、戦後の食糧増産という国家的要請を背景に制定され、都道府県に対して、米・麦・大豆といった主要作物の優良種子の生産・普及を義務付けておりました。しかし、法制定から60年以上が経過し、主要作物の種子品質が安定したことにより、義務付けまでは必要なくなったことや、都道府県中心の制度であったため、民間事業者の品種開発の意欲を阻害しているなどの理由から、国は種子法の廃止を決定しました。

しかし、今後も品質がよく適正価格の種子を安定的に生産・供給していくためには、現状の都道府 県の関わりは必須で、国も引き続き都道府県の役割を位置づけているところでございます。 種子法が廃止されることで、見方によれば民間力向上につながり品質が良く多収性の種子が低価格で生産される可能性があると思いますが、民間企業が参入することで、今まで時間をかけて品種改良を行い、生産されてきた種子に対して、遺伝子組み換えによる新たな耐性害虫や耐性雑草が発生するなど、生態系への影響や、生産コストの増加につながる可能性も否定できないところだと思います。

現在、国内において販売・流通が認められている遺伝子組み換え作物は、大豆、じゃがいも、なたね、とうもろこしなどの8種類で、病気に強い、害虫に強い、特定の除草剤で枯れないといった性質を組み込んだものが認められておりますが、国内での栽培はほとんど行われておりません。

なお、遺伝子組み換え作物が人体に及ぼす影響につきましては、様々な見解があり、まだまだ明らかになっておりませんが、一般的に遺伝子組み換え作物が使用された食品の購入には抵抗があるという方が多いのではないかなというふうに思っております。今回の種子法廃止に伴い、遺伝子組み換え食品の表示に関する法令等の改正に波及する可能性も否定できないなど、将来の食の安全性にも影響があるのではないかと危惧するところでございます。

町としましても、今回の種子法廃止による農家への影響と、将来の食の安全性への影響が出ないように関係機関と連携した取り組みや要望等を行ってまいりたいと考えております。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山部良二君。
- ○2番(山部良二君) それでは、再質問に入ります。

兵庫県では、米・麦・大豆の優良種子確保を都道府県に義務付けてきた種子法が4月に廃止されることを受け、種子の安定供給を継続するための県条例制定を進めており、県議会定例会で設立を得て、4月1日に施行を目指すとあります。それを踏まえ、熊本県では条例制定を進めているのか。進めていなければ町として県に種子の安定供給を継続する旨の条例の制定を提案するべきではないでしょうか。町長の見解をお尋ねいたします。

- ○議 長(桐原則雄君) 経済部長古庄啓起君。
- **〇経済部長(古庄啓起君)** 山部議員の再質疑に対してご説明申し上げます。

現在、熊本県では、県農業研究センターで稲16品種、麦7品種、大豆3品種を奨励品種とし、遺伝的特性が失われない各品種の原種を生産し、また、熊本県主要農作物改良協会により、8ヘクタールの原種の農場、420ヘクタールの採種の農場が設置され、種子生産農家の高度な栽培技術と厳重な審査により品質が確保されております。これだけの取り組みがあることから、町としましても県の動向を注視しながら、安心・安全な農作物の生産を推進していきたいと考えております。

また、先ほど兵庫県の条例の話も伺いましたけれど、熊本県に聞き取りしましたところ、生産者団体や流通加工業者等の関係機関と協議を現在行っておりまして、現行の種子生産体制を継続するために、熊本県主要農作物種子生産改善対策事業運営要領の制定を現在進めているとのことで、これまで同様、県の種子生産・供給が安定的に行われるよう計画しているとのことでした。

町としましても、農家が今後も優良な農作物の生産を行うためには、優良な種子が低価格で安定的 に供給されることが重要であると考えておりますので、関係機関と連携した取り組みを実施していき たいと考えております。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山部良二君。
- **〇2番(山部良二君)** 今後も関連した質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは、3点目の質問に入ります。

文科省中央審において、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についてまとめられています。総合的な方策とは、学校教師が担う業務の明確化を通じた役割分担と業務の適正化、学校が政策する計画等の見直し、学校の組織運営体制のあり方、勤務時間に関する意識改革と制度的措置、学校における働き方改革の実現に向けた環境整備という観点において、取り組むべき具体的な方策を示されたところであります。

そこのことを踏まえまして、緊急対策の前に出された部会の緊急提言の中に、校長及び教育委員会は、学校において勤務時間を意識した働き方を進める、全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取り組みを強く推進していくこととあるが、新教育長の今後の取り組みや考えをお伺いいたします。

2点目は、文科省の「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために」の中で、学校における 労働安全衛生管理体制の整備状況調査で、小学校、中学校における衛生委員会の設置率、整備率が極 めて低い水準であり、市町村教育委員会をはじめとして早急な対応が必要とうたってあります。この ことを踏まえて質問いたします。

9月定例会の中で、本町の小中学校を一つの事業所とみなし、労働安全衛生委員会の設置をと提言しましたが、進捗状況をお伺いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- **〇教育長(吉良智恵美さん)** 山部議員の学校における働き方改革についてのご質問にお答えいたします。

本町の教職員の働き方改革についての取り組みは、昨年9月の山部議員からの一般質問において、 齊藤前教育長からも回答があっておりますとおり、私も子どもたちに対する教育的効果を最大限に活 かすことのできる職場環境づくりを目指して取り組んでいきたいと考えております。

議員から質問のございました、緊急提言を受けて、文部科学省からは平成30年2月9日付で学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取り組みの徹底について、各都道府県教育委員会に通知があっております。

この通知は、具体的に各教育委員会で取り組む方策等が挙げられており、本町でも既に取り組みを 行っている方策もありますが、今後はさらにこの通知の事例を参考に、本町の実情に応じた働き方改 革に取り組んでまいります。また、町としましても、教職員サーバーを活用し、町内の教職員が作成 した教材や指導案の共同利用のためのデータバンクの整備を図りたいと考えております。優良な教材 や指導案を学校間で共同利用することで、教職員の負担軽減にもつながるものと考えます。

また、小中学校でコミュニティ・スクールを立ち上げ、PTAや地域の力を取り入れた学校経営を 構築できればと考えます。

教職員は、子どものためならば何でも自分の仕事として抱え込んでしまう傾向がございますが、これからは、教職員の業務について、本当に学校側がやるべきことなのかを判断し、地域やPTAなど

に頼るべきは頼り、早めに他の機関につなぎ、任せることも必要だと感じております。

さらに、教職員の負担感の中には、様々な家庭の事情を背景とした保護者対応も大きな要因になっております。

教育委員会としましては、教育支援センターなど関係機関と学校の連携のあり方について再構築を 図り、各学校における保護者対応の支援につないでいきたいと考えております。

教職員の働き方改革は、子どもたちのためであり、そのことで教師自身が子どもや保護者、地域から信頼されることにつながればと考えております。よりよい環境づくりを整備し、日々意欲的に従事できるよう今後とも働き方改革を進めていきたいと思います。

なお、労働安全衛生委員会設置の進捗状況等については、担当部長から説明させていただきます。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 説明させていただきます。先ほど教育長からありました、学校における働き方改革に関する文部科学省からの通知の中には、具体的に各教育委員会で取り組む方策が挙げられております。本町におきましては、既に超過勤務の削減を行うため、タイムカードの活用・校務支援システムの導入・学校環境美化の外部委託などを行い、教職員が子どもに向き合う時間の確保に努めているところではございますが、新たな教職員の負担軽減の方策については、各学校とも協議しながら進めていきたいと考えております。

また、議員から、昨年9月議会定例会でご提案いただきました、労働安全衛生委員会設置への進捗 状況でございますが、前回の質問の際には、ご提案という形で、現在設置されている菊池市の取り組 みの状況や効果等を情報収集させていただくということでお答えさせていただいており、継続して行っているところでございます。

本町におきましては、厚労省の規定どおり、学校を各事業場とみなし、要項を整備しているところであり、現在、教職員50人以上となる学校はございませんので、衛生委員会の設置の義務はございませんが、どの学校も10人以上であり、衛生推進者を置き、衛生管理者と同じ業務を行うこととしているところでございます。

なお、大津町における労働安全衛生委員会の設置検討につきましては、先ほど述べましたように、 先進地である菊池市の取り組み内容や効果等について聞き取りながら、引き続き調査・研究を進めて いきたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山部良二君。
- **〇2番(山部良二君)** これからも委員会設置を続けて提言してまいりますので、引き続き、ご検討をよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

- ○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。
 - 11時10分より再開します。

午前11時00分 休憩

Δ

午前11時10分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 皆さん、こんにちは。傍聴席の皆様もお足元の悪い中お越し下さり、大変ありがとうございます。それでは、お許しをいただきましたので、通告にしたがいまして、議席番号4番、金田英樹が一般質問を行います。

本日は、通告書に記載のとおり、小学生児童に焦点をあてまして、子どもたちを豊かに育むための 放課後全般のあり方に関連して3点を伺います。1点目と2点目は、学童保育に関する質問、3点目 は地域が関わる子どもの放課後についての質問です。補助資料にある①から③の番号が通告書記載の 各質問番号とリンクしております。こちらのほうになります。少し解説いたしますと、大きな分け方 ですが、学童の観点から見た児童の容態、質問の全体像というところで、子どもたち、まず学童を利 用している子どもと利用していない子どもがいるかと思います。さらに、利用しない方の中にも必要 ないからという理由と、必要だが入れないという理由があるかと思います。その必要だが入れないの 中にも定員の問題で入れない方と、そして経済的理由で入れない方がいるかと思います。

そうした中、まず①番目、最初の質問に関することが経済的理由で入れない方のために金銭的補助制度の創設が必要ではないかという切り口。2つ目が2番になりますが、定員の問題で入れない方には受け皿の確保。そして、現在、超過状況にある学童の定員をしっかりと適正にすることによって施設全体の環境も向上させていこうという切り口。3つ目が、学童は必要ない、利用しないけども、放課後全般を通して家庭、学校以外のつながり、学びの場の確保を意図した質問となっております。

それでは、早速一つ目の生活困窮世帯等を対象とした学童保育料の補助制度の創設に関する質問を いたします。

学童保育とは、主に日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る保育事業の通称です。この学童保育の役割についてもう少し詳しくお話をすると、厚生労働省は、放課後児童健全育成事業の内容として、次の6つを挙げています。一つ目が、放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定。2つ目が遊びの活動への意欲と態度の形成。3つ目が遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。4つ目が放課後児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡。5つ目が家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援。6つ目がその他放課後児童の健全育成上必要な活動です。昨今では、国の働き方改革の流れもあり、女性活躍推進のための育児支援の文脈で保育所や学童の充実が語られがちですが、何よりも子どもを真ん中において考えるのであれば学童保育は保育にかける児童の安全を守る場であるとともに、学齢期の児童が自立するための成長支援、健全育成を実践する場であるといえます。そうした意味で、1点目の内容は、社会問題化もしている子どもの貧困や貧困の連鎖とも大きく関連するものです。平成28年に施行された子どもの貧困対策法の大綱をみると、支援の内容は教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援ですが、全体をみていけば貧困世帯の子どもの遅れがちな学習を取り戻すことや塾や習い

事、進学などによる教育機会の格差の解消を図ることなど、子どもの生活環境や心身発達支援よりも、 学習の支援というところに比重が置かれているように思います。もちろん教育学習における機会均等 は、私自身も以前から主張しているところであり、必要な取り組みだと思います。しかしながら、私 も小学校での学習支援や読み聞かせ、あるいは地域のまつりやイベントの運営や支援などを通して多 くの子どもたちと直接関わる中で、あるいは、そうした活動中を含めて多くの保護者や関係者の方々 と接する中での実感として学習支援だけではなく、子どもたちの安全な居場所の提供及び基礎的発達 の支援こそはじめに取り組まなければならない課題だと考えています。国や各研究機関のデータから も示されているとおり、現代日本の貧困層は、働かないから貧困なのではなく、働いても稼げなく貧 困な世帯が多く、そうした世帯の親の帰宅は一般的に遅い傾向にあります。結果として、親がどれだ け我が子を思い、気にかけ、一生懸命向き合ったとしても、子どもたちと一緒に過ごせる時間は必然 的に少なくなります。そうして親の愛情とは別次元の話で十分な時間と手間を与えられない家庭に育 つことで、子どもに否定形発達、発達の遅延が現れることが勉学の問題以前に横たわる疎外感を連鎖 する貧困の正体の一つでもあると言われています。したがって、そうした家庭に対しては、子どもた ちの居場所ケアと療育、発達支援ケアを連携、両立し、子どもの救済に直接つながる施策が必要だと 考えています。

これを前提において、今回、生活困窮世帯を対象とした学童保育料の補助制度の創設を提案してい るわけですが、本町では、学童保育は保育園等とは異なり、収入とは関係なく一律の学童保育料が必 要になります。大津町の場合は、施設によって異なりはしますが、概ね月に6千円から7千円ほどで、 年間では8万円ほどの額になるかと思います。手取り収入から年8万円ほどとなると低所得世帯にと ってはかなり厳しい額です。施設によってひとり親世帯や二人目への独自の減免制度などを設けては おりますが、施設全体で経営を成り立たせる必要もあるため、対応はばらばらであり、必ずしも万全 な措置とはいえないかと思います。結果、数字としてはなかなか顕在化しない部分ではありますが、 学童へ行かせたくてもお金の問題で行かせることのできない層が生まれています。その前提に立てば、 親が仕事で家にいないことが多いにも関わらず、お金が理由で学童に入れずに一人で留守番している ことで安全な居場所ケアができておらず、さらに児童期の遊びや対人関係が希薄化することで情緒や 対人関係面での発達遅延につながってしまい、ともすれば最も学童が必要な家庭において学童が利用 できていないケースがあるということです。こうした貧困を背景としたミスマッチは、専門家の中で も指摘があるところであり、実際に町内でも学童の費用を払えないというケースや、同時に2人分の 支払いが難しいなどの理由で、弟や妹が入所するタイミングで、本来であれば学童に入れておきたい 長男、長女を退所させるというケースも聞いております。教育長は所信において、子どもたちを豊か に育むためには、家庭、学校、地域の3つの力が必要だとおっしゃっておりました。私もまさにその とおりだと思います。また、同じく夢を育み、叶えるための強い意思と志を養うことが大切だともお っしゃっていましたが、長年現場の最前線で取り組んでこられた教育長もよくご存知のとおり、一部 の子どもたちにとっては自らの意志や力だけではどうにもならない現実、あるいは環境がそうした心 の醸成を阻害してしまうという現実があります。その観点からもこうした状況にある家庭において、

家庭と学校以外にも社会との別の結節点を設けることが厳しい環境にある子どもたち、そして家庭に とっての重層的なセーフティネットの一つにもなると考えています。

なお、当初当該課題を担当課の方にご相談させていただいたところ、低所得世帯等を対象にした助成を行っている自治体はないのではないかという見解でしたが、独自に調べてみたところ、例えば、群馬県館林市は、月額3千円を上限に非課税世帯で保育料の2割、非課税かつひとり親世帯は3割を補助しており、埼玉県所沢市は、生活保護受給世帯及び市区町村民税非課税世帯は全額、市区町村民税のうち、所得割課税額が1万円未満の世帯へは半額を補助しています。さらに、福岡県では、県が率先して制度を設けていることが背景にありますが、生活保護世帯、住民税非課税世帯についてそれぞれ市町村が減免を行った場合、5千円と2千円を限度に県がその半額を補助するという制度を設けており、結果、30以上の自治体が独自の補助制度を創設しているなど、決して少なくない自治体が近年助成の制度を設けておりましたので、付言させていただきます。

以上を踏まえ、生活困窮世帯等を対象とした学童保育料の補助制度の創設をする考えがないかを町 長、教育長に伺います。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 金田議員の学童保育関連の補助制度についてご質問でございます。金田議員 ご承知のとおり、学童保育というのは、当初空き教室を活用して始まっておりますけども、大津町の 現状としては、学校施設関連等については、もう増築とか空き教室がなくてそういうような現状でご ざいます。歴史を見ますと、厚生労働省の統計によりますと、共働き世帯数はもう2015年には過 去最高の1万1千290世帯となっておると聞いております。共働きでなければ家計が維持できない 世帯が近年多くなっておると、そういう中で、女性のほとんどが非正規雇用者として企業に就業され ておられるというような状況でございます。

また、生活保護世帯関連等についても1995年ごろには戦後最低の60万世帯を割るような状況でございましたけども、2016年度には163万7千世帯に急増し、20年間で100万世帯以上が生活保護対象となっておると聞いております。

このような状況の中で、議員おっしゃるような子どもの環境関連等については、我々としてもしっかりと対応していかなくちゃならないというふうな気持ちであります。学童保育料の補助制度については、現在、周辺の自治体でも単独での補助制度は実施されていないようですが、県外では率先して補助制度を設けている県もあると聞いております。全国では独自での補助制度を設けている自治体もあるようでございますけども、我々、現在この地域においては、まだまだその段階にいっていないような状況でございまして、子育て世代の経済的負担の軽減については、今幼稚園や保育料の利用問題や学校給食費などのこれまで多くの議員さんのご意見をいただいているところであります。そのような中で、児童の放課後活動や放課後保育に係る経費についても総合的に整理し、検討する必要があるというふうに思っておりますので、今後、周辺自治体と検討し、先進地の事例等も確認しながら、県や関係機関とも協議し、補助制度の導入について判断をしながら今後2市2町、人口増のところの生活困窮者世帯等が多くなってきておりますので、このような中でしっかりと子どもたちの人権を尊重

し、人権のまちづくりに努めていくようなためにも急いで検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- **〇教育長(吉良智恵美さん)** 金田議員の生活困窮世帯等を対象とした学童保育料の補助制度の創設の 質問にお答えいたします。

生活困窮世帯を対象にした学童保育利用料の補助制度の創設でございますが、全国的な事例としましては、生活保護給付世帯、住民税非課税世帯、住民税均等割課税世帯、ひとり親家庭に対して、保育料(利用料)等の減免などを行っている自治体があるようでございます。また、県内では、熊本市、合併前の植木町になりますが、直営で運営している学童保育につきましては補助を設けているようでございます。

本町における学童保育利用料の補助制度の創設につきましては、子どもたちの安全な居場所の確保のためにも十分な検討をしていく必要があるのではと思いますので、先ほど町長からもありましたように、先進地の事例等の調査や関係機関とも協議を進めたいと考えております。

学童保育は、児童福祉法の中の放課後児童健全育成事業、放課後子ども総合プランの趣旨、目的の中にも、すべての児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう学習や体験交流活動を行う場となっております。町としましても放課後等に希望したすべての児童が学童保育に入れるように方策を講じていかなければならないと考えておりますので、しっかりと現状を把握し、実情にあった取り組みが必要だと考えております。

なお、学童保育利用料の現状等につきましては、担当部長から説明させていただきます。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 説明させていただきます。

学童保育は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図るためのもので、大津町におきましても、 平成5年度から大津小学校区、室小学校区で始まったところでございます。現在では14の学童保育のクラブがあり、約750人の児童が利用しております。

利用料につきましては、各クラブにより異なりますが、月額利用料のクラブでは、月額5千円から 6千500円、平日の放課後保育の日額で1日500円となっております。

学童保育の利用料につきましては、各クラブにおいて入所の際に保護者向けの説明会がございますが、ひとり親家庭や兄弟利用の場合の利用料の減免や入会金の免除が行われているようでございます。利用料につきましては、ひとり親、兄弟利用の家庭においては減免、入会金は2人目から免除などの運営が行われているようでございます。事業者によりまして利用料などの多少の違いがあり、また、所得に応じた軽減ではございませんが、ほとんどのクラブでは、このような利用料の減免や入会金の免除が行われているようでございます。

県内ではほとんどの自治体がこのような形を取っており、独自の補助制度は少ないのではないかと 思っております。 全国的には独自に学童保育利用料の減免がなされている自治体はあり、主に生活保護受給世帯、住 民税非課税世帯、ひとり親家庭などを対象としているようでございます。

補助制度の創設につきましては、町長、教育長からありましたように、現況を把握しながら先進地 の調査や協議のほうを進めたいと考えております。

以上です。

〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。

○4番(金田英樹君) 再度質疑いたします。

先ほど町長のほうから経済的負担軽減のために保育料や給食費等の検討も、ほかの議員のほうからも提案があって、考えていかなければならないというお話がありましたが、ちょっと私が一つやはり考えてほしいのが、もちろん家庭の経済的負担軽減は大切だと思います。ただ、今回あくまでも子どもたちを真ん中において、子どもたちの視点で見て少し考えていただきたいんですね。もちろん日々そう考えていると思っているんですけども、そうした中で、この給食費等というのは、基本的に多くの自治体で今進みつつあるのは、給食費すべての子どもが無料になるというお話で、ただ私が今回言いたいのは、親が働いている、そしてただ生活困窮している、そうした中、子どもたちを学童に入れるお金をつくることができない、結果として、子どもたちが一人で安全な居場所にいることができない。そして、ともすれば健全な発達の阻害要因になっている可能性がある。であるので、この生活困窮世帯等、あるいは収入がある程度あっても子どもが複数いる等でお金を払うのはなかなか厳しいというケースが生まれており、そうした中で、先ほど事例も説明したと思いますが、実際に下の子が入るタイミングで上の子をあきらめてもらうということがあったり、あるいは滞納というふうになったりということも聞いております。そして、実際顕在化しないとこであるかもしれないんですけども、お金を知って、それで町にも施設にも相談をしないというケースがやはりあるかと思います。そうしたときに、子どもたちの目からみるとやはりこの制度が大切だと思っております。

その切り口からこの生活困窮世帯等を対象とした学童保育への補助制度をどう考えるかというとこを伺いたいと思っています。先ほど部長のほうからは、ほかの自治体、近隣では実施されていないというお話もありましたが、それもあくまで周りの話であって、これはやはり町は町で考えて、子どもたちをみて、別に答弁をいただきたいと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 金田議員の再質問にお答えしたいと思います。

子どもたちの安全で、そして安全なところでしっかりと心豊かな人間にするためにと、今大津町においても、議員のこの資料を見ましたとおり、大津小学校、室小学校、ここに今現在またお願いをしておりますけども、もう学童保育の40人基準の中でオーバーしておる状況で今みていただいておりますけども、やっぱり場所がですね、室小にしろ大津小にしろ、もういっぱいいっぱいで、今回も大津小については、ちょっと北側の線路沿いにつくらせていただければなというようなことを聞いております。もちろん室小でも昨年学童保育つくっていただいております中でも、もういっぱいいっぱいで今後どうするかということで、それぞれの福祉法人関連等についても、学童保育の事業等をすると

いうようなことも言われておりますけども、なかなかその辺の保育関連でいっぱいであるというような状況であります。そういう意味におきまして、大津町としては、まず職員の確保とその場所がどうしても必要だなというようなことで、今担当のほうにも検討しながらそれぞれの施設運営の皆さんとも相談して、十分な意見を検討しながらどう今後室小、大津小、今後どんどんどんどんとんと地造成関連等で両校についてはいみってくるような状況でございます。そういう意味におきまして、この学童関係の補助関連等については、しっかりとやっぱり、それは行政の役目であって、その料金関係については、先ほど申したように、やっぱり共稼ぎしながら頑張っていただいておる家庭につきまして、行政がどこまで支援していくかというようなことについては、今後2市2町の中において、我々としてはそういう中で福祉関連等についても話し合いをしながら進めていこうというお互い約束事をしておりますので、この辺についてはもうしっかりとこういう状況であるというのは大津も合志も菊陽も同じでございますので、十分その辺は今後検討をさせていただきたいというふうに考えております。

- 〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。
- **〇4番(金田英樹君)** 答弁をいただきましたが、教育長のほうに再質疑をさせていただきたいと思います。

先ほど部長のほうからは各施設においては自助努力によって多子世帯等への減免等もやっているというお話でしたけども、町としてはもちろんやっていないと。そうした中、具体的なケースもいくつかご紹介したと思います。新教育長のほうも事前からそのことは以前から知っていたかもしれませんけども、そういった状況を踏まえて、この減免の助成制度、補助制度ですね、の必要性というのをどのように考えているかということを伺いたいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- ○教育長(吉良智恵美さん) 私も大津小学校に最後4年間おりまして、大津小学校にはご存知のとおり、学童保育があります。年々ですね、子どもたちが増えていっている現状も目の当たりにしておりましたし、先ほど議員がおっしゃいました、経済的な理由、あるいは定員の問題で従来ならば2人とも入れたいんだけど下の子どもさんというような事例もですね、聞いてはおりました。それで、補助制度についてどういう思うかというご質問でございますけれども、補助制度はあればこしたことはないと思っております。ただし、議員がおっしゃるように、経済的に困窮している世帯への補助、ただ議員はそこに加えて、子どもの安全対策と考えた場合に、経済的な負担はないにしても、広く子どもたちの放課後の対策についても、何かそういう補助制度を入れて広く受け入れるということをおっしゃってたのかなと思います。子どもたちの放課後対策というふうにですね、広く捉えてやっていく方法を考えながら、補助のあり方につきましては、学童保育、それからそのほかのですね、いろんな形での補助の制度というのがあると思いますので、町の様々な町長のご意見等も伺いながらですね、対応していかなければなかなか教育委員会だけの対応では難しいのではないかなと、この時点ではお答えさせていただきたいと思います。
- 〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。
- **〇4番(金田英樹君)** 答弁いただきましたが、先ほど町長のほうからも話あったと思うんですが、こ

れやはり人権、子どもの権利の問題でもあると思うんですよ。現実問題として、今子どもたち、親もいなくて家に一人でいて、そういった子たちがいるという状況も踏まえてこの制度を、私としてはやはり必要だと思っています。これまで私投資的なものを除いて住民の方々への補助制度、今回、20回目の一般質問になりますが、してきた記憶はないんですけども、こちらは本当にそもそも憲法レベルで必要なものの権利のとこだと思いますので、しっかりとご検討いただければと思います。

それでは、時間もありますので、二つ目の質問に移ります。

学童需要の増加に伴う受け皿の確保に向けた取り組みの質問です。

現在の本町の状況を見ますと、子育て世代を中心とした人口の増加や、核家族、共働き・ひとり親世帯の増加などを背景に、学童保育の必要数は年々増加しており、公設民営である室小学校や大津小学校など施設によっては国の定める適正な基準である単位当たり40人、1人当たり面積1.65メートルという控えめな基準さえも満たせない状況となっております。そのため、明確な学童の待機児童は発生していないものの、様々な弊害が生まれています。具体的には補助資料もお配りしておりますが、受け入れの観点からは、特に人口の増加が著しい大津小学校や室小学校区では、やむなく校区外の施設を利用するケースや新規入所希望者への迅速な入所許可を出すことができないケースなども生じており、さらに、そうした状況が、特に高学年の在籍利用保護者への精神的なプレッシャー、つまり自発的な退所圧力につながるケースも現実に発生しております。

また、質の観点からこの状況を見れば、大規模化した学童保育では、子どもたちが騒々しくて落ち着けない、些細なことでケンカが起こる。また、指導員の目が行き届きにくくなることで遊びや活動を制限せざるを得ない。事故やケガが増えるということが専門機関からも指摘されているところです。以上のように、保護者の就労支援、子どもの安全確保、豊かな発育支援の3つの観点から見て、既に厳しい状況ですが、私は学童保育のニーズは今後ますます増えていくものと予測しており、計画的な施設整備に向けた綿密な計画作成や具体的な動き出しが一刻も早く必要だと考えております。

ここで、今後の学童の受け入れ可能数の確保の必要性をお伝えするために数の予測を具体的にお話します。学童保育施設への入所者数を予測する際の因数となるのは、子どもの全体数×その利用率です。まず、子どもの全体数について、直近の人口推移や宅地開発状況などから判断すると、本町では、今後も継続的な増加が見込まれます。町内小学校の児童数は大幅に増加しており、お配りしている資料のとおり、既に学童が受入超過にある大津小学校と室小学校では、今後5年ほどでともにそれぞれ100人以上の大幅な児童増加が見込まれます。

次に、利用率についても近年増加傾向にあり、今後もますます上昇するものと思われます。具体的な状況を調査したのでお話しますと、例えば、大津小学校の場合、美咲野小学校と分離する前の平成24年度には、児童数1千65人に対して、学童保育利用者数は129人と、全体で12%ほどの利用率でしたが、平成29年度は児童数が当時の概ね3分の2である665人に対して利用人数が147人となっており、児童数が減少しているにも関わらず、利用数はむしろ増加しています。また、室小学校に関しましては、児童数も増加しているために、平成24年度には101人だった利用数が平成29年度には155人と1.5倍まで増加しています。いずれの学校においても、この間の利用率

は10%ほど伸びており、室小学校に至っては、現在30%の利用率となっています。なお、先ほど述べたとおり、やむなく校区外の施設を利用するケースが出ているにも関わらずです。詳細な数値はお手元の資料のとおりとなっております。先ほど教育長から少しお話がありましたが、2番のところで見ると、学童の適正人数40人と言われている中、それぞれ3クラブあり、120人が理想的な、国が定める控えめかつ理想的な数値となっております。それをみたとき、大津小学校の場合には、来年度も137人入ってくるとなります。そうなってくると、もうごらんのとおり利用者数は適正な値から大幅に超えており、さらに2023年、2022年等の5年後等を見ていきますと、さらに超過状態で絶対に足りないような状況となっています。室小学校のほうも厳しい状況となっておりまして、室小学校のほうがより一層厳しい状況になっています。

さらに、下に別表を設けておりますが、今後想定される学童利用者のさらなる増加要因として、この1番の大津町児童数の推計の中には、開発等による増加は一切含まれていないので、実際はこれだけ開発進んでいる大津町では、全体数も宅地開発によって転入者がどんどん増加してきて、この推計よりももっと多い数になると思っています。利用率に関しましても部活動の社会体育移行による学童需要の増加だとか、待機児童対策として町が進めてきた保育園数の増加による小学校進学時に引き続き保育を必要とする世帯の増加、国が定める保育園の無償化による保育園児のさらなる増加等によって率のほうも今後ますます増えていくと推計しています。

この利用率増加は、先ほど述べたとおり、核家族、共働き、ひとり親世帯の増加に加え、ここ数年での町内保育所の増加が大きな要因となっているものと思われます。保育所を利用していた家庭にとっては、子どもが卒園して小学校に入学しても安心して就労や介護等を継続する上で、学童保育施設は不可欠です。また、小1の壁とも呼ばれますが、仕事と子育ての両立に国をあげて取り組む中で、母親などが小学校入学を機に職場復帰を希望するケースが増加していることも要因であるかと思います。また、4~6年生の受け入れが一般化したことに加えて、熊本地震によって子どもを一人にしたくないという思いもあるのかもしれませんが、近年はこれまで一定率だった高学年の退所数が大きく減少している傾向もあるようです。

さらに、今後を見据えると、先ほど述べたとおりの要因によって、学年を問わず利用率が増加する ことが想定され、そうした諸々の状況を十分に織り込んだ整備計画が必要であると考えています。

なお、施設整備を進めるには、一定の設計、建設期間や財政負担が伴うことも念頭に入れまして、例えば、空き教室の利用や特別教室の空き時間の利用などの確保の手法についても様々な工夫を検討する必要があると考えています。この大津小、室小に関しましては、空き教室は現在ないとは思いますけども、国も進めているとおり、特別教室の空き時間等が有効な施策になるかとは考えています。

既に、一部の学童では逼迫した状況が続いており、国としても放課後子ども総合プランにおいて、 学校施設を徹底活用した整備の促進を打ち出し、具体的には実施主体である市町村教育委員会または 福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化することを前提とした学校施設の活用に向けての責任体 制の明確化、余裕教室の徹底活用に向けた検討、放課後等における学校施設の一時的な利用の促進な どを打ち出しております。実際にこの方針以前から多くの自治体において学校の空き教室や学童保育 専用教室を活用した運営が行われており、その数も近年増加しています。また、そのほかにも定員の 増や近年増加傾向にある発達障がいの子どもたちへのケアなどで難しさを増す環境にある事業者の運 営支援を通して子どもたちの安全や療育を担保するという観点からは、働き手の確保や岡山県学童保 育連絡協議会で取り組まれている作業療法士などの専門家との連携、派遣などの取り組みも事業者と 協議しながら検討をはじめる時期にきているのかと考えております。

以上を踏まえ、次の内容について伺います。

1点目が、学童への現況認識及び課題に対する現在の取り組み。

2点目、今後の予測を踏まえた整備計画、これは必要数の見込みを踏まえた新設、民活、学校施設 利用等になります。

3点目、働き手の確保に向けた支援や作業療法士などの専門家との連携・派遣です。

先ほど答弁に含まれていた部分は割愛いただいて結構でございます。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- ○教育長(吉良智恵美さん) 金田議員の学童需要の増加に伴う受け皿の確保に向けた取り組みの質問にお答えいたします。

大津町の学童保育施設は、平成29年度で14のクラブがございます。その中で、大津小校区、室小校区、護川小校区の3校区につきましては、利用者増への対応として、平成30年度にクラブ数の増設を考えております。護川小学校区につきましては、既存の建物で対応ができると考えておりますけれども、大津小校区、室小校区につきましては、議員ご指摘のとおり、近年、人口の増加が著しく児童数の推計を見ましても、今後の整備計画につきましては早急に検討する必要があると考えております。

放課後子ども総合プランの中に記載してありますように、学校施設を活用した学童保育である放課 後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進ということもございますが、需要増が見込まれる学校には 活用できる余裕教室もないのが現実でございます。ただ一時的に使われていない教室の活用につきま しては、学校側の備品や学童の備品などの管理やセキュリティ上の問題など、大変解決すべき課題も 多いと考えておりますけれども、例えば、放課後の空き教室を利用した月に数回程度の習字教室や放 課後学習会など実施している例もございます。今後は、様々な視点から検討していかなければならな いことと考えております。

次に、学童保育の運営に必要な放課後児童支援員につきましては、その確保が厳しい状況が続いておりますけれども、様々な方法で情報を発信しながら人材の確保に努めたいと思います。また、学童保育には、特別な支援が必要な子どもも入所しておりますし、今後も増えることが予想されますので、専門家との連携も必要になってくるかと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長のほうから説明させていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 説明させていただきます。

大津町の学童保育の現状としましては、先ほどからありますように、大津小校区、室小校区につき

ましては、近年宅地開発が進み、人口の伸びが著しい状況でございます。当然児童数も増加し、併せて学童保育を希望する児童数も増え、施設が不足している現状でございます。

大津小校区におきましては、小学校敷地内に平成30年度設計、31年度建設で2クラブの増設を 予定しております。ただし、その間にも児童数は増加しますので、既存の施設とプレハブで1クラブ を増設し、対応したいと考えており、現在も関係機関と調整を行っているところでございます。

室小校区につきましては、1クラブの増設を考えております。学校教室の増築計画があり、敷地的にも学童施設を整備する場所がないため、近隣用地の確保を含め対応を検討しているところでございます。

今後の整備計画につきましては、現在の推計では、平成35年度では、大津小校区で4、5クラブ、室小校区でも4、5クラブの施設の整備が必要になると予測しております。大津小校区、室小校区とも宅地開発が進んでおりますので、将来的な利用者数を見込んで整備計画を検討する必要があると考えております。

議員が言われております余裕教室や放課後等に一時使われていない特別教室の活用、民間施設の活用なども含めまして、総合的に検討していかなければならないと考えております。

次に、働き手確保に向けた支援や専門家との連携・派遣についてでございますが、学童保育関係者による会議を年に数回開いておりますので、その中で情報の共有化や課題解決に向けた協議、ハローワークや町広報誌への掲載などにより情報発信に努めたいと考えております。

また、学童保育では障がいを持つ児童の受け入れも行っており、当然専門家との連携は必要になってきます。現状の把握や関係機関との協議についても進めていきたいと考えております。 以上です。

〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。

〇4番(金田英樹君) それでは、②の整備計画関連で再度質疑させていただきたいと思います。

まず、ちょっと特に数の厳しい大津小と室小をメインにあげておりますけども、それを題材にちょっとお話したいと思います。先ほど大津小学校のほう2クラブ増設予定、31年度中という話だったかと思います。ただちょっと別途聞いている話で、今の1クラブ閉鎖する可能性がちょっと高いというお話で、結果4クラブになりまして、そうすると、面積は広めにつくるとは伺っているんですけども、人数だけで見れば160人に対してここにあるような厳しい状況は今後進んでいくと思われます。もう一つ、プレハブもその間対応していくというお話がありましたが、この施設にしろ、プレハブにしろ、やはりつくるまでには一定の期間が必要になります。ここに記載のとおり、4月の段階で、今現在173名という数が出ています。適正な数値が120人、今でも、私何度も見に行っているんですけども、かなり厳しい状況の中に、さらに25名ほどの人数が追加されるという状況で、例えば、そのつなぎ、短期で見たときにというときで空き教室、余裕教室です、どちらかというと。実際に特別支援教室だとか、あるいは音楽室だとか、まあ図工室は危ないかもしれませんけども、多様なやり方を検討して、実際に行っている自治体も少なくはなくなってきているのが状況で、実際、国のほうからそうしたことを率先して進めていくようにという話は出ておるのはよくご存知のことかと思いま

す。そうした中で、まず大津小に関しては、こう短期、中期、長期でそれぞれに見たときに、じゃあ 短期について、例えば特別教室、そのときだけでも、これ次善の策なのでできないのかという話と、 その4クラブに増やしたあとの時期、ぼくがこれある程度推計した数字なのでこのとおりになるとは 限りませんけども、下の図表のとおり、これよりも上振れする可能性のほうが高いと個人的には考え ております。ですので、今現在、この厳しい状況の中で、さらに今後厳しくなる。今から新たに建設 するクラブに関しては31年度途中の完成しかできないという、そういったスケジュール観なんです よ。なので随時検討ではなくって、少なくとも5年スパンの計画を立てた上で進めていかないと、その間の子どもたちも絶対割を食う形になると思っています。ですので、その観点から伺いたいと思います。

室小学校も同じなんですが、より人数が厳しい状況になっておりまして、2018年、来年4月には198名というところ、で、適正な人数は120人となっておりまして、上振れが80人、1クラブに分けてみるとそれでもかなり厳しい状況になっています。そうした中、子どもたちの安全だとか、健全育成等を考えたときに、絶対に適正な人数とは言えないような状況です。そして、こちらに関してはいつごろつくる等のお話今聞けなかったと思うんですけども、じゃあいつごろ進めるのかという話。大津小と同じように、これつくるにはやはり設計期間だとか、あるいは建設期間がかかります。その間、やはりその他の利用、余裕教室等になるとは思うんですけども、そういったところも短期の目標として一つ考えなくてはいけない。同じように、中長期の目標としてこの数字のとおりにもし進むのであれば4クラブ、5クラブあっても若干厳しいような状況です。

それを踏まえてどのように整備計画というものを捉えて進め、考えていくのか。そして、空き教室 の利用等をもう少ししっかりやっているかもしれないけども、改めて校長先生だとか、教頭先生とか、 そういったところと相談しながら考える思いはないかというところを伺いたいと思います。

○議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。

○教育部長(市原紀幸君) 金田議員の再質問を説明させていただきます。

まず、短期的な部分でということでございます。現在、仮設につきましてはですね、新年度以降の整備になりますので、4月年度当初からということでなく、しばらくちょっと時間があるかと思います。その分については、保護者の方あたりにですね、ご説明しながら調整するような形になってくるかと思います。ただ先ほど言われました、余裕教室の使用につきましてはですね、まだ課題等がございますので、そういった課題がちょっと解決できるかについてはですね、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

それと長期的な整備につきましては、大津小につきましても、室小につきましても同じですけども、特に室小につきましては、現段階で用地がないというところでございます。ここの部分につきましては、先ほど町長からもありましたようにですね、周辺の用地あたりについても現在検討を進めているところでございますので、それにあわせてまた設計、建設というところで、書類的な申し込みの分も含めてですね、検討したいというふうに考えているところでございます。

〇議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。

○教育長(吉良智恵美さん) 少し部長の説明に付け加えをさせていただきます。児童クラブのですね、増設についての詳しい具体的な説明ということで議員から質問があったと思いますが、大津小の学童は、今、平成29年度で3クラブですが、平成30年度にですね、プレハブで1クラブを増やして4クラブにする予定でおります。それから、その間に設計をしまして、31年度に2クラブを造成し、4クラブにきちんとします。ただ、現状によってですね、議員ご指摘のように、児童の増加が私たちの予想をはるかに上回っていって、何か施策が追い付いていかないということですので、今段階、具体的にクラブ数を何クラブ増設するということは言えませんけれども、できるだけその多く開設できるような方法を、あと財源確保ですね、考えていかなければならないのではないかなと思っております。

あと室小におきましても、同様に29年度は3クラブ、30年度がプレハブで1クラブを増して4クラブ、その間に用地を確保して、31年度にプレハブで1クラブを増設して5クラブ、32年度で6クラブあたりに増やしていこうかなということで計画をしております。ただ、まだ具体的に時期とか詳しいところまでは至っておりませんので、しっかりと検討していきたいと思っております。

それから、余裕教室の活用につきましては、今後の学童の需要を見ていきますとどうしても避けて 通れない部分にはなってくると思いますので、各学校の施設管理というのが大きく関わってきますの で、校長先生方のご意見等々も伺いながらですね、しっかりと整えていけたらいいなと考えていると ころでございます。

〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。

〇4番(金田英樹君) 個人的には前向きな答弁だったかと思います。ありがとうございます。

そうした中、中長期のところに関しましては、もうちょっと今の4、5よりも増やして考えていきたいというお話だったんですけど、やはり考えていただきたいのが、特に室小でみたときに、2018年頭の時点で198人という予測、これまだ増えるのではないかという話を伺っております。ここから引かれているものが施設のほうが自主的に近隣の園のほうにちょっとご相談するような形に流しているとも伺っております。そうした中、これ3クラブで頭4月に始まってしまう。そうすると、40人適正の中に70人近くの方が入ってきてしまうという状況でございます。プレハブを建てる話もありましたが、おそらく急いでつくっても夏休み以降くらいになるんですかね。その間どうするか等も含めて、ほぼ先ほど答えていただいたんですけども、そこのところをもう少し詳しく、どういった手法があるかというところも含めて、まあぼく余裕教室のほうを提案いたしましたけども、改めてそこだけご答弁いただければと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。

○教育部長(市原紀幸君) 仮設整備までの状況ということでございますけど、先ほど言いましたように、2、3カ月はちょっと整備までかかるかと思いますので、その分につきましては、しばらくの間待っていただくなり、そういった部分で学校の施設が利用できるかどうかも含めてですね、もしできたらそういった形で対応できるんですけども、できなければしばらく待機していただくというふうな状況になるかと考えております。

以上です。

- 〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 私も校長先生や現場の職員さん、教職員さんとお話することあって、まあ現場サイドとしては、できれば空き教室等は利用しないでほしいという声は聞いております。そういった背景ももしかしたらあるのかもしれませんけども、何度も言うように、子どもたちを真ん中に置いて、できることは全部やっていく。しっかりやっていくというふうにしていただければと思います。特に空き教室に関しましては、もちろん空き教室の中でも次善の策なので安全等はしっかり確保する必要がありますし、ただこれに関してはお金の出ていくものも少なくてすみますので、ぜひ前向きにしっかりとご検討を継続してやっていただければと思います。

それでは、次の質問に移りますが、すみません、時間が厳しくなってきましたので、読み原稿用意してたんですけども、こちらに沿って、通告書のほうでいきたいと思います。児童の豊な発達を支える放課後のあり方というところで、子どもたちの多様な経験や幅広い人間関係を通して子どもたちの豊かな発達を育み、さらに、学校や家庭で気づかないところに第三者として地域が気づくという、子どもたちのための重層的なセーフティネットとして、児童たちの豊かな発達を支える放課後が必要であると考えています。

児童の放課後に関しては、県内では平成30年度末までの小学校運動部活動の社会体育移行の方針が出されており、町内でも検討・協議が活発に行われています。また、国の動きとしては、放課後子ども総合プランを想定し、放課後対策の総合的な推進に向けて、共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう総合的な放課後対策に取り組むことを求めております。

一般的によく言われていることだと思うんですけども、全体的な傾向として、以前は多くの児童が 祖父母や近所の大人との関わりだとか、あるいは子ども会などの活動を通して様々な層と付き合い、 多様な経験、体験を通して学校だけでは得られない多くの学びや成長を得てきましたが、社会の変化 に伴って、そうした機会が確実に減少してきていると思います。

実際、先日、大津東小学校の風の子教室、放課後子ども教室を見に行かせてもらったんですけども、本当に多くの子どもたちが楽しんでやっていて、実際関わっているボランティアの方々等のお話を聞くと、当初子どもたちなかなか心を開いてくれなかったけども、この前最終日だったんですけども、みんな本当にしっかりと信頼関係を築いていて、ものすごいいいつながりが生まれてたんですね。この環境変化等も起こっている中で、こうした場というのをもう少し、今南小と東小以外でも広げていく考えがあると思っておりまして、国のほうもそれ積極的に推進しておりますので、全体的な方向性というのを聞きたいと思っております。

また、何度も述べますが、学校と家庭と地域がしっかりと三者連携してやることで重層的に子どもたちを見守ることができて、置き去りにされる、そういった子どもたちを減らしていくことができると考えております。

以上を踏まえまして、①番の小学校運動部活動の社会体育移行に向けた現在の状況と計画。そして、

放課後子ども総合プランに則った放課後子ども教室等の検討と対応状況について伺います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- **〇教育長(吉良智恵美さん)** 金田議員の児童の豊かな発達を支える放課後のあり方の質問にお答えいたします。

最初に、小学校運動部活動の社会体育移行に向けた現在の状況についてお答えいたします。

平成28年11月に小学校運動部活動社会体育移行検討委員会を設置し、これまで拡大委員会を含め6回の検討委員会を開催してまいりました。今後も引き続き、検討委員会の中で協議を進めながら小学校運動部活動の社会体育移行に向けて、子どもたちの新たなスポーツ環境を整え、社会体育への移行がスムーズに行えるように進めていきたいと考えております。

次に、放課後子ども総合プランに則った放課後子ども教室等の検討と対応状況についてお答えいた します。

町教育委員会では、平成21年度から、国・県の補助を受けて、放課後子ども教室を実施してまいりました。これは地域のボランティア・コーディネーターの協力により、放課後の子どもの居場所づくりの創設や体験活動を行うといった事業で、現在、議員がおっしゃいましたように、大津東小学校と大津南小学校で実施しております。

また、国が策定した放課後子ども総合プランでは、放課後の子どもの安全な居場所確保のため、この放課後子ども教室と学童保育である放課後児童クラブを連携・一体的に行うことを目標としております。しかし、放課後子ども教室は、地域のコーディネーターやボランティアが主体となった活動であり、学童保育は町が社会福祉法人などに業務として委託をしているという関係もございまして、事業実施体制や費用負担が大きく異なっていることなど、一体的な実施につきましては、現時点では課題が多いと考えております。ただし、放課後子ども教室の活動に放課後児童クラブの子どもたちが一緒に参加するなどの連携した事業の実施等については検討ができるのではないかと考えております。

また、放課後子ども総合プランは、地域学校協働活動の推進が大きな鍵になると考えておりますので、地域学校協働活動本部の立ち上げを推進し、議員がおっしゃられるように、子どもたちの放課後が子どもの豊かな育ちにつながるよう検討していきたいと考えております。

なお、社会体育移行に向けた状況や放課後子ども教室の状況等につきましては、担当部長から説明 をさせていただきます。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 説明させていただきます。

まず、小学校運動部活動の社会体育移行についてでございます。先ほど教育長からもありましたようにですね、現在、協議のほうを進めているところでございます。社会体育移行後の活動の理念や指導指針などが盛り込まれた活動指針、クラブの名称や運営母体、今後の取り組みなどについて検討をしたところでございます。

社会体育移行後の名称は大津町学童スポーツクラブとし、運営母体をNPO法人クラブおおづにお願いすることを承認していただいているところでございます。

次に、今後の計画でございます。平成30年度は、社会体育移行の最終年度となります。今年度末開催予定の拡大検討委員会において、取り組み等について承認していただくよう準備を進めているところです。平成30年10月から町内7つの小学校で同時にモデル事業として実施し、課題等を検証しながら31年4月以降に社会体育移行がスムーズにできるように考えているところでございます。このモデル事業につきましては、新年度4月から指導者、サポーター等を募集し、7月に各小学校において説明会を開催し、参加者を募集する予定にしております。

次に、町が実施しております放課後子ども教室の現状でございます。この事業は、地域のボランティアの協力により、大津南小学校と大津東小学校の希望者、約40名の子どもたちが週に1度、放課後の約1時間を利用して、習字、英語等の交流活動を行っております。大津南小学校では学校の教室、大津東小学校では学校の体育館にあるミーティングルームを主な会場として利用しております。それぞれコーディネーターの企画や地域の協力で色々な活動に取り組んでおり、大津東小の風の子教室につきましては、平成26年度に文部科学大臣表彰をいただいたところでございます。

また、大津南小と大津東小学校の学童保育でございますけども、社会福祉法人により白川保育園や 大津南小学校の余裕教室で実施しており、約60人の児童が利用しております。

国の目標では、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するために一体型を中心とした学童保育及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めるようになっておりますが、町としては、2つの事業の一体的な実施や連携につきましては、関係部局間でも論議しながら今後の方向性について整理したいと考えております。

以上です。

- 〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) では、時間ですので、終わります。
- ○議 長(桐原則雄君) 午後は1時10分より再開します。

午後0時10分 休憩

 \triangle

午後1時10分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 永田和彦君。
- ○13番(永田和彦君) 通告にしたがいまして一般質問を行います。今回は2点申し述べております。まずは、毎年恒例であります施政方針について。毎年言いますけれども、年間の予算というものは、町長の方向性を示して、それが数字で表れている、町長の施政方針はそれをごくわかりやすく町民の皆様方に公表するものと私は理解しておりますので、施政方針=予算主義である町の数字です。この施政方針の中にそういった数字が込められていると私は理解して、毎年施政方針について一般質問をするものであります。今年の一般質問におきましては、震災から約2年ということで、町長もやはりその復興・復旧ということを主眼においた3本の柱を立てられております。暮らしの再建、そして、命を守り、災害に強いまちづくりをつくるんだと。そして、社会基盤の復興と経済再生ということで、

土台をしっかりさせて、そして町を創造的復興にもっていくという意気込みではないかというふうに 理解をしているところであります。

ということで、その中でもやっぱり復興・復旧には多大なる予算が必要となってきます。これはハード、ソフトともにであります。そしてまた、今回の災害におきましては、多大なる支出を伴いましたので、財政の健全化というものもきちんと計算しながらやっていかなければならない。財政の健全化を考えますれば支出を減らすのか、それとも歳入を増やすのかということになると思います。今現状の状況では、もちろん支出を減らすことは困難ということが考えられます。では、収入を増やすしかないのではないかなというふうに考えます。収入を増やす、自治体の収入を増やすというのは、営利企業ではありませんので、税収を増やすということにかかってくるかなというふうに考えます。ということは、人口増施策をしなければならないということです。やはり人を集めて、そして発展路線を維持していく。町民税をやはりそこで納入していただいて、そして全体の大津町という自治体の団体自治を高めていくということが第一。それと、いろんな地域で市長選がありまして、首長さんが代えられたら、口を揃えて言われるのが企業誘致ですね。もちろん企業も国に税金を払うものと、法人町民税という形で町へ納めるものがありますので、そういったものをやはり計画的に、そしてまた積極的に企業誘致課などと連携してやっていかなければならないと考えるところであります。

それでは、その中で、私がその3本の柱の中で問題視や、ここは問題ではありませんね、やっぱりその復興・復旧は必ず成し遂げなければならないものでありますので、これに取り組む姿勢というものはもちろん大切であります。しかし、そこの復興・復旧を進めるのならば、やはり財政ありきでありますので、そこの金銭的な町の会計をきちんとしながら進めていく必要があります。熊本地震からの復旧・復興と、財政の健全化のための町の持ち出しを最小限にする努力とは、町長におかれてはどんなことを考えられるのかということが一つ。

そしてまた、その中でも本会期が始まりました最初の部分で言いました、やはり介護給付費が非常 に膨らんでおります。2025年度問題を考えますれば、それまでの年々の増加というものは避けら れないのかなという考えもしております。

そしてまた、新しく町を形成していく上で、いろんなところで言われますのがスマートシティの推進。そういったものでいろんなハード面を効率化していって、水道や道路、そういったですね、社会資本を整備するのを面積を狭めていく。そういったことで効率化が図られた上に財政支出も少なくするというような、いろんなことが考えられると思います。

そしてまた、私が注目したいのは、この施政方針の中で少し述べられておられます人材育成です。 私は、この人材育成というのは非常に重要と考えておりまして、例えば、町の職員がいろんな知識や 技術を習得することによって全体の底上げに寄与すると、そういうふうに思います。ですから、今お られる職員の方々のそういったいろんな形でモチベーションもですけれども、そういった知識やそう いった技術を習得する、そういったものに力を入れなければならないし、また、町民の皆様方のいろ んな可能性を引き伸ばすというようなことも述べられております。

このことについて、再度町長にですね、ここを深く掘り下げた部分において、町長からご意見を賜

りたいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 永田議員の施政方針関連についてのご質問でございますけれども、議員の言われるように、熊本震災から2年が経過しようとしておりますが、被災された方々の1日も早い生活再建と早期復旧や復興を目指すことを最重要課題にしつつも、第6次振興総合計画の夢と希望がかなう元気な大津町の実現を目指すこととしております。

災害関連におきましては、国や県の様々な財政支援等をいただきながら、一歩一歩着実に進めてい かなければなりません。また、財政シミュレーションですが、議員ご指摘のとおり、厳しい財政運営 が予想されているところであります。特に熊本地震関係では、平成33年度までの予算総額を現段階 では約241億円と見込んでおります。その内、町の実施負担額としては、約5、6%の約15億円 程度は町の負担と見込んでいるところであります。そのような状況の中ではありますが、第6次振興 総合計画の夢と希望がかなう元気な大津町を目指していかなければなりません。最小の経費で最大の 効果が出るように、そして、町民の皆さんが住んでよかったと、住み続けたいと思えるようなまちづ くりに努めなければならないと考えております。それにはまず、実行する職員の力が一番でございま すので、職員の意識を、そしてモチベーションを高めながら取り組んでいかなくてはならないという ふうに思っております。また、財政シミュレーションでは、歳入を増やす政策が必要ということで、 企業誘致をはじめ、人口増策として重点施策の創意工夫事業を組み合わせてはというご意見でござい ます、と思いますけども、この創意工夫事業は、熊本地震において創造的復興に向けて各市町村の災 害状況に応じて配分される交付金ですが、大津町においては2億7千800万円が公布され、それぞ れの実情に応じて活用するものとなっております。既に復興基金のルール分の事業では、拾い切れな い被災者のニーズにきめ細かに対応し、復旧・復興がさらに加速していくことを期待しているもので す。

今回、創意工夫事業分については、平成29年度のいくつかの対象事業に充当する予定ですが、そのほかは、一旦、大津町復興基金に積みまして、平成30年度以降の事業に使用していくものです。

先日の熊日新聞にも掲載されておりましたが、市町村独自の創意工夫枠として、被災者の生活再建 や被災地の復興は長期に及ぶことが予想されるため、市町村は、将来を見据えた慎重な使い道を選択 していくべきとの記事が掲載されておりました。

もともとこの創意工夫分は、国や県の既存補助事業と重複できないルールがあるため、なかなか活用しにくい部分は確かにありますが、議員おっしゃるとおり、単なる復旧・復興ではなく、被災者の支援のため、もとより、大津町の創造的復興に向けて、例えば、町内の道路は震災であちこちで痛んでおる状況であります。その舗装、修理に充てていくことや、また、岩戸神社の遊歩道整備、さらには、空き家の解体や修理に充てられないかなど、知恵を出し、将来のまちづくりにつながるような取り組みをしていきたいというふうに考えております。このような状況について、県のほうへ要望していきたいというふうに考えております。

議員のおっしゃるように、人口増というか、歳入を増加するためには、やはり人口増が一番であり

ますし、そのためには、まずは企業誘致、企業誘致をやらなくてはならないというような状況でございますけども、現在、この地域については工業団地関係はもう全部満杯というような状況でございますので、大津町についても、今後の企業誘致につきまして、今の段階では民間の例えば、測量会社とかいろんな形の中で事業を進めるためにお願いをしながら、そして民活の力で企業誘致関係をつくって誘致していこうというような中で、その中でやっぱり道路関連等については、町でやっぱりつくっていかなくちゃならないと。そういうような関係で各事業所等についてもご相談をしながら誘致企業に取り組みをさせていただいておるところであります。

本年についても5、6件の申し入れがあっておるような状況でございますので、現在、町としては、 その用地関係等がございませんので、まずはそういう形の中で進めさせていただければなというふう に思っております。

議員の心配されます介護保険あるいは人材育成関連等についてでございますけども、これは先ほど言いましたように、まずは役場職員の人材をしっかりとつくりあげながら、そして地域の中においてのそれぞれの力を付けていただくためには、やっぱり地域の人に行政に参加していただいて、その自助がはっきりと支援できるような形の後押しをやっていければなというような思いをしております。そういう意味におきまして、今回、各団体や各地域それぞれの、各種団体の今現在困っておるちゅうか、そういうような形のものや、今後についてのご相談や調査をしながら地域力に力を入れていければなというような形で、今回予算関係等についてもお願いをしておるところであります。

将来につきましては、そのような調査の段階について、現在の補助事業関連等についてしっかり見直ししながら地域でしっかりと取り組んでいける、そのような人材育成を図っていければなというふうに考えておりますので、今後についてもしっかりと人材育成関連等については力を入れていきたいというふうに考えております。

〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 再度質問いたします。

後半に町長が言われました、創意工夫枠ですね、これをやっぱりこう国・県が出すということであるならば、やっぱりこれを有効に使う、そういった能力というものは求められるのは当たり前だと思います。それこそ、例えば、その創意工夫枠で災害公営住宅の建設用地の取得への充当を容認されたとありますが、確かに、これはそういった充当を基に、町の支出が抑えられるという特徴はあります。しかしながら、どうでしょう、今町のですね、財政やもう全体の運営を考えましたならば、先ほど言いました、介護費用の増大ですね、この分を私はどうかして抑えたいなという思いがありまして、もちろん予防が一番です。しかし、それと創意工夫枠、こういったものをですね、組み合わせることはできないのかと。やはり介護を受けている方々も被災されているんです。ということは、そういったものを考えますれば、そういったときの受け皿となるものは一体何だろうと私は考えました。そのときはですね、やはり社協なんですね。社会福祉協議会。こういったものをですね、きちんと充実させるようなものに充てられないのか。そしてまた、そういった年老いて足腰が弱くなった方々のですね、安全にその行き来できるような道路のつくり方、今は四輪車あたりが町の中を走ったりしますけれど

も、決して安全な走行とは思えないような道路ばかりです。ですから、そういったものにもしもまた 災害があったならばという形で、そういったですね、よりよきものをつくっていくというその介護と 復興、こういったものも結び付けていく必要があるのではないかなと、そういうふうに考えます。実 際ですね、人口は増えておりますけれども、社協はいっぱいです。やはり震災のときもですね、社協 の職員はもう一生懸命いろんな方々の手当てをしておりました。それを考えますれば、やはり社会福 祉協議会あたりを充実させてですね、町のいざというときの、言うならばその受け皿となるようなや っぱりハードは最低でも備えなければならないのかなと。だから町の規模に対するそういった施設の 比例どれくらい、この前の熊本地震にあわせた、どれぐらいの面積がいるのか、施設がいるのか、そ ういったものを我々は考えて、災害に強いまちづくりと言われる町長のそういった決意にですね、こ れを組み合わせていかなければならないということです。それが我々の言うならば政策立案で、議員 は政策立案をしていきます。そしてまた、職員はそれがそういった復興基金の中でうまく活用できな いか。国・県、そういったものと闘いながら有利な補助金はないのかというものを組み合わせて出し ていくんです。それが創意工夫と私は思います。ですから、創意工夫枠のそういった復興基金が出て きたということはですね、やはりそれに応えるような町独自の施策というものを考え出す能力がない のかなと思います。私は、今、介護とそういった高齢者の方々をきちんと安全に保護する、そういっ た施設は大切だということを申し述べました。また、これにはもちろん大きな予算が伴うものであり ますが、これを5年、10年、30年、50年と考えたときには、決して高い品物ではないと思うん です。こういったときには長いスパンで考えないと、これが重要なんです。ただ単に単年度で1年、 2年、3年ぐらいの短期間で考えるのはだめでしょうね。こういったことがやっぱりこう安心して住 める、大津町はいいところだぜっと言われるようなまちづくりに関与してくるんではないのかなとい うことです。

それとまた、被災された方々のことを思いますれば、例えば、災害の仮設住宅とか住んでおられる方のことを思いますればですね、東日本の現状という形で特集番組あたりが組まれて、いまだに仮設におられる方々の悩み等々をずっとこう特集であってたわけです。そういったことを考えますれば、やはり年齢的に新しくその家を建てることはままならん。いろんな希望事態がですね、持てないような方々がたくさん出てきているんですよ。そういった方たちの、それこそ心のケアは必要になってくると思います。ですから、そういったそのケアマネージャーみたいなのをですね、きちんとつけないと。言うなら支援をしていく支援員さんたちもいるだろうと思います。

そこで、思い出されるのがですね、過去にいろいろ流行の言葉とかありますけれども、その中でですね、人はそれぞれ悩みを抱えながらも平然と生きていると言った人がおりました。作家の伊集院静さんですね。いわんとするところは、自分でいろいろ言うよりも、やっぱり我慢してしまうんですよ。その仮設住宅とかにおられて非常に辛いと。だけどそれをこう表に出さない方々もたくさんおられるということですよ。だから、そういった方々に対する手を差し伸べるようなですね、制度みたいなものも必要になってくるかもしれない。それを創設するためにこういった創意工夫を使うとか、それがですね、知恵だと思うんですよ。それが本当の復旧・復興であり、やはりその後の未来に向けてです

ね、大津町をよりよきものにするためには、やはりこの高齢社会に対応したものの何かを打ち出して いくような形が求められると思います。

この点について、再度、町長に質問いたします。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 永田議員の再度のご質問で、大変重要なことでございますけども、なかなか今の状況では厳しい状況というような状況でございますけども、これをやはり乗り越えていかなくちゃならないというような形で、例えば、社協関係の充実というのは大変職員の確保も厳しい状況でありますし、例えば、震災の折りについての弁当関係はぐっと減って赤字の状況というような状況でございますし、また、ボランティア的に弁当配達関係をしていただいておりますけども、いろんな形でそういうボランティア的にやっていただく、そういうのを地域で、例えば、それぞれの集会所にケアマネージャーを送りながら、地域の関係の方々とお話しながらどういう形で後押しをしていったがいいかというような形の社協のほうでも取り入れて、取り入れちゅうかそういう形の中で包括支援センターとともに一緒になってやっていければなというような方向性を今そういう形で探りを入れております。そういう事業にすることによって、介護保険関連等のサービス事業が落ちないように、そして介護保険料が上がらないようにやっていかなくちゃならない。そういう人材育成関連等をしっかりやっていきたいなと。

それからまた、創意工夫でございますけども、今は庁舎関係、あるいはほかのところについては、大分施設関係の整備は終わりつつありますけども、我々が今までずっと言ってきておりました、北部と南部、あるいはこの中部関連の避難所関連についての検討も今後やっていかなくちゃならない。そういう中で、障がい者関連、あるいは福祉関連の避難所として社協をそのまま使わせていただければなと。ただし、一般の関係の方々の避難所としては、また別にこの役場の近くにつくっていきたいなというふうに考えております。というのも、やっぱり地域でのそういう集会所の力を付けるのはもちろん、そういう形の中で人材派遣しながら、その人たちの育成を図っていくけども、この集落については、昔からの流れの中で、非常に強い絆がありまして、いざというときには一致団結、全部が素晴らしい力を発揮していただきます。しかし、この大津町については、本当にこの街中については、集落関係のところでは十分まとまっていっておるところもありますけども、やはり2、3年、4年ぐらいのアパートの方々については、なかなかその辺の横の連携というのが取れていないというふうな状況でございますので、そういう人たちの関連もありまして、避難関連等の避難所をある程度つくりながら日ごろのお話し合いのできるような避難場所を今後つくっていければなというふうに思っております。

そういう意味におきまして、企業をどんどん誘致するというような形ですけども、なかなか今の大 津町においては、福祉関連の事業所、あるいは中小企業の関係の人材確保、これが非常に厳しい状況 と聞いております。と申すのも、この地域については、2市2町については、大変人口増とともに働 く場所がありますけども、やはりよそから連れてくるためには住む場所が必要であるというような考 えもありますので、その辺の住宅の確保もしていかなくちゃならないんじゃないかなと。しかし、高森のほうから、この前話がありました、30分構想とか、1時間以内での構想の中で、大津町の役割というのをやっぱり考えると、そういう中で、お勤めと買い物と病院は大津町で、そして家のほうで自然保護とか、親孝行はそちらの元の育ったところでやっていただくようなことも考えるべきかなというようなことも今模索しておるところでありますので、そういうためには、やっぱり交通網の関係を整備していかなくちゃならないというようなことで、今県のほうにもしっかりそのような思いを言っておりますし、今後の東熊本構想の災害復旧の創造的復旧について、我々の役割はどのような役割をするかというようなことで、県のほうとも思いを話をしておるというような状況でございますので、まあ大津町としては、それぞれの人々の見える、顔が見える、そしてみんなで手をつなぎながらやってけるような人材関連等をしっかりと育成していかなくてはならないというふうに思っております。

〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 再度質問いたします。

町長は結構情に厚い方なので、そういった地域の特性とか、そういったものを非常に大切にしたい というようなことは、今までもいろんな場面で言われてきました。まさにそのとおりだと私も思いま す。そしてまた、そういった人材が非常に何かあったときには役に立つというものは、これはもう明 らかでありまして、そのことは私なんかは大津町で生まれて、大津町で、ここで終わるんだという意 思が強うございますからここにおるわけです。で、結局ここから出ていこうなんか思いませんもんね。 ただ、今回の震災におきましては、私ごとでありますけれども、私の父が始めたクリーニング業務、 この工場というのは全壊でした。やっと新しい工場が2年経ってできましたけれども、もう全壊で私 も真っ青になりましたね。しかし、そういったことは人に言っても始まらないことで、我が努力でで すね、そのルールの中で立ち直ることを決意して、今までやってきました。その間、法律というもの は法治国家ですから、もちろん最低限の道徳とも言えますけれども、守らなくてはいけないものと、 法律の乱用があるんだなというものも経験しました。家主から早く出ていけて言われたんですよ。裁 判うたれたんですよ、私は。40数年おるところを早く出ていけですよ。こんなことが法律でその災 害のときには許されるという文言もあるんですね。今も係争中ですよ。ちょっと待ってくれと。どこ に行くのって。クリーニング業務何ていうのはですね、狭いところでできませんから、土地の利用計 画はもちろんありますんで、やはり例えば、工業地域とか、準工業地域しかできないんですね。広い 面積をするならば。そういったところも滅多にありません。そういった中で、もう本当死ぬ物狂いで 今までやってきました。それはですね、信じるものがあるからですよ。私は将来を見据えました。そ のときに、冷静になってですね。いや、これを成し遂げたならばその後の10年、20年、30年安 泰なんだぜっと、自分に言い聞かせながら、そしてもう抑えるために私は本をたくさん読みましたね。 そこで自分の気持ちがめげないように、先人たちの言葉をずっとこう読んできてここまでたどり着き ました。そして、最新鋭の機械でできるように今はなりました。ですから、やはりそういったですね、 これを必ず復興・復旧させなければならないという各個人、今は私のことを言いましたけれども、た くさんまだおられるということですよ。まだ難儀されている方々はたくさんおられます。実際、建築

業者あたりに聞きますとまだまだですと言いますもんね。やはり新しい工場を建てるときでも、やは り地元の、私の後輩が社長をしているところに頼みました。やっぱこういったとこはですね、やっぱ り信頼関係ですよ。やはり町長の言われるところの地域のいいところ、そういったつながり、そして 協力し合うというものは非常に大切です。これが人材育成に生かされなければならないと思うわけで す。この地域やそういった組織を大切にすること、ナショナリズムといってしまえばそれまでかもし れませんけれども、これを帰属意識というんですよ。この帰属意識というものを高めなければ人は動 きません。そのところから離れていくんですよ。この帰属意識を高めることは何で大切かというなら ば、ある文献の中に、日産を立て直したカルロス・ゴーン氏、彼が言っているんですね。この私は日 産自動車の社員なんだという社員が帰属意識を強く持つことによって建て直すことができたと。これ がなければ分散してしまうんですね。だから、そういったものはきちんと人材育成の中に組み込んで いかなければならないと思います。人材育成にもやはりいろんな勉強が必要ですから、研修等々をす る。しかしながら、今回、予算案について研修はいかがなものかという質疑まで出ております。そう いったことを考えますれば、ここのところは研修は必要かどうかというものをはっきりしとかないと、 研修なしでそういった人材育成をするのかという形になります。質疑された人は二面性がありまして、 町長がそういった任命権を持って任命した人でもあります。ですから、そういったことを考えますれ ば、人材育成をどういうふうに進めていくかということを考えますれば、いろんな勉強会や研修をも って、そしてまた、この役場なら役場の中でコミュニケーションをもっていろんな会をして育ててい くという、いろんな方法があります。この人材育成についての進め方、これを第1問目の最後の3回 目の質問とします。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 最後の人材育成についてでございますけど、例えば、職員を例えてみますと、 予算をつくって、予算がどう使われ、どのように役立っておるか。あるいは検証していくよう、そう いう人材をしっかりとつくっていかなくちゃならないというようなことは、議員おっしゃるように、 我々もやっぱりそれぞれの上司のほうから、あるいは県とか国の関係の方々からやはり研修を進めて いくことによって職員の意識も変わってくるものと思いますので、そういう形で、まずは県関連等の 職員にお願いすれば金も要らなくて宝物はいただけるなというような思いをいたしますので、そうい う意識改革を職員をしていただくような研修関連等で人材をしっかりと育成していきたいというふう に思っております。

〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。

○13番(永田和彦君) 2問目に移りたいと思います。

世の中第4次産業革命の真っただ中であります。産業革命、なかなか何か感じないぞと思っているかもしれませんけれども、この産業革命というものは、非常にインパクトは、今までの1、2、3を見てみましても非常に大きいんですね。蒸気から始まって電気、そしてコンピュータの世界になって、今度は人工知能、そしてI o T、すべてのものがインターネットにつながってシンクする。考えるという、これはですね、ものすごい衝撃がいまから先どんどんやってくると思います。かといって、そ

ういったものをいろんな金儲けに使おうとしてブロックチェーン技術を使った仮想通貨、そういった もの。しかしながら、事故も起きておりますよね。最近ではコインチェックですか、5、600億じ ゃなかったですか、今もダークウェーブで資金洗浄がされているというような現状でありますから、 そういったものを考えますれば、この第4次産業革命の理解というものは、非常に重要になってきま す。それこそ人材育成でそういった理解をきちんとしとかないと、我が大津町もいろんな対応に迫ら れてくると思います。軽易な事務作業あたりはもう既に人工知能にとってかわった例もたくさんある そうであります。そしてまた、最近ではよく言われます自動車の自動運転ですね。そういったものも トヨタももうそれこそ世界の派遣争いという形で今競争がなされているわけであります。ですから、 そういったことを考えますれば、その第4次産業革命への理解の重要性というものは自ずと浮かび上 がってくるものと私は考えるものであります。第4次産業革命を考えたときに、実際に今頭文字でF AGA、フェイスブック、アマゾン、グーグル、そしてアップルですか、そういったものがもうちょ っとした国家予算よりも多い売り上げなり、資産を持っているということで、非常にもう雲の上の企 業になっていると。そういったものが一挙に押し寄せてくるわけです。じゃあそのときに、我々は何 をするのか。それこそ1問目のように人材育成をこういった面でも進めていかなければならない。そ して、いろんな形で町民の方々もそういった中にさらされるわけでありますから、事例が今までと違 った事例がどんどん出てくるんですね。ですから、役場としては、ある意味よろず相談所ですよ、役 場というのは。ですから、多くの部門で多くの方々がそこの部局において、自分たちが担うこの産業 革命に対応した知識を持たなければならないと、そういうふうに考えるわけであります。そして、そ の中で最も重要なのは、やはりセキュリティに関する意識だと思います。今までも役場のいろんなシ ステムというものはセキュリティに関しては非常にうるさかったですよね。最初、パソコンとかが全 職員に配られる前あたりは、まあ黎明期と申しますか、そういったときには、皆さんまだそういった USBのその持っとって、それにデータがまだ持ち出せるようなそういった時期も役場の中ではあっ たわけです。しかし、今はそれもできないようになってきました。そしてまた最近の事件におきまし ては、大津町観光協会のホームページがそのサイバー攻撃にあってしまったと。これは使う側がわか らなかったんですね。使う側にはそのソフト会社からいろいろ聞いたときには、必ずこのパスワード やIDはずっとこう変えていってくださいよというような指導はしてあったんです。しかしながら、 使う側が理解がないもんですから、そこがおろそかになった点で乗っ取られてしまった。町はそこか ら支出が170万円しましたよね。ですから、結局知識がないとそういった無駄な支出が発生してし まうと。これはほかのこの町全体のもので、そういったものが考えられるっていうことを私は言いた いんです。ですから、今まではそういったセキュリティに対するそういった投資というものはやらな かったかもしれない。しかしながら、やはり我々が意識を持つべきは、そういったいろんなものが進 化して、そして人口知能や I o Tによって便利なるかもしれないが、サイバーの脅威にきちんと対応 しなければならないというものは並行して進めなければならないと私は考えますので、この点につい て、町長の理解の重要性についてお聞きしたいと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 永田議員の第4次産業革命ちゅうか、経済の流れがそのように流れてきておることについて、どのような認識をおまえもっとるかというようなことでございますけども、本当に今後の行政を取り巻く環境も大きく変化していくのは確かだと思っております。人工頭脳の国民生活の中に医療や交通、あるいは社会インフラや、あるいは被害や災害においても広い分野で活動することになって今後やってくるものと思います。もちろん地方自治体においても、行政の実務で取り入れられるときがやってきております。例えば、道路や橋梁等の調査、あるいはトンネル内事故の対応など、また行方不明者の捜査や山林火災など、いろいろな状況を把握する視点等が地形を生かした移動や交通などに活用される実験が今相次いでおりますので、これらをも受け入れるためにも、やはり職員の教育が必要になってくると思いますけども、その前にもやっぱりその人を教える人が、あるいはそういう企業が今後その人たちによってまた勉強を重ねていかなくてはならないんじゃないかなというような思いをしております。

例えば、川崎市や掛川市では、三菱総合研究所の協力のもと、AIを活用した行政サービスの手続きや制度に関する対話とよくある質問の回答などの実証実験が行われております。

これは、蓄積した問い合わせ情報を分析し、想定外の質問があった場合にどう答えるかなど、AIが行政情報から的確な答えを引き出す機能を高めていくことを目的とされております。また、子ども子育て支援からスタートされ、その後、観光や防災などにも応用分野を広げて英語や中国語などの複数の外国語にも対応していくことを考えておられるようでございます。行政への問い合わせは、内容によって担当部署が異なるため、たらい回しにされることがありますが、私たちの行政は、もう業務時間の多くを問い合わせに使うということになれば、職員の負担も大きくなることから、AIを使った支援システムによって、迅速で的確な回答による市民サービスの向上と、職員の負担軽減につなげたいという考えで取り組んでおられるようです。

また、最近では、議会議事録を音声から自動的に作成していくシステムを導入している自治体も増えているようでございます。

その他、各種統計データや過去の実績、類似事例など、ビッグデータをもとに政策立案の支援や法 律条例などの文案の作成やチェックの支援、また、道路や上下水道などの社会インフラの状況把握や 補修計画作成の支援など、その応用範囲は大きく広がっていくのではないかと思っております。

その一方で、私たち行政の仕事は、住民の方、一人一人と向かい合いながらニーズを把握し、温かい心の通ったきめ細かな対応をしていくことが大変大事ではないかと思っております。そういうことを考えますと、AIという技術を最大限に活用し、行政の効率化を図りながらも、機械ではできない人間としての温かい対応が、今後さらに必要になっていくのではないかと思っております。そういう意味において、職員についてもAIなどの情報革新技術の活用についての理解を深めるとともに、住民の方とのコミュニケーション能力の向上など、議員がおっしゃっておられるように、職員の資質向上に取り組んでいかなければならいというふうに考えております。

〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 再度質問いたします。

先ほど自動車の自動運転等々言いました。私が新聞の切り抜きで、農業をそういったIT、ビッグ データ、そういったものをですね、利用しながら、そして農業さえも変えていくという記事を切り抜 いております。農業の生産性を高めることを目指し、NTTなど120社あまりが政府と連携するん です。栽培履歴や農機の稼働状況などのビックデータに気象や地図など、官公庁の情報をあわせて分 析するということです。ですから、ものすごく変わって、もう既にいっているんですね。そういった 傍ら、経済産業省のほうでは、先ほど言われました、セキュリティ人材の育成、これが不足している ということで、2020年時点で9万3千人が不足するであろうということです。それを考えますれ ば、我が大津町ができることは一体なんだろうかと。そうしたならば、セキュリティに関するそうい った人材育成はもとより、世の中の変化、そういった情報収集をして対応策、いろんな可能性、そし てまた企業がどういった形で行政と―緒にやっていくのかと。例えば、固有名詞もいいでしょう。も ういい意味ですから、例えば、濱田重工あたりがそういった半導体のいろんなものをそのウェハーな りをつくっておられる。ますます今から先需要が高まるだろうと言われております。そういった優良 企業をですね、保護していく施策もやっぱり必要になるのかなと思っております。今、町長は申し述 べられましたが、やっぱり自治体のトップとして、知らないではすまされんわけですよね。ですから、 得意不得意は皆さんありますので、それを体制づくり、それをじゃあ総務課がそれを担うのかとか、 例えば、そこの教育が担うのかとか、いろいろ財政がじゃあ土木がと、それをきちんと町長はもう指 示するところにきていると。機構改革まではいかないかもしれないですけれども、その機構の中に役 場という機構の中に入れ込んでいく事業もきていますよということです。ですから、そういったこの 世の中のトレンド、傾向をきちんと読んで、そして、そういった体制を日々整えていくということが 大切かなと思います。そしてまた、教育長が新しくなられましたので、そういったものは教育の中に も恐らく入り込んできますので、その点についてはきちんとした情報収集なり、そして対応なりとい うものを今後求められてくると思います。

ここで再度質問をしたいのは、セキュリティ人材の育成についてが経済産業省が20年で9万3千人不足すると、先ほど言いました。要するに、どういうふうに育てていくのかなというのが問題になってくると思います。あるこれも新聞の切り抜きではありますが、セキュリティ人材をどういうふうにその育てていくか。もちろん意識改革はもとよりですね、人材の育成と言いましたよね、そして第2に、情報共有体制の強化、今言いましたね。それと第3に、企業にはセキュリティ投資の促進ということがこの切り抜きには書いてありますが、このセキュリティ投資というものを求められる。要するに、新しい、言うならば予算が必要になってくる。しかし、これは必須条件になる、これ必須のですね、多くなることなんであまり言いたくないんですけれども、やっぱりこれは時代の流れに必要になってきますよと。じゃあそこの予算はどこから捻出するのという形になりますが、ここは私もまだわかりません。ただ、それだけの投資なり、何なりとそういった体制づくりなり、そういったものを進めなければならないということです。ですから、この点については、再度お聞きしておきたいと思います。

そしてまた、町長おもしろいことを言われました。議事録あたりもそういったものを使って変換し

ていくっと、音声データをもとにですね、いうことを言いました。その点についてもですね。おもし ろい切り抜きも私は取っていたんですけれども、やっぱりそういったことを基に、今度は逆に議会の その資質も諮るようなそういった時代もくるんだよということです。我々は議員として議論すること が必須条件で当たり前で、だんまりは議員でありませんから、ですから、結局、そういった今AIを 世界の企業が競い合っている。そのときに、やはりそれを動かすソフトが必要なんですね。それには 膨大なるプログラム、言うならばソースコードというものが非常に重要になってきます。そのソース コードというものは、言うならばプログラムのですよ、1行1行にずっとこうこういった状況なら右 に行きなさいとか、こういった処理をしなさいというプログラムの一つですけれども、この行数とい うものを一つの切り抜きの中であったんです。それがですね、例えば、車のデータをめぐる攻防が今 始まっているとして、ソースコードの行数比較としておもしろい比較がなされておりました。例えば、 ボーイングセブンエイトセブンのその飛行プログラムをつくるのに1千800万行、グーグルクロー ムで1千800万行、マイクロソフトオフィスで4千500万行と、ずっとものすごい膨大なソース 桁数があるんです。そして、高級車が1億で、自動運転レベル4までいくと3億行の桁数がいるだろ うと言われております。要するに、先ほど言われました議員のいろんな発言の内容において、そうい ったものもどれだけの言葉を発したか、議論をしているか、そういったものもですね、恐らく分析課 題になってくると思います。そういったことで、我々議会も底上げがなさるでしょう。もちろん今回 の新しい議員さんたちはどんどん発言しておられますから、議会も変わっていくでしょう。そういっ たものが公表されていくでしょう。これが第4次産業革命の衝撃なんです。ですから、そういったも のを明らかに公表できるようなことになってくるでしょう。町長がご指摘されたとおりだと思います。 ですから、今後、この第4次産業革命に取り組む、そういった体制づくりと、セキュリティに対する 投資が必要になってくるだろうと思われますので、この点について再度質問いたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 議員おっしゃるように、いろんなプログラムをつくりながら、その中でやっぱり西暦の問題とか、いろんな問題がありますので、その辺の対応について、我々としては今電算関連でその職員がおりますけども、おっしゃるように、今のような状況ではちょっと無能不足ちゅうか、今の事業に追われておるというような状況でございますけど、今後、どのような形でそういう対応ができていけるような体制ができるかというようなことについては、担当部長のほうからちょっとご説明させていただきます。
- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。
- ○総務部長(杉水辰則君) 永田議員のこのAI、あるいはIoTを進むにあたりまして、セキュリティが一番大事だろうというようなお話でございますけども、まさしくやっぱりセキュリティは一番大事かと思っております。最近マイナンバーとかそういったのが導入されてきておりますけども、私たち行政にとりましては、住民の情報を預かるもう大変重要な仕事をやっておりますので、このセキュリティには万全を期していかなければいけないものというふうに考えております。ただWi-Fiですね、セキュリティの場合はWi-Fi、こういった無線通信ですね、これが一番やっぱりそのセキュリティが

甘いということになっておりますので、私たち行政につきましては、専用回線を使いながらですね、 そういった外からの攻撃になるべくそのやられないというようなことで対応していきたいというふう に考えておりますけれども、ただそれでもですね、世界の情勢を見てみますと、国防総省とかそうい ったところにどんどんそのサイバー攻撃をやられるとか、そういった状況でございますので、どこま でその費用をかけてどこまでやっていくのかというそのイタチごっご的なところもございますけれど も、私たちのほうは国のほうの指針に基づき、専用回線を使いながらセキュリティの問題につきまし てはですね、十分対策を採っていきたというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。
- ○13番(永田和彦君) いろいろ話しましたけれども、やっぱりそういったですね、時代の流れというものを大切にしていただきたいと。最初にコインチェックの話をしました。今も攻防が続いております。ホワイトハッカーたちが頑張っております。そうした上で、いくつかのこういった質問をするにあたり、情報を集めているうちにこれは重要な言葉なというものもやっぱり出てきますので、例えば、経団連が指摘したことで、サイバーセキュリティリスクを経営に大きな影響を与える最重要課題と捉えることが大切ですよということを経団連は各業界に発しております。そしてまた、教育部門におきましてもですね、九州工業大学のブロックチェーン、分散型台帳ですね、から学ぶ講義というものを九工大がやっておりまして、その中で、この講師ですかね、教育研究活動の社会的な価値を高めるためにも大学は新たな技術に目を向けていかなければならないということです。要するに、目を向けていかなければならないことですよというものを今回この質問で町長と議論したかった部分でありまして、これを強くですね、職員の皆様方が肝に銘じて時代に乗り遅れないようにいつも進んだ大津町で、それこそ羨まれるような大津町であって欲しいな思います。

終わります。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。

2時20分より再開します。

午後2時10分 休憩

 \triangle

午後2時20分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 三宮美香さん。
- ○1番(三宮美香さん) 皆さん、こんにちは。議席番号1番、三宮美香です。先ほどから人材育成という言葉が飛び交っていますが、一般質問1日目の佐藤議員の質問の冒頭に、ご自身の議員活動の柱の中に子育てと教育について、最近そのお株が奪われるようになってきたようなことを言われましたが、自分の次につながるものが出てきたという1年過ぎた、私たち新人議員へのはなむけへの言葉だと思いました。しかし、私自身はまだ質問が政策提案へつながらないような状況もありますので、これからも子育て、教育に関する質問の模範を見せて下さい。それから、先輩議員皆さんが私たちにと

っては模範となります。ありがたいことに1期生は大津町議会として大事に育てていただいていると 感じています。先輩方の一挙手一投足を1期生の私たちは見ていますので、今後もご指導をよろしく お願いします。

では、通告順にしたがい、質問させていただきます。今回の質問は、議会初日の吉良教育長のご挨拶を受けてものです。これから動いていかれるところもあるでしょうから、まずは大きな枠での質問とさせていただきました。質問は大きく2つです。一つ目は、教育の資質向上と基礎学力向上の取り組みについて。2つ目は、不登校・いじめ問題についての取り組みについてです。

一つ目の教育の資質向上と基礎学力向上の取り組みについて。今回は、教育の資質を教職員の資質として質問させていただきます。最初にお断りをしておきますが、これは大津町に勤務する先生方の資質が悪いと言っているわけではありません。ただ、では資質がよいとも思っていません。中央審議会でもこれからの学校教育を担う教員の資質能力の向上についてという文言を目にします。吉良教育長は、昨年まで大津町の学校現場で直接先生方を指導されていらっしゃいました。今回、大津町の教育全体を見る立場となられ、今の大津町の状況をどう感じていらっしゃるでしょうか。教育は人なり、よい教育のためには優れた教師が不可欠と聞きます。児童生徒に対して行われる教育の成果は、直接教育に携わる教員の力に負うところが極めて大きいとも言われています。

今回、吉良教育長のご挨拶を聞いての質問ではありますが、随分前に菊池郡市での会議に出席したときに、ある校長先生が菊池郡市は若い先生が多いと言われました。また、幾つかの教科書を見比べたときに、狙いというものが書いてありますが、この狙いの書き方の本が若い先生にはわかりやすく、指導しやすいだろうという趣旨の意見が出ていました。私はそのとき、若い先生が多いということは、それを指導するベテランの先生方の労力も半端なく大変なのだろうということ。また、教科書は子どもたちにわかりやすいためではなく、先生が指導しやすいということも含まれて考えられるのだということに気が付きました。ただ、それも先ほど言いましたが、教育の成果は教員の力に負うところが大きいわけで、どんなによい教材であっても個々の先生方の力量に差があれば、教育の成果にも差が出て来ると思います。

まず、現在の大津町の教育の資質をどのように捉えていらっしゃるでしょうか。教育の資質向上のために必要なことは何だと考えていらっしゃるでしょうか。

次に、大津町にも教育の格差があると思います。この場合の格差は、まず個人の格差です。例えば 英検です。29年度は小学生でも準2級を受けるほどの学力のお子さんがいたそうです。それはすご いことですが、残念なことに、その学力は学校でつけられたものではなく塾の力です。ただすべての 児童生徒が塾に通えるわけではありませんし、塾ありきという考え方もおかしいと思います。中学生 になると自分の成績が目に見えてはっきりします。個人の格差は広まっているように見えます。町内 の中学校2校の3年生の1年間のテストの成績のデータをみると、5年ほど前は点数の高い生徒と低 い生徒が多く、真ん中が少ないM型と言われるものでした。今は真ん中が多い山型になっているよう に見えます。点数の低い生徒が減ってきていて学力が全体的に向上しているかのように見えますが、 実力テストになると低い点数の生徒が多いL型の教科が出てきます。定期テストは範囲が絞られてい るものです。一時的に詰め込んだ知識やにわか仕込みの技法でも点数が取れます。しかし、テストが すむと大抵忘れてしまします。実力テストで点数が取れない状況は心配な状況ではないのでしょうか。 にわか仕込みではなく、全体的な基礎学力を上げる取り組みをどのように考えていらっしゃるでしょ うか。

以上、資質と学力向上についてお尋ねします。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- ○教育長(吉良智恵美さん) 三宮議員の教育の資質向上と基礎学力向上の取り組みについての質問にお答えいたします。

最初に、現在の大津町の教育の資質をどう捉えているかということですが、まだ個々の教職員の実態をきっちりと掴むまでには至っておりません。ただ、教育の資質は教職員に資質にあるということは、まさにそのとおりだと思っております。熊本県では、くまもとの教職員像として、教職員に求められる基本的資質を3つ示しております。このことは本町の教員におきましても同様のことが言えると思いますので、教育長としても本町の教員には、この基本的資質の3つを求めていきたいと思っております。ご紹介しますと、1点目に、教育的愛情と人権感覚を持った教師であることです。2点目が使命感と向上心を持った教職員であること。3点目が組織の一員としての自覚を持った教職員であることでございます。詳しく言いますと、先ほどにも出ていたように、教育は人なりという言葉がございます。教育は、教師の子どもに対する深い教育的愛情があってこそ成し得ることができるものであり、一人一人を大切にする教育に向けた豊かな人権感覚が求められています。教職に携わる中では、教員の一言が子どもの一生を左右することもございます。自らの言動が児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、一人一人に温かく、また公平に接することが大切であると考えております。また、常に向上心を持って自己研鑽を積み、教職員としての使命感と情熱を持ち、幅広い見識を持って時代の要請に基づく教育に当たることも求められております。

また、学校は組織体です。時代の進展に伴い様々な教育的課題が生じており、その解決のためには 組織的な対応がますます求められております。組織体の一員であるという自覚を持ち、他の職員と互 いに情報を共有し、協力しあって課題に対応するなど、学校のみならず地域社会とも協力・連携して いくことが必要だと考えております。

なお、教員の資質向上のために本町が行っております具体的施策につきましては、のちほど担当部 長のほうから説明させていただきます。

次に、教育の格差と基礎学力の向上のための取り組みについてお答えします。

大津町の小中学校の学力全体をみますと、全国と比較して標準をやや上回る状況にございます。た だ議員ご指摘のとおり、大津町におきましても他の自治体と同様に、子どもたちの個における学力差 は見られます。個の個人間の学力差の是正のためには、子ども一人一人の学力に応じた課題別あるい は個別の取り組みや家庭学習等の充実も必要であると考えております。

また、児童生徒の基礎学力の向上においては、就学前から各家庭と連携し、リズムある生活を送る中で基本的生活習慣を身に付けておくことも大切です。

このことは、大津町の教育基本構想の重点取り組み事項としても位置づけており、今後も家庭と連携し、推進してまいりたいと思います。基礎学力の向上は、児童生徒の将来を保障していく上で大変重要なものと考えます。大津町の教育の理念である夢を叶える教育にもつながっていくと考えており、今後も各種調査等のデータを有効に活用するとともに、その実態に即した対策を立てながら将来にわたる子どもたちの生きる力として育んでいきたいと、そのような基礎学力の向上を図ってまいりたいと思っております。

なお、大津町の具体的な取り組みにつきましては、このあと担当部長から説明をさせていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 説明いたします。最初に、教育の資質向上に向けた具体的施策について説明いたします。

各学校では、個々の教職員の資質向上を目的に各学校の課題に応じた校内研修を定期的に実施しております。教職員としての専門性を深めるための学力向上を目的とした授業改善研修、いじめや不登校など、現代的課題を対象にした研修など、様々な課題の解決に向けた研修を実施するとともに、県や国が実施する研修に担当教職員を派遣し、復講をしております。

また、各学校では個々の教職員の教育力向上を目的に人事評価を行っております。まず各年度の上期及び下期の半期における各自の目標の設定と管理職による個別の期首面談、日常的な教育実践と育成面談を経て、目標設定最終評価のための各自の自己評価に基づく期末面談を管理職が行います。これにより各教職員は、自らの教育活動を振り返り改善を行い、次なる教育活動につなげます。年間を通し、目標に向かい継続的に取り組んでいくことで個々の資質の向上を図っております。

また、町教育委員会では、独自の取り組みとして学校教育指導員を配置し、教職5年目以下の教職員に対し、年3回の授業参観と指導を行い、教職員としての授業力向上を目的とした専門性を高める取り組みも行っています。また、学校教育人材育成協議会を設置し、今後大津町の教育にとって必要と考えられる研修に教職員を派遣し、その後、各学校全体にそのことを広めていくことで教職員全体の資質向上を図っているところでございます。

平成32年度からの新学習指導要領の実施に伴い、大津町では先行し、小学校5、6年生の外国語及び3、4年生の外国語活動の先行実施を行います。それに向けまして、今年度小中学校の教職員を対象に外国語指導力向上研修を実施しました。このように、大津町全体の教育的課題につきましても実態把握を行い、必要に応じ研修を行っていくことが重要と考えております。今後も小中学校の実態、これからの教育の方向性を常に見据え、教職員の資質向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、基礎学力の向上に向けた具体的取り組みについて説明いたします。

基礎学力の向上におきましては、先ほど教育長からもありましたように、児童生徒それぞれの実態にあった取り組みを図っていくことが重要と考えております。まず各学校において、県学力調査や全国学力学習状況調査等を活用し、児童生徒一人一人の学力を分析し、児童生徒のつまずきを把握します。そのことを踏まえた授業展開を心掛けていくよう継続し指導を行っているところでございます。

また、日々の授業における個に応じた指導が行えるよう、小学校3校と中学校2校で各学校の実態に応じ習熟度別指導や一つのクラスを複数の担任教師が指導を行うティームティーチングでの指導が行えるよう教員の配置を行っております。また、町独自に学習支援指導員、特別支援補助員、生活支援補助員を配置し、個の実態にあったきめ細かな指導を行っているところでございます。さらに、経済的に厳しい町内の中学校3年生の希望者を対象に大津町地域未来塾を年間20回行っております。各学校の取り組みとともに、大津町全体の基礎学力の向上の対策として、個に応じたきめ細かな指導を支援しているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

〇議 長(桐原則雄君) 三宮美香さん。

〇1番(三宮美香さん) 再質問します。

一人一人を大切にするというところは個人の格差を減らす取り組みの一つとして私も必要なことだと思っています。また、組織的な対応もチームで一丸となって全体を上げていくためには必要なことだと思います。先ほどの説明の中に、習熟度別指導と少人数指導があげられましたが、学力を科学的根拠から考えるという文献の中で、習熟度別指導は費用対効果が高いが少人数指導は学力を上げるという政策目標について効果がない。費用対効果もあまり認められないのではないかというような文献が出ています。大津町ではそういうものについての検証はされているのでしょうか。

また、うちにも5人の子どもがいて一番上の子どもが平成6年生まれで、下の子どもたちも間を空けることなく義務教育を受けているので大津町での義務教育がもう17年過ぎました。保護者の内容も随分変わりましたが、PTAという立場で学校、先生を横から見ていて、先生方も随分変わってきた印象を受けます。昨年、合志市の議会一般質問を傍聴に行ったときに、学校と先生、もしくは教員と先生の間にあるものは何だと思いますかという質問がありました。惠濃教育長は、信頼と愛情ですと答えられました。とても理想的な回答でした。大津町はどうでしょうか。信頼は小さなことの積み重ねから始まります。何もないところから信頼は始まりません。先ほど使命感、情熱という言葉が出てきましたが、情熱を持って子どもたちと向き合っていただくのは本当にありがたいことですが、情熱=信頼にはつながりません。最近、保護者から聞くことで、毎回先生方が出される学級通信、楽しみに見ていますが、日本語がおかしかったり、たびたび漢字の間違いがあるというようなことも聞きました。それでは子どもたちからの信頼はしっかりと得られないような気がします。

また、先ほど成績の低いL型の教科があると言いましたが、それは数学と理科と英語でした。先ほど外国語にも力を入れるというお話をされましたが、昨年から英語に関心を持ってもらう目的で英検の補助を出されています。補助が出るからといって成績が低い教科の検定試験を受けたいと思うでしょうか。まずは本気で基礎学力向上に向けて支援する必要があると思います。そこをしっかりやった上で、できる生徒だけでなく、全体の英検の目標を決めて受検することが個々の学力を上げることにつながると思います。

それから、先生方についてですが、研修を行うという説明がありましたが、それについても学力を 科学的根拠から考えるという文献の中に、残念ながら日本では子どもたちや先生方を意図的にバラバ ラにしたりして実験のようなことができませんので、これは外国のデータにはなります。教員研修が 教員の質に与える因果効果はないという結論が優勢ですという文献が出ています。大津町での研修の 効果はどのように受け取っていらっしゃるでしょうか。

また、小学校での放課後学習会など、年度の早い時期から行われていますが、中学校では高校受験対策として放課後学習会が行われています。しかし残念なことにそれが始まるのは1月ごろです。1月には入試が始まってしまいます。中体連が終わり、3年生が引退してすぐに始められる体制づくりが必要だとは思いませんか。大津町ではそういう面での体制づくりができていないと思いますが、どのように考えられるでしょうか。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- **〇教育長(吉良智恵美さん)** たくさん質問がございましたので、うまく答えられるかどうかわかりませんが、違ってたらご指摘ください。

まず1点目のですね、習熟度別指導やティームティーチングに関する議員からの本当に効果があるのか。そのようなことに対して検証をしているのかということでございますけれども、町内の大きな学校は1クラス40人ぐらいのぱんぱんの状況でやっております。そこをですね、1人の先生が授業をするとなるとやはりどうしても子どもたちが意見を出し合う場、あるいは個々の子どもたちが持つ疑問に対して対応する場というのは非常に時間が限られてくる。そういうところをですね、ティームティーチングの場合には、同じ教室に先生が2人いて、ちょっと主の先生が質問されたことに関して理解ができていない子どもにここを聞いているんだよっといったような指導ができるわけですね。それから、習熟度別指導というのは、これは誤解がないように言っておりますけれども、できる子どもとできない子どもに分けるということではなくてですね、各学校ごとによっていろんな分け方ありますけれども、今回のこの単元ではどっちのクラスに入りますかといったようなチーム分けをしたり、あるいは等質でやったりといろんなバリエーションをやりながら、やはりその子どもたちの学びの質なんかにあった指導をしていくのが習熟度別指導というふうになっております。これもですね、例えば40人いる学級を20人と20人、あるいは30人と10人といったような形で行うことが習熟度別指導ですので、40人あたりの人数をですね、ひとまとめにするよりはきめ細かな指導ができると考えております。

また、この効果につきましてはですね、毎年事務所のほうから各学校に効果についてはどうですかという資料の提出が求められておりますので、それぞれの学校が効果があった部分等について報告をしながら、次年度に向けてもこういうことをやりたいからということで要望をした上で、事務所からまた加配という形で付いているものですので、全く効果がない学校において次年度もまた加配が付くというふうには考えておりません。また、少人数指導という別の言葉も使われましたけれども、このことに関しましてはですね、人数が少ないほうが教育の効果が上がるのではないかというのであれば、僻地等の子どもたちのですね、1クラス5人、6人になった学校のクラスの成績は格段に上がるはずなのに結果的にはそうではないかといったような回答のもとに、なかなかその辺りの改革が進んでないということもありますので、いろんな形がありますけれども、賛成の方向で書いていただいている

文献もあれば、それに疑義を呈する文献もあるのではないかなと、私のほうは考えているところでご ざいます。

それから、2点目の教員との間に信頼と愛情ということに関して、まあ情熱だけあってもなかなか信頼関係につながらないのではないかということですけれども、それにつきましては、私もそう思います。結局、教員の一方的な情熱だけでは、それが受け取る側の子どもに伝わらない限りはなかなかこう引いてしまうというような感じになるのではないかなと思います。やはり子どものことを中心に置いて、その目の前にいる子どもたちに今自分が教員として何が求められているのかといったようなことをですね、真摯に向き合いながら考えていく、そういう教師の教師としての情熱でございますので、一方的な情熱ではないというふうに考えております。

また、あわせてですね、学級通信等における漢字の間違い、あるいは言葉遣いの間違いといったことに関しましては、私も度々校長時代も気が付いておりまして、指摘をしているところではございます。やはり若い先生方のやはり板書の字であったり、書き順であったり、様々なところで課題がございますけれども、これはやはり年を経ながらですね、しっかりと身に付けていっていただける部分ではないかなと考えておりますので、保護者のほうでですね、気が付いたことがあればお知らせしていただきますし、また、必ず学級通信等はですね、管理職が目を通してチェックを入れた上でお配りするというふうにやっておりますけれども、なかなかそのチェックがきちんと通っていないということであれば、また校長会等ででもですね、伝えていきたいなと考えているところでございます。

それから、3点目についての英検の受験に関してのできる子どもたちだけではなくて、そうではない子どもたちへの機会の保障ということでしょうか。このことにつきましては、英検の試験を受けることは全員に与えられて、希望すれば誰でも受けられることになっているのではないかなと思いますので、足りないことがありましたら、のちほどまた部長のほうから補足をしていただきたいと思っています。

それから、4点目の教職員への研修に関しましても、先ほどと同じようにですね、効果があるのかないのかということですけれども、教職員の研修は、教育公務員特例法の中でですね、権利ではなく義務として位置づけられております。なぜならば、教育に求められる様々な知識とか、そういったものというのは時代とともに流れております。先ほど来出ております情報教育等も私が教員になった時代は本当になかったような分野が今はたくさん出てきておりますので、教員はそのようなものを研修していかねばならないという位置づけになっておりますので、効果のある研修をこれからつくっていかなければならないのだと考えております。

さらに、5点目の放課後学習会についての提供で、中学校あたりについては遅すぎるのではないかということでございますが、確かに受験対策と捉えれば1月からは遅いのかもしれませんが、ただ放課後学習会というのは、受験対策だけではなく、高校進学に向けて基礎学力の定着ということを考えたときに、ここでもう少しきちっと子どもたちに基礎学力を定着させて卒業させたいなという思いの中で中学校がやっている部分もあると思いますので、そこはご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

〇議 長(桐原則雄君) 三宮美香さん。

○1番(三宮美香さん) 丁寧な回答ありがとうございます。

先ほど、最後に家庭との連携のことをお話をされましたが、先日の文教厚生常任委員会の行政視察の佐藤委員長の報告の中に、大東市の家庭教育支援事業というものがありました。縦割りの行政の枠を外して、例えば、大津町でいうと生涯学習課、子育て支援課、学校教育課の枠を外して連携した支援事業になります。そのときにも説明をされましたが、全国学力調査の結果が悪かったのを受けて始めた、学力向上に向けた取り組みだったそうです。学校の先生方の負担軽減のために役割の担い分けをされてプロジェクトチームをつくり、まず小学校1年生全家庭を訪問することから始められています。人口約12万の都市です。結果、学力調査の結果も上がり、親の子どもに対する接し方が変わった。親が変わったというより、親の悩みが解消されたことにより、結果として家庭教育力の向上につながったとみられています。すべては家庭教育力だと私も思っています。大津町も随分長いことこの言葉を使っていますが、進んでいません。一度大東市の家庭教育支援事業を吉良教育長にも聞いていただきたいと思いました。

では、次の質問に移ります。

大きな2番目、不登校・いじめ問題についての取り組みについてです。

大津町の不登校の状態をどのように考えていらっしゃるでしょうか。私は年々不登校が増えていると感じています。一般会計決算及び特別会計決算に関する主要な施策の成果では、平成26年度の相談件数は544件、不登校の人数は28人でした。翌年27年度の相談件数は219名増加して763件、不登校の人数は6人増しの34人です。平成28年度の相談件数は368人減って395件と減少していますが、不登校の人数は41人でした。適応指導教室利用の生徒が学校に復帰したため相談件数は減ったということですが、不登校はこの3年間で28人から41人へと13人増えています。吉良教育長の夢を育む環境づくりの施策の中に、不登校の改善をあげられました。教育長も危惧されているのだなと思ったところです。ある程度の具体性をお持ちのようにも感じました。また、反対に、施策の中にいじめ問題は入っていなかったように思えました。昨年、町でフローチャートはつくられていますが、大津町のいじめの実態とその対策をどのように考えていらっしゃるでしょうか。

以上、不登校といじめの教育長の考える現状と対策についてお聞かせください。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- ○教育長(吉良智恵美さん) 三宮議員の不登校・いじめ問題についての取り組みについての質問にお答えいたします。

まず、不登校児童生徒への対応にお答えします。

不登校児童生徒に対する学校の対応につきましては、当事者となる個々の児童生徒への関わりと同時に、すべての児童生徒にとって「楽しく、夢や存在感の持てる学校づくり」が不可欠であります。 児童生徒が自己の有用観を実感し、精神的な安心感を得られる心の居場所がある魅力ある学校づくりが必要だと考えます。すべての教育活動を通して、人権教育や道徳教育を充実させるとともに、先ほども触れました基礎学力の定着に向けた個に応じた指導の充実等を行いながら、その未然防止に向け て取り組んでいくよう配慮してまいります。

また、それでも様々な要因が作用して、不登校の状況になる児童生徒は出てまいりますし、実際、 町内における不登校の児童生徒は増加傾向にあります。学校との情報を共有しながら、対応に悩む保 護者を含めた支援や相談体制をさらに強化する必要があると考えているところです。

なお、大津町内における不登校の実態と不登校の未然防止及び解消に向けた取り組みにつきまして は、あとで担当部長のほうに説明をさせていただきます。

次に、いじめの捉え方といじめ防止に向けた対策についてお答えします。

いじめにおきましては、昨年度策定しました大津町いじめ防止基本方針において、「児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義されております。大津町教育委員会としましても、このことを踏まえまして、児童生徒が少しでも心身の苦痛を感じている場合は、そのことをいじめと捉え、対応することが重要であると考えております。

いじめは、場合によっては人の命を奪いかねない人権に関わる重大な問題であります。日ごろから不登校対策と同様に子どもたちが互いの存在や違いを認め合い、一人一人の個性が発揮される学校づくりが重要であると考えます。しかしながら、いじめは一方でどの学校でも起こり得ることであります。各学校では、定期的にいじめをはじめとする互いの人権を大切にするための授業や児童生徒集会を開くとともに、町内の小中学生が参加する大津町児童生徒集会の中においても、子どもたちが主体となったいじめのない学校づくりの取り組みや呼び掛けなどを行うなど、人権教育は町内の学校経営の基盤に据えられているところでもございます。

教育委員会もいじめはあるということを前提に、各学校、保護者等と連携した取り組みを行ってまいります。

なお、いじめの実態と具体的な取り組みにつきましても、担当部長より説明をさせていただきます。

〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。

○教育部長(市原紀幸君) 説明いたします。最初に、不登校の実態とその防止に向けた具体的取り組 みについて説明いたします。

まず、町内小中学校の実態について、小中学校の不登校の状況につきましては、不登校状況にある 児童生徒は、平成27年度が18名、28年度が41名、本年度におきましては、2月までで37名 となっており、増加傾向にございます。不登校の要因につきましては、その要因が特定できないもの が一番多く、不安、無気力の順になっております。

不登校につきましては、不登校の未然防止と解消のため、各学校におきまして1日休んだらまず電話、2日休んだら家庭訪問、3日休んだらチーム対応を行うなど早期の関わりを実践しているところでございます。また、関係機関とも連携しながら組織体としての個別の対応をすることが重要となります。町教育委員会としましても、教育支援センター、各中学校に教育相談員を6名配置し、学校との情報交換を密に行い、その支援にあたっているところでございます。さらに、子育て支援課にソーシャルワーカーを今年度1名追加し、その児童生徒の状況に応じた対応ができるよう配慮していると

ころでございます。とはいいましても、教育長からありましたように、不登校児童生徒は本町においても増加傾向にあり、課題であると捉えております。今後も学校、その他関係機関との連携を密に図りながら、未然防止を含め改善を図っていきたいと考えております。

次に、いじめの実態、そして、その防止に向けた具体的取り組みについて説明いたします。

不登校と同じく、いじめにつきましても他の自治体と同様に大津町でも発生しております。町内小中学校で、平成27年度は88件、平成28年度で24件、今年度は2月現在で55件のいじめが認知されております。

学校におきまして、保護者との連携をはじめ、日々の児童生徒の観察や不登校児童生徒に関する朝会での情報交換、いじめ不登校防止委員会の定期的な開催、さらには、定期的に児童生徒へのアンケートを実施するなど、未然防止と早期発見、解消に向けた取り組みを行っているところでございます。町教育委員会としましても、教育委員会内部、また学校との日常的な情報交換、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの派遣、その他関係機関と連携し町全体としてその防止に向けて取り組んでいるところでございます。今後も、児童生徒の少しの変化も見逃すこともなく、いじめ防止は日常的な取り組みであると捉え、その防止を行っていきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

〇議 長(桐原則雄君) 三宮美香さん。

○1番(三宮美香さん) 再質問です。先ほど説明の中に保護者を含めた支援というものがありました。 そこが私にもまだよく見えないところです。不登校は、学校によっては不登校の保護者の会をされている学校もあります。昨年、私もその会へ参加させていただきました。保護者と先生方とスクールソーシャルワーカーとカウンセラーが参加されていました。会が終わっても数名の保護者がしばらく残って話をされていました。学校への不満も出ていたようですが、先生は保護者の気持ちが少し吐き出せたのではなかとおっしゃっていました。子どもたちへのアプローチも必要ですが、家庭の力もとても不登校に対しては大事だと思っています。やはり保護者に出てきてもらって話をすること。話を聞くこと。学校としっかりつながってもらうことは、継続して取り組む上でとても大事なことだと思いました。ただそれをすべて学校に任せるのではなく、保護者へのアプローチを行政が担うのも一つだと私は思います。これも先の質問で話をしました、家庭教育支援事業にもつながると思います。

また、いじめについて、いじめ防止基本方針などが出されていますが、先ほどの説明からいくと、いじめと捉えて対応するというところで、子どもがいじめられていると伝えなければいじめだという対応をしてもらえないのだろうかという疑問が出てきます。また、少しの変化も見逃すことなくとありましたが、この多忙な先生方の業務の中で、その少しの変化を見逃すことなくということが果たしてどの程度できるでしょうか。いじめが報告としてあがってきたときには、いじめを受けた生徒は長い期間辛い思いをしていたということです。

少し現実的な話をします。私は長くPTA役員をしたこともあるせいか、保護者から相談を受けることがあります。ここ数年はいじめの相談も多く、私に相談をされた時点では、いじめと感じてからもう3カ月もその状況が続いて改善されていない状況でありました。相談を受けて、そこの教頭先生

に連絡をすると、その話は自分のところへは報告がきていないと言われました。担任の先生は、保護者と情報交換はできていたけれど、それを学年、学校全体で共通認識できていなかったことにより、 悪循環を繰り返していたのだと思いました。

また、別の例では、子どもの様子が変だと感じた保護者が子どもに聞いたところ、1カ月近く嫌な 思いをしていると泣きながら話をしたそうです。子どもは親にはいじめられているとすぐには言えま せん。私も言えませんでした。言ったときには、もうある程度時間が過ぎていたり、限界に近付いて いるときだと思います。相談されたときに、それはまず学校に連絡して相談をしたほうがいいと伝え ました。学校に相談するのが当たり前じゃないかと思われるかもしれませんが、その生徒にも保護者 にも解決のための選択肢に学校という言葉が出てこなかったんだと思います。いじめを受けているこ とを相談できる窓口が子どもにも、保護者にも見えていないように思いますが、どのように思われま すか。

また、菊池郡市は若い先生が多いと先ほど言いましたが、若く経験のない担任の先生が相談を受けたときに、学校はどのような連携をされるのでしょうか。

以上、お尋ねします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- ○教育長(吉良智恵美さん) 2点あったかと思います。1点目が先ほどの不登校に関わる家庭を含めた支援についてのお尋ねだったと思います。継続的な相談体制という構築についてのことだと思います。2点目がいじめ防止に関わって、子どもがいじめられているという声をあげないとだめなのか。もっとこう前向きに気が付いて対応できる相談体制づくりが必要ではないかといったようなご質問だったかと思います。この2点についてお答えさせいただきます。

まず1点目のですね、私が対応に悩む保護者を含めた支援をさらに深めたいと言いました背景には、私自身の経験もございます。やはりですね、自分の子どもさんが不登校になってしまった親御さん、特にお母さんあたりはですね、自分の関わり方が何か問題があったから、だから子どもが学校に行かないんじゃないかといって悩まれる方がとても多いんですね。そして、不登校の状況に入った場合もいろんな段階がございまして、家の中では自由にこう行動ができたり、話ができたりするのに、学校に行けないという、家から出られない子どもさんの場合と、今度は家の中でも自分の部屋の中に入ってしまって、もう食事さえ家族と取らない、もう引きこもりの状況になって、お母さんとも、家族とも話ができないような状況になってしまうという、そういった不登校の状況もございます。私が関わった方はその後者でございました。とにかく会話もできない、意思疎通もできない、どうしようという中で不登校の状況がずっと続いているお母さんがいらっしゃいまして、学校において話をしながらまあメールだけでは会話ができるからということでした。なので、私がメールをやっても子どもからは何かつれないメールしか返ってこないので、そこでキレるんですという話だったんですけど、じゃあお母さん、そこをもう1回子どもさんに返して、必ずお母さんからは何某かの返答をして対応をするというようなことをされたらどうですかとか、食事を部屋の横に持っていかないと食べてくれないから、じゃあその食事を持っていくときに、ちょっとした手紙を添えていくようにしたらどうですか

といったようなことを校内のケース会議を開きながら、お母さんにアドバイスをさせていただきながら、いろんな情報をつないで関わっていく中で、家の中で話ができるようになり、やがては何回かずつですけれども、学校にも出てきてくれるようになったというケースもございました。とにかく不登校になった場合が保護者が非常にこう悩みが深くなられますので、そういう方々に対して学校がケース会議を開きながら、教育委員会も何某かの支援体制、相談体制をつくっていくことが必要ではないかと強く感じておりましたので、最初のご挨拶のときに、特に大きな課題だと感じておりました不登校に対しての施策について話をさせていただいたところでございます。学校だけが対応していると本当に学校も出口が見つからない状況になりますし、地震が影響しているかどうかはわかりませんけれども、28年度から29年度にかけて大変不登校の児童生徒数が増えているのは間違いございません。平成30年度がどうなるかわかりませんけれども、今の段階では同じような状況が続くのではないかと危惧しておりますので、教育委員会としてもですね、何某かの支援体制、相談体制をさらに充実させていきたいなと、今子育て支援課の中でも考えているところでございます。

それから、いじめについてのことでございますけれども、やはりいじめというのは、まずは起こったときにどうきちっと迅速に対応していくかといったようなことも大事ですけれども、子どもが言わなかったから気が付きませんでしたではだめだと思っています。できるだけやっぱり子どもたちが日ごろと違うなと感じる体制をつくることがとても大事ではないかなと思っております。

少しの変化も見逃すことなくということができるのかというふうにおっしゃいました。100%できるとは私も考えませんけれども、そういう思いを持って子どもたちの姿を見守ることが大事ではないかなと考えております。例えば、私が勤めていた前任校では、子どもたちが前から来たら1回でも2回でも3回でも必ず同じ子でも挨拶をしましょうということを教員全員でやっておりました。まずはおはよう、こんにちは、そして余裕があればどうしたのとか、何してるのとかいう一声を掛ける。そういう形で先生たちが子どもたちを見守る体制をつくりながら、継続してやっていきますと、あれこの前まであの子はちゃんと明るく挨拶してくれたのに、最近下向いてるなといったような気付きが出てまいります。そういう気付きを担任の先生や近くの先生に伝えるといったようなことを大事にしながらですね、やってきたところでございます。非常に難しいことではございますけれども、全員でですね、子どもたちを見守る体制、それから、確かに議員がおっしゃるように、若い先生方が多いです。一人でそういう子どもの課題に対応するのは難しいです。ですから、ちょっと気になることがあったら声を上げましょう。そして、声を挙げられた先生の声に耳を傾けてできるだけ早期に学年、あるいは学校でですね、対応していく体制をつくりましょうということが部長のほうから紹介がありました3つの取り組みにもつながっていくところでございます。

まずは、以上でございます。

〇議 長(桐原則雄君) 三宮美香さん。

〇1番(三宮美香さん) とても前向きな回答をありがとうございます。

これは質問ではないのですが、学校によっていじめを認識したときの対応が若干違うような気もしました。これはいじめた方への対応です。保護者への連絡をする学校としない学校とあるように聞い

ています。教育基本法の中に、父母、そのほかの保護者は、この教育について第一義的責任を有すると書いてあります。私は、いじめたほうの保護者へも当然事実をきちんと伝える義務があると思っています。また、いじめが長期化した場合など、保護者間でも共通認識を持つために臨時の保護者会などをPTAと相談をして持つ必要があるとも思いました。最近、大津町でも学級崩壊などという言葉が聞かれるようになりました。ただ学級崩壊しているわけではありません。それは一つには、情報が曖昧なまま広がってしまい、保護者間での共通認識がないまま経過したことによる間違った情報でもあるようでした。もちろん必要な情報は公開して対応されているとは思いますが、保護者へもきちんとした情報公開と共有をお願いして質問を終わります。

○議 長(桐原則雄君) これで一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時10分 散会

本 会 議

委員長報告

平成30年第1回大津町議会定例会会議録

平成30年第1回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第5日)

					平成30年3	3月20	日(火雨	醒日)
出席議員	1 番 三 宮	美香	2 番	上	部 良 二	3 番	山本	富二夫
	4 番 金 田	英 樹	5	豊	瀨 和 久	6 番	佐 藤	真 二
	7 番 本 田	省 生	8 看	新 府	内 隆 博	9 番	源 川	貞 夫
	10 番 大塚龍	一郎	11 看	爭 坂	本 典 光	12 番	手 嶋	靖隆
	13 番 永 田	和彦	14 看	拿 津	田桂伸	15 番	荒木	俊 彦
	16 番 桐 原	則雄						
欠 席 議 員								
職務のため	局	長 豊	住 浩	行				
出席した事務局職員	書	記 佐	藤佳	子				
地方自治法第	町	長 家	入	勲	総 務 課 行 政	部係長	宮 﨑	俊 也
	副町	長 田	中令	児	総務	部		
121条第1 項の規定によ	総 務 部	長 杉	水 辰	則	総財政課財政兼行革推進	部長長	本 司	貴大
り説明のため出席した者の	住民福祉部	長 本	郷邦	之	教育	長	吉 良	智恵美
職氏名	経 済 部	長 古	庄 啓	起	教 育 音	『 長	市原	紀 幸
	土 木 部 長 併工業用水道課	任 大日	田黒 哲	郎	農業委員会事	務局長	田上	克也
	総務部総務課	長藤	本 聖	二				
	総務部財政課	長 羽	熊幸	治				
	会計管理兼会計課	者中	野正	継				

平成30年第1回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件名	審査の結果	所 管 委員会
平成29年 11月24日 請 願 第 2 号	教職員定数と義務教育費国庫負担制度の改善に関する請願	採択	文 教 厚 生常任委員会

会議に付した事件

発議第 1号	「教職員定数と義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書」の提出について
発議第 2号	「洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を
	求める意見書」の提出について
議案第39号	大津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
同意第 1号	大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
同意第 2号	大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議事日程(第5号) 平成30年3月20日(火) 午前10時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続審査申出書について

議決

日程第 4 発議第 1号 「教職員定数と義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書」の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 5 発議第 2号 「洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道 掘削の予算の確保を求める意見書」の提出について 上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 6 議案第39号 大津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に ついて

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 7 同意第 1号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 8 同意第 2号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前10時00分 開議

〇議 長(桐原則雄君) これから本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

○議 長(桐原則雄君) 日程第1、諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第2 各常任委員会の審査報告について

○議 長(桐原則雄君) 日程第2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。経済建設常任委員長永田和彦君。

〇経済建設常任委員長(永田和彦君) ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第11号関連、議案第14号、議案第30号、議案第31号関連、議案第33号、議案第34号、議案第36号、議案第38号の8件であります。当委員会は審議に先立ちまして、3月9日、12日の午前中に現地調査を行いまして、午後から電算室3階ミーティングルームにおきまして執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

議案第11号関連、大津町振興総合計画基本計画の策定についてであります。

今回は、この振興総合計画がありました点で、長き時間を費やしました。ここの報告ですべてを申 し上げることはできませんので、要約をかなりしております。疑義がある点は、質疑等々でいただけ れば委員会の審議内容を調べてきちんとお答えしたいと思っております。

まず、農業委員会からであります。

振興総合計画におきましては、各部長、各代表にまず全体像というものの説明を求めて進めていきました。委員より、新体制移行後の農業委員と推進委員の連携の部分についてはどうなっているのか。 執行部より、新体制に対応し、農地の集積等を推進するためには、農業委員と推進委員の連携が重要となります。県及び県農業会議の指導もありまして、会議や研修会は同時開催とし、常に情報共有も行っているため連携は取れております、と答弁がありました。

委員より、新規参入者の農地借り入れ希望、また農地を持っている方の貸し付け希望など、需要と供給はどのような状況かとの問いに、執行部より、新規参入は個人及び法人があり、いずれも圃場条件の整った農地の借り入れを希望されます。特に法人はまとまりのある広い農地を希望されます。耕作放棄地は、圃場条件が悪い山間地に多く、マッチングしても借り手が決まらない状況であります。圃場条件がよい農地は既に貸し借りが行われており、需要と供給が合致しているとはいえない状況であります。

また、委員より、非農地判定を行った場合、固定資産税の課税地目は変更されるのかとの問いに、 執行部より、課税は現況主義のため、地目が農地であっても、税務課が山林と判定すれば山林で課税 されると思われます、と答弁がありました。

また、委員より、農家の後継者が農家を継がない理由の一つは、農業収入の低さや不安定さだと思われる。農業収入の向上や安定化についてどう考えているのかとの問いに、執行部より、固定観念を排除し、発想の転換による新たな取り組みも重要だと思っております。先進地研修で伺った鹿児島県いちき串木野市では、水稲単作地帯の裏作に、若手農家がレタス栽培を導入し、市とのタイアップにより一大産地を築いていました。本町でも、酪農家と健康食品を栽培する法人が連携し、裏作・表作で農地の効率的利用を行い、より安定した収入を得ている事例があります。

また、本町では、大手農機具メーカーの集積地となっています。AI、人工知能の活用の栽培技術や、GPS搭載の無人農業機械などの情報収集や研修会の開催により、地元農家にフィードバックできるような取り組みを行いたいと考えております、と答弁がありました。

また、委員より、農機具の技術や順序、組み合わせによって収穫率が上がることで、農家の所得向上に繋がる。農機具メーカー側から提案されたことはあるのかとの問いに、執行部より、現在のところ提案を受けたという事例はありません、と答弁がありました。

経済部農政課におきましては、委員より、森林環境税の創設により、大津町管内で荒れている町有林などの対策や活性化等はどのように考えているのかとの問いに、執行部より、山林の維持管理を効率よくするため、作業道等の整備を森林組合と相談しながら計画したいと考えております、と答弁がありました。

また、委員より、山林の地権者等が不明の箇所が増えてきているようだが、町有林にして維持管理 していく考えはないのかとの問いに、執行部より、広大な民有林を管理していくとなると、実際に管 理する森林組合の人員体制を考えると困難ですので、管理ができる人材の育成等を考えていく必要が あると思われます。

また、委員の意見といたしまして、せっかく創設された森林環境税なので、森林組合とタイアップ して有効活用を図ってもらいたいとありました。

また、林業振興だけなく、防災対策も併せて考えてほしい。また、農業・林業従事者が少しでも収入増につながる政策を考えてほしいとありました。

また、委員より、指標設定してある町有林・私有林出荷量と課題・施策の相関関係が見えないので 説明してほしいとの問いに、執行部より、ご指摘のとおり、直接的な関係は見えづらいのですが、木 材出荷量を増やすことで少しでも林業自体の活性化につなげたいという移行であります、と答弁があ りました。

経済部商業観光課におきましては、委員より、「今後はスポーツを通じた観光振興を図る必要があります。」と記載がありますが、具体的に考えていることはあるのかとの問いに、執行部より、Jリーグのキャンプや全日本大学選手権などの全国規模の大会を誘致したいと考えております、と答弁がありました。

また、委員より、交通の利便のよさや整備された芝、体育館があるが知られていないことがある。 全国大会や九州大会を誘致できるようPRをしていく必要があると思うがどうかとの問いに、執行部より、体育館も近日中に利用が再開され、体育館施設も充実しているため、今後PRに努めていきたいと思います、と答弁がありました。

意見といたしまして、Jリーグのキャンプや全国大会が実施されているのであれば有効活用して商業などにつなげることを検討する必要があると思う。また、観光協会と商工業者の関係性ができていないところが見受けられる。今後は振興計画の指針に沿った住民が驚くものを実施していかないと活性化は難しい面があると思われる。

また、別の意見といたしまして、SNS等を活用した情報発信は費用が不要である。時間も不要であるため活用すべきであり、話題になった場所は非常に効果的使用を行っておると意見が出ております。

また、別の意見といたしましても、地方公共団体がSNSで情報を発信する場合は、どんな情報で

もいいわけでなく、枠づくり、ルールづくりが必要であると思われる。ルールを作成しないことによって、マイナス要因が発生する場合があるとありました。執行部より、今後は、情報発信におけるルールづくり、公表内容の枠づくりをしっかりして効果的な情報発信を行いたいと思いますとありました。

また、委員より、町と観光協会との役割の線引きができてない部分が多くあり、マネジメントできなく中途半端な状況である。誰かが体系化して整備しないとバーチャル的な状況になっているのではないか。商業観光はビジネスに関わるところが大きいので、今後の方向性や考え方についてお聞きしたいとの問いに、執行部より、観光協会は昨年で5年目となり理事長の交代もありました。観光協会と商工会は連携をとりながらやっていけるが、明日観はイベントに特化しております。今、観光協会が先導して大津ブランドを作ってPRしていこうというところは弱い状況であります。30年度予算で目指すは一般社団法人化であって、法人化することによって指定管理の受任団体になり、駅南の観光案内などの事業展開ができないかと考えております。今までの任意団体とは違った取り組みができると思われます、と答弁がありました。

そして、また、執行部より、観光協会の設立当初からの目的は、宿泊客が町に出ることで経済効果をいかに出すかと、目玉となるものがない地域の掘り起こしについては伝えているので、その目的に沿った活動はされているとおもいます、と執行部より説明がありました。

委員より、頑張る商店街への助成と起業家等に対する助成についてはどのような助成なのか。また、駅北口の連携や朝市とどんな関わりをもつのかとの問いに、執行部より、頑張る商店街への助成は既存である助成であります。今検討されている駅北口のホテル、飲食店での連携については、今月開催される説明会へ出席を依頼されております。今回の朝市については、実施毎に会場が変更になるため、固定した場所での実施のために旧庁舎北側駐車場での開催となっております。他市町の朝市を視察しておりますが、商店街と隣接した会場で実施することで商店街との連携を考えての実施となっております、と答弁がありました。

また、委員より、観光協会の朝市や駅北口の動きについては、団体から依頼があれば手伝うという スタンスと理解していいのかとの問いに、執行部より、朝市は観光協会が主体で、駅北口についても 依頼があればいろんな角度からお手伝いはします、と答弁がありました。

また、委員より、外国人宿泊者数の従前値はいつの数値なのかとの問いに、執行部より、例年今の時期に熊本県より観光統計調査を行っており、最新の数値は平成29年になりますが、平成29年については現在集計作業を行っている状況で、記載の従前値は平成28年中の数値となります、と答弁がありました。

また、委員より、八代市においてくまモンロードを設置するという報道があったが、町としてそのような事業は考えないのかとの問いに、執行部より、県には県南フードバレーや八代外港などの構想があり、県としては県南に力を入れていると感じるところがあります。菊池市では、海外からの参加もある菊池ファンランが開催される予定であり、町にもそのようなイベントなどが誘致できないかと思います、と答弁がありました。

また、委員より、いろいろな発想で観光について考えるのが観光協会の仕事である。役割ではないかと思いますが、観光協会は情報収集をしながら活動をされているのかとの問いに、執行部より、熊本大学と熊本学園大学の学生による新たな観光地づくりということで調査の依頼がありましたので、上井手沿いなどを散策し様々な紹介をしましたところ、新たな観光スポットの提案もありましたので、今後、観光協会におきまして新観光スポットの模索もしてもらいたいと思います、と答弁がありました。

また、委員より、観光協会、明日観、商工会へ補助金を出しているが一本化することはできないのかとの問いに、執行部より、現在、各団体に一本化への話はしているが、平成30年度予算には間に合っていない状況であります。理想としては、観光協会に一本で補助金を支出し、観光協会から各部会へ下していくほうがよいと思います、と答弁がありました。

意見といたしまして、町を発展させたいという思いが町長にはあると思うが、現在の補助金の形態のように分散すれば力は出ないということはわかってくるのではないかと思う。今後、町をまとめて効率的に事業を実施していってくださいと意見が出ております。

経済部企業誘致課におきましては、委員より、企業誘致を進めると記載されているが、町として工業団地を所有していない状況で、民間との協力はどのように行われているのかとの問いに、執行部より、工業用地の問い合わせがあった場合は、現在利用されていない工業団地を優先して紹介しております。また、不動産会社にFAXで問い合わせを行ったり、銀行を訪問するなど情報収集に努めております、と答弁がありました。

委員より、小規模な工業用地については、民間と連携することで対応できると思うが、10~クタール規模の用地への問い合わせにはどのように対応を行うのかとの問いに、執行部より、しばらく売却ができなかった南部工業団地の件もありますし、工業団地の造成には10億円以上の費用がかかることや、震災からの復興に費用もかかることを考慮し、大規模な用地についても不動産会社などと情報を共有しながら民地への誘致活動を進めていきます、と答弁がありました。

委員より、産官学の連携支援とあるが、具体的にどのような活動を行うのかとの問いに、執行部より、菊池地域企業誘致推進プロジェクト協議会を県及び菊池郡市4市町で構成し、昨年6月に若者の菊池地域内の就職を促進するため、「おしごと発見フェア」を開催しました。また、大津町企業連絡協議会では、本年3月16日に翔陽高校生を対象とした町内企業の工場見学会を行うなど連携した活動を行っております、と答弁がありました。

また、委員より、企業から企業誘致課に対する相談はどのようなものが多いのかとの問いに、執行 部より、従業員が不足しているので困っているとの相談が多くなっております。しかし、ブライト企 業など、学生に名前が知られている企業には就職希望者が多く、求人募集の中断を検討している企業 もありますので、町内の企業を知ってもらうことが必要であると思われます、と答弁がありました。

また、委員より、徳島県神山町では、企業のサテライトオフィスとして空き店舗を貸し出すなどの 事業を進められております。大規模な工場の企業誘致も大事であるが、小規模なオフィスなどの誘致 は進めないのかとの問いに、執行部より、確かに企業からサテライトオフィスに関する問い合わせも ございますが、熊本県も県北・県南地域の企業が集積していない地域にサテライトオフィスの誘致を 進めていることも勘案し、現在は、空き店舗に関する問い合わせは主に製造業に紹介をしております、 と答弁がありました。

また、委員より、大津町は面積は広いが山が多く、工業用地として利用できる土地は意外と少ないため、企業誘致が進まない状況である。その点についてはどのような対策を考えているのかとの問いに、執行部より、平成30、31年度で農業振興地域の見直しを行いますので、国道57号などの交通インフラ整備状況も考慮し、今後も様々な情報収集を行って企業誘致を進めていきます、と答弁がありました。

土木部建設課におきましては、委員より、町民からの要望などに対する行動計画はないのかとの問いに、執行部より、通学路交通安全プログラムをベースに関係機関と連携し、点検を実施しております、と答弁がありました。

また、委員より、高齢者がよく利用する4輪車や自転車など交通弱者の通行に対する対策はどう考えているのかとの問いに、執行部より、自転車においては、中学生も通学で利用しているので、交通マナーの啓発も必要となりますが、通学路も含めて検討が必要であります。

現在復旧の舗装工事においても歩行者対策としてカラー舗装を施し、安全対策をいろいろ行っております。今後は、高齢者の免許返納などの観点からも対策が必要になると思われます、と答弁がありました。

土木部都市計画課におきましては、委員より、土地利用政策の推進、新たな活力拠点の創出において新たな拠点整備の検討とあるが具体的に何があるのかとの問いに、執行部より、熊本県が掲げる「大空港構想」において、阿蘇くまもと空港駅を愛称とする大津町と空港を結ぶ何か拠点になる整備を検討すべきではないかということで記載しております、と答弁がありました。

また、委員より、土地利用政策の推進、南部・北部まちづくり計画の推進において都市再生整備計画事業の実施とあるがどのような内容なのかとの問いに、執行部より、都市再生整備計画事業につきましては、現在、南部・北部の5年間の計画に基づいて行っていますが、南部につきましては、江藤家住宅周辺の環境整備など、北部につきましては、野外活動研修センターの改修や道路整備などについて推進する事業として取り組みます、と答弁がありました。

また、委員より、都市再生整備計画事業における南部・北部計画において、グリーン・ツーリズムなどといった観光的な謳い方をしていて、そのことが今の課題である過疎化や高齢化の解消につながるかというと決してそうでないと思うが、都市計画上どのように考えられるのかとの問いに、執行部より、施設を利用した拠点づくりの計画はありますが、利用の形態など地元の方や生涯学習課との協議はこれからと考えております。北部では、野外活動研修センターを宿泊施設として利用したり、広葉樹を散歩していただいたり、圃場整備をした場所に植え付けた花が咲き、写真に収めていただくなどといったことが考えられます。また、南部では、江藤家住宅横の駐車場やサイクリングロードの整備など、現状よりも地元地域が活性化できればと考えております、と答弁がありました。

土木部下水道課におきましては、委員より、使用済み紙おむつを粉砕処理して下水道に流すという

検討を国土交通省が開始するといった報道があったが、この件についてどのように考えておるかとの 問いに、執行部より、国土交通省が使用済み紙おむつを下水道に流して処理できないかを検証する検 討会を立ち上げるという報道はありました。現状では、紙おむつは水に溶けないためマンホールポン プにかみ込んで故障の原因になるのではないか。下水道本管の中の水の量で紙おむつを破砕した物が きちんと流れるのか。また、浄化センターで生物処理が可能かどうかといった検討が必要になります。 さらに、脱水した汚泥とかゴミを処分しなければならないが、ゴミの量の増加によって維持管理費の 増加が懸念される、と答弁がありました。

採決の結果、議案第11号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しま した。

続きまして、議案第14号、大津町工場立地法地域準則条例の制定についてであります。

経済部企業誘致課でありますが、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第14号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。 続きまして、議案第30号、大津町瀬田地区生活改善センター設置及び管理に関する条例を廃止す る条例についてでありますが、経済部農政課所管であります。委員より、解体後の地元からの要望は ないのかとの問いに、執行部より、主に利用されていた大林地区からは要望はあったものの、地元で 建て直す計画はなく、一部防災施設等の計画となっております、と答弁がありました。

採決の結果、議案第30号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。 続きまして、議案第31号関連、平成30年度大津町一般会計予算についてであります。

まず、農業委員会についてでありますが、委員より、農業委員会職員の人員について、現在の体制ではかなり厳しそうに見受けられる。今後も今の体制のままでいいのか。また、人員が足らなければ農政部局の職員との兼務をするような体制に変えられないのか。ほかの自治体に事例はないのかとの問いに、執行部より、農政課長が事務局長を兼務している市町村もあります。菊池郡市の状況は、菊池市が事務局職員4名、合志市も4名、菊陽町と大津町が職員2名の体制であります。条例の職員定数は3名となっております、と答弁がありました。

また、委員より、本年度予算の増額要求は何か。予算の増額は町民に負担を求めることである。それなりの成果を求められると思われるがとの問いに、執行部より、本年度予算の増額理由は、昨年度の新制度移行に伴う農地利用最適化推進委員の増が主な原因であります。農業委員・推進委員ともに担い手農家や集落営農法人の役員など、地域の中心的なリーダーとなっていることから農地集積が進みました。

新体制移行の農地集積の実績は、灰塚地区23ヘクタール、真木地区約7.8ヘクタールとなっております。また、県農業公社の売買事業を活用し、担い手所有権移転を行った農地は約14ヘクタールとなっております。農業委員及び推進委員が積極的に活動した結果であり、予算に見合う成果があったと思われます、と答弁がありました。

意見といたしまして、成果等はホームページなどで公表し、住民の方に周知することも大切なこと であると出ております。 続きまして、経済部農政課、委員より、収入保険制度はどのようなものかとの問いに、執行部より、 農業共済事業の見直しとして、これまで対象とならなかった品目を拡大し、自然災害や価格低下など も含めた収入減少を補償する仕組みで、農業共済組合の事業となります、と答弁がありました。

また、委員より、ため池ハザードマップ作成の具体的な内容を示してほしいとの問いに、執行部より、仮宿地区のため池において決壊した場合、仮宿地区の民家に重大な影響が想定されるため、避難 経路を地域住民の方々にお知らせするとともに町ホームページにも掲載することになっております、 と答弁がありました。

また、委員より、30年度の新規事業はあるのかとの問いに、執行部より、農業振興地域整備計画の全体見直しと市民リフレッシュ農園解体撤去工事が新規事業であります。あと、継続事業ではありますが、矢護川圃場整備関連で換地等調整事業を平成30年度で実施いたします、と答弁がありました。

また、委員より、土地改良事業補助金で立木伐採の説明があったが、流木対策として捉えていいのかとありました。執行部より、土砂浚渫とともに災害防止対策として流木になりうる立木栽培を今後数年計画的に行っていきます、と答弁がありました。

また、委員より、多面的機能事業については、今後菊陽町と同様に一本化していく計画はあるのか。 事業も効率化できるのではないかとの問いに、執行部より、南部・北部の2本、できれば一本化して 事業の効率化を図りたいと考えております。平成31年度からは新体制でスタートする計画でありま すとありました。

続きまして、商業観光課におきましては、委員より、物産展に関する経費の計上がありますが、ふるさと納税のパンフレットとの連携はあるのかとの問いに、執行部より、連動したパンフレットはありましたが、ふるさと納税返礼品の種類が増加したパンフレットはない状況で、今後、総合政策課と検討した作成が必要であります、と答弁がありました。

また、委員より、予算からすれば地域おこし協力隊にかなりの期待があるようだが、具体的な方向性を教えてもらいたいとの問いに、執行部より、現在6コースあるフットパスコースのPRと新ルートの策定や、新たな山歩きコースなどの検討を考えております。地域おこし協力隊が本年度行ったインバウンド向け体験プログラムを具体化して外国人向けにPRしていきたいと思います、と答弁がありました。

また、委員より、明日観の助成金を1本で助成しているが、イベント前に細分化して支払ってもいいのではないかと思われる。団体の負担を軽くすることや、その他団体で競争を考えて実施することも可能だと思われるがどう考えているのかとの問いに、執行部より、予算の細分化は予算の明確化が図れますので、来年度予算までには道筋をつけたいと考えております、と答弁がありました。

続きまして、経済部企業誘致課におきましては、委員より、食糧費は38万5千円が予算要望されているが、それで足りているのか。また、個人的な支出はないのかとの問いに、執行部より、平成29年度は、立地協定時の会食3件、名古屋での会食及び企業訪問時においてはお土産代として利用しております。それ以外の会食などについては、職員のポケットマネーで対応しています、と答弁があ

りました。

また、委員より、企業誘致の情報収集のために会食を行っているので、食糧費を増やしてもよいのではないか。また、企業は経費で会食費を出しているので、社会通念で判断できる範囲で規定をつくり、既成事実を残すために復命書を作成すればよいのではないかとの問いに、執行部より、線引きが難しく説明責任もありますので、どこまで食糧費を利用できるか財政課と協議していきます。今後、大きな企業との会食などがあれば補正させていただきたいと考えております、と答弁がありました。

続きまして、土木部建設課であります。委員より、用地購入において残地の取り扱いはどのようになっているのかとの問いに、執行部より、普通財産にして住民に売却したところもありますが、公共財産が地下に埋設されており、支障が出る場合もありますので、十分調整して行う必要があります。 無条件で売却できるものは少ないです、と答弁がありました。

また、委員より、残地について地域で利用を考えてもらったらどうなのかとの問いに、執行部より、 地元区長などに相談して活用方法を検討するなどしていきたいと思います、と答弁がありました。

続きまして、土木部都市計画課におきましては、委員より、樹木管理について、ツツジの咲き方に 違いを感じる場合があるが、肥料を散布する方法などの指定はあるのかとの問いに、執行部より、公 園の管理業務につきましては、毎年発注業務を行っており、管理する場所が変わる状況がありますの で、肥料散布などの方法や草刈りの時期が違う場合もあるかと思われます。できる限り利用者の方が 使いやすいように管理していきたいと考えております。また、発注方法につきましては、3年から5 年程度かけて長期的に管理をお願いすることができる指定管理制度を活用できないか検討したいと思 います、と答弁がありました。

また、委員より、都市計画マスタープラン策定支援業務委託について、町が主導する部分と委託業者へお願いする部分の観点として、今後、住民からの意見聴取の場を設けるのかとの問いに、執行部より、今年度は全体構想として検討はしていきますが、来年度以降は地域別構想を進めていきます。校区別あるいは中部・北部・南部といった地域別に検討することを考えており、住民からの意見聴取も行っていきたいと思います、と答弁がありました。

土木部下水道課におきまして、委員より、合併浄化槽の補助金の交付について災害分と普通分とは 分けて細節管理すべきではないのかとの問いに、執行部より、浄化槽の補助金については、歳入の国 分が循環型社会形成推進交付金、県分が熊本県の浄化槽整備事業補助金となっていますが、災害分と 普通分と合わせた形で町に交付されますので、歳出についても普通分と災害分と分けておりません、 と答弁がありました。

採決の結果、議案第31号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しま した。

続きまして、議案第33号、平成30年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計 予算についてであります。

経済部農政課所管でありますが、委員より、今後は財源がそこをつくのではないかとの問いに、執 行部より、現在の見通しでは平成36年以降は赤字になるようでありますので、森林組合と協議しな がら負担が少ない方法を検討していきます、と答弁がありました。

採決の結果、議案第33号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。 続きまして、議案第34号、平成30年度大津町公共下水道特別会計予算についてであります。

委員より、公債費については前年度より減少しているが、償還のピークは過ぎていると考えていいのかとの問いに、執行部より、償還のピークは過ぎており、下水道の整備が進み事業が減少し貸付利率も下がったため、公債費は減少傾向であります、と答弁がありました。

また、委員より、現在の下水道の使用料は、今の状況で十分維持できる料金設定なのかとの問いに、 執行部より、下水道使用料については年々増加していくと思われますが、一般会計からの繰出金があ りますので、今後、下水道料金の値上げといった検討が必要になるのではないかと思われます、と答 弁がありました。

また、委員より、最近の下水道埋設工事について、本管の地震対策はどうなっているのかとの問い に、執行部より、下水道管路について耐震設計されており、マンホールの管渠の接合部及び管きょの 継手分は耐震施工がされております、と答弁がありました。

また、委員より、一般会計繰入金が高止まりしているが、膨大な処理施設と簡素化等を行って維持管理費を削減している例はないのかとの問いに、執行部より、少子高齢化、人口減少に伴い、どこの処理施設においても共同化、広域化できないかということで、国からの説明があっているところであります。広域化、共同化することによって、維持管理費の削減の取り組みが始まっており、まちも参加して維持管理費の削減を行っていきたいと思います。

一般会計繰入金につきましては、総務省が示す一般会計が負担すべき基準内の繰入金と基準対象外の繰入金があります。基準内の繰入金は人件費、起債の中の臨時財政特例債、特別措置分の元金と利子等で、基準内の繰入金がおおむね1億円程度であります、と答弁がありました。

採決の結果、議案第34号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。 続きまして、議案第36号、平成30年度大津町農業集落排水特別会計についてであります。

委員より、農業集落排水を公共下水道へ接続するということの実現性についてはどうなっているのかとの問いに、執行部より、今回、機能診断業務の予算を計上していますが、農業集落排水施設の老朽化等を調査し、さらに最適化構想を策定し農業集落排水事業の統合を調査し、将来的な維持管理費、財源等を考慮し、平成41年頃に錦野浄化センターを公共下水道へ接続したいと考えております、と答弁がありました。

また、委員より、農業集落排水施設への接続推進はどうなっているのかとの問いに、執行部より、 戸別訪問をして農業集落排水施設の接続をお願いしております。ただ、高齢化世帯については接続が 難しいところもあります、と答弁がありました。

また、委員より、農業集落排水特別会計について償還のピークはどうなっているのかとの問いに、 執行部より、起債の償還は元利均等払いであります。28年から30年にかけて均等に返すことになっております。まず、利子を先行して支払い、元金の返済が徐々に増えていくような形であります。 平成54年度まで支払いが続きます、と答弁がありました。 採決の結果、議案第36号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。 続きまして、議案第38号、平成30年度大津町工業用水道事業会計についてであります。

委員より、平成29年度予定損益計算書では、給水収益が6千300万円、平成30年度予算の給水収益は6千100万円となっていますが、算定はどのようにしているのかとの問いに、執行部より、当初予算では、算定時における当年度の平均契約水量を元に算定しております。その後、実績を基に補正予算をお願いしております、と答弁がありました。

また、委員より、第4水源地ができたとして、使う側の企業の使用量はどうなのかとの問いに、執行部より、企業誘致課とも連携を取りながら今後、工業用水道の使用量を調査した結果を基に増設することとしております。また、現状の給水能力4千立方メートルに対し、契約水量が3千830立方メートルでぎりぎりの状態となっております。これは日量です。ある程度の余裕を持ち、なおかつ企業の増量要望にも答えながら、過剰投資にならない程度で工事を行います、と答弁がありました。

委員より、工業用水道は消毒せずに原水を給水しているので緊急時等に利用することはでききない のかとの問いに、執行部より、熊本地震の際に水が非常に貴重でしたので、今後、利用できるかどう か検討させていただきます、と答弁がありました。

また、委員より、工業用水道の使用料の納期はどうなっておるのかとの問いに、執行部より、原則的に毎月1日に検針し、10日に納付書を発送しております。納期期限は20日となっております、と答弁がありました。

また、委員より、貸倒引当金については、企業の場合は通常4カ月分等を計上しておりますが、工業用水道はどうしているのかとの問いに、執行部より、貸倒引当金の算定は滞納額等を基に行いますが、工業用水道の場合は現在まで滞納がありませんので、貸倒引当金を計上しておりませんと答弁がありました。

採決の結果、議案第38号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。 当委員会に付託されました議案は以上であります。そしてまた、継続調査の申し出も出しておりま すので、よろしくお願いしたいと思います。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、 経済建設常任委員会の報告を終わります。

- ○議 長(桐原則雄君) 文教厚生常任委員長佐藤真二君。
- **○文教厚生常任委員長(佐藤真二君)** おはようございます。ただいまから、文教厚生常任委員会に付 託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をかなり要約してご報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第11号関連、議案第13号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、21号、22号、23号、24号、25号、26号、27号、28号、29号、議案第31号関連、議案第32号、35号、そして議案第37号の18件です。

当委員会は、審議に先立ちまして、3月9日に関係する7カ所の現地調査を行い、引き続き大会議室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果でございます。 議案第11号関連、大津町振興総合計画基本計画の策定についてです。 住民福祉部環境保全課関係では、委員より、施策の方針に分別の徹底を進めるとあるが、具体的にはどのような手法で進めるのか。執行部より、4Rの推進と家庭での分別の啓発は広報紙を中心に継続して行う。また、事業所のごみの分別については、町のホームページ上に事業所向けの分別案内を作成する予定であるとのことでした。

また、委員より、リサイクル活動団体や各家庭の取り組みを啓発するため役場から出向くことはあるかとの問いに、執行部より、資源物集団回収団体が現在68団体ある。新規の団体の立ち上げに直接働きかけることはなく、広報紙で年に一度記事を載せているが、家庭の取り組みも含め自主的な活動に任せているとのことでした。

住民福祉部住民課関係では、質疑ありませんでした。

住民福祉部福祉課関係では、委員より、「小地域福祉活動推進地区」は「通いの場づくり」と連携 して行うことはできないのかとの問いに、執行部より、現在、関係各課の中で地域づくりを含めて検 討しているので、連携しながらやっていきたいとのことでした。

住民福祉部介護福祉課関係では、委員より、目標指標の要介護認定率について、従前値と目標値では通常なら目標値のほうが低いものだが、何もやらなければもっと高くなるものをここまでに抑えるという意味での設定ということかという問いに、ええそうですとのことでした。

住民福祉部健康保険課関係では、委員より、PDCAサイクルにより事業を進めるのは当たり前との指摘に対し、PDCAサイクルの記載を削除したとのことであるが、どのような部分かということに対し、執行部より、48ページ中断の「町民の健康増進に寄与するため」で始まる項目に「町の現状に合わせたPDCAサイクル」とありましたが、これを文言を除いて修正したとのことでした。

教育部学校教育課関係では、委員より、施策の方針の「「早寝・早起き。朝ごはん」運動を推進します」や「「家庭教育力」の向上に努めます」などは、スローガンとしてはわかるが、具体的に何をするのかとの問いに、教育部の柱を3つにまとめた中で、一番に家庭教育をもってきている。近年、家庭教育を危惧する声が多く聞かれ、大津町においても基本的生活習慣が整っていない子どもたちがそのまま成長していくという現状がある。家庭教育支援をどう整えるかということで、入り方が非常に難しい部分があり、まず基本的生活習慣を身に付けてもらうことで重点施策の一つとして取り上げていきたい。それは、「早寝・早起き・朝ごはん」など、繰り返し言うことで身に付くので、今までも推進してきた「育ちのステップ」を活かしながら、基本的生活習慣を重点化したリーフレットをつくり家庭に配布していきたいと考えているとのことでした。

委員より、教職員の長時間労働について、どういう方向で進めていくのかとの問いに、執行部より、タイムカードについては、町内の全小中学校に配備しており、毎月時間外勤務の状況報告があるので、軽減していくための取り組みをしている。また、来年度から外国語・外国語活動が始まり授業日数が増えるが、各学校で日課の見直しや工夫により働き方を見直していこうと考えているとのことでした。委員より、家庭教育が大きな柱になっていて、学校教育課で説明をされたが、従来、家庭教育は社会教育に区分されていた。学校教育で見ていくとすると社会教育との関係を整理する必要が出てくの

ではないかとの問いに、執行部より、家庭教育は学校教育と社会教育の両面から推進しなければ、今

の状況では成果として上がらないのではないかと思う。今説明したのは、学校面からの事業展開とと らえていただきたいとのことでした。

教育部生涯学習課関係では、スポーツを通じた共生社会の実現の文中の「障がいのある方や配慮を要する方」について、「配慮を要する方」には高齢者も入るのかとの問いに、高齢者も含んでいるとのことでした。

教育部子育て支援課関係では、目標指標で学童保育の待機児童数の目標値をゼロにしている根拠は何かとの問いに、執行部より、昨年度入所できない人が20人いましたので、申し込みをされた人が全員入所できるように考えているとのことでした。

委員より、現在の待機児童数、これは保育所です。待機児童数はどれくらいかとの問いに、昨年の4月は61人の待機児童でしたが、今年4月の予定では40人を下回る見込みです、とのことで、意見として、企業主導型保育が開設されると新聞で報道されたが、これまで町が主体となって待機児童対策の取り組みを行ってきていたが、国が指導して企業と一体的に行うということで待機児童がゼロになるという目標値については意味があると考えるとのことでした。

討論はなく、採決の結果、議案第11号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、関連があるため2つの議案を合わせて審議しました。

議案第13号、大津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、そして、議案第23号、大津町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての2つです。

委員より、県から指定権限が移管されるということだが、条文には義務付け規定が多い。義務付け したことをしっかりやっているのか町は確認できるのか。また、どのようにして確認するのかとの問 いに、執行部より、月1回のケアプラン点検やケアマネージャーの学習会等の中で、義務付け規定に ついては説明をし、適正なケアプランとなっているか点検を行っていくとのことです。

委員より、特に医療と介護の連携の強化について、情報伝達等を義務付けているが、実際に行った のかは確認できるのか。執行部より、ケアプラン点検では、ケアマネージャーと面談方式で具体的な 対応の確認を行っているので、確認することが可能とのことです。

委員より、4月1日から施行するということだが、事業者からの申請を受け付けて審査し指定をするのにあと3週間程度でそれだけの作業ができるのか。執行部より、現在、県が指定をしている事業所については、町が処分を行ったものとみなすというみなし規定がありますので、急いで3月中に指定業務等を行う必要はないとのことで、討論はなく、採決の結果、議案第13号及び第23号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、大津町公民館条例の一部を改正する条例についてです。

質疑、討論ともになく、採決の結果、議案第18号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号、大津町町民集会所条例の一部を改正する条例についてです。

委員より、条例の使用料一覧に関して、それぞれ備品の使用内容が具体的にわかりにくい。ホールを利用する内容によって必要備品をパッケージにするなど、利用者に大まかな使用料金がわかるよう、条例、使用料の改善の余地があるのではないかということで、執行部より、今後の検討課題にするとのことです。

討論はなく、採決の結果、議案第19号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、現在の国民健康保険運営協議会の名称を大津町国民健康保険事業の運営に関する協議会に変更する改正内容となっているが、名称を短くするなどの変更はできないのかとの問いに、国民健康保険法の改正により名称が改められるもので、上位法に従い、法律が定めた名称どおりに改正しようとするものですとのことでした。

討論はなく、採決の結果、議案第20号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号、大津町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、改正後の国民健康保険基金の新たな使途となる国民健康保険事業費納付金について、平成30年度当初予算により説明してほしいとの要望に、執行部より、国民健康保険事業納付金については、国保制度改正により、平成30年度から市町村が都道府県に新たに納付することになったもので、市町村ごとの納付金額については、都道府県が算定することとなっている。県は、県全体の医療費の推計額から公費等を差し引くなどして県全体の納付金額を導き、これを応能、応益割や医療費水準等を反映させ、市町村ごとの納付金額が決定される。予算書では23ページから24ページで、医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分と分けて算定されているとの説明でした。

討論はなく、採決の結果、議案第21号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決 しました。

次に、議案第22号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、保険料が上がり続ける中で、国がもっと負担すべきとの意見もあるが、町としてはどのように考えているかとの問いに、執行部より、町としては、国の更なる負担を求めていきたいが、現在の制度の中で介護予防事業や適正化事業によって給付を抑えるようにやっていくしかないと考えているとのことでした。

委員より、保険料率は第6期と変わらないのかという問いには、変わらないとのことでした。

委員より、実際に計算してみて、このような数値になるからこうせざるを得ないというのがこの計画の基本だと思うが、では実際に被保険者に説明するときにはどのように、あるいは何に気をつけて説明をしなければならないと考えているとの問いに、執行部より、介護認定に至る原因が何なのかということが大切になってくる。28年度分の分析では、原因の上位3位は、認知機能の低下、関節疾患、骨折となっており、このような原因をつくらないよう減らしていくように、まずは週1回の運動

を行う介護予防にしっかり力を入れていかなければならないということ。それとこのような原因が多いという現状を伝えていくことが大事と考えている。振興計画の審議の中でも通いの場と地域福祉についての意見があったが、地域福祉関連も強化していくことを考えているので、各地区に入っていく中で、また、通いの場づくりに入っていく中で具体的に示しながら、今後の介護予防によって変わっていくことを説明していく。介護認定を1カ月遅らせることで年間3千300万円の給付費を抑えることができると試算しており、このような数値的な情報も提供して、みんなで頑張って1カ月でも遅らせようとすることで、自分も健康で幸せになれ、また、費用の面でも効果があるということを説明し、広報を活用して発信していくことで、より具体的な取り組みにつなげていけるのではないかと考えている。また、シルバー人材センターや老人会の活動もあるので、地域の中で生きがいを持ってやれることを進めていきたいと考えているとのことでした。

討論はなく、採決の結果、議案第22号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前11時03分 休憩

 \triangle

午前11時10分 再開

〇議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

文教厚生常任委員長佐藤真二君。

〇文教厚生常任委員長(佐藤真二君) 報告を続けます。

続きまして、関連のある3つの議案をあわせて審議いたしました。

議案第24号、大津町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第25号、大津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、そして、議案第26号、大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての3つです。

委員より、議案第25号でサービスの供給量を増やすためにという言葉が多くあったが、それに対して町内には事業者なしというサービスが多い。国全体としては需要があるから供給量を増やさなければならないということだろうが、大津町においては需要そのものがないという意味なのか。それとも需要があるが提供してくれる事業者がいないということかの問いに、執行部より、看護小規模多機能型居宅介護に関しましては、需要はあると思っているが、参入する事業者がなかなかないということで、第7期でも計画できなかった。必要性は十分あると考えているので、第7期中には参入できそうな事業者に情報提供を行いながら、第8期以降に整備することを目指したいとのことでした。

委員より、ほかのサービスには需要がないと考えてよいかという問いに、ほかにも、例えば、夜間の訪問介護等も実際に事業所があれば、施設入所に至る時期を遅らせることができるようになると考えているが、参入する事業者が少ないという現状、菊池圏域でも菊池市に事業所があるのみとなって

いるとのことでした。

委員より、身体的拘束について、実態として町内でも事例があるかとの問いに、執行部より、事例 はあり、通告を受けた場合は、施設であれば施設に調査に入っている。通告者には不利益がないよう にということで配慮して行っている。また、県とも情報共有しているとのことでした。

委員より、身体的拘束をする場合は、町に届け出ることを義務付ける等の基準をつくっている市町 村はないかとの問いに、上乗せした厳しい基準を設けている市町村があるかどうかについては調べて いないが、大津町でそこまでの基準を設けることは考えていないとのことでした。

身体的拘束については、人が足りていればそこまで考える必要がないことと思うがどうかという問いには、慢性的な介護職員の不足ということは問題としてあると思います。それについての打開策として、国と一緒に取り組んでいることですが、介護ロボットの導入も一つの方法で。介護ロボットを導入した事業所では、介護職員の精神的な負担軽減にもつながったと聞いている。国は、介護ロボットの導入を続けていく様子なので、国・県の補助事業がある場合は事業所に情報提供を行っていきたい。そのほか、町でできることとしては、広報にインタビュー記事を載せたりして、介護職員の魅力を伝えていくこと。もう1点は、軽度の方にはボランティア等、重度の方には専門職といったすみわけを徹底していきたいと考えているとのことでした。

討論はありませんでした。採決の結果、議案第24号、議案第25号、そして議案第26号の3議 案については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、大津町し尿運搬費の補助に関する条例の一部を改正する条例についてです。

委員より、将来的に町の浄化センターでし尿処理ができるのではないかという話を聞いたが、この 事業は終わるのか。そうなると業者の経営を圧迫することになるのではないかとの問いに、執行部よ り、し尿の搬入先が現在菊池にある菊池広域連合から大津町内に変わるだけで事業は継続する。公共 性が高いので、委託も検討しているところ、町の浄化センターで処理できることになれば、菊池広域 連合負担金が不要になり、町の財政的な効率化も図られると考えている。

委員より、増額する単価2円は、汲み取り量が減った分を補うという説明のようだが、単価2円となる根拠は何かの問いに、仮に委託した場合の事業費を積算してみたところ、年間約2千万円の経費が必要で、汲み取り手数料と補助金でその財源を確保することになるが、試算を行ったところ、単価2円の増額が必要だった。地震により急速に汲み取り世帯が減ったが、それを理由に汲み取り手数料の増額はできないので補助金の増額で対応するものであるとのことでした。

討論はなく、採決の結果、議案第27号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号、大津町営住宅条例の一部を改正する条例についてです。

質疑、討論ともになく、採決の結果、議案第28号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、大津町地区集会所設置条例を廃止する条例についてです。

これについても質疑、討論はなく、採決の結果、議案第29号については、全員賛成で原案のとお

り可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号関連、平成30年度大津町一般会計予算についてです。

住民福祉部環境保全課関係では、委員より、環境審議会及び放置自転車廃物判定委員会について、 昨年度は実績なしとのことだが、29年度は開催したのか。執行部より、放置自転車廃物判定委員会 は開催しています。環境審議会は平成27年度に開催しましたが、それ以降は開催していないとのこ とでした。

委員より、水質調査委託について、検査箇所の10カ所はどこかの問いに、執行部より、北部4カ 所、中部4カ所、南部2カ所の河川と水路を検査している。

意見として、上流河川水との関係を把握するため、取水口での検査も必要だと思うと意見がありました。

委員より、航空騒音測定器の検定検査の予算が計上してある。協議会などで審議されているとは思うが、飛行機の騒音については、しっかり申し立ててもらいたいとの問いに、執行部より、先日、町の空港整備協議会が開催されたが、今後空港が民間委託されることもあり、県に対してしっかり配慮していただくよう要望を行っている。今後も協議の中で、空港を管理する国と県と町と住民でしっかり話をしていくとのことでした。

住民福祉部住民課関係では、外国人の住民票登録人数について、在留資格が技能実習で技術を学ぶ ための転入が増えているということを確認しました。

住民福祉部福祉課関係では、委員より、被災住宅補修費利子助成事業補助金は、補修が既に終わっている分でも受けることができるのかに対し、平成30年度からの新たな補助金で融資を受けた分の利子助成になりますが、既に融資を受けられている場合でも対象になりますとのことでした。

委員より、地域力強化推進事業委託の増額の理由は何か。執行部より、地域福祉コーディネーターの増員分に伴う人件費と、これまでの心配事相談事業を平成30年度からこの事業の中に入れたことが主な増額の要因とのことでした。

委員より、地域福祉活動コーディネーターなどには資格要件はあるのかに対し、特に要件はないが、 委託を予定している大津町社会福祉協議会の職員は、社会福祉士等の資格を有していますので、コー ディネーターとして問題はないと考えているとのことでした。

委員より、障害児支援事業の予算が増額となっているが、主な原因は何かに対し、放課後等デイサービスが最も増加している要因。子どもの巡回支援専門員整備事業等で療育が必要な人を早期発見することができているため増加している。来年度からペアレントプログラム事業を進めることで、事業所だけではなく、家でも支援ができるような環境づくりを進めていくとのことでした。

委員より、地域福祉策定委員会委員報酬は、委託業者の選定にも関わるのかの問いに、現在、プロポーザル検討委員会の委員の枠組みについては検討中であり、地域福祉計画策定委員会に状況報告していく流れになる。今後、詳細を整理していきたいとのことでした。

住民福祉部介護保険課関係では、シルバー人材センター育成事業について、登録者が年々減っている。増やすために何かやり方を考えているかの問いに、全国的にシルバー人材センターでは会員獲得

に取り組んでいます。大津町のシルバー人材センターにおいても、会員紹介制度のようなものとして、 紹介したら2千円のクオカードを渡すようにしている。このような工夫も含めて広報等で紹介しなが らしっかりやっていきたいと考えている、とのことでした。

老人クラブ連合会への加入が減っており歯止めが利かない状況ということだが、老連に加入していなくても一律の基本的な補助はあるのかの問いに、老連加入が条件となっているとのことでした。

高齢者外出支援事業の枠組みを確認したいとの問いに、これまでは通院のための利用を対象としていたが、4月からは買い物にも範囲を拡大するため、現在、要項を整備しているとのことでした。

委員より、予算額は例年通りだが、買い物を対象とすることで利用が伸びた場合は費用も上がって くるということかの問いに、費用が上がる可能性はあるが、伸びの予測がつかないので、様子をみて、 もし不足するようであれば相談させていただきたいとのことでした。

委員より、乗り合いタクシーと組み合わせてコストダウンはできないのかの問いに、総合政策課と は相談しているが、乗り合いタクシーはバス路線廃止の部分を実施しているので規模が違い、調整が 難しい。今回はできることとして、住民にとって必要な買い物を追加するため要綱改正を行っている。 総合政策課と話し合いは実施している状況ですとのことでした。

住民福祉部健康保険課関係では、委員より、熊本型早産予防対策事業補助金が平成30年度から開始されているのは、早産が増えてきているための対策なのかとの問いに、執行部より、以前から県より検査等の実施に向けての体制整備を行うようにとの話はあっていた。熊本県では早産、未熟児の発生率が高く、研究や実態の把握を行っており、その対策として、今回の妊婦健診、歯科検診の導入に至ったとのことでした。

委員より、流早産が多いとのことでの事業だが、例えば、妊婦健診を全員受けているのか。以前は、母親学級があったが、様々な状況確認が必要であり、その機会であった母親学級がなくなってしまったのが残念だと思うがどうかの問いに、執行部より、妊婦健診の受診率については、ほぼ100%で、以前はマタニティセミナーを実施していたが、各医療機関でも同様のセミナーが行われていることや、それぞれの週数や状況にあわせた対応が集団では難しいということから、現在は個人に応じた対応を重視しようと、個別の指導に重点を置いた取り組みを行っているとのことでした。

委員より、がん患者かつら購入費助成の根拠は何か。要綱の概要を教えてほしいとの問いに、要綱については先行地域の例を参考に作成をしている。概要は、がんの治療により脱毛が著しく激しい方で、治療と就労の両立、療養生活の質の向上を図るため助成を開始するもので、助成対象は住民でがん治療をしている方、必要書類等については今後決定していく。助成対象は医療用ウィッグで、平成30年4月1日以降に購入したものであることとしている。対象1人につき2万円を上限、もしくは購入額の2分の1の低い方。助成回数については、現在、対象者一人につき1回限りの予定とのことでした。

教育部学校教育課関係では、委員より、教育長の交際費10万円は少ないと思う。教育長として精 一杯活動してもらうという趣旨から増やすべきではないかとの問いに、執行部より、公金ですので説 明できるやり方で使用させていただければと思いますとのことでした。 委員より、交際費の内容については公開する必要があるが、要綱等の整備はしているか。議会では、 議長の交際費の要綱を準備中だとの問いに、執行部より、要綱については未整備ですので、議会のほ うで策定されるものは参考にさせていただきたいと思っていますとのことでした。

委員より、学習支援指導員等の配置人数について、町としてはもう少し増やしたほうがいいと考えているか、十分だと思うかとの問いに、十分だとは言わないが、財政課と協議して最大限配置していると考えている。他の自治体と比べても配置できていると思う。今後も学校からの要望があれば配置できるような働きかけをしていきたいと思うとのことでした。

委員より、英検受験料補助金を出したことにより受験状況はどうなったか。漢字検定など他の検定と比較して英検がどうなのかを教えてほしいとの問いに、執行部より、英検受検料補助金は今年度から始め、年3回のうち2回目までの受検者は、小学3年生から中学3年生まで95人で、中学3年生では英検3級以上を取得しているまたはそれに相当する生徒数の割合は36.7%となり、昨年度の22.4%からかなり伸びたと言えるのではないかと思う。漢字検定も大事な資格試験だと思うが、グローバル人材の育成、英語力を伸ばすということに焦点を絞っているので、まずは英検の方を普及させていきたいと思うとのことでした。

委員より、こういう補助は良いことだと思う。しかし、今年度の予算編成のときは中学校費で計上してあり、中学生を対象にするとの話だったが、7月に要綱が作成され、小中学生を対象にするとなっていた。どういう経緯で小学生が対象となったのか。中学校費から支出したのか。小学生も対象にするのであれば補正で小学校費あるいは事務局費に移すべきではないかとの問いに、執行部より、小学校でも外国語活動をしているので、ぜひ受けたいという保護者からの要望もあり、初年度でもあったので対象にした。新年度は事務局費で計上したとのことでした。

意見として、補正予算を組む時間の余裕はあったのにそれをせず、委員会で説明したことと異なる 要綱を定めたことは問題で、予算の目的外利用とも考えられる。決算審査で議論する必要があるとの 意見でした。

委員より、就学援助費について、保護者が知らずに漏れていることがあるが、自分で気づいて申請 しないともらえない状況なのかとの問いに、執行部より、あくまで申請主義で、新年度分についても 学校を通じて保護者に周知している。新入学児童生徒分は、入学時に制度について通知する予定。ま た、対象であっても申請しない方もおられるとのことでした。

教育部学校教育課学校給食センター関係では、委員より、野菜の高騰などが話題となったが、給食費は大丈夫かとの問いに、執行部より、年末から2月に野菜は高騰したが、食材の調整を行い、値上げしなくても運営できるようにしているとのことでした。

委員より、今回改修を行うが、将来計画はどうなっているのかの問いに、執行部より、今回の改修 工事により、おおむね10年、15年程度は現施設の使用を見込んでいる。当然その後は、衛生管理 基準に適合した新施設への改築を行わなければならないので、今後はその計画も必要になってくる。

委員より、その間。施設維持のためのメンテナンス費用がかかるのではないかの問いに、執行部より、今回の改修や屋根工事を行うことにより、予定の期間については維持できると考えている。排水

や油等のグリストラップ等の施設に負荷がかかることが心配されるが、今回の設計業務委託の中で、 きれいにメンテナンスがされていると確認したとのことでした。

教育部生涯学習課関係では、委員より、学校支援地域本部事業の下の欄に、コーディネーターなどと書いてあるが、数年前までは各学校にそれぞれコーディネーターがいたが、最近は配置されていない学校があるのかとの問いに、2、3年前までは、全学校にコーディネーターが配置されていたが、現在は、室小学校と大津中学校でコーディネーターが配置されていない。

委員より、振興総合計画の中で、地域を取り込んで教育力の向上を図るという文書があったが、コーディネーターが活用されていないなら逆ではないかとの質問に、執行部より、地域学校協働本部を 平成30~31年度にかけて取り組んでいきたいと考えている。ただ、コミュニティスクールとの関係もあるので、学校教育課とも協議していきたいとのことでした。

委員より、地域未来塾はどのような事業かとの問いに、執行部より、国・県の補助事業で、経済的にも学力的にも厳しい子どもたちを対象に、週1回、受験対策として数学を教えている。募集については、夏休み前の保護者面談で、学校から未来塾を紹介され、申し込みをした子どもを対象にオークスプラザや生涯学習センターで実施している。講師謝礼や消耗品(教材)が事業費となる。

意見として、大津北中の保護者から、送迎の問題もあり、大津北中の近くでできないかという意見 も聞いているとの意見がありました。

委員より、矢護川の中窪田神社の年季祭は宗教行事ではないのかとの問いに、執行部より、神社の祭りは他の地域でも同じだが、地域コミュニティを維持する伝統行事と考えている。中窪田神社の祭りも矢護川地区という地域の生産や生活の中で営まれる習俗で、25年ごとと定期的に行われる年季祭も地域の生活の流れを形成する行事の一つとして民俗文化財と捉えているとの説明でした。

委員より、このような祭りはほかにもあると思うが、要綱等の整備が必要ではないかとの問いに、 執行部より、25年に一度とか何年に一度とかいうものもほかにあり、宗教関係の問題もあるので、 今後は要綱等を整備していくとのことでした。

委員より、文化財に関する人材育成は今後どのようにするのかとの問いに、執行部より、歴史教室を開催しており、これまでの人材はその中から出てこられた。来年度は日曜日の教室開催も考えており、若い方の参加をお願いしているが、趣味の問題もありなかなか思うようには増えないとのことでした。

委員より、退職する文化財担当職員の後任はどう補充するのかの問いに、執行部より、当面は現状の職員で助け合っていくしかない。この先は文化財担当職員の採用をお願いしたいと思っているとのことでした。

委員より、小学校運動部活動の社会体育移行に伴い、指導者が必要と思われるが、数は足りているのかの問いに、指導者数は足りていない。クラブおおづを例にすると指導者は80人ぐらいいるが、現在活動している指導者にモデル事業の指導をあわせてお願いすることは難しい。3月19日に教育委員会主催によるアクティブチャイルドプログラムの指導者養成講習会を開催するので、こういう機会を増やしながら指導者の確保に努めていきたい。3月26日には社会体育移行拡大検討委員会を開

催し、活動方針や平成30年度事業を決定していただく予定、4月から実技の指導ができる方と指導者の補助及び子どもたちのサポートができる方を募集する。ぜひ保護者の皆さんにも登録していただきたいとのことでした。

教育部生涯学習課公民館関係では、委員より、備品購入費の中でお茶の道具はなぜ購入するのかの問いに、執行部より、公民館講座で過年度からお茶教室を開催しているが、茶道具については、講師個人の茶道具を借りているため町で揃えるようにしたとのことでした。

図書館関係では、委員より、図書館デマンド装置は、電力使用料を監視する装置とのことだが、どのように監視するのかの問いに、執行部より、最大需要電力を設定し、電力消費量がそれを超える前に警告ブザーが鳴ります。それを受けて調整することで最大需要電力を更新しないようにするものですとのことでした。

子育て支援課関係では、委員より、子ども・子育て会議について、会議の内容を教えてほしいとの問いに、平成29年度は2回開催した。子ども・子育て支援事業計画の中間年だったので、実績との乖離があったことによる計画の変更と小規模保育の認可について報告し、2回目では、その承認に関する審議を行ったとのことでした。

委員より、振興総合計画に記載の「スピード感を持って保育士不足を解消するための施策や就労環境の改善等に取り組みます。」というのは、保育補助者雇上強化事業補助金と保育体制強化事業補助金のことだと思うが、保育士の待遇を良くするのではなく、補助者を入れることによって保育士不足の解消や就労環境の改善につなげるのかとの問いに、執行部より、保育士の負担を軽くするのが2つの補助金の目的ですとのことでした。

委員より、東京都が保育士の賃金を改善し、近隣の松戸市の保育士が流出したということで、松戸手当という対策をとった。大津町の取り組みについてはどうなのかとの問いに、執行部より、昨年各私立保育園にアンケートを行い、その中の意見で家賃補助、通勤手当、新規採用保育士のための支度金の補助がないかとの話があったが、関係課等で協議しもう少し調査する必要があり、検討する。処遇改善については、副主任や職務別分野リーダー、勤務年数に応じた処遇改善、また、全体的に2%の改善を行っており、3月補正の中に盛り込んでいるとのことでした。

委員より、家庭的保育者等研究事業で資質の向上等を図るため共同で研修を実施するという記載があるが、町内にある企業主導型保育事業も連携したほうが子どもたちや家庭にとってもより良い環境になるのではないかとの問いに、企業型保育事業が1園開設され、今回2園目が建設されるが、今後情報共有や会議等をどのように行っていくか模索している状況。私立保育園については、年に数回会議を開催している。情報共有の方法は今後考えていかないといけないとのことでした。

委員より、ソーシャルワーカーが児童虐待の対応のため増員したとのことだが必要となった要因は。また、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会は機能しているのかとの問いに、増員の要因として、不登校の中にネグレクトや児童虐待が要因となるケースが増加していて、全体で125件ある。その中で児童虐待のケースは約45件で増加傾向にあり、1人では厳しいため2人体制にした。また、代表者会議はこの数年開催していない。学校訪問や関係機関ミーティング、ケース会議を通じて方向

性を決めて関係機関へつなぐことを行っているため、協議会に諮るところまでには至っていないとの ことでした

委員より、第二よろこび保育園の学童保育の開所見込みはどうなっているのかとの問いに、執行部より、昨年からお願いしているが、今のところ目処がたっていない、とのことで、委員より、補助金の返還はないのかとの問いに、執行部より、保育所整備に学童保育分も補助を投入していますので、今後話をしていきますとのことでした。

意見として、質疑全体について、早急にという言葉を期待したが、検討する等の回答であったため、 大きな問題があるのに小さく解決しようとしているように感じた。児童虐待については、人件費を投 入するのも大事であるが、取り組む体制について早急に検討すべきであるとの意見でした。

教育部子育て支援課幼稚園関係では、昨年購入したテレビの受信料や防犯カメラシステムの運用についての質疑がありました。

教育部子育て支援課大津保育園関係では、委員より、報償費のサッカー、リトミック教室について 詳しく説明を聞かせてほしいとの問いに、執行部より、子どもたちの体幹を鍛えたり、発達段階に応 じた育ちをサポートすることを目的とし、今年度より各園でそれぞれ10回ずつ春から秋までの期間 で月1回を目安に取り組む予定とのことでした。

委員より、私立保育園や私立幼稚園では、保護者負担があるのではないか。公立はなぜ保護者負担を求めないのかとの問いに、執行部より、技能面の上達を追及するのではなく、子どもの成長、発達に応じた社会性の育成を重視し、全園児を対象に、保育の一環として取り組むこととしているため、保護者負担ではなく町の予算として計上しているとのことでした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第31号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。 次に、議案第32号、平成30年度大津町国民健康保険特別会計予算についてであります。

委員より、予算書1ページに一時借入金の限度額は1億円と定めてあるが、例月出納検査の配布資料には2億円が計上されており、限度額を超える一時借入に問題はないのか。また、今後、限度額を超えるような一時借入をしなくて済むような対策はあるのかとの問いに、執行部より、配布資料には、一時借入が2億円と記載されていますが、実際には、大津町財政調整基金の設置管理及び処分に関する条例第5条に基づく繰替運用を行っているもので、予算上では、歳出額に対し、歳入額が不足しないよう計上しているが、補助金や交付金等の交付時期が遅いものであり、現金が不足した場合の調達手段として基金の繰替運用を行ってきた。今後の見通しについては、平成30年度から国保が県単位での運営になることに伴い、保険給付費の支払いにおける資金不足はほぼ解消できると考える。国民健康保険事業費納付金については、財源となる国保税の歳入額や特別交付金等が交付される時期によっては、現金が不足する事態も想定されるが、これまでに比べれば繰替運用の金額を減らせると考えているとのことでした。

委員より、配布資料には一時借入の欄に記載があり、誤解を招くのではないかとの問いに、執行部より、会計課、財政課と協議のうえ、記載方法について検討するとのことでした。

討論はなく、採決の結果、議案第32号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号、平成30年度大津町介護保険特別会計予算についてです。

委員より、家族介護用品支給事業で紙おむつ等に使える給付券が支給されているが、使える販売店が決まっていて、しかも使える用品が決まっているので自分が使いたいものが使えないということだが、どうにかならないものかとの問いに、執行部より、現在は対象の品目をいくつか限定しており、何でも買えるという状況ではない。これまでもいくつか対象に加えてほしいという要望があり、28年度に1品目を追加した。しかし、例えば、ウェットティッシュを介護で使うので買いたいとした場合に、それが介護用なのかそうでないのかの判別ができず、どの家庭でも使うものだから、介護用品とは言えないのではないかという意見もある。現状としてその点について整理ができていない。新年度では、どのような用品を多くの方が使っているのか改めてアンケートを取り、年度途中にでも見直して品目を追加できるよう対応していきたいと思うとのことでした。

委員より、共働きで父親を介護されている人から昼間家族がいないので部屋にカメラをつけて携帯でチェックできるものを買いたいが、何か補助が出ないかということを聞かれた。補助はあるのかとの問いに、福祉用品のレンタルの中に認知症の方のための見守り用品はあるが、用途が違う。現在、該当する補助はないとのことでした。

意見として、介護のサービスだけでなく、家族ができることは家族でやっていくというようにすれば、介護保険の財政にも家族にとっても良いことであり、その方向で模索できればと思うとの意見でした。

委員より、国・県からの支出金がかなりあるが、収支がどのような状況になっているのかわかりづらい。自治体間で人口の多いところと少ないところ、高齢化率の高いところと低いところで、自治体の財源に対する影響はどのくらいあるのかとの問いに、高齢化率の高い市町村と低い市町村では、給付に係る費用も変わる。また、保険料は個人の所得段階に応じた設定なので、高額所得者が多い市町村とそうでない市町村では格差が生じる。そこを調整する分として、国費の5%分を普通調整交付金として財源が少ない市町村に5%より多めに配分し、潤っている市町村には5%より少なめに配分されている。大津町は若干だが5%を超えて配分されているとのことでした。

委員より、普通調整交付金でその格差は解消されていると考えてよいのかとの問いに、執行部より、 単純に単年度では解消されていると考えることもできるかもしれないが、大津町のように人口構造が いびつで前年度までは後期高齢者が多かったのに、今年度からは前期高齢者が多くなるといった逆転 現象が起きるような市町村にとっては、全てを解消してくれているというようには思えない。長い目 で見れば不利にはたらいているのではないかと感じるとのことでした。

委員より、そのような中で、町としてできることは何かというと、地域支援事業となると思うが、様々な事業を行う中で、成果がわかるような仕組みは織り込んでいるのか。実際にどれくらいの人が参加して、継続的に参加した人とそうでない人がいて、その結果が認定率にどう影響したのか。また給付費にどう影響したのかをわかる仕組みを織り込んでいるのか。それともそこは考えずにとにかく

まずはインプットだという考えで取り組んでいるのかとの問いに、執行部より、今はまだ成果がわかる仕組みではない。ただし、今後は国も指標を示してこれをやったら点数と加点されることになるので、それを確実にやっていきたい。また、例えば、通いの場でいうと、参加した人の筋力がアップしたか、介護認定に結びついているかを経過的に見ていく必要があるので、これについても第7期で行いたいと考えているということでした。

討論はなく、採決の結果、議案第35号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号、平成30年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

委員より、人間ドックの現在の実績はどうかとの問いに、平成29年度は、当初60名分の予算を 計上したが、申込者が多く、補正で100名分の予算を確保した。現在、85名の申し込みとなって いる。平成30年度では、当初で100名分の予算を計上しているとのことでした。

受診後の対応はどうかとの問いには、健診結果を送付する際に、パンフレット等を同封し送付している。また、個別の相談等については、各種教室等をご紹介するなど随時対応しているとのことでした。

討論はなく、採決の結果、議案第37号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号、教職員定数と義務教育費国庫負担制度の改善に関する陳情書についてであります。これは継続審議となっていたものです。

まず、意見として、義務教育費国庫負担制度における国の割合が2分の1から3分の1になり、自 治体の負担割合が増えているのは事実である。また、教職員の現場では非常に苦労していることは全 員が承知のことである。前回、継続審査としましたが、それは内容の説明を聞いたうえでの判断が良 いと考えたからです。今までゆとり教育が推進されてきたが教科が増えて負担が多いのではないか。 文部科学省でも時間のやりくりや内容については学校に任せるとし、学校では時間の確保が大きな課 題となり、管理職や教師の負担増となっている。自治体も協力すべきであるとの意見がまずありまし た。

委員より、長時間労働の実態など大津町の状況がわかる資料はあるかとのことで、執行部より資料が提出されました。内容は、ちょっと数字を申し上げます。平成29年4月から12月までの大津町教職員時間外勤務状況ですが、小学校の教職員数が168名、中学校が79名で、小学校では月80時間以上勤務している教職員が8.73%、100時間以上が2.05%です。中学校では部活動の指導等が主な要因となりますが、80時間以上が35.16%、100時間以上が21.66%という状況です。小中学校の合計では80時間以上が17.18%、100時間以上が8.32%となります。

次に、20年度から29年度の特別支援学級の設置状況・児童生徒の状況ですが、年々特別支援学級数は増加し、平成20年度は小学校で10学級、平成29年度は24学級となり、児童数も26人から99人となっています。中学校では4学級が7学級、生徒数は6人から32人となっています。

また、大津町では支援を要する児童生徒のために町単独で支援員を配置しています。特別支援学級

に複数学年の児童生徒が在籍している場合には、特別支援補助員を配置して平成28年度は8人でしたが、現在は21人です。通常学級において支援が必要な児童生徒が在籍している場合、学校の状況に合わせて学校生活支援員を配置し、平成21年度は9人でしたが現在は24人配置しています。

委員より、前回の審議の中で提出者はどのような団体をしているかとの質疑がありましたので、団体がわかる資料等はありますかとの問いに、執行部より、熊本県教職員組合で規約を用意しておりますとのことで、資料の提出がありました。

委員より、教職員数は以前と比べて増減はどのような状況かとの問いに、執行部より、平成19年 度以降年々減少していますとのことでした。

委員より、減少しているということはその分負担が増えているのかとの問いに、執行部より、教職員数は児童生徒数に応じて定数があり、熊本県では、小学校までは1、2年生には35人に1人、3年生からは40人に1人という決まりがあり、教職員総数は児童生徒数によって減少しています。一つの学校で見てみると、以前は担任外の先生が少なかったのですが、最近は少人数指導やTT指導のような加配は増えておりますので、一概に教職員数が減少しているとは言えませんが、現場においては厳しいという声があります。

委員より、10年前と比べて今の状況はどうかとの問いに、執行部より、特別支援学級については、多様な教育に対応するという保護者理解が進んでいることで特別支援を希望する保護者が増えています。障がいを持つ子どもが急に増えたということではなく、潜在的なものが表に出てきているというもので様々な教育の場の提供が求められ、それが特別支援学級増加につながっています。今回の請願の文章中にある学校現場における課題が複雑化しているというものは何かと前回の審議中にありましたので、その資料として特別支援学級の状況を提出しましたということで資料の提出受けました。

この件について討論はなく、採決の結果、陳情第2号については、全員賛成で原案のとおり採択すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、 文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。午後は1時から再開します。

午前11時51分 休憩

Δ

午後 1時00分 再開

O議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長(荒木俊彦君) ただいまから、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、 委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第10号、議案第11号関連、12号、15号、16号、17号、議案第31号関連の7件であります。

当委員会は審議に先立ちまして、3月9日に関係する4カ所の現地調査を行い、12日~14日に 役場仮庁舎会議室で執行部より説明を求めながら、審議を行いました。以下、その審議経過の概要と 結果を要約してご報告いたします。

最初に、議案第10号、大津町振興総合計画基本構想の策定についてであります。

総務部総合政策課について、委員より、自助、共助、公助に加え、近助とあるが、共助と近助の違いはあるのかとの質疑に、執行部より、今後の防災や地域づくりには、大津町の復興のテーマでもある「個人と地域のつながりを創り、育て、活かす」としておりますように、地域での近所のつながりが非常に大切と考え、そういった意味での近助といった表現をしている、との答弁でした。

委員より、今後の地域間格差や地域コミュニティの課題についてどうかの質疑に、執行部より、各地域での課題に対して実態把握を行い、具体的には地域づくり事業や地域福祉事業等の実施計画の中で、重点的に推進を行っていきたい、との答弁でした。

委員より、南部地区と北部地区のまちづくり計画とコンパクトなまちづくりとの整合性はとれるのかとの質疑に、執行部より、南部・北部地区の事業計画は周辺部の活性化計画であり、現在計画期間中であり、一方、機能集約や利便性の高いコンパクトなまちづくりはどちらかといえば町中心部を想定した計画であり、公共交通機能などは町全体として考える必要があると思う、との答弁でした。

委員より、人口ビジョンと振興計画人口の差は何か。今後の企業撤退など経済的な要因による人口の変化についての想定はしているかとの質疑に、執行部より、平成27年度に策定しました人口ビジョンと比較して、既に1千人以上の人口の差が出ているので、基本構想策定時点での人口を基準に、社会移動や人口動態を基に将来人口を推計し、目標年次の将来人口3万6千人と設定している。また、この推計には、企業撤退などは見込んでおらず、今回の基本構想においては、この人口推計を設定し、今後の人口変動について適時見直しが必要と考える、との答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第10号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第11号関連、大津町振興総合計画基本計画の策定についてであります。

まず、議会事務局より、町民が興味を持てるような取り組みを検討するとあるが、具体的な取り組みとして考えているものはあるかとの質疑に、執行部より、新庁舎が完成をすれば、議会中継や、さらなる各種団体などとの意見交換会などが考えられます、との答弁でした。

総務部総合政策課で、議長より、空港の民営化や大空港構想で空港への交通アクセスが再検討されると聞いているが、現状として何か県から協議があったなどの動きはあるのかとの質疑に、執行部より、県が熊本方面から空港アクセス改善について調査検討することは聞いているが、具体的な動きはまだあっていない。しかし、大津町にとって空港アクセスは重要な問題で、今後も情報収集しながら、県と連携し、空港までの交通アクセスと地域振興について検討していきたい、との答弁でした。

委員より、空き家対策の現状はどうなっているか。執行部より、震災前に調査を実施したが、状況が変化して、再度、実態把握の調査を行い、併せて所有者の意向調査を行いたいと計画している。また、危険空き家の把握や空き家バンクの創設を行い、危険防止と移住・定住の取り組みとして、空き

家を利用促進し、ホームページを利用して情報提供をしていきたい、との答弁でした。

委員より、空き家対策は、移住・定住の意味もあるのか。また、過疎地域対策もすべきではないか との質疑に、執行部より、本町において、まずは空き家バンクから始めて、空き家の利活用が少しで も進めば、移住・定住につながるのではないか。過疎地域対策も空き家バンクと併せて検討していき たい、との答弁でした。

次に、総務部総務課関係で、委員より、交通安全対策の推進について、高齢者の運転免許証返納者への具体的な支援策はあるか。また、町内の犯罪件数はここ10年ぐらいで増えているのかどうかについて質疑があり、執行部より、高齢者の免許証返納については、新たな交通手段をどうするかが課題であり、乗り合いタクシーなどの公共交通の施策を行っているところなので、交通手段の補完について検討していく必要がある。

大津署管内の犯罪件数について、光の森などでは増加傾向にあるが、大津町内では駅南に交番ができ、24時間体制で警備をしていることから犯罪抑制にもつながり減少傾向にあるようです、との答弁でした。

このほか、町ではシルバー人材センターへ委託を行い、青パトで地域の見守りなども行っている。 朝には駅前の自転車を整理しながら駅周辺の見守りにもあたってもらっている、との答弁でした。

委員より、職員の人材育成がこれから益々大切になってくる。滋賀県大津市との人事交流などもできればいいと思うが、その点はどうかとの質疑に、執行部より、人事交流については、昨年は滋賀県大津市から災害本部と廃棄物対応などの研修で職員を受け入れたところ。新年度はこちらから滋賀県大津市に派遣する予定であり、また、農林水産省との人事交流も行う予定です、との答弁でした。

委員より、防災訓練の実施とあるが、熊本地震の前と後で訓練内容に違いがあるか。また、発災後3日間を想定した具体的な訓練などを行う予定はあるかとの質疑に、執行部より、これまでもこれからも防災訓練はずっと続けていくものなので、今までの防災訓練から大きく変わったということはない。組織的な危機管理として、危機管理専門官を任用して危機管理体制の確立に努め、熊本地震の報告書も現在とりまとめているところです。今後、地域での避難所のあり方を検討するなど、地域と密着した訓練に取り組んでいきたい。このほか、防災士連絡協議会と各地区の区長さん方と連携しながら避難所運営を検討することができないかということで、大津南小学校を皮切りに連携した避難所運営の検討を始めている、との答弁でした。

委員より、災害への対応力強化のところで、地震後に最新版のハザードマップを各地区に配布する 計画などはあるかとの質疑に、執行部より、ハザードマップは、熊本地震後に見直しを進め、近く完 成次第、各世帯に配布したい、との答弁でした。

委員より、地域コミュニティについて、アパートやマンションなどの建築が増える中、人口が増加している地区におけるコミュニティづくりについて、具体的に良い取り組みなどはないかとの質疑に、執行部より、既存の集落にアパート等ができて、新しい住民が増えている地区などでは、どうコミュニティを形成していくかが大きな課題となってきている。例えば、子ども会などは以前からお住まいの地域と新しい住まいの方々とで一緒にやられている例もあり、全国の先進的な事例などについて調

べていきたい。現在、各地区の区長さんなどから地区の分割の相談などもあっているが、地区の再編など地域の現状を調べ検討していきたい、との答弁でした。

総務部財政課関係で、委員より、新地方公会計の整備を進めるとあるが、導入によるメリット・デメリットは何か。執行部より、固定資産台帳を整備することにより、各施設のコストが見えてくるので、今後の経費削減に活用できる。また、全国的な取り組みであるため、類似団体との比較もできるようになります。ただし、導入費用に加え、今後は更新費用がかかってきます、との答弁で、委員より、これは国の施策によるものなのか。また、なぜ今まで整備していなかったのかの質疑に、執行部より、国の通知で平成27年度から29年度にかけて整備することになっている。固定資産台帳の整備に時間を要するので、大津町では平成21年頃から計画的に固定資産台帳の整備を行ってきた、との答弁でした。

議長より、財政計画は平成30年1月時点とのことだが、当初予算と比べると20億円程度の差がある。実施計画の事業は反映されているのかとの質疑に、執行部より、今回の財政計画は平成30年の1月時点で作成しましたが、その後、国の補正予算成立により、大規模盛土事業や室小学校増築、災害公営住宅建設事業等を前倒しして予算計上しましたので差が出ております。今後も決算の状況や国の補正の状況を見ながら財政シミュレーションを行い、報告をしていきたい、との答弁でした。

総務部税務課関係で、納税困難な方への徴収で、納税猶予などの制度の周知は十分しているかとの 質疑に、執行部より、地方税法に定めのある納税猶予などの制度に基づき、分納の指導などを行って いる。お支払いがない場合、臨戸訪問など接触を図り、納税相談をする中で制度の説明を行っている、 との答弁でした。

総務部人権推進課関係で、委員より、子ども虐待やDVの相談について、児童相談所などと連携して取り組んでいるか。また、相談関係の合同会議やシェルターなどの緊急避難施設はあるかとの質疑に、執行部より、担当窓口は福祉課になりますが、DV相談では、福祉課、包括支援センターや社協など、場合により県菊池福祉事務所や大津警察署とも連携し、事案に応じたケース会議を随時開催し、DV相談で必要に応じ、県女性相談センターのシェルターを利用して対応をしている、との答弁でありました。

討論はなく、採決の結果、議案第11号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、平成28年熊本地震大津町復興基金条例の制定についてであります。

総務部財政課の説明ののち、委員より、平成29年度の該当事業として合併処理浄化槽補助金のみかとの質疑に、執行部より、3月6日の全協の資料により、一部損壊世帯住宅補修見舞金、被災者生活再建支援システムなどに充当を予定している。29年度の事業費が確定したら、充当残額を基金に積んで、その後、平成30年度以降の事業に活用していく予定である。

委員より、東日本大震災でも同様の交付金はあったのか。参考になる事例はあるかどうか質疑があり、執行部より、東日本大震災時でもこのような交付金はあっております。この基金は、補助及び起 債対象外の経費で、市町村の状況に応じ、被災者支援につながるものに対して充当することになって いる。現在、被災者生活再建支援システムや浄化槽設置補助金に充当を予定しているが、今後、県よ り各市町村の実施予定事業の公表があるので、それらを参考にしていきたいとかんがえている、との 答弁でした。

委員より、町が見落としている部分があるかもしれないので、町民の意見を聞くことが必要なのではないかとの質疑に、執行部より、地元からの要望等は各担当課で把握していると思う。ただ、漏れているものや、今後の復興の流れの中で新たな要望があれば、随時対応したい、との答弁でありました。

討論はなく、採決の結果、議案第12号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。 総務部総務課の説明ののち、議長より、等級別基準職務表で同程度と記載されてあるがどういった 位置づけなのかとの質疑に、執行部より、議会事務局長などについて、現在は課長相当職ということ で課長に位置づけられている。仮に部長相当職ということになれば、部長へ位置づけられるものと考 えている。今回新たに部長制になるのではなく、平成20年に部長制を取っているので、今後も引き 継ぐような形で権限の強化を図っていきたい、との答弁でした。

委員より、7級制に移行したときの1級から3級の職員のモチベーションはどうかとの質疑に、執行部より、現在、課長は5級ですが、多くの職員は最後の号で止まっている。本来は年1回昇給しますが、部長にならない限りは5級のままで昇給できないのが現状です。7級制に移行することで、職員のモチベーションも上がると思っています。経済が好転し、公務員志望も減ってきていますので、ある程度近隣と処遇を合わせることで、より優秀な人材も確保できると思っている、との答弁でした。委員より、正職員の給料は上がるが、臨時・非常勤職員の給料はそのままなのかとの質疑に、執行部より、臨時・非常勤職員についても3年ぶりに給与の見直しを行っている。また、議員をはじめ町長などの特別職の給料についても、新年度以降に特別職報酬審議会に諮るなど、議論の場を設けたいと考えている、との答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第15号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

総務部総務課の説明ののち、委員より、条例改正前の「養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改正となっているが、希望するだけで里親にはなれないということかとの質疑に、執行部より、今回の法改正で「養子縁組里親」が法定化され、研修の受講等が義務づけられています、との答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第16号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

総務部総務課の説明ののち、委員より、今回は非常勤職員のみの改正なのかとの質疑に、執行部より、今回は非常勤職員のみ改正になります。正職員の育児休業期間は3歳までになっています。

委員より、非常勤職員の育児休業の事例はあるかとの質疑に、執行部より、現在、2名の方が生涯 学習課と大津保育園で育児休業を取られています、との答弁でした。

委員より、非常勤職員が育児休業を取った場合、休業期間のみ雇用の臨時職員は不安定な雇用となるがどう対応しているかとの質疑に、執行部より、臨時職員として雇用する際、事前に期間限定の雇用であると伝え、また、任期満了後についても、他業務の臨時・非常勤の職を紹介できるかもしれないことを伝えており、実際に再就職している方もおられます、との答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第17号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号関連、平成30年度大津町一般会計予算についてであります。

最初に、議会事務局の説明ののち、委員より、議員の自己研修費は、具体的にどのようなものに充てられるのかとの質疑に、執行部より、各議員がそれぞれに課題を見つけて、議会事務局に申請をした上で研修に行かれます。前回、平成26年度には、全国的な規模で行われている研修会に参加された方や自分で先進事例を見つけて研修に行かれた方もおられました。1人12万円の範囲内であれば何回でも研修に行くことが可能で、交通費も対象になります、との答弁でした。

委員より、研修の会計報告はどうなっているか。また、要綱は議長権限で作成したものかとの質疑に、執行部より、平成26年度の議長決裁で要綱を作成しています。旅費や費用弁償、負担金については、議会事務局で精査をし、適正な支出に努めてまいります。第3者から情報公開の請求があれば開示しなければなりませんので、議会事務局でチェックをした上での承認となると思います。

また、委員より、例規集に要綱は載っていないようだが、例規集に載っていないということは内規になる。実際にはどのように運用していくのかとの質疑に、これには議長からお答えがあり、4年前はこのような実施要綱をつくって利用されたと思っている。旅費の計算については、委員会の研修と同じように、町の旅費規程に基づいて最低限の旅費を支払うようになっている。もし、精査をして、実施要綱を充実させるということであれば可能であり、実際に4年前の自己研修では、研修プログラムに参加した議員や自分で研修先を探して研修に行った議員がいた、との答弁でした。

意見として、要綱を整理充実する方向で、研修報告等をきちんと行うなど、議員全員で協議をしていかなければならないと思うという意見で締めくくりました。

また、委員より、通訳手数料は委員会の研修かとの質疑に、執行部より、現在、経済建設常任委員会から海外研修を行いたいという相談があっているので予算化しています、との答弁でした。

次に、会計課関係で、議長より、印刷製本費で領収書綴約160冊の購入と説明があったが、管理 はどのようにしているかとの質疑に、執行部より、領収書綴160冊の内訳については、主に税務課 の夜間臨戸徴収時や公民館等の施設利用者が料金を徴収をした際に職員が使用するもので、税金や使 用料等を徴収した翌日に職員が会計課の窓口に徴収したお金と領収書を持って収納することになって いる。領収証のチェックについては、使い切った領収書を職員が持参した際に中身を確認し、書き損 じた領収書を破棄していないか、きちんと相手からお金を領収した翌日には会計課の窓口で収納しているかなどを会計管理者がチェックしたのち、新しい納付書を渡している、との答弁でした。

委員より、旧庁舎時代に肥後銀行による不祥事があったのち、監視カメラが設置されていたが、現在はどうか。また、管理や費用関係はどのようになっているかとの質疑に、執行部より、現在の仮庁舎でも引き続き2台カメラを設置し、会計課内の窓口の真上に1台、会計管理者が座っている側に1台、管理費、費用面についてはすべて肥後銀行が支払っている。また、定期的に肥後銀行大津支店の管理職員やメンテナンス業者がチェックをしており、何か窓口で問題があった時には会計課職員にも見せてもらえるようになっている、との答弁でした。

次に、総務部総合政策課関係、委員より、地域公共交通会議はどこが主催するか。また、メンバーや構成、開催頻度はどうなっているかの質疑に、執行部より、町が主催しており、事務局は総合政策課です。法定協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律)によって行われ、メンバーは、町民代表者、運送事業者、運輸局、県、学識経験者等から構成されている。計画策定の年は年5回程度開催したが、震災後は年1回の開催となっている。次年度は、現状の見直しも含め、交通網計画の実行について、この協議会を中心に検討していきたいと考えている、との答弁でした。

委員より、地方創生事業の周辺活性化について、桜の街路樹を植えるということだが、維持管理についてどのように考えているか。また、歩道沿いでもあるので害虫消毒など十分注意しなければならないと思うがどうかとの質疑に、執行部より、この事業については、実行委員会を主体に実施しているので、地域に愛着を持ってもらえるような街路樹になるよう、維持管理についても、実行委員会で協議し、関係課と連携しながら行いたい。

委員より、駅周辺活性化の実行委員会のメンバー構成はどうなっているかとの質疑に、執行部より、 構成メンバーは、学識経験者、ふれあい散歩道商店街繁栄会、観光協会、商工会、地域おこし協力隊、 若手農業後継者などです、との答弁でした。

委員より、歴史的なまちづくりの観点から、メンバーに学芸員は参加していないのか。また、観光パンフレットの作成はしないのかとの質疑に、執行部より、現段階での事業は、駅南の活性化がメインのためメンバーには含まれていいませんが、駅北側の歴史と文化のまちづくり事業の段階では、学芸員の参加をお願いしたいと思います。なお、今回の事業には、ポスターやパンフレットの作成も含まれていますので、インバウンド対策と併せてPRしていきたい、との答弁でした。

委員より、空港ライナーでの大津町観光案内はどのような状況かとの質疑に、執行部より、県の観光案内ビデオと一緒に、大津町の紹介ビデオも空港ライナーの車内で上映し、PRを行っています。また、パンフレットを作成しています。今後もライナーの移動時間を利用して、創意工夫を図り、町のPRに努めていきたい、との答弁でした。

委員より、現在の路線バスと乗り合いタクシーの利用者の割合はどうかとの質疑に、執行部より、路線バスは全部で8系統あり、山西線2系統、内牧環状線、菊池線、山鹿線の合計で延べ15万1千人の利用者となっている。その他、交通センターまでの九州産交が2系統、吹田団地からの委託バスがある。乗り合いタクシーは、平成29年度の現時点で7千400人の利用となっています。利用者

が多いのは、つつじ台、桜丘、真木地区となっている、との答弁でした。

委員より、乗り合いタクシーの今後の予測はどうかとの質疑に、執行部より、平成27年度の路線 バスの廃止に伴い、新たに4地区に導入し、現在18地区に導入している。家の玄関までタクシーが 来るので利便性は高いと思う。今後も利用者は増えていくものと思われる、と答弁でした。

議長より、今後の公共交通を検討する中で、バス路線や乗り合いタクシーの見直しの方針はあるかとの質疑に、執行部より、町外にまたがっている幹線バスは、再編は他自治体とも協議が必要であり、町内循環の路線については、今後、乗車率などの実態や利用者の状況を十分把握して再編を検討していきたい。また、乗り合いタクシーについても、バス路線の再編とあわせ、制度の見直し等を行っていくと考えている、との答弁でした。

委員より、吹田団地から大津高校までの委託バスの利用状況はどうかとの質疑に、執行部より、吹田団地からの委託バスは、主に通学の利用であり、1日1便運行しており、25人から30人の利用状況です、との答弁でした。

委員より、減便になった分の補助金額と委託料を考えた場合、自治体の負担はどう変わったのかとの質疑に、執行部より、生活バス路線は10年から20年以上前から問題になっており、年々利用者が減ってきています。利用者が減ると赤字が膨らみ、町の補助金も併せて膨らんでいったという中で、バス路線の廃止などをしながら、乗り合いタクシーに切り替えてきたという経緯があります。バス会社が路線の再編を行い、減便になったからといって利用者が減れば赤字が膨らむので、町の補助金が減るかというとあまり変わらない、あるいは増えていくという状況が続いています、との答弁でした。委員より、公共交通の現在の状況を少しでも変えていくためにどう考えるか。また、利用者が少ないからといって放っておいていいということではない。長期的に考え、バス路線の廃止や乗り合いタクシー及びバスの運営を見直していかなければならないと思うがどうかとの質疑に、執行部より、今

委員より、統計調査の中で、住宅土地統計調査はどういう調査かとの質疑に、執行部より、住宅土地統計調査は、総務省所管で5年に1回の調査であり、世帯の居住状況や住宅の建物に関する内容、保有する土地の事態を把握し、住生活基本計画や土地利用計画の基礎資料とするものです。なお、国勢調査の調査区を基に抽出された町内52調査区内の一部世帯が対象で、町内全域が対象ではありません、との答弁でした。

後も通勤・通学の利用についても地域公共交通会議等で検討していきたいとの答弁でした。

議長より、ふるさと納税で今後の展開を聞きたいとの質疑に、執行部より、現在、返礼品を4品から42品に増やし、寄附額を3段階に設定して業者に委託を行いながら実施をしている。支払い方法をクレジット払いやコンビニ払いなどを可能にしたことや、委託業者によるPRの影響もあり、今年度は寄附金額が多く伸びた。今後は、寄附金の使途や返礼品について、次の展開に向けて検討中です、との答弁でした。

委員より、自治体もクラウドファンディングができるのかとの質疑に、執行部より、クラウドファンディングについては自治体も利用できますが、サービス業者にお願いする必要があるかと思います。 大津町では実施したことはありませんが、今後取り入れるとすれば、他自治体との事例等を情報収集 しながら検討する必要があると考えている、との答弁でした。

次に、総務部総務課関係で、委員より、一般管理費の委託料に公文書管理システム整備というのがあるが、文書の改ざんなどを防止するシステムはあるかとの質疑に、執行部より、文書は一元的に総務課で管理し、文書の廃棄時の確認や、書庫への保管などの際にも確認を行っている。公文書の改ざんについては、このシステムで防げるというものではなく、あくまで職員の公文書というものの考え方を徹底させていくことが重要であり、公文書の定義などを含め、職員教育に努めていきたいとの答弁でした。

委員より、重要書類の処分方法はシュレッダーにかけるのか、袋に入れて処分するかとの質疑に、 執行部より、通常時は、個人情報が記載されているものはシュレッダーにかけ、年1回の文書整理時 に大量に発生する個人情報の廃棄文書については、溶融炉で溶かし処分をしている。

また、委員より、文書を残す、残さないの審査はどこが行うのかとの質疑に、執行部より、文書の 引き継ぎや廃棄は総務課の行政係で管理し、書庫に保管したり廃棄したりするときに、各課の一覧表 を作成させて簿冊の確認を行っている。文書の保存年限についても総務課の方から指導をしている、 との答弁でした。

委員より、人事秘書費の中で、非常勤職員の公務災害補償費というのが計上されている。公務災害でけがをされた方や労災に認定された例などはあるかとの質疑に、執行部より、非常勤職員の公務災害補償は議会議員や監査委員などの51名、その他各種委員さん365名、そして一般の非常勤職員の方々329名を補償対象としている。平成29年度現在では、災害の該当はありませんでした、との答弁でした。

委員より、職員の健康診断委託で人間ドックの受診状況はどうか。地震後の病気になった方などがいるかどうか踏まえてとの質疑があり、執行部より、職員には人間ドックと職員健康診断のいずれかを受診させている。熊本地震以降、いろいろなストレスが発生していると思うので、ストレスチェックなども日本赤十字病院などに行ってもらっているところです。その結果は本人しか届きませんので、できるだけ早期の対応を促しているところです、との答弁でした。

委員より、交通安全対策費で、交通安全の標識や表示を町で行う範囲はどうかとの質疑に、執行部より、町道が基本的な工事範囲になります。安全運転啓発や注意呼びかけの看板なども町で設置をします。横断歩道などの交通規制は警察が行います、との答弁でした。

委員より、熊本北合志署ができたことで、管轄が変わったりするのかとの質疑に、執行部より、合 志市の管轄が熊本北合志署に変わるため、大津署管内からは外れます。署員の数も減るものと思われ ます。

また、委員より、美咲野などでまだまだ暗い場所がある。街灯の設置数を増やせたらと思うが、街灯の新設は幾らぐらいかかるものなのかとの質疑に、執行部より、既存の電柱に街灯をつけるだけでしたら3万円から4万円、基礎から新規で街灯を設置する場合、大体10万円ほどかかります、との答弁でした。

委員より、地域づくり推進費の補助金の中にある地域人材育成事業補助金の対象はどうなっている

かとの質疑に、執行部より、各地域には、リーダーとなってくれる方がいるものの、次の担い手が育っていなかったりしている点が問題となっている。そのほかにも団体の活動で行政の支援がどうしても必要なところなどもあります。そのように地域や、様々な地域活動を支える団体の人材育成を補助するためのものです。具体的なことについては、今後要項などをつくって事業メニューを示していきたい、との答弁でした。

委員より、今度任用を計画している地域おこし協力隊もそこに関わるのかとの質疑に、執行部より、地域づくりの中で任用予定の地域おこし協力隊については、以前から地域の人材を育てるためにある「まちおこし大学」の改変を業務のひとつとしていますので、当然連携していく部分が出てきます、との答弁でした。

議長より、地域おこし協力隊については、目的をしっかり持ってもらって3年間の任務に努めてもらいたい。商業観光課の方の地域おこし協力隊とも十分連携してもらいたいとの質疑に、執行部より、地域おこし協力隊の任用については、これまでにいろいろ課題が見えてきているところでありますので、具体的に町がやってもらいたいことは何かを明確に示した上で、しっかりやっていきたいと考えている、との答弁でした。

委員より、国際交流事業費の旅費の中の特別旅費は、大津町から台湾に行くというものかとの質疑に、執行部より、現在、教育委員会が小学生の学校交流を進めています。それに向けて、少しでも早い時期に国際感覚を養う機会がつくれないか検討しようと考え、例えば、小学生以前の年長者クラスに子どもたちにそうした機会が創出できる可能があるかどうか、現地に行って調査をするものです。

また、委員より、子どもだけで行けるというのか。問題や安全性の問題はないかとの質疑に、執行 部より、実際に行ってもらうとなれば親も同伴されることになるかと思います。どういう形で交流へ とつなげることができるか、その可能性を探っていきたいと思います、との答弁でした。

委員より、姉妹都市交流事業補助金が計上され、アメリカから来るのはどういう人たちかとの質疑に、執行部より、姉妹都市であるアメリカのへスティング市から、ヘスティング大学のほうに高校生たちを連れてきてもらうことになっています。若い世代に大津町を訪れてもらうことで姉妹都市交流を継承する次世代の育成につながればと考えています。

また、議長より、姉妹都市との国際交流については、町として隔年実施の方向でするのかとの質疑に、執行部より、姉妹都市交流20周年を契機に、ここ数年は相手先の受け入れ事情などもあって隔年ごとの中高生派遣になってきているところです。できるだけ多くの子どもたちを送り出したいところではありますが、以前のように、毎年アメリカに送れるかというと、先方の事情や厳しい財源なども考慮すると難しくなってきているところです、との答弁でした。

また、議長より、これまでの国際交流をきちんと整理して次の取り組みに挑んでもらいたい。ブラジルとの交流も高齢化などの事情から最近は途絶えつつある。これまでの姉妹都市との関係、国際交流の方向性、子どもたちの教育の目標等を十分整理してもらいたいとの質疑に、執行部より、姉妹都市もアメリカとブラジルに2都市ずつありますが、その関係性もかなり変遷してきているところです。今後の方向性を検討しながら整理をしていきたい、との答弁でした。

委員より、選挙啓発について、高校生などへの選挙啓発はどうしているかとの質疑に、執行部より、 選挙権が18歳に引き下げられ、大津高校や翔陽高校で期日前投票を設置したりしています。そのほ か高校への出前授業などを行い、各選挙の前には、明るい選挙推進協議会と街頭啓発なども行ってい るところです、との答弁でした。

委員より、選挙費の選挙システム改修業務委託とはどういう委託かとの質疑に、執行部より、期日前投票は、投票所入場券のハガキについているバーコードで受付の電子処理を行っている。しかし選挙当日には紙に印刷出力した有権者名簿で受付をしているところで、その当日受付についても電子処理で受付できるようにするためのシステム改修です、との答弁でした。

委員より、消防団員の630名という定員は適正規模といえるかとの質疑に、執行部より、大きな 災害の発生時には、かなりのマンパワーが重要になってきます。そういった点も踏まえ、630名が 妥当かどうかはわかりませんが、消防団の役割、機能別消防団の検討、地域におられる消防団OBの 方々と連携し630名の確保のため幹部会で検討してまいりたい。

また、委員より、消防団の活動について、企業への理解を得ることがますます必要ではないかとの 質疑に、執行部より、これまでも行ってきているところですが、さらに働きかけを行っていきたい。 現在の団長も企業にお勤めの方であり、団員の多くもサラリーマンの方が多いので、勤務先の企業の 理解を十分得られるようお願いをしていく、との答弁でした。

委員より、防火水槽を各個人の敷地を借りて設置しているところもあるが、固定資産税を優遇して あげたほうがよいのではないかとの質疑に、執行部より、いろいろな地域の方々に協力いただいてい るので、税務課と協議をしたい、との答弁でした。

議長より、指定避難所で防災標識の設置工事の業務委託の箇所数と整備の内容についてだが、現在、避難所にサイン計画でつくっている避難所の標識があり、かなり昔につくっているため、値段が高いということでなかなか整備が進まなかった経緯がある。今回は、指定避難所になる場合の避難所自体の場所とそれに至る経路にも道順をつなぐということなので、その表示のやり方があまり経費がかからない部分と在庫も含めてだが、限りある財源なのでうまく費用がかからないようにしなければならないが、どうかとの質疑に、執行部より、工事費と併せて委託費の中で設計費も併せて計上している。もちろん指定避難所のところには赤い半月の標識がありますが、今は規格も変わっており、色も緑に近い色でマークも違いますので、それぞれの避難所についての規格にあったものに整備をやっていくということと、経路についてどういった形で整備をするのかということで、例えば、大きな道から入ったときにどの辺に必要かということで設計業務を委託をしています、との答弁でした。

次に、委員より、災害時の要支援者について、せめて消防団か区長さんか民生委員さんに連絡先を 教えてもらうよう強制することはできないのかとの質疑に、執行部より、要支援者名簿について、す べての名簿は緊急時には命が一番なので同意する、あるいは同意しないに関係なく使えるようにして います。ただし、通常時での訓練で使用する場合は本人の同意がないと使用できないものです、との 答弁でした。

委員より、運動公園のWi-Fi設備がなぜこんなに高いのかとの質疑に、執行部より、運動公園

の体育館だけではなく球技場や競技場、駐車場の車中泊まで想定して運動公園エリア一体でWi-Fiを使えるよう環境整備を行っていきたい。中継塔を建てるなどが必要で金額が高くなっています、との答弁でした。

委員より、(仮称)瀬田地区避難所はどのような施設かとの質疑に、執行部より、木造平屋建ての200平方メートルで計画している。避難所の施設として、復興まちづくり計画の中で100人規模を想定している。地元への話は、瀬田地区改善センターが地震でなくなり、生涯学習課と話す中で、避難所として計画するなら有利な国庫補助がありました。また、避難想定数も不足しておりましたので計画している。なおかつ、避難所としては、常時使うわけではないので、地域コミュニティとして使えるような施設を検討している。地元への話ですが、区長さんには説明している。まだ形などが決まっていないので地区の住民の方への説明はできていません。今後形が見えてから地元への説明を行います、との答弁でした。

次に、総務部財政課関係で、委員より、新地方公会計整備委託について、全職員が理解して業務に生かしているのかとの質疑に、執行部より、全職員が理解するまでには至っておりません。各課の担当する施設管理については、今までも行ってきているので、担当課は理解していると思います。しかし、公会計のシステムについては、今後研修会等を行い、周知をしていきたい。通常の会計処理は今までと同様で、決算データの一括仕分け作業を業者に委託しますのですべての職員がこの業務に関わることはありませんが、固定資産台帳システムへの入力は各担当課で行ってもらいます。

委員より、委託をしないとできないものなのかとの質疑に、執行部より、宇城市などは専任をつけて独自のシステムでつくっているところもありますが、ほとんどの自治体が委託で対応をしています、との答弁でした。

委員より、公用車4台の買い替えは先進安全自動車なのかとの質疑に、執行部より、29年度も導入したので、30年度も先進安全自動車を考えている、との答弁でした。

委員より、仮設書庫について、火災の心配はしなくてよいのか。また、警備は夜間のみかとの質疑に、執行部より、警備については機械警備であり、24時間行っている。スプリンクラー等はありませんので、異常があれば通報される仕組みとなっています、との答弁でした。

議長より、行財政改革プランについて、現在の状況はどうなっているかとの質疑に、執行部より、 町の行財政改革大綱は、平成26年度をもって終了しています。次の行財政改革大綱及び前期プラン の策定に向けて見直しを行ってきたところです。地震等も重なり、現在作業が止まっている状況です。 平成30年度は地震関係も含めた新たな大綱策定に向けて業務を進めたいと思っています、との答弁 でした。

委員より、被災者見守り対策強化事業はどんなものかと、執行部より、孤独死を防止するため、仮 設住宅やみなし仮設に住まわれている高齢者世帯や要配慮世帯に対して、緊急通報装置を導入するも のです、との答弁でした。

総務部税務課関係で、委員より、国土調査の修正で地番なしの土地が出てきたとは所有者がわからないということかとの質疑に、執行部より、字図に分筆線は入っているものの地番が入っていない土

地でありまして、法務局と調査中ですが、一筆の土地に誤って線が入ったものではないかと思われる。 現状は墓地で共有名義の土地と思われます、との答弁でした。

議長より、町の財政計画で税収がずっと変わらないようになっているがどうかとの質疑に、執行部より、個人住民税に関しては、現在の納税義務者数が約1万6千200人、4年前が1万4千900人で、転入等による稼働年齢層が増加傾向となっているので、微増で推移していくものと予想している。法人住民税については、震災による特別損失の計上が落ち着き、復興特需による税収の増加がここ1年は続くと予想される。特需の反動による減収がその後は予測される。また、法人の場合、収益が上昇すれば設備の更新等に投資するものと予想されるため、固定資産税がしばらくは堅調になることを見込んでいる、との答弁でした。

委員より、固定資産税の免除を受けている企業は何社かとの質疑に、執行部より、減免規定で企業 誘致課の適用工場で15社ほどあります、との答弁でした。

総務部人権推進課関係で、委員より、男女共同参画推進費の委託料について、事業内容について詳しくせつめいをとの質疑に、執行部より、本年度から新規事業で育児や介護で休業中の方を対象とした働きたい女性を応援するセミナーであり、本年度の委託先は熊本市内の専門コンサル業者で、企業や社会ですぐに役に立つカリキュラムを合計4回実施し、20代から30代の若いママさんを中心に11名の参加がありました。研修後アンケートでは、就職に向けて不安がなくなりモチベーションが上がった、目標を持つことができたなどの意見があり、町の企業誘致課や商業観光課とも連携しながら長期的に事業を進めていきたい、との答弁でした。

以上、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第31号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。 当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同 いただきますようお願いを申し上げまして、総務常任委員会の報告を終わります。

○議 長(桐原則雄君) 以上で、各委員長の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。 永田和彦君。

○13番(永田和彦君) 文教厚生委員会の継続審議となっておりました請願の件で質疑いたしたいと 思います。

今回は採択ということであります。意見書を改めて読み返してみまして、この意見書と町の振興総合計画あたりの、町としてのそういった学校教育に対する現状と課題という中でもやっぱり問題点としてあげられております。そして、今後の施策の方針としてそういったものに対する対応策をきちんととっていくというふうにも書いてあります。ということは、ここで意見書で述べられておる、その中を要点を集めて1番、2番として計画的な教職員定数改善を推進することという形で1番目は書いてありますけれども、これは全体的にそういった職場の環境やいろんな形で子どもたちに影響を与えないように、そしてまた、子どもたちが、当たり前の教育を受けて、差が生まれなくて、本当にすくすくと育ってほしいということを願いが込められているのかなと思いますが、町は町として町立であ

りますので、そういった取り組みをしますということを言っておるのではないかなと。ということは、この請願書に書かれておりますところのその改善計画あたりは、全般的に町がもう取り組むという形で、もう宣言したのではないかなと。そこは町の教育委員会を基に、いろいろ対応策というものを、その地域に沿ったものの問題点があるならばあるで解決していくという姿勢が計画に述べられているのではないかなという点です。

あとは、そういった教職員のいろんなのを書いてありますけれども、あとはその教職員の能力の問題も重視しなければならないと私は思います。今昨今の今の経済状況の中で、各民間企業というものが取り組んでいるのは時間短縮です。一般的に1日8時間働いたというのが残業を1時間しました、2時間しました。先ほど委員長の報告の中で、月に80時間とか100時間とかいろんなそのパーセンテージとかも説明の中であったと思います。しかしながら、そういったものを時間内に処理する能力、いうならば教職員の能力というのが実際に今は求められておって、それが教育界にはまだそこの緊張感が足りないというふうなことも考えられるのではないかなと思います。そしてまた、教育に重要なことは、子どもたちを指導していく上で、実は一つの教室の中での統治能力というものが実は教職員には求められると思うんですよ。それは35人とか40人とかおる中で、そういった勉強をしなかった方々も採用している今のその教員の採用試験のあり方もおかしいと。そして、教職員になるためのそういった国も考え方がおかしいのかなと思います。そういったところで、本当ならば、例えば会社の経営のごとく、一つのクラスをまとめあげなければならないということが重要であって、あくまでも学力重視のそういった体制をつくってしまったものが非常に問題であるのではないかなと思いますので、問題点とするところが、そういったところを、もう少し深く審議されて採択と至ったのかという点ですね。

それと国庫負担に対してです。 2分の1が3分の1になったということになると、それはもちろん町の持ち出しが多くなると思います。しかしながら、これを国がやるときには、大体意図的にやるような感じが私は、いろんな部門で思っておりまして、国はもう出さないからあなたたちはもう少しその知恵を働かせたらどうだいていうやり方もやるんですね、国は。結局、あなたたちはじゃあ何か改善策をとったのていう、言うならば、国からのメッセージとも受け入れられると思うんですよ。ここはもう高等な、言うならば、思慮深いその官僚のしわざかもしれません。しかしながら、これはやるんですよ、国は、地方自治体に対して。そういった理解のもとに、例えば、国に説得力のある、言うならば3分の1を2分の1に戻せというような施策を講じたうえでこういった意見書なりの今後の提出にもっていくかということが大切と思われて、結局はそういった請願の内容を審議するときに、今後の対応策というものは町としてきちんとこう作り上げなければならないと思うんですよ。審議は審議でもちろんそういった形ですると思いますが、そこまで考えなければ、これが今後今日の議事の流れの中で意見書提出という流れになってくるかと思われますけれども、そこのところは非常に重要と思います。だから、町の事情と今後の計画というものをきちんとした上で、町では足りないんだというところがあって、初めてこれを採択するということが大切じゃないかと思います。町はそれでは足りない、計画をこの振興総合計画で立てているのかということになってしまいます。ですから、そこ

の整合性というものは求められるかなと思われますので、その点についての議論のほどを、審議のほどをお聞きしたいと思います。

- ○議 長(桐原則雄君) 文教厚生常任委員長佐藤真二君。
- 〇文教厚生常任委員長(佐藤真二君) 永田議員の質疑にお答えしたいと思います。

数点ありましたので、ちょっと順序が逆になるかもしれませんけれども、まず一番初めに言われました、町としてのその取り組みの問題ということです。あくまでこの出ている請願としては、国に求めたいことということではあるんですけれども、これに対する審議ももちろんあったんですが、それ以前からこの教職員の長時間時間外労働に関してはずっと一般質問があったり、様々なところでその説明とかがあってきて、その議論の積み重ねというのは背景にあるということをまずわかっていただけると思うんですけれども、その中で、今町が取り組んでおられることとして、まず、中教審が8月に緊急提言というのを出しまして、例えば、そのタイムカードの導入とか、いつか早急にやるべき取り組みというものを示されました。それに対して、町は今現在小中学校すべてタイムカードも導入されているし、さらに、校務支援システムを使った校務の効率化といったことにも取り組んでおられるということです。さらに何曜日だったっけ、曜日は忘れましたけれども、定時退勤日をつくったり、あるいは時間外労働を把握するためのその報告とか、それに対する対応というようなシステムをつくっておられるということで、町は確かに取り組んではいると。ただし、それはまだ緊急的なものであって、さらにもっと抜本的に、解決しなければならないというのがその中教審の考えでもあるというところで理解しております。

まず、町としてはそのように取り組んではいるんですけれども、もう一つ言われたのが能力のことですね。教職員の能力に関して委員会で審議というかですね、議論するというのはなかなか難しいことというのもありますので、そこに関しては具体的に踏み込んだ議論はしておりません。

それから、国庫負担のところで、2分の1を3分の1にしたところには何か背景があるということで、そのご指摘でした。それに関しては、説明の中であったかな、ありましたけれども、実際そこの背景を申し上げますと、小泉政権のときの三位一体の改革ということで、2005年に中教審で議論がなされております。そのときの議論は非常にわかれたということで、国庫負担からもう完全に地方の一般財源に移すべきだという考え方、それから、一部を動かすべきだという考え方、それともやはり現在の状況を堅持すべきだと、意見はわれたままですね、議論は進んだそうですけれども、最終的には、三位一体の改革というその大きな流れの中で2分の1から3分の1、本来なくそうという議論もあったんですけれども、3分の1というまあ中間で止めたというようなところが背景にあるようです。その結果、その2分の1から3分の1になったわけですから6分の1減るわけですよね。その6分の1については、県のほうに交付金、一般財源として送られているということになりますけれども、この一般財源はあくまで一般財源ですので、それがそのとおりに教職員の定員確保のために使われている補償はないし、現実、大阪では、一時基礎定数を割れたことがある。本来これだけいるという定数があるんですけど、そこを割れたことがあるというような状況もあるようですので、やはりその財源を確保していくためには、国庫負担というものをある程度その求めていくのは当然のことかなと考

えたところでございます。

以上です。

O議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 再度質疑いたします。

実は財源の点ですけれども、例えば、三位一体の改革あたりでそういった配分の仕方をちょっと変えるといったときには、例えば、そういった事情を踏まえて教育委員会なら教育部がそういった予算要求をすればいいことであるというふうにも考えられるわけですよね、言うならば。ということは、きちんとその足りなくなった分、言うなら国庫負担でなくなった分というものはきちんと一般材財源に対して、言うなら町の今予算を審議しておりますけれども、そこで要求すれば済むことですよね。ということです。それで、国全体の中で教育費というものがそういった組み替えの中でやっぱり少なくなったていうものがあるならば、これはこういった言うなら請願になってくると思うんですよ。そこまできちんとしないと、ただ組み替えで2分の1が3分の1になったというのは、ちょっと荒っぽいかなというふうに思います。それだけ今の説明の中では、委員長は理解はされていて、ただそれが詳細にどれだけというものは町のほうの、財政のほうが詳しいのかなと思いますので、その点についてもう一度詳しく、わかる点でいいですから、どういった審議がなされたかという部分ですね。

それともう一つは、長時間労働の点です。長時間労働と申しましても、学校の職員に対する悪いうわさも実はあるんですよね、言うならば。役場の職員も言われたことがありますよね、だらだらといつまでも何時間消費しているのかということもありました。ですから、例えば、そのタイムカードというものを押すようになったとしても、それまでの内容というものは精査はされませんよね。それと夏休みとか、冬休み、春休み、そういったところの計算をトータルとして1年間を通じてのパーセンテージを出さなきゃわからないと思うんですよ。実際、そういった部活動とか、そういったものを受け持っていない先生もたくさんおられます。そういった方々がじゃあ夏休みの長期休暇のとき、学校が休みになるときに、そのときにいかなる行動をしているのかなと。そこで、例えば、自分のスキルをあげてそういった長時間労働にならないための次のプロセスのためのその予備の仕事をしているというふうに考えれば、何かまとまりそうな気がするんですけれども、足りない足りないのないものねだりみたいな感じで、その金くれ、人くれみたいな感じ、結局は全体を見回したならば国全体の負担になってくるわけですよね。もちろん子どもたちに悪影響を与えてはならないと思いますけれども、そこの金銭的なものをきちんとやりたいと思いますので、再度質疑いたします。

- ○議 長(桐原則雄君) 文教厚生常任委員長佐藤真二君。
- **○文教厚生常任委員長(佐藤真二君)** 再度の質疑にお答えしたいと思います。

まず、あとのほうで言われたその時間外の分なんですけれども、いただいた資料が29年度の4月から12月分の時間外勤務の状況ということでいただいております。確かに、季節的な変動というのはあるんですね。その中で、小学校であれば8月、夏休み期間にはほとんどありませんというか、ここにはゼロであがっています。80時間以上とか100時間以上の超過勤務をした人はゼロというこ

とになっています。中学校でもほかの時期に比べると約1割程度ということで、かなり少ないですね。 確かにむらはあるのはあるんですけれども、学校というのは行事とか、その時期時期の何ていうかな、 やるべきことというもの確かにあるんですね。ですから、これを平準化していくといっても限度はあ るだろうなと、これは私も家族を見ながら、思っているところでもありますけれども、そういった中 で。

- **〇13番(永田和彦君)** ゼロベースでしょう、マイナスはやってないですね。ゼロベースでオーバー した分だけを計算したんでしょ。そのマイナス部分。
- ○文教厚生常任委員長(佐藤真二君) マイナス部分ですね。あとその実際に長時間やっている分に関して、その中身とか、そういったものも確かに確認すればできるんでしょうけれども、そこは学校には管理職というものがおられますので、その管理職の方がきちんと見ておられる。先ほども各月報告はあがってきているということで聞いておりますので、その報告を信頼するしかないのかなというところで正当な時間外なのであろうという前提で当然議論をしているわけです。

それから、国のその費用の問題ですね。実際に今問題になっておりますのは、子どもの数が減っているというのもあるんですけれども、その反面、発達障害等のいわゆるその特別支援という教育対象が非常に増えていること。あるいは、熊本ではそんなにないかもしれませんけれども、外国人の児童生徒の教育に対して、特別なやはりこれも違った支援というものが必要になってくるということで、そのほか貧困に起因する学力課題の問題、先ほどは地域未来塾の話がありました。それから、いじめ・不登校等の未然防止ということで、そうした加配というのがあります。教員の定数というのは、基礎定数、子どもの数に伴う基礎定数と、そうした様々な教育の対応するための加配定数というものがありまして、その基礎定数と加配定数、この加配定数の中でも既に最初に申し上げた2つの発達障害等特別支援が必要とする者、それから、外国人の子どもたちへの対応と、この2つに関しては、今後も定常的に発生するものだと。定常的に発生するものであれば、これはもう基礎定数の中に入れてくれということで、文科省が主張している。それに対して財務省のほうがノーだということでですね、ここはずっと議論が続いているわけです。そうした中で、現場としては、今回の請願というのは、現場としてはやはりそういった基礎定数というものを求めるんだという立場の主張ということで聞いておりますので、ここは理解できるところかなと思うところであります。

以上です。

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

しばらく休憩をします。2時20分から再開したいと思います。

午後2時11分 休憩

Δ

午後2時23分 再開

○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから討論を行います。討論ありませんか。 荒木俊彦君。

○15番(荒木俊彦君) 私は、議案第22号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例について、 それと併せまして、議案第35号、平成30年度大津町介護保険特別会計予算について、この2件に ついて、反対の立場から討論を行いたいと思います。

介護保険が2000年4月から導入をされ、家族による大変な介護の苦労から介護を社会的に支えるという名目で介護保険制度がつくられ、そういう名目でつくられたわけですが、本当にこの矛盾に満ちた制度がいまだに続いております。2000年当時、標準基準の介護保険料月額は3千円弱、約3千円であったものが、今度の条例改正において1カ月6千750円、倍以上に上がっております。介護保険が3年ごとに値上げを繰り返されてきた結果であります。保険料がどんどん倍に上がって、サービスが倍よくなったということであれば理屈もとおりますが、この間、介護保険の制度は改悪につぐ改悪が連続しております。

まず、要支援1、2は介護保険制度から外されてしまいました。私も自分の父親、母親を介護する中で、これが外されて本当に保険料は必ず年金から天引きされるけど、介護保険サービスが使えなくなったしまった。そういう無念の人がいることを知っております。

また、要介護認定を受けても介護1、2は特別養護老人ホームには入れない、こういう改悪がなされました。その結果、特別養護老人ホーム、要介護3以上の方に限っても2016年で39万人、特老の待機されているわけです。つまり保険料だけはどんどん上がってきたけど、サービスはどんどん改悪をされて、さらに39万人もの方が要介護3以上でありながら特老に入れないという状況が放置をされたまま値上げだけが続いているというのが本当にこれほど矛盾に満ちた制度はないと思います。今、国の政権は介護離職ゼロ、これを選挙のときに公約で言いましたが、とんでもない状況であります。毎年10万人以上の方が親の介護、あるいは配偶者の介護で離職をせざるを得ない。これは国の統計で10万人以上おられるとされているわけです。その中で一番多いのが55歳から59歳までが介護離職の年齢が一番多いそうであります。次いで、60から64歳の方が離職せざるを得ない状況に追い込まれているということです。

この介護保険、さらには、介護をする労働者、介護労働者がますます不足をしている。団塊の世代の方が2025年にピークを、75歳になるということですが、それに向けてさらに介護労働者を増やさなければなりませんが、あまりにも賃金が低いわりには大変な仕事ということで、介護労働者のなり手がいないと、これが放置されております。しかも介護労働者の賃金を上げれば上げるほど保険料が上がっていく。こんなひどい制度があるでしょうか。これから団塊の世代の方が75歳にあと8年後になりますが、最も介護が必要とするその介護のピークが2020年、2年後から2030年まで続くだろうと予測がなされております。そういう時期にあって、今回、こうした国民年金で1カ月5万円か6万円ぐらいしかない年金の方が家族に課税者がいますとこの基準額のほぼ8万円が年金から天引きをされるという情け容赦のない制度となっております。

私は、この間、人権問題と子どもの人権、あるいは障がい者の人権言われておりますが、高齢者の

方々が人間らくしく尊厳をもって老後を安心して過ごせる、これこそ今最優先をされなければならない人権問題だと考えます。この介護問題は、なかなか実際介護をやってみないとわからない苦労がございます。例えば、配偶者が介護になって初めてその大変さがわかる。私自身も親が介護状態になり、関東からこの熊本に帰ってきた経験がございます。そういう意味で、老老介護がとりわけ大変、奥さんや、あるいは旦那さんが片方が介護状態になる。あるいは両方が介護状態になる。子どもは1人しかいない。遠くにいる。どうしようもないそういう介護難民がこれからこのまま放っておけば、ますまず増えることになると思います。この介護保険は確かに国が決めた制度ですから、地方自治体が、われわれ議会が変えることはできません。しかし、これに物を申すことはできるわけです。われわれは地域に密着した、住民に密着した地方自治体の議会であります。私は日本全国でこの介護保険制度の矛盾に満ちた、あまりにもひどい制度に物を申して、国がこの介護保険制度を本気で改善をする、そういう方向にさせなくてはならない。それがわれわれ地方自治体の議会議員の仕事だと思います。そういう意味で、全国の地方自治体がこのような介護保険制度の矛盾について厳しい声をあげるときだと思い、この2つの議案について、反対の立場を表明するものであります。以上です。

- ○議 長(桐原則雄君) ほかに討論はありませんか。 佐藤真二君。
- ○6番(佐藤真二君) 私は先ほどもありました、議案第22号の介護保険条例の一部を改正する条例 についてというものについて、賛成の立場から討論をしたいと思います。

確かに、先ほどの話にもありましたように、この介護保険制度というのは、発足以来あまり望ましくないという方向にあるというのは確かに事実であろうかなと思います。しかし、今回出ておりますのは、あくまで条例をどう改正するかという議論でありまして、これまでのずっと経緯をもって考えてはならないというか、あくまでもこの条例について判断すべきものだということで判断をしたところであります。今回の値上げ額については、相応の根拠というものがきちんと示されておりますし、これ自体を特に否定するものではありません。

もう一つ言われました、そのこの制度自体の問題についてその国に声をあげるべきだと、そこに関しても非常に私も同感でございまして、調べましたところ、この介護保険、介護制度の抜本的な改革を求める意見書というものがあちこちの自治体から出されております。私たちとしては、これはこの条例を否定するということではなく、そうした意見書をきちんとあげていくという形で国に申していくのが本来の筋ではないかなと、これが地方議員の役割ではないかなと考えるところでして、根拠のある条例を否定することはできないという立場から賛成したいと思います。

以上です。

- ○議 長(桐原則雄君) ほかに討論ありませんか。 永田和彦君。
- ○13番(永田和彦君) 議案第35号につきまして、賛成の立場から討論をいたします。 議案第35号は、介護保険特別会計予算でありまして、これを否決することは介護保険制度が滞っ

てしまうということで、先ほどの22号の賛成の討論があったものと似ておりますけれども、この特 別会計を否決することは許されない。現在進行形できちんとした介護の保険制度を維持しながら、町 民の方々に安心をしていただくというものが筋でありまして、私も22号、35号見ておりまして、 誰も料金が負担が増えるのは好ましいものではないと考えるかもしれません。しかし、今この制度を 維持するために35号は賛成をして、予算を通していただいて、年間の30年度の介護保険制度をも って介護を受けられる利用者の方々に対してきちんとやっていかなければならないと思う次第であり ます。実際、介護保険制度を考えますれば、非常に苦しい場面で、私の母もかなり高齢になってきま して、ちょっと危ないところもありまして、私も物忘れがひどくなりまして、いずれ世話になるのか なと思ったりもしますけれども、制度自体はきちんと維持しながら、さっきの賛成討論と同調します けれども、やはり自治体からいろんな形で国に対する意見書なり、何なり制度の改正を求めていくと いう姿勢をそれをもって続けていく。新たに発していく。これが本当の物を申すということだろうと 思います。出だしから本当に夢の言うなら制度だと言われましたけれども、あまりに大盤振る舞いを 最初にしてしまいましたので、いろんな施設に対して不正がはびこって、もうかなりの額の施設をつ くろうとしたわけですよね。あれでもう不正といいますか、そういった補助金目当ての、本当の制度 を理解していないいろんな参入者がおりまして大変なことに一時期なりました。そういったところの 赤字関係も、実はわれわれは本当にそういったものを風化させてはならず、今後よりよい制度をつく るために35号あたりは、きちんと30年度の制度予算としてきちんとわれわれは履行するべき立場 にあると思いますので、賛成の立場を表明いたします。

議員各位のご賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議 長(桐原則雄君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第10号、大津町振興総合計画基本構想の策定についてを採決します。この採決は起立 によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛 成の方はご起立願います。

[起立全員]

- O議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。
- ○議 長(桐原則雄君) 次に、議案第11号、大津町振興総合計画基本計画の策定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

O議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第11号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成28年熊本地震大津町復興基金条例の制定についてを採決します。この 採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定す ることに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、大津町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議 長(桐原則雄君) 起立多数です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、大津町工業立地法地域準則条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採 決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告 のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。 この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決 定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

〇議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決され

ました。

次に、議案第18号、大津町公民館条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は 起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定すること に賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、大津町町民集会所条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採 決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定する ことに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、大津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。この 採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定す ることに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、大津町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。 この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決 定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

O議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決 は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定するこ とに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議 長(桐原則雄君) 起立多数です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、大津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

O議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、大津町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長 の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、大津町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、大津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

O議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、大津町し尿運搬費の補助に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

O議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、大津町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は 起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定すること に賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

O議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、大津町地区集会所設置条例を廃止する条例についてを採決します。この採決

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、大津町瀬田地区生活改善センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例 についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

O議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成30年度大津町一般会計予算についてを採決します。この採決は起立に よって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議 長(桐原則雄君) 起立多数です。したがって、議案第31号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成30年度大津町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。この 採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定す ることに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成30年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

O議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成30年度大津町公共下水道特別会計予算についてを採決します。この採 決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定する ことに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成30年度大津町介護保険特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

○議 長(桐原則雄君) 起立多数です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、平成30年度大津町農業集落排水特別会計予算についてを採決します。この 採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定す ることに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、平成30年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、平成30年度大津町工業用水道事業会計予算についてを採決します。この採 決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定する ことに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願・陳情を採決します。

請願・陳情審査報告書は議席に配付のとおりです。

まず、請願第2号、教職員定数と義務教育費国庫負担制度の改善に関する請願を採決します。この 採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。本件は委員長の報告のとおり 決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

O議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、請願第2号、教職員定数と義務教育費国庫負担 制度の改善に関する請願は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長(桐原則雄君) 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。 委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があっております。 お歌ります

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の 継続調査とすることに、決定しました。

日程第4 発議第1号 「教職員定数と義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書」の 提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議 長(桐原則雄君) 日程第4、発議第1号、「教職員定数と義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書」の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

発議第1号提出者、山部良二君。

○2番(山部良二君) 発議第1号、「教職員定数と義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書」 の提出について。

上記の議案を別紙のとおり議会規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

教職員定数と義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書につきまして、その案文を拝読して趣 旨説明とさせていただきます。

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちがゆたかな学びを実現するためには、 教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのための教職員定数改善などの施 策が最重要課題となっています。

文科省の教員勤務実態調査でも多くの教員が「過労死ライン」を超える教員の課題な時間外労働を している実態が示され、文部科学大臣も「看過できない深刻な事態」であるとして中央教育審議会に おいて対策が検討されています。

明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための 長時間労働是正が必要であり、そのためにも教職員定数改善は欠かせません。

また、その財源となる義務教育費国庫負担制度については、従来、国庫負担割合が2分の1であったものが3分の1に削減され、地方自治体の財源を圧迫しています。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法の要請です。

豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から下記事項が実現されるよう、強く求めます。

記

- 1、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度における国の負担割合を2分の1に復元することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

平成30年3月20日、熊本県菊池郡大津町議会議長、桐原則雄。

なお、提出先は、内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、麻生太郎様、文部科学大臣、林 芳正様、 総務大臣、野田聖子様です。

以上です。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長(桐原則雄君) 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番(永田和彦君) 意見書に対して質疑を行います。

ここで1項目目、2項目目という形で要点があげられております。2項目目についてで質疑でありますが、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度における国の負担割合を2分の1に復元することとあります。今、30年度の予算書を見ておりますが、義務教育費の小学校費と中学校費を見てみますれば、前年度よりも増えております。ですから、先ほど質疑の中で、委員長が財源の組み替えあたりはその中であったかもしれないということも言われましたので、実際、これが減るとなれば非常に問題であります。ただ財源の組み替えで全体として国から町にくるお金が、税金が減らされているという根拠は、この中には見えませんので、実際に教育の機会均等、維持されるだけの予算はついていると、そういうふうに思われますので、その点について質疑いたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山部良二君。
- ○2番(山部良二君) 確かに、今予算は増えているかもしれません。でも、今後ですよ、今は確かに 経済も上向きで景気がいいから予算がついているだけかもしれない。もしかして今後景気が悪くなっ て予算確保が難しくなってきたときに、もし下がったときに、今のその国庫負担じゃなくて自治体で 予算をつけていったときに、財政難の自治体では予算が削られるときに教育から削られていく可能性 があるのではないだろうかと私は推測しております。
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(桐原則雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

発議第1号、教職員定数と義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご

起立願います。

[起立多数]

○議 長(桐原則雄君) 起立多数です。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第2号 「洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の 予算の確保を求める意見書」の提出について 上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議 長(桐原則雄君) 日程第5、発議第2号、「洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書」の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

発議第2号提出者、豊瀬和久君。

○5番(豊瀬和久君) 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を 求める意見書につきまして、趣旨説明を行わせていただきます。

まず、最初にその案文を拝読いたします。

一昨年8月の北海道・東北豪雨や、昨年7月の九州北部豪雨など、近年、地方における中小河川の被害として、土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が発生しており、まさしく河床が上がっていることが洪水発生の一つの原因となっている。

しかし、これまでの都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として、各々の単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情であった。 そのような中、国土交通省は、今回、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急 点検の結果を踏まえた「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、中小河川の河道掘削に ついても再度の氾濫防止対策の一つとして緊急対策プロジェクトに盛り込んだ。

しかし、この緊急治水対策プロジェクトは、おおむね3カ年の時限的措置であり、河道掘削の対策 箇所についても「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴がある区間」と限られている。 よって、政府においては、今回の緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体に とって真に活用しやすい施策となるよう、下記の事項について取り組みことを強く求める。

- 1、河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、平成29年度補正予算で約1千300億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。
- 2、「中小河川緊急対策プロジェクト」では、河道掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年、 洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施策の浸水被害が想定される 区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体がより柔軟な対応ができるよう、 対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を 踏まえ、必要な対策を行うこと。

3、今回の「中小河川緊急対策プロジェクト」は、おおむね3カ年の時限的措置であるが、「防 災・安全交付金」を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日、熊本県菊池郡大津町議会議長、桐原則雄。

提出先は、内閣総理大臣をはじめ記載のとおりです。

引き続き、申し上げます。

本町におきましても、土砂の流出がいまだに続いており、白川や矢護川など豪雨対策が必要な川がたくさんあります。今年は上井手の氾濫を防止するための河道掘削を行う予定となっており、予算の確保は重要な問題でもあります。想定外の豪雨災害から何よりも大事な町民の命と財産を守るための中小河川の河道掘削が恒久的な制度となるよう、議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議 長(桐原則雄君) 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(桐原則雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第2号、洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める 意見書の提出についてを、採決します。この採決は起立によって行います。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。 しばらく休憩します。3時15分から始めたいと思います。

午後3時09分 休憩

Δ

午後3時15分 再開

○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第39号 大津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

〇議 長(桐原則雄君) 日程第6、議案第39号、大津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正

する条例についてを議題とします。

お諮りします。

議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 皆さん、こんにちは。本定例会に追加提案申し上げました案件の説明の前に 一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました、すべての案件につきましてご議決をいただき誠にありがとうございました。議員の皆さんのご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

早速です。追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号、大津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、 高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例を改正しようとするものであ り、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、所管部長より詳細説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

- ○議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長本郷邦之君。
- **○住民福祉部長(本郷邦之君)** こんにちは。今回の条例の改正につきましては、上位法の改正に伴う 条例の改正でございます。

それでは、説明資料集に基づきご説明申し上げます。説明資料集の1ページをごらんいただきたい と思います。

今、現行の住所地特例についてでございますけれども、国民健康保険被保険者が県外の病院や施設等に住所を移した場合、住所移転前の住所地で引き続き被保険者としての資格が継続されることになっております。このような取り扱いを住所地特例と申しますが、これにつきましては、後期高齢者医療保険についても同様の制度がございます。しかしながら、現行制度においては、住所移転後に75歳になるなどして国民健康保険から後期高齢者医療に移る場合、この住所地特例が適用されず、病院や施設等がある住所地の広域連合が保険者となるということに現行ではなっております。

改正の概要についてでございますけども、この取り扱いにつきましては、病院や施設の数が多い、 保険者の負担が重くなるという課題があったことから、今回の法改正において、病院や施設がある市 町村が加入する広域連合ではなく、前住所地の市町村が加入する広域連合が保険者となり、保険料を 徴収するように見直しがなされたところでございます。

まず、保険料を徴収すべきものを規定した第3条におきまして、ちょっと説明の順序は逆になりますが、第5号の条文を今回新たに追加をいたします。第5号の内容といたしましては、ただいまご説明いたしましたように、大津町の国民健康保険の被保険者が県外の病院や施設などに住所を移したあ

と、75歳に到達するなどして後期高齢者に移行する場合、熊本県後期高齢者広域連合が保険者となり、大津町が保険料を徴収するという規定内容になります。

これまで改正前の第2号及び第3号、第4号については、大津町の後期高齢者が県外の病院や施設等に住所を移した場合や、その後、さらに他県の病院や施設等に住所を移した場合などにおいても、引き続き、熊本県後期高齢者広域連合が保険者となり、大津町が保険料を徴収するという規定になっておりましたが、今回の第2号から第4号の改正につきましては、適用対象者をこれまでの住所移転時に後期高齢者であるものに加え、大津町の国民健康保険の被保険者が県外の病院や施設等に住所を移したあとに75歳になるなどして、後期高齢者に加入した被保険者についてもこれらの規定を準用するという改正内容となっております。

2ページから4ページの開設図において、具体例を示しております。

また、5ページに新旧対照表をつけておりますので、ご参照いただければと思います。

最後に、附則といたしまして、施行期日につきましては、平成30年4月1日としております。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議 長(桐原則雄君) これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第39号、大津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決します。 この採決は起立によって行います。

議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

〇議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第7 同意第1号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること について

日程第8 同意第2号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議 長(桐原則雄君) 日程第7、同意第1号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて及び日程第8、同意第2号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての2件を一括して議題とします。

お諮りします。

同意第1号及び同意第2号の2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略 し会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、同意第1号及び同意第2号は委員会付託 を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) ただいま提案いたしました、第39号につきまして、ご議決いただきまして 誠にありがとうございました。

早速、同意第1号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、現審査委員会委員の吉田光宏様が平成30年4月13日に任期満了となりますので、再度、菊池郡大津町美咲野2丁目23番12号、吉田光宏様を固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたいと思うものでございます。

吉田光宏様は、土地家屋調査士として固定資産の評価について学識経験をもたれ、2期6年間、審査委員会の委員として活躍され、固定資産評価審査委員会の委員として適任と存じます。

選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第2号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、 委員の本田みちよ様が、平成30年3月26日をもって任期満了となられますので、新たに菊池郡大 津町大字杉水3305番地38、備海真佐美様を教育委員会の委員として任命いたしたいと思うもの でございます。

備海真佐美様は、大津町国際交流協会の会員として活躍され、子どもたちのグローバル人材の育成等に深い関心を持っておられます。また、2人の小学生のお子さまを持つ護川小学校の保護者であり、PTA活動にも積極的に取り組んでおられます。さらに、主任保育士として16年間杉水保育園に勤めておられ、幼児教育の分野に精通していることなど、人格が高潔で、教育、学術、文化などに関する高い見識を持っておられ、教育委員会の委員として適任と存じます。

教育委員会の委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、案件につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、同意を賜りますよう よろしくお願いいたします。

○議 長(桐原則雄君) これで提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番(佐藤真二君) 同意第2号に関して質疑を行います。

この方、多分私もお会いしたことがあって、非常にいい方だなという個人的にはいい印象を持って いるんですけれども、教育委員ということですと、子育て支援というのは教育委員会の所管にあたり まして、この方の勤務先である杉水保育園は所管の中の組織ということになります。さらに、お名前だけで判断していいのかどうかわかりませんけれども、恐らくこの保育園を運営する社会福祉法人の関係者ということになります。そうしたときに、こう言ってしまえば利害関係者ということになるのではないかということを考えたときに、もちろんそのここにあがってきている以上はそういったその法的な部分というのはクリアされているんだとは思うんですけれども、そうしたその利害関係者というものはできれば避けるにこしたことはないものなのではないかなというような疑義があるので、そこに関してはまず問題がないのかということと。また、このあとはなるべくそういったものでできれば避けたほうがいいのではないかという考えももちますので、その辺についてのお尋ねをしたいと思います。

以上です。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 佐藤議員の質疑にお答えしたいと思います。

備海委員につきましてお願いをしておりますけども、保育園関係の主任保育士というような形で頑張っていただいております。その関係で教育委員会の委員としての利害関係はないと思いますし、もちろん、幼児教育関連等につきまして、そちらの現場のほうからの立場で今後われわれにご指導、提言をしていただければなということでお願いをしておるところでもあります。今後についても、いろんな方々がおられる中におきまして十分利害関係等についてはしっかりと検査しながら今後についての人選も進めていきたいというふうに思っておりますけども、今回については、適任という方だというような思いをしておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 佐藤真二君。
- ○6番(佐藤真二君) 保育園の保育士さんであるということを、主任の、ということは別に私も問題はないと思うんですけれども、問題は、この保育園を経営する社会福祉法人の関係者にはならないかということです。例えば、理事であるとか、そういったことをお尋ねしたところですが、そちらについては確認は取られてますでしょうか。
- ○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。

午後3時29分 休憩

 \wedge

午後3時42分 再開

〇議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育部長市原紀幸君。

○教育部長(市原紀幸君) 佐藤議員の質疑にお答えしたいと思います。

今回、同意をお願いしております備海様でございますけども、現在、社会福祉法人の一応理事をされているというところでございます。理事ということでございますけども、教育委員会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中でもうたわれておりますけども、その理事という部分については、そこの教育委員会としてできないものではないというところで法的には解釈し

ているところでございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 佐藤真二君。
- ○6番(佐藤真二君) 続けて、質疑いたします。

今、解釈としているということで言われましたけれども、誰がどう解釈されたのかというのがちょっとわからない部分があるんですが、いずれにしても、明らかにそうすると利害関係者になるんですね、所管の教育委員会というのは、保育園を所管しておりますのでですね。言ってしまうと、この方、園長先生の奥さんになられます。しかも社会福祉法人、こういった社会福祉法人て基本家族経営で世襲ですので、次に普通、通常であれば、座られる方でもあるわけです。子育て支援課なんかで保育園、保育所と話していろんな政策決定なさいますけども、そのときに、その私立保育園の意見というのは常に聞くわけですね。その意見を聞くところとそれを子育て支援課がまとめてさらに意志決定しようとする教育委員会が同じであるというのは、やっぱりこれは筋道として、政策決定の筋道としてはやっぱりおかしいと思うんですよ。さらに、ほかの保育園からもやはりおかしいという話になるんじゃないかなという疑義があるんですけど、その辺に関してはいかがでございましょうか。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 再質問にお答えいたします。

すみません、先ほど答弁の中で解釈ということじゃなくて、欠格という、事項には該当しないというところでございます。

それから、利害関係者ということでございますけども、当然教育委員会という組織自体が委員4人、教育長も含めたところでの合議制ということでございますので、その中で、委員の立場として、発言等についても当然やっていただけるというところでございますので、委員会としては、一つのその法人としての意見ということじゃないという中で、教育委員会の中では、協議は進めたいというところで考えておりますので、今回の委員については、特に問題があるというところでは考えておりません。以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 佐藤真二君。
- ○6番(佐藤真二君) 3回質疑をしましたので、もうこれ以上の質疑ということではないんですけれども、まず一つ、今何か答弁に対して指摘しておきたいのが、委員会は合議制ということを言われましたけれども、新教育委員会ではそういうふうにはなってないんではないかなというところで、そこの認識の違いがあるんじゃないかというところをまず一つ指摘しておきます。

それから、法的な問題もないということですけれども、やはり私としてはその疑義が残っているということでございまして、質疑はこれで3回ですので終わります。

- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。 永田和彦君。
- ○13番(永田和彦君) 同意第2号について質疑いたします。

私も先ほど質疑者と同じく、この方の人格を手荒くいうものではありません。あくまでもその任に 適している人物かどうかという観点からです。実際、こういった形で同意でもめたくはないんですが、 今の質疑に対する答弁を聞いてますと、解釈、理解しておりますとか、何を大元にして、基礎基準として解釈しているのかというものをまず言わなければ、法治国家というものは何らかの決まりに当てはめて、その解釈という形を言ったんでしょ。ここは、教育というのものを今回多くの、例えば一般質問なり何なりでも出ましたけれども、みな純粋に国をよくするために考えているときに、教育委員会がそんな何かわけわからんような、利権がらみみたいな形に見られたらいかんでしょうという話なんですよ。ですから、ここをはっきりしなければならないという部分です。町長が人格について述べられました。しかしながら、それが法令に違反しないか、そして、そういった利害関係の中で、人から、第三者から疑われるような立場の人ではないかということなんですよ。そういったところをはっきりしないと、われわれ議員というものは、そういったところをチェックするんですよ。ですから、まず何にあてはめて、それからどう理解してるかということは非常に大切ですね。

この点について質疑いたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- **〇教育部長(市原紀幸君)** まず教育委員さんとして、法的には、もう先ほど言いましたように、問題ないというところでございます。
- ○議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。
- ○総務部長(杉水辰則君) 法制の立場から申し上げますと、要するに、兼職禁止というような条項ございまして、それが地方教育行政の組織及び運営に関する法律第6条兼職禁止という条項がございますけども、その中にはそういったものもうたってございませんので、議員さんとか、町長とか、役場の職員、常勤の職員、こういった人とは兼職はできないとうたってはございます。それ以外については特にうたってございませんので、法制上は特に問題ないということでございます。
- 〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。
- **〇13番(永田和彦君)** 再度質疑いたします。

今の答弁からしますれば、ということは、その法律の解釈の仕方ということになるんですよね。ですから、法律的に非常に大切になるのは、客観的見地なんですよ。法律というのは、例えば、いろんな法律を争う時に、一つの法律について右だ左だというこの構想は必ずあるんです。ですから、これを言うならば町としてはその是のほうに見たということですよね。言うならば。しかし、客観的見地で非と、その判断する人が多ければ、これ大変なことになりますよ。ということなんですよ。ですから、その法律は完璧でもなんでもないです。それに言うならば、明記されていないということだけなんですよ。しかしながら、その利害関係が危うい立場の人ですねていうことですよ。わざわざ何でそういった人を連れてくるのかになりますよということなんです。ですから、そういった誰に聞いてもこの人は適任ですねっていう立場かなということですよ、言うならば。問題はそこでありまして、一つの言うならば、その法律に対して、例えば、この後にそういった声がどんどんあがる懸念がありますよと私は聞きたいんですよ。それは全くありませんか。もう今その先だって質問された方のご指摘はごもっともなところです。だから、そこにお金が動くとか、そういうもんじゃなくて、実際の国でもあっているじゃないですか。全く周りが悪いんですよね。そういったところに改ざんしているとか、

そういったものが法律の危ないですよとか、違いますよとか、そんなことのやりとりやっているんですよ。ですから、ああしたら国民がだめですよと言ってるんですよ。だから支持率が急落してるじゃないですか。わけわからんてそういうのはと。問題はそこなんです。皆さんが納得する、言うならば説明責任というものはそこなんですよ。そこのところをきちんと町民の方々にこうこうこういう立場の人ですけれども、皆さんよろしいでしょうかと言われたときに、そのときに否て言われたらどうします。その責任は誰がとるんでしょう、町長ですか。そういった検討委員会の中でそういった可能性がある人は廃除しとかないと、国自体がそれ、町もそれだったならば本当政治不信は高まりますよということなんですね。ですから、法律はその中に明記はされてないけれども、立場が教育委員という町を代表する立場になる方だったならばそういったところはきちんとそういった立場にない人を選ぶほうがよほど賢明な判断になりはしないかと。町長の立場も悪くなる可能性も、われわれ議員もそういったところにさらされると思います。ですから、今質しているわけであります。ここは何度たっても一緒ですので、町長の見解を伺いたいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 今、永田議員言われましたように、悪い方向で考えると大変なことになりますけども、私が今推薦しておる備海さんについては、全くそういうことがない、先ほど申しましたように、それぞれの立場で活躍しておられるし、今後についても大津町の教育関連等についてしっかりやっていただけるものと確信して、今回推薦をしたわけでございますので、どうか議員各位の皆さんのご支援、ご理解をよろしくお願いしていきたいと思います。
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。
 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 同意第2号について質疑いたします。

先ほどから・・・出ています。端的にお伺いいたします。先ほどから法の問題と利害関係の問題出ておりますが、利害関係として見た時に、佐藤議員からは、子育て支援課も教育委員会と密接に関わり合うという話だったんですけど、具体的にその私立の園を対象としたときに、教育委員会がどういった関わり方をしているのかというところを教えていただきたいと思います。

もう1点、同意案件手続きを進めたらなんですけども、教育委員会といえば学校のイメージが大き いと思うんですよ。そういったときに、この方にお願いするときにしっかりとそういった背景を含め てご説明していいのかというところを伺いたいと思います。

ほかにも、悪気はおそらくない中でこういった声が出て、今後も選ばれる方に関してもマイナスに なりかねないので、その進め方というところも疑義がありますので、教えていただきたいと思います。

- ○議 長(桐原則雄君) 総務部長杉水辰則君。
- ○総務部長(杉水辰則君) 保育園関係といいますかね、子育て関係と思いますけども、子育て関係は 現在の組織上は町長部局ということになっております。ですので、教育委員会には属しています。属 してますけども、その組織上はまたその町長部局のほうの組織というふうになっておりますので、ま あ教育委員会の中で、そこまでの保育園のいろんなことについてまで審議するというようなことはな

いと思います。最終的には町長がやっぱり総合調整持っておりますので、特に問題ないかというふう に考えております。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 質疑にお答えいたします。

教育委員さんをお願いするときにどういったところまでいつも説明したかということでございますけども、当然、教育委員さんというのはどういった業務であるという部分については、資料等をお渡しして説明させていただいたところでございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 再度質疑いたします。

さっきの利害関係の観点からなんですけど、今のご説明だとあくまでも町長部局であって、その具体的に教育委員会の委員の方がその私立保育園のほうから、例えば、意見聴取するだとか、あるいはその何かを基にした判断だとか、それに基づくことはないという認識でよろしいでしょうか。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) お答えいたします。

教育委員さんとして幼稚園、保育園等の関係でございますけども、小中学校も含めて年数回園訪問、 学校訪問をいっているところでございますけども、それあくまでも公立の部分で訪問させてもらって、 いろいろ経営内容については、ご意見あたりをいただいているという状況でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 今、私立の保育園として見たときに、教育委員さんとして特段直接間接的な何かを決めるような、あるいは判断にするようなことには、さっき言ったあくまでも学校関係、公立の保育園に緩和しているのでという見解ということで理解しました。

以上です。

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番(永田和彦君) 同意第2号について、反対の立場で討論いたします。

本当に心苦しいことではありますが、この人の人格を否定するものではないということを前もって 言っておきたいと思います。

先ほど質疑等々で色々お聞きしましたけれども、やはり学童、いろんな形の保育関係におきましては、国あたりからの相当な金額が出ております。そういったことを考えますれば例えばですよ、一つこの予算書を見ながら思うことが保育の給付費あたりは14億円というような多大な金額なんですね。そういったものが、例えば寄附されて、本来ならばそういった保育所がそういった保育費料を払っていただく、しかしながら、その利害関係にある人がおる施設において、その集金業務というものがき

ちんと履行できなかった場合というものの、非常に不具合が出てくると思います。やはりそういった、お金が動くところにやはりおられるのは明らかでありますから、やはり不適切な人事になってしまうのかなと思う部分です。人格で諮られる方法と、また、その立場で諮る方法というものを明確にしとかないと、両方併せ持ってやらないと、ですから、多くの税金がそこには投入されているという理解を持たないと、本当の適任者と言えないのではないかなと。先ほど質疑の中で申し上げましたけれども、今、国も非常に揺れている状況でありますから、そういった疑われるような人事は好ましくないと思います。本当に心苦しいんですが、そういった立場の方というものはこれからの子どもたち、未来を背負う子どもたちという一般質問もたくさん出ましたけれども、その中の審議におられて、そういった我が家のこととか、そういった指摘のことを公私混同して、もちろんされないと思いますけれども、するような可能性がある立場の人をそこに置くべきではないというふうに、町民を代表して述べたいと思います。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長(桐原則雄君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議 長(桐原則雄君) ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

同意第1号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、同意第1号は同意することに決定しました。 次に、同意第2号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。 この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立少数〕

○議 長(桐原則雄君) 起立少数です。したがって、同意第2号は同意しないことに決定しました。 これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第1回大津町議会定例会を閉会します。

午後4時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。 平成30年3月20日

大津町議会議長 桐 原 則 雄

大津町議会議員 坂 本 典 光

大津町議会議員 手 嶋 靖 隆